白川静著作集

別巻　殷文札記

金文通釈続編

平凡社

殷文札記　目次

序……三
第一章　古代王權の成立……九
第二章　古代王朝の意識形態……三二
第三章　殷の都城……五一
第四章　邊境の呪鎮……七九
第五章　遼寧喀左の窖藏器と孤竹國……一一五
第六章　殷虛の發掘……一三八
第七章　山東・河南・甘肅・四川・廣西の殷墓……一八一
第八章　殷金文例……二二九
第九章　圖象の體系……二六三
第十章　殷の餘裔……三一一
あとがき……三四七
索　引……1

殷文札記　目次細目

序

金文通釋の刊行　金文通釋の趣旨　金文通釋の補訂　西周史略に對する殷史の問題　研究初期の殷史研究（論文項目）　殷王朝の形成過程　大和王權の形成過程　圖象の體系　[illegible]形圖象器　複合圖象　研究上の障碍

第一章　古代王權の成立

一、王權以前……九

古代の共同體　その單位と字の原義　家　氏　族　郷　黨　里　邑　國　邦　五等の爵　都　君　王　父　兄　叟

二、殷本紀と竹書紀年……一七

古代王朝の問題　神話と王統譜　王都　王陵　王權の基礎構造　殷本紀　周鴻翔氏の商殷帝王本紀　殷本紀の記述　殷契　成湯以前の第一次世系、六示　自契至湯八遷　伊尹神巫　夏殷の革命　殷の世系　武乙と紂　甲骨文による殷世系　殷本紀と書篇　古本竹書紀年　殷本紀・竹書紀年の史實性　都邑の考古學的調査

三、殷の繼統法について……二五

殷本紀の繼統譜の問題點　貞卜集團の世代交替　王族卜辭　兄終弟及　張光直氏の商王廟號新考　甲乙戊己組と丙丁壬寅組の交替制　舊派と新派　イトコ婚　わが國古代王朝の近親婚　天智皇女は天武妃　近親婚と一夫多妻　天皇靈　婦好の問題　婦好墓の規模　殷と姓組織　殷子姓說

第二章　古代王朝の意識形態

一、神話について……三二

神話と王權　南北の神話　王亥と殷侯微　日本の神話と中國の神話　黃河下流の古國　玄鳥說話　夒と舜　王國維の夒・舜說　殷の六示

二、文字と王權……三六

文字と王權　エジプトの古代文字　ナイル河の氾濫と王權　オリエントの王權　都市國家と神殿經濟　絕對王權と契約國家　初期王權研究委員會編、古代王權の誕生

三、わが國の古代王朝の成立……三九

統一以前　古墳の形成期・完成期・衰頽期　古墳時代の勢力圏　前方後圓墳と泰初二年の郊祀禮　雄略期の鐵劍銘　應神紀の百濟人來歸　宋書にみえる倭の外交文書　雄略の卽位禮　雄略期の伴部創設　わが國の共同體を示す語、いへ・うぢ・うから・やから　天武十一年十二月壬戌詔　部と氏族　伴造表　部の成立とその歷史　雄略紀にみえる部名　部民賜姓　稱德紀寶龜元年七月の賜姓　寺村光晴氏の古代玉作形成史の研究　古代王朝成立史の問題　秩序への構想

第三章　殷の都城

一、山東の㠱國……………………………………………………五一
殷の故地山東　婦好墓出土の亞其銘　王獻唐氏の黃縣㠱器　亞㠱圖象　山東姜姓國說
地域的統一　八遷・五遷　わが國古代の首長勢力と古墳　[illegible]系圖象と亞其　王獻唐
氏の山東古國考　灰城の問題　山東出土器　殷器と殷周器　各地の殷器　亞其の古圖
象銘器の擴散
二、都城について……………………………………………………六〇
歷代諸王の殷都　南亳・西亳・景亳　殷の歷史地圖　山東の古城址　張學海氏の試論山
東地區的龍山文化城　龍山城の特徵
三、城子崖……………………………………………………六六
城子崖の調査　龍山文化　陶片刻文　子姓國譚　詩小雅大東　周道
四、偃師二里頭……………………………………………………七〇
二里頭文化　三座の宮殿基址　殷瑋璋氏の二里頭文化探討　早期の宮殿址（復原圖、出土
器表）　伊尹說話　王業と聖職　初期の爵
五、鄭州二里崗……………………………………………………七二
田野考古報告集鄭州二里岡　窖藏銅器（大方鼎と牛首尊）　殷代城壁遺構　宮殿址（宮殿
復原圖）　鄒衡氏の鄭州商城卽湯都亳說　鄭州と安陽
第四章　邊境の呪鎭
一、出雲の呪器……………………………………………………七九
鄭州二里崗の埋藏器　出雲の埋藏器　出雲埋藏器の解釋　中國の呪禁
二、湖南寧鄉の呪鎭……………………………………………………八一
癸[illegible]銘の卣　卣中の玉器　鐃と大盆　己[illegible]銘　獸面文分當鼎二器　[illegible]圖象器　[illegible]
圖象例　[illegible]形圖象阮元說　彝器鑄作の職能者　わが國の青銅職能者　湖北萬城殷墓出
土の北子[illegible]銘器　俘獲將來品說　𦒞作北子耳𣪘　北子・北伯諸器　北伯諸器王國維跋
複合圖象について　冶金の職能者　天黿形圖象　その圖象銘の金文六例　[illegible]と天黿形
圖象
三、黃材出土の坑藏器……………………………………………………九〇
立戈形圖象坑藏器　器中玉器三二〇餘件　各地出土の立戈形圖象器（河南・陝西・湖南・山
東・山西・四川・熱河・北京）　古代戈國（夏本紀論贊）　崔東壁夏考信錄　宋鄭樵通志氏
族略　俞樾の群經賸義　陳槃氏の列國存滅表譔異　斟讙と斟戈　左哀元年の戈國　路
史國名紀丙　宋鄭の隙地六邑　卜文中の戈と戈人　步戈人　戈受年　戈⊠圖象
普渡村西周墓縶氏立戈銘　山東長淸の立戈銘器　共存器[illegible]圖象器　山西靈石の立戈形圖
象器　熱河凌源窖藏器中の立戈銘器　傅聚良氏の長江中游地區商時期銅器窖藏研究（窖藏器
表）　窖藏の理由　窖藏器の性質觀
四、祭祀遺跡の呪器……………………………………………………一〇五
江蘇銅山灣の殷代祭祀　四個の自然石　無字の卜骨卜甲　商代社祀　頭骨破碎の犧牲
丘灣古遺址の地勢　殷代大彭國　卜文の彭　殷王畋遊の地　陶器の殘片四千片　粗陶

の縄文土器　異族に對する呪禁　呪鎭の器　石主呪鎭

五、望祀について……………………………………一〇九

江陵出土器の圖象　寧郷器の癸〓圖象　遼寧喀左北洞村一・二號坑出土器　山川望祀　書舜典の望山川　周禮大司樂の山川祭祀　左傳の郊望　魯郊公羊說　周禮男巫の郊祭　男巫掌望祀望衍　女巫掌歲時祓除　鄭司農說と孫詒讓說　卜文にみえる望　呪祝𢀛方　多𢽾・多亞・多尹・多臣　眉人眉女　島根神庭荒神谷の銅劍　加茂岩倉斜面の銅鐸

第五章　遼寧喀左の窖藏器と孤竹國

一、遼寧喀左の窖藏器……………………………………一一五

熱河淩源の匽侯器　北洞一號坑の窖藏器　竹字形圖象　卜辭にみえる〓　〓と岳　第一期貞人〓　貞人矣と〓の田　〓文冊、祝祓　〓侯　妻妾・𠬝妻妾　武丁二十九年三月癸巳の卜辭　巫祝者〓　〓と亞長形圖象　彭邦炯氏の竹國說　長侯・長友唐・長戈　肅愼北地說　𦔻・〓・亞長銘の罍

二、金文にみえる〓關係圖象銘……………………………………一二一

亞𩰫形　上海博物館、𦔻〓罍の解　李學勤氏の孤竹說　𦔻字の解　扶風出土の〓銘器　四耜册形〓銘　于省吾氏の𦔻の解　四耒は協同耕作說　耒耜の册祝　葛英會氏の孤竹說　子姓の孤竹氏と墨胎氏と目夷氏　史記伯夷傳　姜姓の孤竹君　〓と祭祀儀禮

三、第二坑窖藏器……………………………………一二五

亞㠱矣形圖象方鼎銘　𡚸圖象　㛸氏と天黿形圖象　彭女諸器と〓圖象　〓と天黿形と亞矣

四、亞矣系諸器……………………………………一二八

諸器の出土地　第二期貞人矣の卜文例　多君と多尹と亞矣　矣の自　亞㠱侯矣の器　北京順義出土器八件　亞㠱本貫の地

五、呪器埋藏……………………………………一三二

大淩河東岸山灣子窖藏器二二件　各器の銘　窖藏器の問題點　四個の窖藏群　事變埋匿　掠奪分與の器　周初の支配權　現地制作器說　三種の文化　古孤竹國　內蒙古天室同の殷甗　內蒙古の殷周器文化　北洞器の㞢亞と㠱亞　山川郊社の禮　呪器と呪鎭

第六章　殷虛の發掘

一、殷代遺址の考古學的研究について……………………………………一三八

紀念殷墟發掘七十周年論文專集　王巍氏の商代考古七十年　疑古・考古・信古　第一次發掘の成果　安陽發掘報告と小屯甲・乙・丙編　李濟氏の安陽　胡厚宣氏の殷墟發掘　第二段階、郭寶鈞氏の武官村、夏鼐氏の河南輝縣、河南二里崗その他各地の調査　文化大革命後の發掘調査　偃師殷城址と鄭州商城　殷虛東北部の宮殿址　山東・山西の遺址　劉家莊北一〇四六號墓

二、殷虛婦好墓諸器……………………………………一四四

未盜掘の大墓　墓室の狀況　隨葬器　婦好等圖象　禮器二一〇件　樂器その他　玉器七五五件その他　圖象銘の地位表示　卜辭中の婦好　婦好墓中の金文銘　司母辛と司

粤母　亞弜・亞其・亞啓の器　弜と亞弜と婦亞弜　婦と[illegible]圖象　彝器陳設の序列（墓中銅器分布圖）　序列の意味　禮記喪大記　埋葬禮器の組合せ　玉器と貝六、七〇〇枚　伏瘞　一夫多妻と多子集團呼稱　婦字說　婦好娩嘉　婦好軍征　登と徵　収人五千　婦好・我・多射の収人　司系の葬送者　侯家莊西北崗一〇〇一號大墓　小屯M一八子漁諸器　大司空村M五三九と殷虛西區M九〇七の出土器
三、安陽小屯村北一八號墓葬諸器……一五九
王族の墳塋の地　一八號墓の隨葬器　圖象銘一三器　子漁とその族緣　朱書玉戈　子漁卜辭例　禮器陳設　一七號墓　犬牲と殉葬　[illegible]字形銘鼎　[illegible]字形銘爵　衛字形銘觚　[illegible]圖象冓字說　[illegible]形器の分佈　北子[illegible]器　[illegible]・[illegible]・[illegible]
四、殷虛武官村大墓陪葬諸器……一六五
大墓の墓制　伏瘞と棺中・棺外の陪葬器　猿の殉葬　殉葬二四架　棺內の戈・玉器　圖象七種一〇器　戈の複合圖象の馬敍倫說　各圖象器の配置の關係　排葬坑と散葬坑　陪葬者の構成　大墓石磬の虎形雕飾
五、殷虛西區墓葬諸器……一七〇
殷墓一〇〇三座　車馬坑五座　壁龕一七座　腰坑四五四座　南向三二八座　北向三九九座　東向一〇四座　西向一〇七座　盜掘二一三座　葬貝殘留七一〇座　單身葬木棺　殉葬三八人（少年・未成年を含む）　東區M六九二　殉犬三　二層臺上陶器　銅戈・觚・爵・玉玦　婦人殉葬一　南側二層臺上、少年殉葬一　少年隨葬墓一一座　家父長ク
ラス墓葬　隨葬車馬坑三　隨葬銅器銘文二〇例（圖）　[illegible]銘爵出土　叀銘の器六器　文父丁、[illegible]銘の器　叀は王族出自　中字形圖象の大中小鏡三器　墓區中の戈形・矛形・兩立刀[illegible]形・擧形銘の器　[illegible]圖象器の出土例　[illegible]圖象　[illegible]・又史形圖象　[illegible]圖象銘の器　小臣親王家　又史形　亞字形圖象の器　告貯銘器（各墓區圖象銘、圖）　隨葬器總計　墓葬の時期　生活區と墓葬　上番者の墓葬　陝西周墓の殷器

第七章　山東・河南・甘肅・四川・廣西の殷墓

一、山東益都蘇埠屯墓地……一八一
殷墓四座・車馬坑一座　亞醜銘　斷崖上の一座　亞醜銘器五六器　出土地　亞醜銘六矛　亞醜銘器著錄表　亞醜銘杞婦　甲骨文中の杞・杞侯　者婤姒大子　亞と婤　複合銘　子商・亞羌乙　卜文の子商　亞醜形季　嫋　亞醜器方形　槨室と方形器　人面鉞　軍神蚩尤　河北藁城臺西殷墓の人面鉞　杞と醜　複合併記　王獻唐氏の釋醜　亞醜形四種　諸・諸城と杞侯　卜文の小臣醜　第一號墓殉葬四八人・六犬　北壁の大銅鉞二件　亞醜陽文銘　亞犬銘　犬・犬侯・犬夷　卜文中の犬　多子族と犬侯　山東・河北の神話　有窮と后羿　寒浞と羿　斟灌・斟尋　竹書紀年の夏史　王獻唐氏の山東古史研究　杞國の歷史　亞醜器姒姓杞國說
二、河南鹿邑太淸宮長子口墓……二〇二
長子口墓の規模　朱砂・殺殉・伏瘞　墓室の祭式　陶瓷器の破碎　靑銅器二三五件　長子[illegible]銘　その時期　周初說　湖北黃坡の長子狗鼎

三、甘粛靈臺白草坡西周墓……二〇八
西周墓の出土器　殷人圖象器八種　八座の西周墓と車馬坑一座　二號墓の兵器殘斷　方
良毆擊　貝九五枚　棺下紅朱土葦席　墓主㶇伯　庚字形・黽字形・兩耜冊形圖象　宰
㭒角　婦好墓銅鏡　庚字形複合圖象　圖象　㶇伯と殷系氏族
四、四川彭縣竹瓦街出土銅器……二一六
出土器　大陶缸內の器群　父己觶の圖象　彭縣の位置　羊形圖象器　父乙鼎羊冊冊形
圖象　尖底形圖象
五、廣西恭城縣出土靑銅器……二一九
出土諸器　陽文羊頭形銘　蛇蛙文樣　呪鎮　四川彭縣の坑藏器　恭城　聖地九疑山
寧鄉　龍虎關　廣西出土靑銅器　武鳴勉嶺山麓の窖藏器　天父乙提梁卣　雲文銅鐘
乳釘文銅甬鐘　浮雕飾銅鐘　櫛齒文銅鐘　二卣六鐘　壯族自治區　武鳴の呪鎮　立
人形器出土地　普渡村天圖象族　河南羅山蟒張殷墓　詩大雅崧高　天圖象の複合形

第八章　殷金文例

一、戍鈴彝　在九月、隹王十祀……二三〇
二、遷方鼎　隹王征井方　武乙文丁期　＊㚒卣……二三一
三、嶲𠂤卣　隹王九祀九月昚日……二三三
四、切其卣一　帝辛二祀正月　（亞字形中莫犬）……二三五
五、切其卣二　帝辛四祀四月　（亞字形中莫犬）……二三七
六、切其卣三　帝辛六祀六月　（亞字形中莫犬）……二四〇
七、豐彝　豐鼎一・二　帝辛六祀……二四二
八、小臣邑斝　隹王六祀肜日四月　帝辛六祀……二四三
九、䋣彝　隹王廿祀昚日十月　帝辛廿祀十月　（族圖象）……二四五
一〇、小臣艅犧尊　隹王十祀又五彡日　帝辛十五祀　＊小臣𢆶卣　（又史形圖象）……二四六
一一、甗方鼎　隹王廿祀又二　五月　帝辛廿二祀五月　（魚圖象）……二四八
一二、小子𦧅卣　令望人方（帝辛期）……二五一
一三、文父丁殷　令伐人方（帝辛期）……二五三
一四、作冊般甗　王宜人方　冊……二五四
一五、宰㭒角　帝辛二十祀六月　庚冊……二五五
一六、小子𦣞鼎……二五六
一七、小子省卣……二五七
一八、小臣缶鼎　大子乙父乙……二五八
一九、子啓尊　子光賞子啓貝……二五九
二〇、子黃尊　王賞子黃……二五九
二一、婦闟卣　文姑日癸……二六〇
二二、𠬪卣尊　文辟日丁……二六一

第九章　圖象の體系

一、圖象と氏族……二六三
圖象と文字　丁山氏の甲骨文所見氏族及其制度　甲橋刻辭と骨臼刻辭　入龜納骨の氏族
婦某二七例　氏と示　丁氏の殷商氏族方國志　〓は攜　𣪘字說　〓峭函・亞𢧢服
內諸侯說　圖象の體系
二、土器刻文と圖象……二六六
饒宗頤氏の漢字樹　文字の起原としての記號　記號と書契　文樣と記號　半坡・姜寨等
彩陶土器の記號五二種　祭式と刻文　丁公陶片　十と卍　卍は聖記號　記號と文字
三、圖象と古代王權……二六九
わが國古代の部の設置　身分的・職能的組織　〓と王族　〓某　小臣と〓
〓銘器出土例　婦と亞　多亞・多尹・多臣　多羌・多馬・多犬　多馬亞・多眉　王權の成立期
四、圖象解釋例……二七六
鄒衡氏の夏商周考古學論文集の〓形說　〓と玄鳥說話　玄婦方罍　〓と〓　〓・〓・複合圖象　〓圖象の器と共工說話　〓圖象器の出土地　〓形圖象器六〇餘件　〓形圖象器の出土地とその本質　天字形圖象五〇餘件　天族の故地　天黿形圖象器一〇〇餘件　天獸形圖象器一五、六器　黃帝の臣、熊羆貔貅の屬　天姬壺　圖象解釋の視點
五、〓系圖象私解……二八二
亞其・亞中㠱・亞中矣・〓・矣亞形・亞中㠱、矣・亞中犬、矣の圖象　婦好墓中の亞其圖象器　婦好墓中の配置　亞弜の器　亞㪅の器　㠱侯八器　其の字形　卜文㠱医
爵號　侯　五等の爵名
六、圖象各說……二八七
a・b・c　人物形圖象　大字形　側身形　對人形　衆字形　背人形　d・e　亞字形圖象　f・g・h　鳥獸形　弓矢形　i・j　貯・旗・家・舟形　册・兩册形
幸字形　k・l・m　器雜・目・兩目形　畢單形　行形　糸形　n　耒耜形　禾形
七、圖象附說……三〇八
子某器の出土地　〓圖象器の出土地　戈圖象器の出土地（表）　邊境の呪器と圖象器
圖象器と出土地

第十章　殷の餘裔
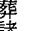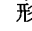
一、克殷の年……三一一
武王克商之年研究　利𣪘の銘、珷征商　隹甲子、朝歲鼎　書牧誓　歲鼎　歲在鶉火
〓自　𤼈公　天亡𣪘（大豐𣪘）　武王克商之年研究六家說　周書武成篇　漢志引武成逸篇
二、殷の餘裔……三一五
啓以商政、彊以周索　殷民六族・殷民七族　職能的部族　周書康誥　三叔の叛　新大邑成周　夏政戎索　懷性九宗　殷器擴散　周初の彝器文化　西周期の殷人の器　通

釋所收の殷人作器（器名表）　西周期の殷人作器の銘　殷の八師　昭穆期の禮樂　嗣襲
[illegible]　曶鼎の寇禾事件　殷人と王人　散氏盤の土地紛争事件

三、陝西出土の殷器……三一三

殷族の陝西移入　河南出土の殷人器　陝西出土の殷人器（表）　散氏盤　陝西扶風張家
坡殷人群墓諸器　墓葬一二四座・車馬坑五座・馬坑三座・牛坑四座　禮器陪葬一一座　隨
葬器圖象（大字形・丙字形・兩馬系・[illegible]形・[illegible]皐形・山字形・[illegible]形　陝西岐山賀家村西周
墓　山字形銘　山氏　涇陽高家堡早周墓葬諸器　渦身象文卣　戈形圖象　句字形圖
象　戈⊠圖象器　綏德墕頭村窖藏諸器　窖藏器二一件　北方最前線　禮器と兵器
その圖象器　北方游牧民文化說　天圖象器　扶風齊家村窖藏諸器　天一八字銘三器
天圖象複合形

四、周禮と職能氏族……三三六

周禮の成立事情　張亞初・劉雨二家の西周金文官制研究　戰國期齊人僞作說　周禮と西周
金文所見官制　その對照表　天官　地官　春官　夏官　秋官　五官三五六職と金
文九六職　師氏の職　大盂鼎銘　小盂鼎銘　周禮小臣　荀子門人編纂說　某氏某人
は職　官制以前の古稱　周禮と左傳の官制　司徒・司馬・司空　師・史・祝・卜
氏・人職　氏の古稱　陶唐氏・有虞氏　職能的部族　冬官考工記　墨者の技術者集團
江永の周禮齊人制作說　周禮建國溝洫說　列國の武器　木金皮色の工　王朝所傳の技術
竹簡科斗書考工記　職能的氏族の所傳　官制以前の職能者

あとがき……三四七

疑古・考古・信古　圖象の性格　古代王權の成立　殷の繼統法と近親婚　寶貝子安貝
わが國の部の構造と殷の圖象の體系　古代王權の成立と東アジア的形態

坿　白鶴美術館誌の刊行について……三五二

殷文札記

序

金文通釋は一九五五年、私が大阪大學に講師として出講することになり、その機會に一箇月に一度、阪神間の有志の會合である樸社において、金文と說文とを講じたときの講義錄である。はじめはその講義案を油印にして社友に配付していたが、のち金文は白鶴美術館が白鶴美術館誌として、また說文新義は社友である小野楠雄氏の義捐を得て刊行することになつた。說文新義八巻は私の著作集の別巻としてすでに復刊され、金文通釋も同じく著作集の別巻として、隔月刊で刊行が進められ昨秋一一月に七巻九册の出版を終えた。この殷文札記はその最終巻として、新たに加えられるものである。

金文通釋は、はじめ郭沫若氏の一九三二年版に增訂を加えた兩周金文辭大系一九三五年版の解說を中心として、それに關聯器を加えながら、その考釋を試みる考えであつた。しかしその機會に、一應西周期金文の大體を、新出の器をも加えながら整理を試みたいと思つて、大系外の資料をも新たに加え、巻帙次第に多く、刊行を開始して以來、二二年にして索引をも加えてすべて五六集に及んだ。またその第四六輯一九七七年四月と第四七輯一九七七年一〇月には西周史略の一篇を加えた。金文資料によつて、西周史の闕略を補おうとする最初の試みであつた。しかしその後、新しい資料の出土も多く、また近

年には、商周青銅器銘文選全四冊、馬承源主編、文物出版社、一九八七年～一九九〇年・殷周金文集成全一八冊、中國社會科學院考古研究所編、中華書局、一九八四年～一九九〇年・同釋文全六卷、中國社會科學院考古研究所編、香港中文大學中國文化研究所出版、二〇〇一年一〇月・近出殷周金文集錄全四冊、劉雨・盧岩編著、中華書局、二〇〇二年九月及び殷周金文集成引得張亞初編著、中華書局、二〇〇一年七月など、大部の編集作業が行なわれ、その索引の類も備わり、金文の研究は、私の金文通釋執筆の當時に比べると、その面目を一新する趣がある。それで西周史略のごときも、改訂補筆を必要とするものであるが、復刊を主として企畫されたこの度の刊行においては、全面的に改稿することは困難であるから、その一部を補訂するにとどめた。

この西周史略に對して、殷の甲骨・金文の資料によつて、殷史略ともいうべき概觀を試みることは、私の宿願とするところであるが、今は札記として、その概要を提供しうるに過ぎない。私の殷研究は、私の研究生活の上では最も初期のもので、當時は資料も十分でなく、一應試論の範圍を出るものではなかつた。ただそれらの諸篇はこの札記と關係の深いものもあり、以下にその篇名を錄しておく。

＊卜辭の本質　一九四八・一　立命館文學六二號（以下、文學と略稱）
＊殷の社會　一九四八・九　文學六六號
商頌五篇について　一九四九・六　說林第三輯
殷の神話　一九四九・七　說林第四輯
殷の世系——いわゆる六示について　一九四九・八　說林第五輯
帝の觀念　一九四九・一〇　文學七〇・七一・七二號
＊殷の族形態——いわゆる亞字形款識について　一九五〇・一　說林二卷一號
＊殷の基礎社會　一九五一・二　立命館大學創立五十周年記念論文集文學篇
周初の對殷政策と殷の餘裔（上）——特に召公の問題を中心として　一九五一・九　文學七九
周初の對殷政策と殷の餘裔（下）——特に召公の問題を中心として　一九五二・三　文學八二
周初における殷人の活動——主として軍事關係の考察　一九五二・一　古代學一卷一號
＊殷代の殉葬と奴隸制　一九五四・一　立命館大學人文科學研究所紀要二號
＊殷の王族と政治の形態　一九五四・三　古代學三卷一號
釋南——殷と南方文化、その一　一九五四・一〇　甲骨學三
＊小臣考（上）——殷代奴隸制社會說の一問題　一九五五・一　文學一一六
＊小臣考（下）——殷代奴隸制社會說の一問題　一九五五・二　文學一一七
殷代雄族考　其一、鄭　一九五七・一二　甲骨金文學論叢五集
殷代雄族考　其二、雀　其三、畢　一九五七・一二　甲骨金文學論叢六集
＊卜辭の世界（［古代殷帝國］第四章）　一九五七・一二　みすず書房
殷代雄族考　其四、肅　其五、皐　一九五八・五　甲骨金文學論叢七集
殷代雄族考　其六、𠂤　其七、戉　一九五八・八　甲骨金文學論叢八集
羌族考　一九五八・一二　甲骨金文學論叢九集
（＊は著作集第四卷「甲骨文と殷史」に收錄。甲骨金文學論叢は著作集別卷として刊行豫定。他は著作集

未收のものであるが、その要旨は他の單行著作、例えば「甲骨文の世界」「金文の世界」「漢字の世界」「中國の神話」「中國の古代文學」等に、關係部分について略說を加えており、いずれも著作集の諸卷に收錄されている。）

これらの諸篇は、私が論文を發表しはじめた初期の十年以內のもので、試論的なものが多い。その後私は金文通釋・說文新義・詩經研究などの執筆に從事し、殷代史の研究にたち戻る機會がなかつた。最近に至つて、初期王權研究委員會の編する古代王權の誕生全四卷、角川書店の第一卷、東アジア編二〇〇三年一月に、第三部中國の第二章「殷王朝の成立とその構造」を寄稿したが、それはこの卷に豫定している殷文札記の課題を、一應要約的に記したものであつた。

殷王朝形成の過程において、殷金文に夥しくみられる圖象が、何らかの意味をもつものであることは、容易に推測しうることである。それは例えばわが國の古代王朝の成立の過程において、部・伴造の設置が重要な楷梯を果していたように、圖象も一の社會的體系をなすものとして、王朝の基礎構造をなすものであつたと考えられる。私の初期の論考は、主としてこの圖象のもつ意味とその體系を考えようとするものであつた。しかし資料的に追迹の困難な部分もあり、しばらく資料の充實を待つ意味もあつて、これを將來の課題とした。爾來殆んど三十年を經て今日に至つている。

今では多くの資料が蒐集網羅されて、數量的にその資料は數倍に達していよう。しかしこの問題を更に進展させるほどの有力な研究は、何ほども加えられていないのが現狀である。最も決定的なことは、このような圖象の體系が成立したと考えられる殷王朝後期の小屯の王陵七墓が、早くから盜掘のためにその遺品を失い、埋葬時の狀態が殆んど知られていないことである。この區域で辛うじて原形を留めているものは、婦好墓と西區の群葬墓のみである。他に王陵に匹敵する規模のものに、鹿邑太淸宮長子口墓河南省文物考古研究所・周口市文化局編、中州古籍出版社、二〇〇〇年一一月があるが、これらの資料では、王朝全體の構造に關わるような通觀を得ることは困難である。

同一の圖象銘をもつ彝器は、本來その圖象をもつ氏族に屬する彝器であつたと考えられる。例えば戈の圖象銘をもつ器はおそらく二百器左右に及ぶであろうが、その大部分は出土地を明らかにせず、出土地の明らかなものも、その觶三器のうち、一は山東長淸縣興復河墓葬二五號集成一一・六〇五五、一は河南洛陽北瑤村墓葬集成一一・六〇六四、一は湖南湘潭縣靑山橋鄉老屋村窖藏集成一一・六〇六五のように遠く分散しているが、全體としては陝西出土の器が多いようである。戈標識部族の本貫の地は山東であろうと思われるが、甲骨文に「戈受年」乙・四七一八のように、戈の受年をトする例があつて、戈は殷の有力な部族であり、またその地は殷の王畿に近いところであることが知られる。それでこの圖象の器が、遠く陝西や湖南の地から出土する事情について、何らかの解釋を加える必要がある。このことはまた例えば[図象]・[図象]などの圖象器についても同樣である。

圖象にはまた複合の例が多い。例えば小臣𢆶卣本書第八章、金文例・一〇の銘末の圖象（[図象]）は二種あるいは三種の圖象の複合とみられ、圖象に複合と分化の現象があり、これがどのような社會的事實を意味するかについても問題がある。

このような問題については、器物の出土の狀況が明確であることが第一の要件であるが、何らかの

銘識をもつ器物一萬二千件の大部分が、盗掘等によりその出土事情を明らかにしていないことが、問題を考える上の決定的な障碍となつている。この障碍は容易に超えがたいものであるが、このような條件のなかで、圖象銘器によりどのような問題が考えられるのか、そのことがこの書の目的とする、最も大きな課題の一つである。

第一章　古代王權の成立

一、王權以前

古代王朝の成立の問題に入る前に、古代の共同體とは何か、その存在性格を考えておく必要があると思う。古い時代の共同體の單位がどのようなものであつたのか、その展開の様態がどのようなものであつたのかについては、今では考古學的な方法によつて、その住居址や墓葬、その生活圏の状況の調査などによつて、後の城牆をもつ集落に至るまでの展開も、ほぼ明らかにされている。そこでの生活意識のありかたは文字の上にも反映されているはずであるから、ここでは文字のもつ意義内容の上から、そのありかたを考えてみることにしよう。

人が血縁を意識し、その血縁關係を整理し、共通の祖靈の祭祀を行なうようになると、家の意識が生まれるであろう。家は說文七下に「居也。从宀、豭省聲」と形聲の字に解する。下部を豕を含む形と解するが、卜文・金文では明らかに犬の形であり、それも生氣を失つた犬で、犬牲とみられる。犬

牲を埋めて奠基とし、その上に建てたものは「匚于上甲家」拾遺・一・七のように祀廟の意に用いる。その祀廟に共同祭祀するものを家といい、家族という。家とは共同の祖祭を行なう祭祀共同體である。

家は他家と區別するために氏號をつけた。神話的な古い部族の名は、有易氏・有窮氏・有虞氏のように、多く氏號を以てよばれている。氏は說文三下に「巴蜀山名、岸脅之旁箸、欲落墒者曰氏」と解するが、これは巴蜀の方言で氏の本義ではない。氏の古い字形は把手のある刃器で、その下に皿を添える字形もあり、盤中の肉を切る意である。祭祀に供した肉を切つて頒つのは、氏族共餐の祭祀が行なわれたときで、その刀を執る者が氏の上であつた。詩の小雅信南山に、歲功既に畢り、その黍稷を以て祖廟に祀り、「執其鸞刀　以啓其毛　取其血膋」の句がある。その鸞刀を執る者が家長であり、氏の上である。

家族・氏族という場合の族は、說文七上に「矢鋒なり。之を束ぬること族族たり」とし、鏃の意とする。しかし族は㫃に從い、㫃は旗の形である。旗竿に偃游を加えた形で、その下に矢を加えて族となる。矢は矢誓に用いるもので、氏族旗の下で誓約を行なうのは、その氏族靈のもとに戰うことを誓約する軍禮であるから、族とは氏族軍をいう。氏族軍をもつものが族であつた。「分魯公以大路・大旂……殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏」左傳定四年とある六族の條氏以下は、みな戰士階級を擁する有力な氏族であろう。蕭は子姓國、卜辭に武丁期の王子として子肅の名があり、その後と考えられる。

鄉黨とは血緣的集團のみでなく、地緣的集團をも含むものであろう。左傳には公子牙之黨襄二一・慶氏之黨襄二四・甯氏之黨襄二八等の名がみえる。鄉は說文六下に「國離邑、民所封鄉也、嗇夫別治、封圻之內六鄉、六卿治之」というも要領をえない。おそらく京官の食邑の意で、その住民をいうのであろう。黨は說文一〇上に「不鮮也」とあつて黨莽、光のかすかな狀態をいうとするが、黨莽は形況の語で字の本義ではなく、また說文に尙聲とするも形聲の字ではない。尙は神明の臨む窻の形、その前に祝詞の𠙵を置いて神を迎えるところ、黑は竈。黃土地帶では古くは坑を掘つてその四邊に室を作るので、日光・月光を迎える窻を神明のところとし、その下に竈を置いて竈神を祀つた。そこで共同の生活をするものを黨という。鄉黨とは血緣的集團のほかに、地緣的な集團、共同炊餐をする生活者を含めた集團である。左傳にみえる黨は、しばしば政治的な行動、ときには王子朝の亂のように、政權を左右するほどの行動を起している。

地緣的な生活者としては里がある。說文一三下に「居也」とするが、里は田と土との會意字。田は區劃された農地で、長方形に記されていることが多い。土は社の初文。農耕の神として、そこに社神を祀る。のち行政單位として五十家、あるいは二十五家を里とする。周初の令彝に「眔卿事寮眔者（諸）尹眔里君……」とあつて、行政上の一の重要な單位となつている。鄉黨には擬制的にもなお共同生活者としての性格が殘されているが、里には行政的性格が濃厚である。

邑里というが、邑は牆壁のある住居地で、囗は牆壁、下は人の蹲踞する形である。殷の本貫の地である山東には、五、六百メートル四方の牆壁のある古代の住居址が十數箇所調査されているが、內部には階級分化のあともみられ、すでに地方の首長國らしい形態を示している。齊の鮑叔の孫、鎛の作

器である鈴鎛に「侯氏易之邑二百又九十又九邑」とあり、邑の規模は村の程度のものであつたと思われる。

國の初文は或。説文十二下に「邦也、从口从戈、以守一、一地也、域、或又从土」という。或・域・國を同字とする。説文六下に「國、邦也」というが、國と邦とは成立の異なるもので、國は戈を以てその地を衞る軍事都市、邦は封建による立國をいう。邑が牆壁をめぐらした住居地であるのに對して、國は城壁をめぐらした武裝都市である。孟子公孫丑下に「三里之城、七里之郭」とあり、それが當時の一般の城郭の規模であつた。二里頭・二里崗の城壁の規模が、ほぼそれに近い。のち領土國家的な發展を遂げると、國中に複數の都邑をもつこともあるが、本來は一國一都、外觀上都市國家に近い形となるので、中國の古代を都市國家とする説もあるが、オリエントやギリシアの都市國家とは、その國家形態が遙かに異なるものである。

邦は説文六下に「國也」とあつて國と互訓。しかし國が戈を以て衞る武裝都市であるのに對して、邦はいわゆる封建を意味する字である。丰は標識としての樹木の形。その邦君には、のち爵號として公侯伯子男の名が與えられたが、これらの爵號は、本來それぞれの意味をもつものであつた。公は公廷の形の平面形で公廷、そこはまた執政の場であつた。朝廷の儀禮もそこで行なわれた。侯は王畿の周邊にあつて侯禳のことに當るもの、伯は化外の異邦の酋長。外方の征伐にその首長の首を獲たときは、その頭顱にその名を記して保存した。それで白頭の白と、異邦の族長の伯と、その二義に用いる。子は殷においては王子の稱、男は經營的な耕作地の管理者を原義とする。五等の爵號が成立するのは、周が名目的な王室となり、國際的な秩序を維持するために、今の國連のように諸國の地位を階層化するためであつた。化外の國は土方・羌方のように、方とよばれた。方は人を架する形、これを敺つ形は放、異族の靈を放逐する意である。

都のことを、殷では大邑といい、大邑商と稱した。者はお土居のような土牆の中に、お札のような呪符を入れた曰を諸所に埋めて呪祝とし、守護する邑の意で、國が武裝都市であるのに對して、都は政治的な首都の意である。古い用例では宗周鐘に、「王肇遹省文武堇疆土、……王𦎫伐其至、戦伐厥都」のように、外夷である南國𠬝子の都を稱しており、自らの都は鎬京・京師と京を用いる。京はアーチ形の城門の象、都はお土居型の牆壁をいつたのであろう。説文六下に「有先君之舊宗廟曰都、从邑者聲、周禮、距國五百里爲都」とし、者聲の字とする。孟子萬章上に、舜の異母弟の象が舜を都君とよんでいるが、都は本來はお土居程度の邑居で、都君は古い時代には大抵女君であつた。君は呪杖をもつ尹と、祝告の器の𠙵とに從う。古く群后といわれ、のち諸侯の夫人を君氏という。この古代的な群小國家は、領土國家が發展すると郡となつた。君は古代、女性のシャーマンであつた可能性が多い。后が女君の意に用いられるのも同樣であろう。

古代王朝の時代となつて、はじめて王の稱號が生まれた。王は説文一上に「天下所歸往也、董仲舒曰、古之造文者、三畫而連其中、謂之王、三者天地人也、而參通之者王也、孔子曰、一貫三爲王」とする。しかしその古文としてあげる字は、下畫の兩端が大きく上曲しており、地の形とはみえず、甲骨・金文の字形は鉞の刃部を下にした形である。これは王の儀器として玉座の前に置き、その象徵と

家

氏

鄉

邑

國

公

侯

子

族

萬

里

或

邦

伯

男

都

君

后

王

帝

父

方

京

兄

叟〔叜〕

したものであろう。王の指揮權を示す儀器として玉座の前に置き、その柄の裝着する部分はなく、はじめからそのような儀器として作られたもので、種〻の裝飾を施したものが多い。

帝もすでに甲骨文にみえる字である。說文一上に「諦也、王天下之號也、从丄朿聲」とするも聲が合わず、古い字形によると、神を祭るときの祭卓は示、その大なるものは脚を交結した大卓を用い、その形が帝である。偉大なる神の意で、群神を使役する神と同格の絶對者の意である。初期の甲骨文では自然神中の絶對者を稱する語であつたが、後には帝乙・帝辛のように王を稱した。君・后・王・帝の字義のうちに、古代の王の存在性格、古代王朝の展開する長い歴史が祕められている。

家の歴史においては、父は斧をもつもの、家父長制のもとに成立した字であろう。父を說文三下に「矩也」と疊韻の字を以て訓し、「家長率敎者、从又擧杖」と解しているが、手にもつものは杖ではなく斧の類である。王が鉞頭を以てその象徵的な儀器としたように、父は斧頭を以てその儀器とし、指揮權を示した。

そのころ嫡子相續の法が確立しつつあつて、長兄がその繼承者であつた。兄は說文八下に「長也、从儿从口」とし、口を以て命ずる者の意とするようであるが、口は祝詞を收める器、家の祭祀を司る意である。家父長制の成立を思わせる字である。その官にあるものは大祝、周公の家は聖職の家で、長子伯禽には大祝禽方鼎がある。

一族の長老を叟といつた。說文三下に「叜、老也、从又从灾、闕」とあり、他に寸に従うものと人偏の二形を錄するが、字形の解を得ていないようである。字は宀（廟屋の形）中に火を揭げて祭事を

指揮するもので、祭事は夜を籠めて行なわれた。一族の祭祀のとき、その長老たる者が炬を揭げて祭事を指揮した。のち叟の字形となり、火を揭げる意より、暗中に物を探すのを搜、探ることを探といつた。

古代の共同體の成立する過程にみえる字形の解釋を試みたが、その字形の意象のうちに、當時その字形に與えられた意味やその意識について、理解することができるように思う。事實の檢證によつて明らかにしがたいことについては、このような古代文字の意象の解釋によつて、一應の理解を得ることができるように思われる。

二、殷本紀と竹書紀年

古代王朝の問題は、一應四つの視點から考えることができよう。まず王統譜の問題、王權の權威の據り所として、それは概ね神話に連なり、その神話的傳承が神權的な王朝の存在根據となる。それを具體化したものが王統譜である。第二に王都、次に王陵、そして王權の基礎構造というべき社會組織の問題がある。資料としては若干の金文銘のほかは、甲骨文で補うことになろう。文獻資料としては史記殷本紀が唯一のものであるから、一應本紀の文によつて、その略史を記述する。殷本紀については周鴻翔氏の商殷帝王本紀一九五八、香港が多く古記や甲骨文を引證し、考注の書として甚だ備わるものである。

史記には五帝本紀・夏本紀につづいて、殷本紀を錄している。五帝・夏の兩本紀が殆んど史實性のない記述であるのに對して、殷本紀にはいくらかその傳承に據るところもあり、語部的傳承としての範圍で參考とすることができる。それでまず本紀の文の要所を摘錄することにしよう。

殷契、母曰簡狄、有娀氏之女、爲帝嚳次妃、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取呑之、因孕生契、契長而佐禹治水有功、帝舜乃命契曰、百姓不親、五品不訓、汝爲司徒而敬敷五教、五教在寬、封于商、賜姓子氏、契興於唐虞大禹之際、功業著於百姓、百姓以平

殷の祖王は契、母の簡狄が玄鳥（燕）の卵を呑んで契を生んだというのはいわゆる玄鳥說話で、このような異常出生譚は、中國に他にも徐偃王の說話があり、また高句麗王の卵生說話、他にも臺灣排彎族に同じ類型の說話があつて、大體東アジアの沿海族の閒に行なわれたものであると考えられる。ただ甲骨文などの同時資料に、そのような說話を想わせる事實はみられない。しかし殷がもと沿海系の種族であつたということは、このような傳承からも推測することができる。

契卒、子昭明立、昭明卒、子相土立、相土卒、子昌若立、昌若卒、子曹圉立、曹圉卒、子冥立、冥卒、子振立、振卒、子微立、微卒、子報丁立、報丁卒、子報乙立、報乙卒、子報丙立、報丙卒、子主壬立、主壬卒、子主癸立、主癸卒、子天乙立、是爲成湯

成湯以前の系譜であるが、これはわが國の神代七世のように、神話的に構想されたものと考えられる。昭明より微の七代は天地晦明の理を說くものであるらしく、神話の第一次世系である。微はまた上甲微といわれ、報乙・報丙・報丁と併せて四方の神を示す。甲骨文において、報乙は⿷匚乙、報丙は⿷匚丙と記されているように、それは四方各面に配される方位神であつたと考えられる。この方位神に對して主壬・主癸は上下神、主は柱の意味である。わが國の神話においても、天地を通ずる神を高木の神といつた。ここにいう天地晦明、天地四方を名義とする神は、もとより神話的に構想されたものであるが、その祭祀をいうらしい甲骨文の例もあり、そのような時期にはすでに祖祭の對象ともされていたものであることが知られる。古代王朝としての殷が成立したころには、いわばその觀念的支柱としての神話の體系が要求されて、祭祀としての實修の形式もとられていたのであろう。わが國の神代七代の構想と極めて類似していることは、注目すべきことであると思う。この神話的系譜の解釋については、舊稿の殷の神話説林第四輯、幷に殷の世系――いはゆる六示について説林第五輯に略說しておいた。要するにそれらは、王權の本づくところとして後に構想されたものであるが、その祭祀は第一期の甲骨文にすでにみえるものであるから、その以前に神話化され、かつ祭祀對象として祀られており、いわゆる神話的實修として現實化されていたものであることが知られる。

成湯、自契至湯八遷、湯始居亳、從先王居、作帝誥

以下、湯よりして人皇の時代となる。正義に引く括地志に「宋州穀熟縣西南三十五里南亳の故城は卽ち南亳、湯の都なり」とみえ、今の山東曹縣に近い。殷の初期の都と考えられる奄（山東曲阜）の地より西南一五〇キロ、また安陽に遷る前の囂（河南鄭州）は亳の西方一六〇キロ、この四都を連ねる範圍が、その近畿ともいうべき地域であろう。敵對的な勢力としては淮域・沿岸の諸夷、西北オルドス方面の鬼方（玁狁）、ときに南方の苗系諸族がある。この文末に書篇の名を列しているのは、こ

れらの記述が、書の序として傳えられる資料によつて史記が編入したものであり、史記は概ね書序の文に據つてこの記述をなしているのである。以下の記述も同じ。

伊尹名阿衡、阿衡欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道、或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之、五反然後肯往從湯、言素王及九主之事、湯擧任以國政、伊尹去湯適夏、既醜有夏、復歸于亳、入自北門、遇女鳩・女房、作女鳩・女房

湯の王業を輔けたという伊尹の說話をいう。伊尹には箱舟傳說に近い洪水說話があり、神話的な背景をもつ神巫であつたらしく、殷の聖職者として歷代その地位にあり、甲骨文にはその系統の神巫を祭ることを卜するものがある。有莘氏は湯の妻の生家で、その家に緣つて湯に近づくことを求めたとするが、古代の王業は各地の聖職者を王權のもとに收約することによつて達成されるものであるから、この伊水流域の神巫とされる伊尹の一派を收めることは、その地域に支配を及ぼすための絕對の條件であつた。

當是時、夏桀爲虐政淫荒、而諸侯昆吾氏爲亂、湯乃興師率諸侯、伊尹從湯、湯自把鉞以伐昆吾、遂伐桀、湯曰、格女衆庶、來、女悉聽朕言、匪台小子敢行擧亂、有夏多罪、予維聞女衆言、夏氏有罪、予畏上帝、不敢不正、今夏多罪、天命殛之、今女有衆、女曰、我君不恤我衆、舍我嗇事而割政、女其曰、有罪、其柰何、夏王率止衆力、率奪夏國、有衆率怠不和、曰、是日何時喪、予與女皆亡、夏德若茲、今朕必往、爾尚及予一人致天之罰、予其大理女、女毋不信、朕不食言、女不從誓言、予則帑僇女、無有攸赦、以告令師、作湯誓、於是湯曰、吾甚武、號曰武王

夏殷の革命をいう。夏の文化は彩陶文化として、その文化層はかなり東方にまで及んでいる。昆吾氏は鄭州の東南方、今の河南許昌に近く、淮域に通ずる要路で、このとき殷の勢力はすでに鄭州の地に及んでいたのであろう。それで昆吾を伐つことを名として兵を擧げ、轉じて夏を滅ぼしたものと思われる。文中に湯誓の語を引くのは、この記述がやはり書序に據るものだからである。その文は西周金文の語に比べるとやはり生硬で、擬古的な文章である。

桀敗於有娀之虛、桀犇於鳴條、夏師敗績、湯遂伐三㚇、俘厥寶玉、義伯・仲伯作典寶、湯既勝夏、欲遷其社、不可、作夏社、伊尹報、於是諸侯畢服、湯乃踐天子位、平定海內

有娀の虛は亳の北方で山東の濟寧に近く、罔奄の地は指呼の閒にある所であるから、當時の殷の勢力はなお山東に根據する程度であつたのであろう。鳴條は山西の蒲州安邑に近い所、三㚇は集解に引く書の孔安國注に「今の定陶なり」とあつて山東省の西南端にあたり、その地が東西兩勢力の相接する地點であつたのであろう。殷の勢力は、なお山東の外に遠く及ぶことはなかつたと考えられる。

殷本紀の記述は、この後は殆んどその系譜と書篇の名を連ねるのみで、特に歷史的事實とみるべきものはない。その世系は表にすると次頁（右）の如くである。

武乙については、偶人を作つてこれを天神と名づけて淩辱した話、また紂が暴逆にして淫樂を極め、西伯昌が德を修めて諸侯の望みを收め、武王が牧野に紂を敗つて殷周の革命をなしたという話が記されている。殷周の際のことはすでに甲骨文・金文の資料もあり、また詩篇にも歌われていて傳承の存する時期であるが、史記の記すところは確當のこと少なく、殷末周初のことは甲骨文・金文の資料に

よつて、より正確な事情を知ることができる。ただ史記にしるす殷本紀の王統の關係は、甲骨文によつて復原しうる世系と極めて近く、かなり正確な傳承であることが知られる。甲骨文によつて復原された殷の世系は前頁（左）の表の通りである。

この系譜は史記のしるすところと若干異なるところはあるが、大體において史記の系譜も誤りのないことが認められる。その王號に干名を用いており、十干の起原の古いことが知られ、同樣の名號法をもつ夏王朝の系譜の信憑性にも連なる問題がある。

殷本紀は各王の項下にその期に作られた書篇の名を錄しており、漢代尙書家の資料によるものであることが明らかであるが、古本竹書は逸篇の輯佚に成るものであるとしても、その原本は魏に傳承されたものと考えてよい。西周が滅んで巫史の類が晉に入り、晉の分裂によつてまたその徒が魏に據つたとすれば、古本竹書はその傳承を傳える唯一の書と考えられる。それでその殷史の部分を次に錄する。王國維の輯校にその輯佚の書を注するが、ここには省略する。

夏桀末年、社坼裂、其年爲湯所放

湯有七名而九征　　外丙勝卽位、居亳　　仲壬卽位、居亳、命卿士伊尹　　仲壬崩、伊尹放大甲于桐、乃自立

伊尹卽位、放大甲、七年、大甲潛出自桐、殺伊尹、乃立其子伊陟・伊奮、命復其父之田宅而中分之、（十二年、陟）

沃丁絢卽位、居亳　　小康辨卽位、居亳　　小甲高卽位、居亳　　雍己伷卽位、居亳　　（大

戊）　仲丁卽位、元年、自亳遷于囂、征于藍夷　外壬居囂　河亶甲整卽位、自囂遷于相、
征藍夷、再征班方　祖乙滕卽位、是爲中宗、居庇　（祖辛）　帝開甲踰卽位、居庇　祖
丁卽位、居庇　南庚更、自庇遷于奄　陽甲卽位、居奄
盤庚旬、自奄遷于北蒙、曰殷、殷在鄴南三十里國維案、此七字乃注文　自盤庚徙殷、至紂之滅、七百
七十三年、更不徙都國維案、此亦注文、或張守節隱括本書之語
小辛頌卽位、居殷　小乙斂、居殷　（武丁）　祖庚曜、居殷　帝祖甲載、居殷　和
（祖）甲國維案、和祖二字形相近、西征得一丹山　馮辛先、居殷　庚丁、居殷
武乙卽位、居殷　三十四年、周王季歷來朝、王賜地三十里、玉十瑴・馬八匹　三十五年、周王
季伐西落鬼戎、俘二十翟王
大丁二年、周人伐燕京之戎、周師大敗　三年洹水一日三絕　四年、周人伐余無之戎、克之、周王
季命、爲殷牧師　七年、周人伐始呼之戎、克之　十一年、周人伐翳徒之戎、捷其三大夫　文丁殺
季歷
帝乙居殷　二年周人伐商
帝辛受、居殷　六年、周文王初禴于畢　畢西于豐三十里國維案、此亦注文　殷紂作瓊室、立玉門
天大曀　湯滅夏、以至于受二十九王、用歲四百九十六年
周武王十一年庚寅、周始伐商　王率西夷諸侯伐殷、敗之于坶野　王親禽帝受辛于南單之臺、遂分
天之明　武王年五十四

この古本竹書紀年は戰國魏冢の發するところで、古記錄によるものとされているが、例えば武丁の北方征伐は甲骨文にその日曆を編みうるほどの詳細な記錄があり、また帝辛（紂）の夷方征伐も長年にわたり、おそらく殷滅亡の主因をなすもので、これも甲骨文に編年の可能なほどの詳細な證迹があるが、そのことに一も言及するところがない。これによつていえば、殷本紀の記すところ、竹書紀年の傳えるところは、何れも殆んど史實に關するところがなく、ただその都邑については、考古學的な發掘調査が進めば、今日においてもこれを實證することの可能な分野である。

殷本紀及び古本竹書紀年においてほぼ一致するところは殷の世系であるが、それはまた甲骨文とも概ね一致する。また都邑は、考古學的調査によつてある程度實證し解明することのできる問題であるが、そのことについては第三章二節に述べる。

三、殷の繼統法について

殷本紀の記す殷の繼統譜については、二つの點において問題があるように思う。第一には、この繼統譜がそのまま實際の血統を示すものかどうかということである。そのような疑問が提出される第一の理由は、五期（四期說もある）に分たれる甲骨文の分期において、例えば第一期の武丁期と第二期の祖庚・祖甲期の甲骨文の樣式・內容、またその字迹をも含めて全く異なり、殆んどその連絡性が認められないほどであるということ、例えば貞卜に從う貞人の集團が、殆んど全員交替しているという

王族卜辭

事實がある。

このようなことは、王位の繼承とともに、前代に奉仕していた貞卜關係の聖職者たちが、新しい王位繼承とともにその組織をあげて交替するということで、そのような新しい組織は、この交替に備えて豫め用意されていたことを示すものであろう。それは例えば第一期の武丁期においても、王朝の行なう貞卜と同時に、別に子・余・我（何れもそれぞれ王子の稱號、これらはのち一般化して、人稱代名詞となつた）の名で貞卜を行なつており、それらは王族卜辭とよばれている。王朝の行なう貞卜とは別に、王族の閒に貞卜を行なう異なる集團があつた。このように豫備的な集團が、王位繼承の順位者の下にあつて、新王の卽位とともにその全員が先代の貞人集團と交替する。ただその集團は、おそらく兄終弟及、すなわち兄弟相續のときにはそのまま繼承され、貞人が交替するということはない。これはその相續法と關聯し、連動しているのであろうと思われる。このことは、もし殷の繼統法が直系の嫡子と定められているときには考えがたいことであるから、繼統法の上に何らか交替制のようなものがあることを、豫想させるものであろう。

第二の問題は、殷王の干名の廟號はその諡號ではなく、繼統法と關係があるのではないかとする解釋である。張光直氏は商王廟號新考中央研究院民族學研究所集刊第一五期、一九六三年を發表し、またこれに對する批判に答えて更に談王亥與伊尹的祭日幷再論殷商王制同集刊第三五期、一九七三年を書き、併せて後に中國靑銅時代中文大學出版社、一九八二年に收錄し、殷の繼統法をいわゆるイトコ婚の形態であるとした。イトコ婚は、クロード・レヴィ＝ストロースが、その親族の基本構造邦譯上下二冊、番町書房、一九七七年・一九七八年の上卷第一一篇第九章において論ずるところで、一種の近親婚に近い形態のものである。

張氏は殷王の廟號に「甲乙戊己」と「丙丁壬癸」とが、世代ごとに交替して現われるという事實に注意して、殷の繼統法にはこの二集團による交替制がとられているとした。そしてそれは甲骨文におけるいわゆる舊派・新派の問題と關聯するものであろうとする。しかしこのような繼統法の痕迹は、他の一般氏族の世代稱號の上には實證しがたいもので、王室獨自の慣行であろう。このイトコ婚については、その氏族のもつ財產や地位を保全するために發生したとする說もあるが、より以上に精神

的・心理的なものでないかと思われる。

わが國の古代王朝において、この種の近親婚が繼續的に行なわれていることは、極めて著しいことであり、律令制に移る時期においても、天智の皇女四方がすべて天智[a]の弟である天武[b]に嫁し、以下持統[a]・文武[b]・元明[a]・元正[b]のように二系の交替が續き、また四傳して光仁・桓武[a]以下その系列となる。殷の繼統法がイトコ婚であつたとすれば、これに近い形となるはずであるが、わが國のように詳細な系譜の記錄を殘していない殷代については、實證の方法はない。ただ甲乙組と丙丁組とが交替で現われ、しかもそれが殷代一般の相續法でなく、殷王室特有のものであるとするならば、それはわが國の古代王室と似たような事情にあつたのであろう。すなわち王室內のこのような近親婚と一夫多妻の制度は、おそらく天皇靈の繼承に必要な、その血統を濃密に傳承するという要求から出ているのであろうと思う。殷においてもその祖祭の體系のなかで、複數の王妃の名が現われることがあり、天智・天武期と相似た事實がみられる。

殷の繼統法には、先に述べたような甲乙二系の交替という現象がみられ、それは張光直氏の主張するように、二組の父系の閒の交差的な結婚、いわゆるイトコ婚が行なわれ、交互に王位を繼承するというような方式であつたのであろう。わが國の古代にはそれがやや非體系的に行なわれており、殷では長い世代にわたつてその體系が維持されていたということができる。ただ殷をイトコ婚とするのは、その廟號よりする一の推定であつて、そのような族內婚の事實が實證されているわけではない。

この問題について一の手がかりとなるものとして、婦好の問題を提示したいと思う。婦好は武丁の

妃とされる人であるが、卜文に在世者としてその名がみえる。しかし武丁の妃として廟號のみえる妣辛・妣癸の何れに當るかは明らかでない。婦好墓から出土した彝器は數十點に上り、婦好・司㚸母・亞其・束泉等の銘をもつものが多いが、婦好の廟號を示すとみられるものがなく、武丁の二妃の何れであるのか知られない。

婦好墓は安陽の殷墓のうちでも、原形のままで出土した殆んど唯一のもので、近出の河南鹿邑の太清宮長子口墓とともに、完整なる狀態で出土した殷墓の稀有なる例である。殷虛の王陵墓は概ね早期に盜掘を受け、玄室・槨室の原狀を保持するものは殆んどない。この二墓とも、王墓に匹敵する規模のもので、玄室內の彝器をはじめ、その副葬品の狀態を原狀のままで知りうる貴重な例である。婦好墓はいうまでもなく婦好沒後のものであり、その槨室に陳設する諸器も、葬禮の關係者のものとみられる。そのうち「婦好」と銘するものは三一器であるが、その銘は多く婦好の二字を分ち書きしたような形で、帚・子・女をそれぞれ獨立した形にしるしている。これは婦好の二字を正書することを避けるべき何らかの理由が別に存したのか、あるいは特に子の字を獨立的に示そうとする意圖があつたのか、その閒の事情は知りがたいが、子の字が王族にのみ用いる[illegible]の形、

婦好墓出土青銅器銘文拓片
1．方尊　2．瓿　3，4．方罍（器，蓋）

左右の手を一上一下している形であることが、特に注意される。

殷に姓組織、通婚のクラスとしての姓組織があつたかどうかは、明らかでない。甲骨文に多くみえる女偏の字も、確實に姓組織の存在を證するものはない。姓組織は例えば姫・姜兩姓のように歴代通婚の關係をとるものが多いが、殷にはそのような痕迹はみえない。しかし周代になつて、殷が子姓とされるのは、何らか根據のあることであろう。殷本紀には、帝舜のとき、殷の祖契に對して「封于商、賜姓子氏」とあり、正義に引く括地志に「故子城在渭州華城縣東北八十里、蓋子姓之別邑」とするが、子姓に關係があるともみえない。殷を姓組織において子姓とすることは、あるいは姓組織をもつ西周期に至つて、いわば擬制的にその姓組織に加えるために、新たに設けられたものではないかと思う。それは殷の王室出自の王子たちは、獨立して所封を與えられたときに、その所領の名を下に加えて子鄭・子媚・子衛などと稱することから、その子を擬制的に姓組織に加えて、殷を子姓としたのではないかと思われる。ただ子が、殷の王族の稱であり、その字も特に一般の子の形と異なり、子の形を用いるところに、子を殷王室特有の稱號とし、後にその王族を子姓として、周の姓組織に組み込むことになつたのではないかと思われる。

婦好墓の婦好銘の字が、すべて帚・子・女の三形に分ち書きされているのは、この子を強調する意味があつたのかも知れない。すると婦好ももと王族の出自で、イトコ婚的に武丁に嫁したということも考えられる。その墓は王の陵墓玄室に匹敵するほどのいわゆる中字形の羨道と玄室とをもち、婦好の器とその親縁の器、また聖職者たちの器が、整然として槨室を圍んで配置されている狀態から考えると、その威權は王と竝ぶほどのものであつたかと考えられる。そしてそのことは、またイトコ婚における兩系の王族が、ほぼ均等の勢力を維持していたことを證明するものであろう。ただ殷本紀には、そのような事實を示唆するらしい記述は、何も含まれていない。

第二章　古代王朝の意識形態

一、神話について

古代王朝の成立には、その武力と經濟力とにおいて、他の部族に優越する力をもつことが必要であつたが、より基本的には、いわゆる宗教的な優越性をもつことが重要な條件であつた。宗教的に優越する地位を確保する方法は神話であつた。それで古代王朝が成立した何れの地域においても、王が神の化身であり、あるいは神の代位者であり、奉仕者であることが、王位の條件であつた。わが國では出雲神話・三輪山傳説などの上に、中國の古い創世説話を加え、それらの祭式を整えることによつて、王權の神聖性が保證された松前健、古代王權の神話學、雄山閣、二〇〇三年一月。それらは王權の漸次的な伸長に伴つて構想され、またその實修としての諸儀禮が整うにつれて、最終的には記紀の神代記として結集された。王統譜がそれに續くことによつて、王權は神權的な絶對性を獲得するのである。

古代の神聖王朝は、必ずこのような神話的な觀念形體と、その實修としての祭祀權の獨占を條件と

する。中國の古代史において、このような條件を充たすものは、殷王朝の他にはない。中國には多くの神話的傳承がある。例えば伏犧・女媧は、後にまで安徽・江蘇の地にその信仰の蹤迹を殘す南方系の神話で、女媧は天地の補修者であり、人類初生の神話をもつ。しかしその神話には人文的要素がなく、それに續く王統譜もなく、今は南方苗族の閒にその讚歌を留めているに過ぎない。

北方では、殆んど定期的にくり返される黃河の氾濫とその治水とが、諸族閒の最大の問題であつた。そこでは洪水神の葛藤がその祭祀權の爭奪として語られ、夷夏兩種族が壯大な鬪爭を展開した。各地の古族の閒にもそれぞれの神話的傳承があり、その祭祀が營まれていたが、しかしこれをわが國の神話のように、それぞれの神話を一の神話の體系として組織することはなかつた。そのなかで殷王朝のみが、天地創造以來の神話を組織し、これを王統に連ねるという神話的な王統譜を作つた。系譜的にその位置するところは知りがたいが、河神をも高祖河としてその系譜に加えている例著作集四・六二頁がある。王亥も卜文では鳥の下に亥を加える神話書記法のような表記佚存・八八八があり、また今本紀年には

帝泄十二年、殷侯子亥、賓于有易、有易殺而放之

十六年、殷侯微、以河伯之師伐有易、殺其君綿臣

とあり、そのことは山海經大荒東經・楚辭天問にもみえるが、これらもなお神話的な葛藤であろう。殷以前の夏は禹の洪水說話をもつのみであり、後の周は祖王棄の出生譚をもつのみである。

神話は特定の時代に、特定の條件の下に生まれる。その民族にとつて一回きりのものである。わが

國の神話は王權が確立するに至るまでの各首長圈の素材が、その統一の過程において、すべて現在の王統譜に連なるものとして組み立てられ、多くの破綻をみせながらも一元化された。それでその神話傳承には出雲系・隼人系・三輪系、その他八十件緒の傳える傳承や民俗が、ゆたかに插入されている。しかし中國において最も體系的とみられる殷の神話も、必ずしもそのように多樣な傳承の統合ではなく、むしろ觀念的に構築されたとみられる部分がある。

黃河の下流には古く有娀氏・有窮氏・有鬲氏・有易氏・有仍氏・有扈氏とよばれるような古國があり、西方から進出してくる夏系の諸族と爭つた。その戰いは狩獵族にふさわしい荒ぶる神々の叫喚する鬪爭として傳えられている。殷はおそらく山東の龍山文化圈に根據したものであろうが、その神話傳承のなかに、その時代の記憶を留めているのは、王亥の說話ぐらいのものであろう著作集六・一二六頁以下。殷の神話の體系は、その王權が成立する過程において、諸族との葛藤をも含めて組織されたものではなく、一、二の傳承を除いては、むしろ極めて觀念的に構成されているようにみえる。その神話的系譜は、天地晦明の理や上下四方の神を系譜的に配したもので、山川の祭祀のように古くからの祭儀的實修を伴うものではなかつたと考えられる。殷本紀によると、始祖の契（せつ）は帝舜の臣とされ、玄鳥說話がある。玄鳥說話は徐偃王・高句麗王にも卵生說話があつて、古く沿海の諸族にその類型が多い。ただ甲骨文にその玄鳥說話に對應する祭儀はみえず、舜の名も甲骨文では夒と記されているものがそれであろう。契のときの帝が舜であつた。書堯典に舜・契を君臣の關係とするが、孟子に「舜は……東夷の人なり」離婁下とあつて殷の始祖にふさわしく、舜の卜文形も夒の形に近い。王國維はその字を舜と釋している殷卜辭中所見先公先王考、又、同續考、觀堂集林卷九。いまその續考の文を錄しておく。

高祖夋

前考以卜辭之[illegible]及[illegible]爲夋、卽帝嚳之名、但就字形定之、無他證也、今見羅氏拓本中有一條、曰癸巳貞于高祖[illegible]𦤎下、案卜辭中惟王亥稱高祖王亥書契後編卷上第二十二葉或高祖亥哈氏拓本、大乙稱高祖乙後編卷上、第三葉今[illegible]亦稱高祖、斯爲[illegible]卽夋之確證、亦爲夋、卽帝嚳之確證矣

甲骨文に「丁酉卜す、田（巫）に帝（禘）せんか」、「丁酉卜す、夒に南に帝（禘）せんか」粹編・一二六八とあるものは、舜が南のかた蒼梧の野に崩じたとする傳承と關係があろう。漢の馬王堆出土の地圖に、その地に天に摩する九柱を列する圖があり、舜が九疑山に葬られたとする傳承を傳えている。舜の說話は、太陽神說話の遺響を存するものではないかと思う。舜の父は瞽瞍孟子・萬章上とよばれ、瞽瞍とは暗黑神である。舜はおそらく光明神の性格をもち、殷本紀に載せる帝嚳（夒）・契・昭明・相土・昌若・曹圉・冥・振（世本作該、王亥）・微（楚辭天問作昏微）は、天地晦明の理を寓するものであるように思われる。亥・微以下は卜辭にみえ、上甲微・報乙・報丙・報丁、さらに示壬（主壬）・示癸（主癸）とつづき、上甲微以下を合せて六示という。

乙卯卜して貞ふ。年を上甲より六示に求むるに、牛（を用ひんか）甲・七一二

六示のような祖神はおそらく觀念的に構成されたもので、甲乙丙丁は四方、壬癸を上下に配したもので、殷本紀に主壬・主癸と傳えられる主は杜の意であろう。上甲は口中に十（甲）をしるし、他は匚・匸のように側面に祀ることを示す。匚は報という祭名にあたる。主壬・主癸は、系譜上最初の對

偶神で、それより以上はわが國の神代七代の神〻と同じく「皆獨り神と成りまして身を隱し」古事記たもうた神〻である。わが國においては獨り神は天地創成の神であつた。殷では二柱の對偶神ののちに始祖大乙、すなわち湯王となり、王統に連なる。わが國の神代七代の構成と、極めて似た形式をもつことが注意される著作集六、中國の神話第五章　殷王朝の神話參照。

二、文字と王權

古代王權は、文字とともに成立したということができる。最も早く文字が生まれたエジプト、また楔形文字を生んだオリエント、漢字が成立した中國が、それぞれ先進の地帶であつた。古代の王朝の成立については、またその地域の自然環境が、これに關わることが多い。洪水地帶・草原地帶・農耕に適した地帶、また氣候の寒温、海陸と地勢というような自然條件が、これに關與することはいうまでもない。

最も早く文字が成立したエジプトにおいては、巨大なピラミッドに象徵されるように、極めて早い時期に、神なる王の觀念が成立していた。創造神であるファラオの化身として、王はこの世を治め、死後はまた神の世界に歸る。初期のピラミッドは、その文字も王名を留めるのみで、治績に關する資料などは乏しいが、それは王陵というよりも、創造神を祀る神殿的な要素の強いものであつたらしい。前三五〇〇年ころのナカダ一期からのち、その構造や出土物にも大きな變遷があつて、王陵としての性格にも時代的な變化があるとされる。王權を象徵するような種〻の圖像などによつて、その觀念の推移がたどられるが、そのうち古い王朝の王のホルス名は、一種の圖象ともみられるものである。またナルメル王のパレットは、中國でいえば畫像石にあたる。楚辭の天問篇にみえるようなものであろう。

ナイル河の下流域には、早くから農耕・牧畜が行なわれ、その流域の各地にもそれぞれ異なる古代文化があつて、初期王權成立への胎動があつた。また下流の古い遺跡からは王名を記す資料などもあり、巨大な王墓や、王權を象徵する王冠、王笏、王權祭儀の圖像的表現がみられる。そしてそのような王權の成立は、決定的にナイル河の定期的な氾濫、その水利の統制、灌漑耕地の管理など、これをノモスとして地區割りするための、大規模な組織と權力とを必要としたであろう。それぞれのノモスの守護神として、種〻の圖象がみられるが、國境地帶のノモス圖象には、弓矢などの武器が多い。ノモス行政の長官は州侯・長官・境界監視官とよばれた。

ナイル沿いのノモスには、幾何學的な秩序があり、一定の農地を伴うノモスの中心に都市が設けられ、神殿が營まれた。ナイルに沿うて、いわば配分されたような、殆んど均等割りのような區劃が竝ぶという、整然と區劃された行政區の上に、王權があつた。その全體を統制して紛爭を防遏するために、王は絕對の權力をもち、神聖であることを要した。それでファラオは神の化身であり、幽顯の世界に涉る超越者であることを要した。

オリエントもまた、早くから各種の文字の體系を生んだ地であり、早期王權の成立した地帶である。

テイグリス・ユーフラテスの流域は、ナイルの流域と同じく豊沃な農業地帯で、ヨルダン河谷では前八〇〇〇年にすでに麥などの栽培が行なわれ、兩河流域では、灌漑工作に伴う農耕社會と、その文化が成立していた。

やがて交易經濟が起り、その發達に伴つて都市が生まれ、神殿が立てられ、神殿經濟が發達する。エジプトやフェニキアの影響もあり、異民族の流入もあつて早くから都市が發達したが、かれらは契約關係によつてそれぞれの都市國家を作つた。都市國家は一般に共同體として貴族層と一般成員とその隷屬民、神殿の隷屬民・奴隷とから成り、都市の經營には神殿經濟が重要な地位を占めている。この神殿の神聖性こそが、都市王の權威を保證する道であつた。王は神に仕えるために市民を組織し、勞働を提供した。王は都市國家においては、なお家父長的性格を維持していた。

都市にはそれぞれ守護神として神が祀られ、人〻はその神に仕えるものとして存在した。都市閒の攻伐のときには、その神像を奪うことによつて、すなわちその守護神を奪うことによつて勝敗が決した。王の共同社會に對する責任は、この神像を守り、その神殿經濟を維持することにあつた。古い文獻には、その供犧のさまと、王の祭儀執行のさまとが詳細に記錄されている。王權はエジプトのように神と同格のものではなく、あくまでも神に奉仕し、神を守護するためのものであつた。

このような都市國家的な體制は、前二三〇〇年ころ、ウル王が都市國家の連合軍を擊破して、強大な王國を建設することによつて崩壞した。ウル王朝の歴代の王は、その偉業を記念碑に記して傳えた。かれらはこの地の王であるのみならず、世界の王といわれ、幾たびかの遠征に成功したナラム・シンは、戰鬪の女神であるイシニタルの寵愛を受けて神となつた。その戰勝記念碑に刻まれた王の圖像には、神格化を示す角冠が加えられている。

のちにこの地を支配するようになつたアッシリアでは、王は神の總督であり、人〻の監督官とされ、のちには最高の神官として位置づけられて、神格化されることはなかつた。おそらくこれは、エジプトのように廣大な、また多數の經營地を、一年ごとに更新するというような絶對的な權力の集中を要求されることがなかつたからであろう。それですべては、契約關係のもとにあり、神がその管理者であつた。それが都市國家の基本的性格と考えられる。それでギリシアの都市國家では、王を必要とすることがなかつた。

このエジプトとオリエントの古代王權のありかたについては、初期王權研究委員會編の古代王權の誕生角田文衞・上田正昭監修、Ⅲ中央ユーラシア・西アジア・北アフリカ編、二〇〇三年六月、角川書店に詳しい記述がある。

三、わが國の古代王朝の成立

中國における古代王朝の成立の事情を考える場合に、同じように極めて古い時期に成立したエジプトやオリエントの古代王朝成立の事情を考え、これと對比しながら考究することに十分な意味があることはいうまでもない。しかし絶對年代が遙かに異なるとしても、同じモンスーン地帯であるという

同一の自然條件のもとで、若干の外的刺激を受けながら古代王朝を形成してきたわが國の場合には、より近似した展開の迹が見られるのではないかと考える。わが國の場合、統一以前の各地の情況が、かなり豊富な考古的遺物の存在によつて、詳しく考察しうるという便宜がある。それは古墳として、各地の權力者の蹤迹がその遺物・遺構とともに殘されており、その時代の考察に豊富な資料を提供しているからである。

古墳はその形成期・完成期・衰頽期を通じて、東北の一部を除く全國各地にその遺跡があり、その總數は一五萬基以上に及んでいよう。そのうち地方首長の陵墓とみられる巨大古墳、全長一〇〇メートル～一五〇メートル以上の墳丘を有するものは、その一割に及んでいる。そのような大型の墳丘は、主として畿內・吉備・出雲・毛野・筑紫・肥後に集中しており、當時における各地の權力集中の狀態をみることができる。これらのうち最大の規模をもつものは前方後圓形式のもので、古墳時代の最も完整な形態のものとみることができる。前方後圓形式の成立については、例えば後圓部を祭式の場とする說もあるが、中國との交通が興つたのちに突如として現われた形式であるから、中國の禮式との關係を考えることもできよう。すなわち中國の郊祀の儀禮に示唆を受けたとする考えかたである。

中國では、冬至に天子は南郊の圜丘で天神を祀り、夏至には北郊の方丘で地祇を祀る。これは前漢末以來行なわれてきた國家的な儀禮であつたが、魏の禪讓を受けた晉の武帝の泰始二年、盛大にその嗣襲の儀禮を行なつたことがある。

泰始元年冬十二月丙寅、設壇于南郊、百僚在位及匈奴南單于四夷、會者數萬人、柴燎告類于上帝

とあり、この盛儀には、倭國からもおそらく使節が派遣されていたであろう。また泰始二年二六六の條に

十一月己卯、倭人來獻方物、幷圜丘・方丘於南・北郊、二至之祀、合於二郊

とあり、このときにも倭國の使者がおそらくその盛儀に參加しているであろう。それで寺澤薫氏は、この祭儀の形式がやがて前方後圓墳の形式の創始を導いたのではないかとする古代王權の誕生Ⅰ東アジア編、四三～四四頁。前方後圓墳形式の陵墓の築造が、ほぼこの時期から始まるということからいえば、これはかなり可能性のある推論であろうかと思う。日本書紀神功皇后攝政記六六年の條に、晉書起居注を引いて

是年晉武帝泰初二年、晉起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重譯貢獻

と注している。魏志倭人傳の記事からいえば、この倭女王は卑彌呼ののち、男王のあとを繼いだ宗女壹（臺）與、年十三とされる人であろうが、晉書の記述によつてその絕對年代は明らかである。中國の史書では、このころ倭國の統一がほぼ成つたとされているのであろう。前方後圓の大型古墳の造營は五世紀代に入つてから顯著になつたことであるが、それはあるいは大陸の郊祀儀禮と關係があるかも知れない。東晉の義熙九年四一三、倭王贊が方物を獻じたとする記事晉書安帝紀・南史夷貊傳下倭國に續いて、いわゆる倭の五王の修貢が記錄されており宋書夷蠻傳倭國・南齊書東南夷傳倭國・南史夷貊傳下倭國、倭王贊（梁書諸夷傳倭・宋書夷蠻傳倭國は讃）は、雄略に比定されている。その雄略のころ、わが國の全國的統一が、ほぼ達成されていたように思われる。それはこの時期の鐵劍が、東西の遠く隔たつた

地から出土したことからも伺えるだろう。一は埼玉の稲荷山古墳、一は九州の江田船山古墳出土のものである。稲荷山鐵劍には、次のような刻銘があつた。

辛亥年七月中記、手獲居臣、上祖名意冨比垝、其兒多加利足尼、其兒名弖已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弖比（以上表）
其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、世〻爲杖刀人首、奉事來至今、獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也

獲加多居鹵は雄略、劍の作者は七世代前から大王家に奉仕しているというから、應神以來のことである。應神期には百濟から來歸する者が多く、殊に

十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、所謂王仁者、是書首等之始祖也

とあつて、このとき諸典籍を將來した。この鐵劍の作器者もこのときの渡來人であろう。鐵劍銘に大王といい、天下という語がみえ、このとき倭國の大統一が成就していたことは確實であるといつてよい。

この五王の時代、特に雄略期を全國の統一期、大王の時期とする第二の理由は、この時期の前後に王朝的な内部組織が急速に進展し、完成されたと考えられるからである。各地區に群集する古墳群が示すように、それらの地區には有力な首長家を中心とする諸氏族の勢力があつた。これらの諸勢力は、大陸から漸次に半島に加えられる外壓を、相次ぐ半島からの亡命者からも傳えられ、現實のものとして感知し、統一への志向をもつに至つたであろうと思われる。そのとき指導的な役割を荷つたものは、近畿の豪族集團であつた。雄略がこのような歸化族によつて大王とよばれているのは、客觀的に大和朝廷が全國の統一者としての實質を、備えていることを意味する。

倭國統一の事情をしるすものは記紀にはみえず、中國の史書にその事情を伺うべきものがある。宋書の夷蠻傳倭國の條には、當時の倭國よりの文書を錄しており、いくらか粉飾を加えたものであるとしても、事實の一斑を傳えるものであろうと思われる。

太祖元嘉二年、讃又遣司馬曹達、奉表獻方物、讃死、弟珍立、遣使貢獻、自稱使持節、都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六國諸軍事、安東大將軍倭國王、表求除正、詔除安東將軍倭國王、珍又求倭隋等十三人平西・征虜・冠軍・輔國將軍號、詔竝聽

また順帝昇明二年、遣使上表して國内統一の業を顧み、次のように述べている。

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、王道融泰、廓土遐畿

多く成句を連ね甚だ文飾の多いものであるが、その經營にひとり毛人・衆夷をあげるのは、このとき毛野・筑紫・肥後の諸族がその討伐の對象であつたことを示すものであろう。海北九十五國はもとより半島のことで、この文を記すものは渡來の人であるから、當時の半島の事情を含めていうものであろう。除正を求めた十三人は、おそらく當時の河内政權の樞要にいた者と思われ、その軍の紀綱に屬し、大王の羽翼をなす者であつたと思われる。

雄略期には、すべて大陸を規範としてこれに倣う傾向があり、先の前方後圓墳の成立にもそのあとが見られるが、即位の禮にも大陸の形式を採り入れている。雄略前紀に

（三年）十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀬朝倉、即天皇位、遂定宮焉、以平群臣眞鳥爲大臣、以大伴連室屋・物部連目爲大連

とあり、即位禮に壇丘を設けることはこのときにはじまり、また大臣・大連を左右に配することもこのときが初見である。鏡・劍・玉器の類が禮式に多く用いられるようになるのも、このころからであろう。百濟・伽耶からの多數の渡來人の文化が、このような大陸文化の吸收に力を添えたことは固よりのことであろう。

雄略期におけるこのような統一作業の實體をなすものは、所在各地の豪族を、どのような形で大王政權に歸屬させるかということであろうが、それは政治的な統屬の關係と、また經濟的な貢獻の關係であろうと思う。屯倉のような直接支配の方法は繼體期以後に大きな進展をみせるが、雄略期において特記すべきことは、部の創設ではないかと思う。屯倉はいわば直接經營であるが、部的組織は一種の地位的協定であって、王朝に對する特定の奉仕義務を標示することによって、職能的な關係での服屬關係を示すものといえよう。先に第一章一節において中國の古代における共同體の單位をなすものとして、氏・家・族などの語彙から、その實質的な内容を規定することを試みたが、國語の語彙においてどのような關係を考えうるか、一應の語源的な解釋を試みておきたいと思う。

「いへ」は和訓栞に「家代の意。上古、地を拂ひ齋場を設けて神を祀る。その齋場を屋代とす」とみえる。家代は社、神には定處なく、かりに神の居る所として設ける意である。「いへ」の「い」を、齋の意に解するものであろう。「には」は齋庭・沙庭のように用いて、祭祀儀禮などの行なわれる神聖な場所の意で、場も「には」とよむ。昜とは漢字では陽光、高い臺上に玉をおき、その光が下に放射する形で、その玉光によって清めた所を場という。それによって清められた空閒をいう。

「うぢ」については國語のうち、朝鮮語の ul（親族）、モンゴル語の uruk（親戚）に由來するとする說などもあるが、ウカラのウと關係のある語と思われ、ウはウム、すなわち血緣者をいう語、カラはヤカラ、一定の關係にある者であるから、ウカラとは血緣者をいう。それでウヂとは血緣者の集團を意味し、氏が祭祀に關してその共餐儀禮に與かる者を示すのと同じく、その血緣者を直接に示す語である。ウカラに對してヤカラは同じくその共同生活者をいい、いくらか廣義の語となる。ヤカラには親族・族・屬の字を充てることが多く、儻者・眷族のような字を充てることもある。ウカラは血緣、ヤカラは共同生活者というほどの關係であろう。血緣者を統率する者を氏の上といい、氏の上がその氏族、同族の集團を代表する。天武紀十一年十二月庚申朔壬戌の詔に

諸氏の人等、各ゝ氏上に可き者を定めて申し送れ。亦た其眷族多に在らむ者をば、分けて各ゝ氏上を定めよ。並に官司を申せ。然して後に其の狀を斟酌りて處分へ。因りて官判を承けよ。唯し小き故に因りて、己が族に非ざらむ者をば、輙く附くること莫れ

とあるのは、「氏の細分化政策を示すもの」岩波日本古典文學大系本「分けて各ゝ氏上を定めよ」の頭注とされているが、このころには姓氏の關係が弛緩していて、本來の血緣的關係がかなり混亂した狀態となって

いたのであろう。

國語には本來の共同體を示す語彙が少なく、そのうえ他の姓氏を冒し、あるいは多數の亡命者の集團もあり、姓氏の問題はかなり複雜なものとなつている。しかし王權が大王のもとに集約される過程において、それらはまず職能的な關係において組織され、それは部とよばれた。部は職能的な奉仕者であるから、必ずしも單一の氏のみではなく、同一の部のなかに、氏族關係の異なるものも加わつてすべて統一され、その職能者の代表が王權の組織のもとに組み込まれるという關係となる。

例えば忌部の祖神太玉命は、神代記の寶鏡、天孫降臨の神話の部分に神事に與かる者としてその名がみえるが、天孫降臨のとき紀伊・筑紫・伊勢・阿波の忌部の祖が、それぞれ「作笠者」「作盾者」「作金者」「作木綿者」として從つたという平野邦雄、大化前代社會組織の研究、吉川弘文館、一九六九年五月、五六頁。諸國の忌部の始祖はみな異なるが、地方忌部が中央忌部に屬して同質化し、ただこの忌部内にその族姓によつて宿彌・連・部の身分差がある。このような部の構造は、他の部においても認められるもので、部とはそのように、職能的な關係において王に奉仕する集團であるということができる。部の統轄者を伴造という。次頁の表にその部名がある。

部の成立とその歷史とについては、一部の問題史が作られるほど研究史的な課題が多く、その實質に迫ることは容易ではない。しかし多くの氏族・部族がそのような組織を通じて官制化され、また統合・分化されて、その上に古代政治の秩序が成立してきたであろうことは、容易に推測することができる。殊に前方後圓墳のような巨大な築造物によつて、首長・大王の權威が誇示され、その祭式を通

じて儀禮化が進むとともに、そのための儀器の生產や儀禮の維持のために要する莫大な生產品やその費用を供するための集團が、特定貴族のために名代・子代として提供された。代は料の意であろう。記紀にしるすところでも

伴造表（『古事類苑』官位部）

中臣部
忌部
猿女
神服部（長幡部）
神麻績部
倭文部
卜部
神部
祝部
巫部
日祀部
日置部
神宮部
語部
大伴部
久米部
靫部
門部
物部
大刀佩部
隼人

解部
海部（海人）
山部
田部
舂米部
税部
民使
園部（園人）
藏部（藏人倉人女）
商長
船長
史部
國史
膳部（膳夫）
大炊部
水取部（水部）
酒部（酒人）
網部（江人）
鳥取部
鳥養部
鵜養部

商

鷹甘部
犬養部
猪甘部
宍人部
馬飼部（馬工）
服部（呉服）
錦部
衣縫部
染部
漆部
畫部（畫師）
鏡作部
鍜部
玉作部
弓削部
矢作部
的部
楯縫部
鞍編部
狛部
爪工

鞍部
車持部
船官
猪名部（木工）
土師部（贄土師部）
陶部
石作部
遊部
藥師
吉志部
譯語
私部
乳部
湯坐部（湯人）
掃部
部曲（品部民部家部）
○
御名代
御子代

品遅部　垂仁天皇皇子譽津別命
白登志部　垂仁天皇皇子伊登志別命
武部　景行天皇皇子日本武尊
葛城部　仁徳天皇皇后磐之姫葛城氏出
輕部　允恭天皇太子木梨輕皇子
刑部　允恭天皇皇后忍坂大中姫
穴穂部（孔王部）　允恭天皇皇太子穴穂皇子
長谷部　雄略天皇（大泊瀬幼武、泊瀬朝倉宮）

などがある。部の設置は雄略期においてその頂點に達したらしく、それはこの期において全國的な統一が急激に進行したことを示すものであろう。

佐伯部賣輪　物部目大連　來目部　宍人部　菟田御戸部　史戸（史部）　河上舍人部　虞人　湯人廬城部連武彦　少子部連　官者吉備弓削部虚空　物部兵士三十人
吉備海部直赤尾　西漢才伎歡因知利　新漢陶部高貴　鞍部堅貴　畫部因斯羅我　錦部
定安那錦　譯語卯安那　漢手人部　衣縫部　家人部　養鳥人（鳥養部）　川瀬舍人
猪名部　物部（刑吏）　木工韋那部眞根　漢衣縫部　飛鳥衣縫部　伊勢衣縫
大草香部（負嚢者）　漢部　贄土師部　筑紫聞物部　猪使部　穴穗部　民部

以上、すべて七十餘の部の名がみえる。部の名の知られるものの凡そ半數に近いものが、この雄略紀のなかに見えている。それはこの期のころに、地方部民がその首長を通じて、このように王家に奉仕する形式で組織されつつあつたことを示すものであろう。その統率者は伴造として、直接王政に参加した。

これらの部民に姓を賜うことはすでに雄略紀にみえ、またその階層化が進んで、後に官戸に入つて奴隷化する者も生じたが、律令制下では官奴隷化されたものも解放されて、姓を賜うことがあつた。續日本紀稱德紀寶龜元年七月の條に

己丑、今良大目の東人の子秋麿ら六十八人に姓を檜前(ひのくま)・若櫻部・津守部・眞髮部・石上部・丈部(はせつかひ)・桑原・置始部・宇治部・大宅部・丸(わに)部・秦部・林部・穗積部・調使(つきのつかひ)部・伊福(いほき)部・釆女部・額田(ぬかた)部・上村主(かみのすぐり)・湯坐(ゆゑ)部・壬生部と賜ふ

とあり、このとき二十一姓が与えられている。ここにいう姓はいうまでもなく氏號の意で、中國古代の姓ではない。中國の姓はいわば結婚クラスであるが、わが國にはその俗はなく、豪族の閒ではむしろ近親婚が多く行なわれた。

わが國における古代王朝の形成過程は、その後進性のゆえに、記錄の上に留められることが多く、また古地名・古遺跡の遺存もあり、今日においてもその蹤迹を求めうるものも多い。例えば古代の宗教的儀禮に不可缺とされた玉器についても、その原產地とその文化の擔持者である各地の玉造部の消息については、寺村光晴氏の古代玉作形成史の研究吉川弘文館、一九八〇年一二月において、各地の活動狀況が委細にわたつて調査報告され、その遺跡も明らかにされている。また神功紀・繼體紀・欽明紀な

ど、古代史の上で大きな變動期に當つて活躍した息長（おきなが）氏の消息は、大橋信彌氏の日本古代國家の成立と息長氏吉川弘文館、一九八四年三月において、その首長時代からの消息が解明されており、このようにすぐれた特殊研究は他にも數多く試みられている。

わが國の古代史、特に古代王朝の成立の問題は、ゆたかな資料によつて詳細な分析が進められており、古代王朝の成立過程について、最も典型的な資料を提供するものといえよう。特に風土的に近い條件をもつ東アジアにおける王權成立の問題を考えるとき、それは指標的な意味をもつものであると思う。それで極めて概略であるが、わが國の古代王朝成立の事情を瞥見し、これと對比する關係において、殷王朝の問題を考えようと思う。種〻の問題設定の上で、わが國の古代王朝の問題が、對比の對象として最もふさわしいと考えるからである。

わが國のこのような部の組織は、もとより現實的な政治の態勢の上に必要なものとして、現實の狀態に即して展開されたもので、その原型となるものはすでに百濟などに存したものといわれている。しかしその先蹤がすでに存したとしても、わが國における部の創設が、當時の宗教的・政治的な、また經濟的な諸要求に應ずるものとして組織されていつた點もあり、そこに全體の秩序のあり方が構想されていたとみることができる。そしてその點では、殷器の圖象は、より廣汎な分野に及んでおり、その圖象の體系を通じて、一種の國家觀・世界觀が構想されていたとみることができる。それはまた古代王朝の理念を示すものであつたと思われる。

第三章　殷の都城

一、山東の㠱國

山東の地は本來殷の發祥の地であつた。山東の龍山文化の擔持者は殷族であつたと考えられている。當時は遼東より河北にわたつて、北方の紅山文化が南下の勢いを示しており、また山東半島の南部には大汶口文化があり、殷は南北の強大な勢力に迫られていた。古い神話では、この地における激烈な葛藤のさまが語られている。それは黃河の度重なる氾濫の神話的反映であり、それに伴う諸族の抗爭の歷史でもあつた。殷が河南鄭州の方面に進路を求めたのも、おそらくその方面に新しい活路を求めたのであろう。そしてまたその地で青銅器の兵器の製作に成功し、軍事的・經濟的に優位にたち、姜姓諸族の聖地嵩嶽を制し、伊水の聖職者伊尹を神巫として迎え、神聖族の傳統をもつ召を西史召に任じて、ここに神聖王朝としての殷が生まれる。山東はその經營の基地であり、出發點であつた。

殷虛の婦好墓からは、亞其の圖象のある觚・爵・斝が多く出土しているが、其は㠱とも記され、後

の曩侯國である。そこが亞其銘族の本貫の地であつたとすると、それは山東半島の北部にあつて、おそらく早くから侯國としてその方面の經營に任じ、またその聖職者の一群は亞其として王朝の聖職者の集團に加わり、重要な地位を占めていたのであろう。それで中央の亞弜・女巫の長であつた司㚸母などとともに婦好の葬儀に參加し、その多數の禮器を以て奉仕することとなつたのであろう。婦好墓中の亞其の銘には、亞を✠形に、其を編み目のみえる象形のままに記しており、この圖象としては最も初期の書法のものであろう。亞曩銘をもつ器は甚だ多いが、出土地の明らかなものは安陽・北京を主としており、主として王都にあつて亞としての任務に服していたようである。殷の本原の地の部族であるから、殷王朝を構成する古族の一であつたと考えられる。なお卜辭第二期の貞人に吴の名があり、同期の貞人喜・大・中と同版の例もある陳夢家、殷虛卜辭綜述、一八六頁。吴が亞系の集團に入つたのは早い時期であろうが、貞人集團としてその名が見えるのは、第二期祖庚・祖甲期である。

なおこの曩國の歴史については、王獻唐氏に黃縣曩器山東人民出版社、一九六〇年一二月の著があつて、殷代の曩國・周代の曩國第二部分を詳論しているが、亞を曩、吴を矣と釋するなど、字釋の上に問題が多い。周代の曩國はすでに殷の古國ではなく、貞松七・二一に錄する亞□銘の罍は「近出雒陽」とあり、その族は洛陽に遷されたか、あるいはその器が將來されたものであろう。王氏の書はのち山東古國考として、他の遺著とともに整理出版齊魯書社、一九八三年一一月され、別に山東古代的姜姓統治集團の一篇が加えられ、商周時の山東中部・東部に有力な姜姓統治集團があつたとする主張がある。姜姓四國はもと嶽神（嵩山）を奉ずるもので、その族は嵩嶽の周邊にあり、殷滅亡の後に齊が山東の地に封ぜられて、姜姓の族がその地に移つた。齊の地は本來は東夷の居るところであつた。

王朝成立の過程には、おそらく地域的な統一を重ねながら、漸次にその地域を擴大してゆくので、全體的な統一までには幾度もの段階があつたであろう。わが國でいえば出雲・吉備・筑紫・東國のよ

亞其組銅鉞拓片
（[殷墟婦好墓] 文物出版社、1980年）

うに、地域的に幾たびか地域閒の闘爭があり、次第にその統一圏が擴大されていつたと思われる。尤もそれ以前に大和・河內・近江のような近畿圏での勢力の統合が試みられていたはずである。殷においては、おそらく山東半島がその據點であり、半島の統一後に河南・河北への進出が試みられたであろう。殷都の八遷・五遷は、そのような統一の漸次的な擴大に伴うものであつたと思われる。

わが國では地方の豪族・首長の勢力を示す遺跡として、その地に多くの古墳が殘されており、支配權を示す種〻の儀器や、首長靈繼承の儀禮が行なわれたらしい祭式のあとも殘されていて、大統一に至る過程を考える資料がある。またその後にまで氏族勢力の遺存を示す資料もあつて、ときにはかなり詳細にその前後の消息を辿りうる場合がある。しかし中國の場合はその時期も古く、遺跡の遺存はもとより、地名も移動があつて、その地を特定しがたいことが多い。例えば先の[illegible]系圖象において、その最も古い圖象である亞其の其の故地についても、王獻唐氏の山東古國考においては、春秋期の曩器八件を出土した山東黃縣城東南十里灰城區域南埠村をその地とする。しかし灰城にはなお王氏の示すものに王道新の黃縣志稿金石目未刻にみえる黃縣灰城、また王道新の黃縣金石雜記未刻に、盎都の盎と記した陶文印が出土し、傳承によるとこの灰城より編鐘等の出土があつたという。

灰城についてはもとの萊都故黃城とする說、萊都は龍門山に在るとする說、龍門・灰城はともに黃縣に在るとする說、萊都卽墨說、萊都黃縣說などがあるが、これは文獻の記述よりも出土の遺物によつて考えるのがよい。灰城は石灰を產することよりの名で、わが國の丹生や玉造のようにその生產の地は各處にあり、王獻唐氏は曩を姜姓と定め、淄・濰兩水の閒は姜姓諸國入居の地であるから、曩國の地處は莒縣北部山東古國考、一五四頁に在りとする。その東北三〇キロの地にも其（曩）という地名があるが、殷時の其（曩）と姜姓の曩とはその族も異なり、姜姓が山東に入殖したのは殷の滅亡の後、周によつて姜姓がその族を率いてこの地に入殖して齊國を建てて以來のことである。

古い地志の記載にも異なるところが多く、最も確實なものとしては地下の遺物にその證を求めるに如くはない。地下の遺跡は、そのままその時期の姿を留めているからである。それでいくらか繁瑣にわたるが、試みに山東域內の考古の發掘により得られた殷周の出土物を列記することにしたい。殷族の原據の地とされる山東の地下資料によつて、古代におけるこの地の經營の狀況の一斑を窺うことができると考えるからである。

黃縣歸城姜家村　ダム工事により出土の西周墓　鼎・尊・卣・爵・甗・貫耳壺・觶文物一九七二・五

黃縣莊頭西周墓　能奚壺・芮侯叔殷・小夫乍父丁卣文物一九八六・八

黃縣歸城小劉莊　西周早期墓　启卣・启尊・[illegible]父辛卣盉文物一九七二・五

黃縣歸城和平村　曩侯鬲　□（標識）甬鐘考古一九九一・一〇

烟臺市上夼村春秋墓　曩侯弟叟鼎・己華父鼎文物一九七二・五　考古一九八三・四

黃縣舊城　一九五〇年代出土、春秋期　己侯鬲文物一九八三・一二

膠縣西菴殷晚期墓葬　父甲爵・冈父癸爵・殷・方彝・尊・觶・戈・轄等文物一九七七・四

益都縣蘇埠屯　殷代墓葬　亞醜爵・鉞・戈等文物一九七二・八　學報一九七七・二

莒縣東前集出土、春秋銅器　　簋馬南叔匜山東文物選集・一〇八

莒南縣大店鎭　春秋期莒國殉人第二號墓　　鄘叔之仲子平鐘九件　學報一九七八・三

臨淄縣徐姚鄉姚王村春秋墓　　國子鼎考古通訊一九五八・六

歷城縣北草溝春秋墓　　魯伯大父殷文物一九七三・一

長淸縣興復河殷代墓　　[illegible]・亞等　鼎・爵・觚・觶・卣・斗計一六器、兵器五八器、車馬器一

四器、又、方鼎・罍・豆文物一九六四・四　山東文物選集・六四～七二

長淸縣萬德鎭石都莊周墓　　郝仲媵簠二器　文物二〇〇三・四

泰安縣東更道村戰國墓　　罍六器　文物資料一九五六・六

泰安市城前村春秋墓　　魯侯鼎二・簠二　文物一九八六・四

泰安市徂徠鄉黃花嶺村　　父己爵・乘父士杉盨考古與文物二〇〇〇・四　山東文物選集・九六

肥城縣小王莊東周墓　　陳侯壺・嬰士父鬲文物一九七二・五

鄒縣田黃鄉七家峪村西周墓　　白駟父盤・射南簠等考古一九六五・一一

鄒縣化肥廠殷代墓　　[illegible]保觚・爵文物一九七二・五

鄒縣小西韋殷代墓　　中庚父爵・父戊觶文物一九七四・一

鄒縣嶧山春秋墓　　弗敏父鼎文物一九七四・一

鄒縣城關鎭朱山莊　　夫差劍文物一九九三・八

滕縣井亭煤礦殷代墓　　㸚圖象器尊・卣・觚・觶・爵等二〇件　文物一九五九・一二

滕縣金莊殷墓　　𨟻鼎考古一九八〇・一

滕州市級索鎭殷墓　　[illegible]爵考古一九九四・一

滕縣後荊溝西周墓　　不嬰殷文物一九八一・九

滕縣木石公社南臺出土　　杞伯每匄鼎文物一九七八・四

滕縣薛城遺址出土薛器　　薛子仲安簠三件・薛仲赤簠文物一九七八・四

滕縣莊里西村西周墓　　滕公鬲・新𠬝殷二件　文物一九七九・四

蒼山縣層山鄉東高堯村窖藏器　　圖象爵・觚二件・尊・殷・甗・觶・鐘・戈文物一九六五・七

臨沂縣出土　一九七六年揀出　　戈文物一九七九・四

蒙陰縣高都公社唐家峪出土　　元阿戈文物一九七九・四

濟陽縣姜集公社劉臺西周墓　　M2　斿鼎・季鼎・京觶・夆殷文物一九八一・九　M3　夆殷・王

李鼎文物一九八五・一二　M6　王姛鼎・夆方鼎・夆觶・夆盤・夆盉文物一九九六・一二

濟南市大辛莊　　甲骨文、龜版中國歷史文物二〇〇三・三　考古二〇〇四・二

膠南縣六汪鎭山周村齊長城附近出土　　荊公孫殷考古一九八九・六

萊陽前河前村西周墓　　己侯壺文物一九八三・一二

桓臺縣田莊鎭史家村出土（傳）　　且戊爵・戍宮無壽乍且戊觚文物一九八二・一　考古與文物一九九八・

四

費縣出土（傳）　　[illegible]㪥鼎・甗・殷・豆・爵・觚・觶・斝・角・尊・卣二・方卣・罍・盉・殘

片・大丂爵文物一九八二・九

臨朐縣嵩山公社泉頭村春秋墓　上曾太子般殷鼎・齊趫父鬲・尋中盤・尋中匜・齊侯匜文物一九八三・一二

濰縣望留公社麓臺村春秋墓　武城徒戈二件・京戈文物一九八三・一二

沂水縣諸葛公社春秋墓　工𠭯王劍文物一九八三・一二

沂水縣劉家店子春秋墓一號墓　公𣪘・公鑄壺・黄大子白克盆・陳大喪史中高鈴鐘九件　文物一九八四・九

壽光縣古城益都侯城址殷墓　己𠇷鼎五件・爵一件完整・觚三件・尊二件・卣・己刀・己䤬・圖象甗　文物一九八五・三

諸城縣臧家莊戰國墓　酅公孫朝子編鐘・編鎛文物一九八七・一二

章丘縣明水鎮出土　晩殷、貯圖象卣文物一九八九・六　西周後期、□曰辜鼎文物一九八九・六

兗州縣嵫山區李宮村出土　□册父癸卣・□父癸爵文物一九九〇・七

龍口市（原黄縣）蘆頭出土　㫄監鼎（立耳分襠鼎）文物一九九一・五

棗莊市山亭區春秋期小邾墓（三墓）　兒慶匜・鼎（M3）・邾友父鬲・瓶（M1）中國歷史文物二〇〇三・五

平邑縣東陽蔡莊村春秋墓　鼄叔□父乍杞孟簠考古一九八六・四

泗水縣張莊殷墓　圖象史母癸觚・刻尊・母乙爵・母癸爵考古一九八六・一二

招遠縣東曲城村西周墓　齊仲𣪘考古一九九四・四

新泰市府前街殷墓　叔父癸鼎・叔父癸爵・叔父癸鬲・父辛鬲文物一九九二・三

なお遺漏のところも多いであろうが、山東地區における地下遺器の大體を窺うことができよう。黄縣には殷墓も多く、西周に至つて歸城小劉莊に殷器と周初の器、春秋以後には㠱侯の器がみえる。膠縣、益都・長淸に殷器多く、殊に長淸縣興復河の殷墓には圖象器のほかに兵器・車馬器七二件の遺品があり、殷代に有力な一族の據點であつたのであろう。鄒・滕も殷の故地であつたが、のち周の經營の地となつた。濟南からは甲骨文が出土しており、王朝の貞卜に與かる一族がいたのであろう。桓臺は黄河下流に近く、半島の項頸を扼するところ、そこに戍室を圖象とする一族があつた。沂南の南西にある費縣には王族である[illegible]圖象をもつ䖒の一族が派遣されている。曲阜に近い兗州にも、册形圖象をもつ殷族の器が出土しており、泗水にも圖象族の遺器がある。殷が山東を據點としていた當時の部族のものであろう。これらの出土器によつて、この地區の殷・周・春秋期にわたる國族のありかた、その消長の狀態をほぼ察することができる。

山東地方における殷は、いわゆる山東龍山文化の地で、後その主力は河南・河北に移動し、少數の部族がこの地に殘つたのであろう。他の地域のように殷周の器が混在することがないのは、この地の殷の部族が、後までもその故地を守る者が多かつたのであろうと思う。その意味において黄縣亞其の圖象が、その圖象として最も古い形を殘していることは、貴重とすべきであろう。各種の圖象が樣式的に完成されるのは、やはり武丁期以後のことであろうと考えられ、例えば婦好墓における婦好銘が、

圖象風に色〻な形に記されていることも、圖象の形成過程を示す一の事實であろう。

この山東出土器のような整理の方法を、他の各省地域の出土器についても試みることは、極めて有益なことであり、また各地における政治勢力の消長やその様態を考えるには有力な方法と考えられる。ただ河南・河北を除いて、その他は概ね殷滅亡ののち、殷族の離散のあとを示すものが多く、殷滅亡後の彼らの蹤迹を考える上には有力な手がかりとなる。そのことについては、後にその一斑を試みることにしたい。

亞其圖象（容庚編著［金文編］より）

二、都城について

次に都城の問題がある。都城の所在とその規模とは、王朝の政治支配の様態を直接に示すものがあるからである。殷本紀には、歴代諸王の都する所について、次のような記述がある。

成湯自契至湯八遷、[一] 湯始居亳、[二] 從先王居、[三] ……既絀夏命、還亳。

帝中丁遷于隞。河亶甲居相。祖乙遷于邢。……帝盤庚之時、殷已都河北、盤庚渡河南、復居成湯之故居（亳）。迺五遷、無定處、殷民咨胥皆怨、不欲徙。盤庚乃告諭……乃遂涉河南、治亳。行湯之政、然後百姓由寧、殷道復興

帝武乙立、殷復去亳、徙河北

これらの記述において、明確に都名を記すものは亳・隞・相・邢・河北・亳の六所である。成湯の條の史記には次の注がある。

（一）集解、孔安國曰、十四世凡八徙國都

（二）集解、皇甫謐曰、梁國穀熟爲南亳、即湯都也、正義、括地志云、宋州穀熟縣西南三十五里南亳故城、即南亳、湯都也、宋州北五十里大蒙城爲景亳、湯所盟地、因景山爲名、河南偃師爲西亳、帝嚳及湯所都、盤庚亦徙都之

（三）集解、孔安國曰、契父帝嚳都亳、湯自商丘遷焉、故曰從先王居、正義、按亳、偃師城也、商丘、宋州也、湯即位、都南亳、後徙西亳也、括地志云、亳邑故城在洛州偃師縣西十四里、本帝嚳之墟、商湯之都也

これらの注は、亳にまた南亳・西亳・景亳の別があることをいう。他の殷都の地についても、それぞれまた説がある。殷都の遷徙のあとを整理するために、歴史地圖によってその位置を確かめておくこ

とが便宜であると考えるので、譚其驤主編の中國歴史地圖集第一册、地圖出版社、一九八二年一〇月「商時期中心區域圖」の必要部分を擴大したものを次頁に掲げておく。この圖では1亳（薄）の地を今の曹縣、2囂（隞）を鄭州、3相を內黃、4邢（耿）を邢臺、5庇を鄆城、6奄を曲阜、7殷を安陽とする。

右の圖については、その編例として

夏商都城曾多次遷徙、各種記載不同、圖中……商都綜合古本竹書紀年（輯本）・尙書序・史記殷本紀之說排定次序、亦用數字標明

とあり、ほぼ舊說に據るものであることが知られる。しかしこのうちその都城址の確認されているものは、偃師商城二里頭と鄭州二里崗の閒では格段の文化的落差があり、また鄭州と殷虛の閒にも文化的にかなりの落差がある。文獻でいえば內黃・邢臺がその閒に入ることとなるが、邢臺は安陽よりなお約一一〇キロ程も北の地で、鄭州よりは三〇〇キロに近く、當時の事情としては考えがたいことのようである。わが國の古墳のようないわば綜合的な文化遺址があれば、追迹もなお可能であろうが、現在の資料ではその空隙を埋めがたい。安陽以前に、更にその北方に遷都していたとは考えがたく、偃師より鄭州に、また鄭州より安陽の閒にも、中閒的な遷徙があつたであろうことが推測される。

山東は殷の故地であるから、おそらく殷の有力な部族がその地に根據していたであろうと考えられる。張學海氏の試論山東地區的龍山文化城文物一九九六・一二はその遺址を詳細に調査した文獻で、分布圖もそえられており、一七の古城址が記録されている。

1、壽光縣孫家集鎭邊綫王村北龍山城　方形、約一萬平方米、三面門、龍山中期　一九八五年

殷代主要地域圖
（譚其驤主編［中國歴史地圖集］第一册、地圖出版社、1982年）

2、章丘城子崖、下層龍山文化城　二〇餘萬平方米、城垣堆築・版築　一九九〇年上半年

3、鄒平縣苑城郷丁公村東龍山城　丁公陶片出土地、方形、約十一萬平方米、城垣堆築、龍山早期　一九九一年秋

4、臨淄田旺遺址龍山城　長方形、約一五萬平方米、臺城、祭祀坑内出土鼎七・甗三等陶器、甗高一一六センチ　一九九二年三月

5、滕州市官橋鎮尤樓村東南　方形、一萬平方米、壕溝　一九九四年上半年

6、陽穀縣景陽岡龍山城　城内八城　一九九四年十一月、十二月

北組五城　教場鋪龍山城　長方形、約四〇萬平方米、城内約一六萬平方米

南組三城　景陽崗龍山城　扁橢圓形、約三五萬平方米、祭祀坑

7、五蓮縣潮河鎮丹土龍山城　不規則圓角方形、約二五萬平方米　一九九五年上半年

張氏は以上の十四城の龍山城の特徴として、臺地を利用した臺城が多いこと、山西仰韶の版築の技法を導入していること、城を繞つて壕溝を施しているが、取土の迹を利用したものであることなどをあげている。城にまた大中小があり、その大なるものは原始城市の形態に近いものがあるという。それは山東南部の大汶口文化圏では數十の聚落群が形成されており、龍山文化の時代にはその地にすでに國家の形態に近い古國があつたであろうという。その内部には、都・邑・聚のような段階があり、それが古國の内部構造をなすという考えのようである。いわゆる首長國というような形態であろう。

山東地區龍山城址分布圖

城子崖龍山古國「都、邑、聚」圖（歷城部分缺）

三、城子崖

安陽の調査が開始されてから間もないころ、山東の濟南に近い龍山鎭の城子崖遺址が發見され、急遽發掘調査されることとなつた。その調査結果は、中國考古報告集之一、城子崖――山東歴城縣龍山鎭之黑陶文化遺址として、李濟・梁思永・董作賓の編集の下に刊行された中央研究院歴史語言研究所（南京）、一九三四年刊。精密な圖版五六葉を含む大版で、殷文化の考古發掘としては最初の成果である。城子崖は南北四五〇メートル、東西三九八メートルの城牆があり、その規模は山東に多くみられる當時の城牆とほぼ同じであるが、その牆基下から黑陶が發見され、その文化は龍山文化と名づけられた。龍山文化は殷文化の原型をなすもので、のち河南に進出して河南龍山文化とよばれる。この地はかつて譚子國のあつたところと傳えられている。卜骨の類も多く出たが刻字はなく、ただ多數出土した陶器殘片は、調査對象としたもの約二萬三千片、そのうち後の子・犬の字形と近い刻文のあるものもあり、これは單なる無意的な記號ではなく、特定標識として用いられていたものと考えられる。また數字として七・十・十二・廿……卅と認められるものもあり、數表記もかなり進んでいたようである。その他石器・骨器の類も多く、そのあり方は當時の山東文化のあり方を示しているものと考えられる。それでももし陶片に刻されている子・犬を、のちの圖象の初期的な形態となしうるならば、子は王族中の王子身分、犬は犬牲や狩獵に供することを職掌とする職能的部族を示すものと考えられ、このころ
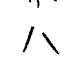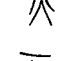
城子崖と龍山鎭附近遺址略圖
（［城子崖―山東歴城縣龍山鎭之黑陶文化遺址］中央研究院歴史語言研究所、1934年刊）

から王族の構成や、職能的部族の編成による古代王朝の秩序の方法が、その第一歩をふみ出したとみることができよう。

城子崖の遺址については、またのちに改めて再調査がなされ、その土器文化についてもより精密な研究が行なわれているが、山東龍山文化として殷文化の據點をなし、古代王朝への第一歩を進める、その初期の遺迹の一であることは、容易に知ることができる。その陶器殘片には蓋が多く、器にも尖底のものが多いのは、あるいはこの地の産業に關するところがあるかも知れない。ここに國したと傳えられる譚は子姓の國で、春秋莊十

年前六八四年齊師に滅ぼされた古國である。殷の滅んだ後も、子姓國としてその故地を保つていたのであろうが、春秋經莊公十年冬十月「齊師滅譚、譚子奔莒」とあるから、それまで存續していたのであろう。その故城は濟南歴城縣の東南七十里とされるが、城子崖は歴城縣の東に當り、古譚國の領域にあつた。その地に文字の祖型かと思われるものが遺存することは、注意すべきであろう。詩の小雅大

楷書	城子崖陶文	甲骨文	金文
子		前7,15 後下,24 前3,7	傳卣 召伯敦 父丁鼎
犬		前1,46 前8,4 前3,23	虢季子白盤(獻字偏旁) 伯貞鼎(獻旁)

城子崖陶文	甲骨文	金文
	前2,15	陳侯因脊敦 齊癸姜敦
	前2,15	天君鼎 盂鼎
	前6,38	
	前2,32	
	前1,18	免卣
	前5,38 前4,55	番生敦
	前3,1	毛公鼎
	前1,16	散盤
	後上,19	黿父丙鼎

城子崖陶文と甲骨文・金文比較表(同)

東は、詩序によると、東方の譚國が周の搾取に苦しんで、その大夫が歌つたものであるという傳承を記している。いまその一・二章を錄しておく。

有饛簋飧　　饛たる簋飧有り
有捄棘匕 piei　　捄たる棘匕有り
周道如砥 tjiei　　周道は　砥の如く
其直如矢 sjiei　　其の直きこと　矢の如し
君子所履 liei　　君子の履む所
小人所視 zjiei　　小人の視る所
睠言顧之　　睠みて言に之を顧み
潸焉出涕 thyei　　潸焉として涕を出す

小東大東 tong　　小東　大東
杼柚其空 khong」　　杼柚　其れ空し
糾糾葛屨　　糾糾たる葛屨
可以履霜 shiang　　以て霜を履むべし
佻佻公子　　佻佻たる公子
行彼周行 heang」　　彼の周行を行く

既往既來 lə　既に往き　既に來り

使我心疚 kiuə　我が心をして疚ましむ

周道とは西周の鎬京より一路東して山東に達する東西の大幹線道路であり、魯の地に入つてはまた魯道という。詩の齊風南山に「魯道有蕩」と歌われているもので、周が東方經營のためにその道を開いたものであろう。大東の二章に「佻佻公子　行彼周行　既往既來　使我心疚」と歌う。その舊城を守る殷の故族には、殊に嚴しい搾取を以て臨んだのであろう。

四、偃師二里頭

河南偃師の二里頭の遺址が發見されてから四十年に近く、今はその文化は二里頭文化として殷代史の一時期を畫するものとされている。二里頭における發見は、まずその廣大な規模をもつ三座の宮殿基址の發見であつた。そのうち正殿と考えられる遺址は、東西一〇八メートル、南北約一〇〇メートルに及ぶ廣大な夯土臺基の北部に、整然と竝んだ柱穴によつてほぼその結構が推測されるが、殿堂の正面は約七〇メートル、寛さは約三四メートルあり、この地は殷の中期の都城の迹であることが確認された。一九七八年の殷瑋璋氏の二里頭文化探討考古一九七八・一以來、關係論文は甚だ多いが、考古の一九九八年後期には特輯的に關係論文が多くみえ、そこでは夏文化との關係が問題として提起されている。

殷の文化が山東の黑陶文化に發するものとすれば、殷王朝の最も早期の宮殿址が、洛陽を指呼のうちに望むこの偃師の二里頭に見出されることに、いささか不自然なものが感ぜられる。まずこの地に達するまでに、嵩嶽の嶽神伯夷を擁する姜姓の諸族、後の申・呂・許・齊の四國となつた部族がいたはずである。またその路を遮るようにして、大汶口文化を擁する夷系の諸族がいたはずである。山東の殷族が一擧に河南を横切つて河洛の地に迫ることは、容易でなかつたはずである。

二里頭一號宮室中心部の建築復原想像圖（楊鴻勲［考古建築學文集］）

この問題を考えるとき、湯の王業を佐けたという伊尹の説話が想い出される。伊尹はおそらく伊水の神、その水神を祀る祭祀者であろう。伊洛二水の閒も古くは洪水地帶であつた。伊尹の説話は、呂氏春秋本味篇にみえる。

有侁氏女子採桑、得嬰兒于空桑之中、獻之其君、其君令烰人養之、察其所以然、曰、其母居伊水之上孕、夢有神告之曰、臼出水而東走、母顧、明日視臼出水、告其鄰、東走十里、而顧其邑盡爲水、身因化爲空桑、

故命之曰伊尹、此伊尹生空桑之故也

この伊尹と、その系列と考えられる尹系統のものがおそらく神巫として殷に事え、また代〻この神巫らを祀る祭儀が卜辭にみえる。凡そ王業の創始には、必ず聖職者の協同を必要とした。伊尹が湯を佐け、姜姓の聖者太公望が文王を佐け、周召二公が武王を佐けたのは、みな聖俗の協同によつて王業が成ることを示す説話である。もし殷の王業が成るとすれば、神巫伊尹が湯を佐けた地としても、ここが適わしいことになる。この地には大小多樣の房基があり、數十座の墓葬もあり、また靑銅の武具・工具の類もあり、禮器としての爵もあつた。爵は花文で銘文なく、素樸な造りであるが、錫分七パーセントを含み、すでに靑銅の知識が獲得されている。この地が史にいう西亳の地であろうと多くの研究者は推定しているが、伊尹說話のことからいえば、その可能性は必ずしも否定しがたいようである。

五、鄭州二里崗

河南鄭州市東南郊の二里崗は、一九五〇年、鄭州の小學校教員が古代の陶片と石器とを採取したのが發端となつて、調査が開始され、その後數年にわたる全面調査の結果が、河南省文化局文物工作隊の編纂で、一九五九年八月、中國田野考古報告集考古學專刊丁種第七號として、鄭州二里岡と題し刊行された。圖版三〇・圖四〇を含む詳細なもので、二一二座の戰國墓、土坑一八六座等と、殷代の陶器・骨器とともに卜骨多數、うち肋骨刻字一片、また墓葬數基が發見された。肋骨刻字には「貞」

鄭州商城二里崗期出土銅玉器墓葬表

墓　號	分期	玉　器	銅　器	陶　器	資料出處	附　註
黃醫75Ｃ８Ｍ32	二里崗下	—	弦紋爵・弦紋斝	鬲・斝・蓋・簋	《中原》81(2)・1	黃醫：黃河醫院1975發掘、《中原》：《中原文物》
黃委75Ｃ８Ｍ39	二里崗下	殘玉戈２	饕餮紋斝・目紋鼎	—	《中原》81(2)・2	黃委：黃委會科學研究所
中醫71	二里崗下	—	盉・爵	—	《中原》81(2)・2	中醫：省立中醫研究所
白55Ｍ２	二里崗一・二期之閒	玉柄形飾・松綠石飾２	罍・鼎・斝・爵・盤	帶硃圓陶片	《文參》55(10)・25	白：白家莊、象牙觚１、《文參》：《文物參考資料》
白55Ｍ３	二里崗一・二期之閒	玉璜２・玦	爵・分檔鼎２・斝２・觚２・鼎・罍・簪・爵流	帶硃圓陶片	《文參》55(10)・25	象牙梳１
銘56Ｍ148	中期	〔玉帶飾２〕	爵	豆・簋・觚	《文參》56(10)・50	銘：銘功路海蚌骨飾
銘56Ｍ146	中期	玉器	銅器		《文參》56(10)・50	無名稱
二79年	二里崗上	玉柄形飾	爵・斝		《中原》82(4)・29	二：二里崗
張74年	二里崗上	—	方鼎２・鬲	大口尊・假腹豆・甕罐・甗・豢・壺・簋	《文物》75(6)・64	張：張塞南街、疑是墓葬、石臼・石杵・石斧
人54Ｍ25	二里崗上	玉飾	爵・刀・鏃	釉陶尊・斝・簋	《文參》54(12)・84—85	人：人民公園
銘65Ｍ２	二里崗上	戈・璜・柄形器２	斝２・爵２・鼎・觚・刀・戈	釉尊・簋・圓形陶片２	《考古》65(10)・500	硃砂
銘65Ｍ４	比銘65Ｍ２稍晚	璜・玉飾・柿蒂形	爵・觚	圓陶片	《中原》65(10)・500	
北二七82Ｍ４	二里崗上	玉笄	爵	斝２・豆・爵・鬲	《考古》86(4)・332	北二七：北二七路、舊名銘功路、女性
北二七82Ｍ１	二里崗上	玉鏟３・玉戈３・玉柄形器３・玉璧	斝３・鼎・爵・觚２・銅片・刀	圓陶片３	《文物》83(3)・67—74	
北二七82Ｍ２	二里崗上	玉鼎・柄形器２	斝２・爵・觚・刀	印紋硬陶尊・圓陶片２	《文物》83(3)・74—76	
北二七82—83Ｍ４	二里崗上	玉笄	爵	斝２・豆・爵・鬲・紡輪	《考古》86(4)・332	腰坑殉狗
人53Ｍ15	晚期	璜・戈	鉞・戈・銅片		《文參》54(6)・33	

「孚」など、小屯の卜文と同じ形の字が記されていて、貞卜のための文字の使用がすでに開始されていた事實が知られる。

鄭州ではのち殷代の城址や窖藏坑なども發見され、特にその青銅器文化が、殆んどその完成に近い狀態に達していることが知られた。

鄭州南順城街Ｈ１上層銅方鼎
（［鄭州商代銅器窖藏］科學出版社、1999年刊）

銅器はすべて十二件、方鼎四・斝二・爵二・段一・戈二・鉞一である。一號方鼎は坑の中央におかれ、二號方鼎はその腹内に、三・四號鼎はその左右に、斝・爵・戈・鉞はみな二號方鼎内におかれ、段は二號方鼎口部の上にあり、發掘の際に多少傾斜したが、ほぼ原形のまま出土した。器は明らかに坑藏品である。その器はみな重厚にして雄偉、文様も雋鋭に鑄出されており、偃師出土の爵との閒に數段の進歩がある。これらの出土品については、河南省・鄭州市の兩文物考古研究所の編集する鄭州商代銅器窖藏科學出版社、一九九九年二月に、詳細な報告が纏められている。

これらの坑藏品を收める土坑は、もと井戸として用いられていたもので、その時期は殷虛一期に近いと考えられる。例えばこの坑出土の爵は、安陽三家莊Ｍ３出土の銅爵と近く、他の器も殷虛出土器との比較によつて、この坑藏器は殷虛の器よりもやや早く、窖藏の時期は鄭州の白家莊と殷虛第一期との閒にあり、藁城臺西遺址と同じ時期であるという同書七一頁。藁城臺遺址もまた四期に分たれるが、坑藏器は大體藁城臺西遺址の一・二期墓葬の閒にあるという。

鄭州出土大方鼎と牛首尊
（文物1983年３期）

窖藏の理由については二説があり、一は大規模の祭祀後にその器を窖藏したとする。祭祀坑的性質のものとする説で、このような竪井式の坑藏器がそれであるという。また一説には、非常の際に一時埋匿したものであるという。報告者は、祭祀後一時埋藏したとする説を執るようであるが、廢棄された井坑のようなところに窖藏するのは、何らか一時の難を免れるためとみるべきであり、それは周原に多くみえる西周器の坑藏と同じ理由であつたと考えられる。坑藏器はすべて二里崗上層晩期に屬しており、やがてこの都城も放棄されたのであろう。

鄭州の殷代遺址が發見されてから二年後の一九

五二年春から一九五五年の夏にかけて、鄭州市殷代城址外の周圍の調査が行なわれ、殷代の夯土牆の遺存が確認され、當時の城牆の大體が明らかとなつた。文物資料叢刊1文物出版社、一九七七年一二月に載せる、河南省・鄭州市兩博物館による鄭州商代城遺址發掘報告によると、城牆はすべて夯土、その築造法はみな同じで、その年代は二里崗期下層に當る。出土の木炭による年代測定の結果は3215±90（前一二六五±九〇）、またその樹輪測定による年代は3545±135（前一五九五±一三五）ということである。

その後また、一九七三年夏から一九七八年春にかけて宮殿址が發見され、文物一九八三・四に鄭州商代城內宮殿遺址區第一次發掘報告としてその概要が記されている。古代の商城はいくらか東北に傾いて設營されていることは、楊寛氏の中國古代都城制度史研究上海古籍出版社、一九九三年刊にその指摘がある。その鄭州城內の北東に偏して、三座の宮殿址が發見調査された。その第十號建築基址（C８G10）のC８T42地の第六層は二里崗期上層夯土房基、第五層は二里崗期上層堆積層、第四層は戰國期堆積層であるという。それでこの宮殿部分は、ほぼ二里崗期にあたる。この層からは、大量の陶片が出土している。

宮殿は夯土によつて方形の臺基が作られ、その上に設營されている。C８G15建築基址は東西六五メートル、南北一三・六メートル、その面積は偃師二里頭・黄陂盤龍城の殷代宮殿址よりも大きい。ただその構造は三者ほぼ同じであるという。C８G15の復原圖が試みられているが、その圖によると階陛も備わり、宮廷の諸儀禮もここで執行されたのであろう。

C８G15復原圖（文物1983年４期）

この鄭州商城について、鄒衡氏に鄭州商城卽湯都亳說文物一九七八・二、また再論鄭亳說考古一九八一・三があり、同氏の夏商周考古學論文集（續集）科學出版社、一九九八年四月があつて、その成湯說を詳論している。盤庚以前の都城とされる亳・囂（隞）・相・邢（耿・庇）・奄のうち、河南のこの地に近いものはただ亳と囂（隞）の二地のみで、鄭州商城はこの二者の何れかであること、隞は文獻の記載からみてこの地と五十里程の距離があり、一地としがたいこと、隞に都したという仲丁・外壬の在位年數は短く、鄭州城は到底その都邑ではありえないということなどが、その論據である。春秋經襄公十一年「同盟于亳城北」の杜預注に「亳城、鄭地」とあることをその證とする。

ただ湯の當時、あるいはそのような初期の時代に、このように雄偉精美な彝器が制作可能であつたかどうかは、もとより甚だ疑問とすべく、これに匹敵するものは殷虛初期の器以外にはない。鄭州より安陽に移行する前に文字の成立・祭祀體系・王族內の秩序・地方部族の職能的身分の組織、すなわち圖象標識の體系化など、古代王朝としての體制を用意する時期を必要とする。文字は卜骨にしるされている貞字が、初期の鼎形でなくすでに樣式化された形であることなどから推して、文字として

の意識がすでにあつたものと思われる。

殷代の都城址の研究はその後も廣汎な地域にわたつて行なわれており、殊に近年は小屯北部、洹北の地に殷の都城址とみられる遺跡が發見され、その宮城址の研究も進められている。その閒の狀況は杉本憲司氏の中國の古代都市文明思文閣出版發賣、二〇〇二年三月の第五章「殷商時代の城」によつて概見することができる。都市は當時の政治勢力の中心をなすものであるから、殷王朝の形成・發展の經過は、そのような古代都市の研究によつてある程度追迹することが可能であろう。殷の都城の研究は、わが國でいえば前方後圓墳の研究に近いもので、何れも古代王朝形成の過程を考える考古學的な研究の方法であるということができる。

第四章　邊境の呪鎭

一、出雲の呪器

鄭州二里崗から多數のすぐれた禮器が發見されたことは、一時危急の際に急遽埋匿されたものであろうと考えられている。一時埋匿の例は周原の一帶に甚だ多くみられることで、それらはおそらく他日の再使用を期して、極めて淺い土坑に埋められており、容易に掘り出しうる狀態にあつた。しかしかなり深い井底に重器の數〻を埋めているのは、それとは少しく事情が異なるのではないかと思われる。もとより他日の再使用を期するという考えはあつたとしても、それは一時退避する閒に、呪鎭としてこの地にその氏族靈を留めるというような意味もあつたのではないかと思われる。そのようなことが考えられるのは、おそらくこの鄭州二里崗に近い文化期に、邊境の各地に呪鎭として孤立的に埋藏されている靑銅器が、幾處も發見されているからである。當時の意識において、それは呪鎭として最も嚴厲、有效な方法であつたと考えられていたのであろう。そのような古代人の意識が、決して特

異なものではなく、わが國の古代の青銅器においてもみられるという例を、まず注意しておきたい。

わが國ではまだ記憶にも新しいことであるが、一九八四年七月、島根縣東部の斐伊川町神庭荒神谷の西谷から出土した大量の銅劍、また續いて翌一九八五年、銅劍の出土地にすぐ近い谷奥の、加茂岩倉遺跡の山の斜面から銅鐸三九個と、多數の銅鉾が出土した。何れも山谷の間の、住居址を遠く離れた地に、一箇所に集めて埋められていたもので、私は當時、中國の湖南寧鄉などの銅器の埋藏の狀態と同じく、これもおそらく特定の對象に對する一種の呪的行爲であろうと考えた。この埋沒銅器については、東アジアの古代文化大和書房、一九九七年秋・九三號に、「出雲と青銅器」という特集が組まれている。

そのうち門脇禎二氏の加茂岩倉遺跡、隨想三題には、一般には出雲勢力として、備前や近畿・北九州と對抗的な單一の政權と考えられているものは、實は出雲の東西に分裂した二勢力があり、その西部は近畿と、東部は北九州と通じて、相對立する存在であつたのではないかとする提說があり、甚だ注目すべき見解であると思う。また山本清氏の神の國出雲の實像にも、立證の方法は異なるが、同樣の見解がみえる。更に渡邊貞幸氏の青銅器大量埋納期の出雲には、加茂岩倉遺跡の埋藏器と、荒神谷遺跡の埋藏器は、それぞれ異なる對象に對する魔除けの神器・呪器であるとする解釋がみえる。かつて私も釋南甲骨學第三號、一九五四年一〇月に苗族の聖器である銅鼓の呪器性を論じ、また湖南寧鄉等の邊境に埋匿された殷代彝器は、その對面の地域の異族に對する呪鎭であるとした解釋今井凌雪氏との對談「金文を語る」墨、一九九一年五・六月號、藝術新聞社、回思九十年、平凡社、二〇〇〇年四月、所收を述べたことがある。

神器を呪鎭として埋める考えかたは、中國では遠く殷代にすでに發しているが、更に遡れば、都・堵の字に含まれる者は、土牆の中に呪符としての曰（祝詞を入れた器）を埋めて呪禁とすることで、聚落の環牆にはその呪符を加えた。神器としての青銅彝器を邊境に埋めて呪禁とすることは、その思考を延長して青銅器の時代に及ぼしたもので、その呪禁として用いるものは四羊犧尊や人面方鼎、虎文を加えた鏡など、その意匠や制作上にも特殊の工夫を加えたものが多い。このように青銅器を神器とし、それに呪能があるとする考えかたは、わが國の古墳時代にも支配的であり、銅劍・銅鉾・銅鐸・漢鏡は、みな神器であり、呪器であつた。それで中國の殷代における邊境呪禁の例について、概說を加えておきたい。

二、湖南寧鄉の呪鎭

一九六三年六、七月の間、湖南寧鄉黃材附近の炭河里と張家坳上から出土した殷代の銅器二件が省博物館に屆けられ、炭河里の發見現場の遺址が調査された湖南寧鄉黃材發現商代銅器和遺址、考古一九六三・一二。器は獸面文提梁卣と獸面文分當鼎である。

獸面文提梁卣は、その年五月十七日の大增水の際に、溈水とその支流塅溪河とが合流する炭河里附近の河中から出土した。斂口直唇、鼓腹圈足、器體は橢圓形をなしている。提梁は失われているが、兩端の獸頭はなお殘され、少しく破損した蓋も附着したままである。腹部の饕餮文は雄偉、器蓋に四

稜があり、通高二五・九センチ、器腹一八・五～二二・五センチ、器蓋に「癸〓」の銘がある。
卣の內部には玉珠・玉管が容れられており、兩端は斜めに切られ、長短不齊、白玉が多い。いくらか散佚したものもあるが、すべて一一七二顆、長いものは四・六センチ、短いものは〇・二センチのものもある。前者は二六二顆、後者は九一〇顆、この種の玉珠・玉管の出土例は極めて少ない。
黄材は寧鄕縣城西五〇キロ、炭河里は黄材の西二・五キロ、卣の發見のところから西二〇メートルの塅溪河南岸に古代の文化遺址が發見された。その西・南・北三方の一、二キロ以外は、すべてかなり高い山で、寨子山・鏡子牌・大磨山などがそびえている。土地の傳承によると、ここにはかつて萬福庵があり、解放前にこの場所から九奶鐘とよばれる殷代の鏡と大銅盆とが出土したという。最近は大水による河岸の流出がはげしくなつたので、この提梁卣もそこから押し流されたものと推測される。
河岸の斷面にはその文化層が露出しており、長さ約六〇メートル、その上に三〇～六〇センチの河沙・卵石・農耕土が覆うている。文化層は厚さ約二〇～五〇センチ。各種胎土の陶片があり、方格・籃文・繩文に加えて瓦文などを押捺するものがある。遺址の年代は、ほぼ殷周期にあたるという。
獸面文分當鼎はその前年、一九六二年四月、寧鄕黄材の水塘灣から大小二鼎が發見されたが、小鼎のみが翌年七月、省博物館に藏入された。鼎は立耳分當柱足、各柱足を中心に大きな饕餮文を飾る。器內の口緣に近いところに「己〓」の銘があり、先の提梁卣と同じ圖象であることが注意される。出土地の周圍の狀況についての報告を見ないが、この器が墓葬の副葬品であるらしい形迹はない。提梁卣も同じ圖象をもつ器であるが、これは三方が山に面した地で、かつてこの地から鏡が出土したことがあるという。鏡は江南では孤立的に出ることが多く、この鏡もそれらと同じ性質をもつものであろう。卣とこの鼎とは、また同じ圖象をもつという點において、通じるところがある。
〓字形圖象は舊著錄類に載せるものはその數が甚だ多く、器種もほとんどの器にわたり、特に尊・卣・觚・觶など古い酒器系統のものが多い。宋代の著錄のほか、攈古・貞松などにもみえるが、その出土の地や出土事情を知りうるものはほとんどない。また複合圖象としては、舊著錄のものに

匜、器蓋　攈古・一之二・四三

爵、器　綴遺・二・二三・七

爵、器

爵、蓋　攈古・一之二・六八

などがあり、また近出の複合圖象としては

段　扶風楊家堡　文物一九七七・一二　陝西三・三一

卣　長安張家坡墓葬　考古學報一九八〇・四

鼎　長安新旺　考古一九八三・三

鼎　江陵萬城　文物一九六三・二

甗　江陵萬城　文物一九六三・二

などがある。
〓形の圖象について、はじめて解說を試みたものは、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識であろう。
〓字、舊釋爲擧、錢獻之玷、十六長樂堂古器款識攷以爲鬲字、按擧、飮器也、訓見儀禮特牲饋食禮注、
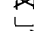
故古人爵觶卣等器、毎以擧字銘之、古文擧形象鬲、薛氏尚功（鐘鼎彝器）款識、父己擧釋云、按集韻卩音擧、支鬲也、⊠乃擧省耳、按說文卩、所以枝鬲者、從爨省鬲省、徐音渠容切、六書故引說文、作支鬲、支訓爲持、義與擧同、卩擧二字、形亦相近、考齊侯鎛鐘銘格字正似鬲字、爾雅釋訓、格格擧也、知丁度此音、必有師說、古擧字正從𦥑、但形有繁省耳卷一・三〇

錢坫・阮元が擧字銘を爵・觶・卣等酒器に加えるとしているのは誤りで、その器には鼎・毀・甗や盤・匜の類もある。その形からいえば、錢坫のいうように鬲に近いところもあるが、また時に冉の從う冉形に近く描かれていることもあり、ただその襷の下端が左右に大きく外まで出ていることが、鬲という字形解釋を困難にしている。この形は、あるいは器を鑄作するときの、外笵を締める形を寫したものかと思われる。職能としては、おそらく彝器の鑄作に關與するものであろう。青銅器の鑄作は、單なる技術の問題ではなく、殷の禮制、社會秩序の上から、神聖にして重要な職能であつたと考えられるので、その部族は、おそらく有力な王族と關係をもつものであつたと思われる。わが國では、神代のとき高皇產靈命に命ぜられて天目一箇神が作金者を統括したが、後には忍海皇女（飯豐の青皇女）のような王族を奉ずる集團となつた。その隷下の工人たちは忍海漢人肥前國風土記、また續日本紀養老六年とよばれた谷川健一、青銅の神の足跡、集英社、一九七九年刊。中國の古代青銅器文化の上にも、同様の狀況があつたと考えられる。⊠標識の器が極めて多數であること、甚だ多くの器種に及んでいること、複合圖象が多いこと、北子のような貴族名を圖象中に伴うものがあることなどが注意される。

寧鄕出土の⊠と同じ圖象をもつ器が、寧鄕に近い湖北萬城の殷墓から出土しており、注意される。

その報告が文物一九六三・二に省博物館の簡報江陵發現西周銅器として載せられている。

江陵縣城（荊州城）より四五華里の萬城は沮漳河の北岸に位置し、江陵四大古城の一とされる地で、一九六二年十二月五日、その北門外約半華里の土崗の傾斜地で、農民たちが用水路の掘鑿中、深さ二メートルほどのところから一八件の銅器が出た。器物は一箇所に集中し、その上に甗一件が橫たえられていた。遺構は東西約一・五メートル、南北は破壞していて不明。銅器が出土した同一地層の東南隅から、また銅矛・銅爵・銅鈴・玉魚・玉玦や小管形骨器などが掘り出され、土內に朱紅色の部分があり、墓葬のあとと思われる。甗・鼎・卣・毀など七件に銘文があつて、甗に「立人形北子⊠」、鼎に「北子⊠」の銘、また卣に「小臣乍父乙寶彝」とあり、尊・觶も卣と同文。また毀に

　　㚸乍北子耳毀、用朕厥且父日乙、其萬年、子〻孫〻永寶

と銘している。文様は饕餮・夔文を主とし、蕉葉・圓渦・弦文・象首文を交え、器の形制・鑄法・文飾・銘文の字體などからみて西周早期のものと考えられる。この墓葬に西周晚期の器の出土をみないから、西周中期の埋葬と推測される。
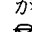
以上が報告者王毓彤氏の報告の概要である。毀の銘は反文、字樣はかなり崩れたものである。

報告された各件の器については、また考古一九六三・四に李健氏の湖北江陵萬城出土西周靑銅器と題する簡訊が載せられ、各器の形制・大小・文樣などについて細述し、圖版にその器影を出している。この報告者によると、出土は一九六一年十二月五日、器はすべて一七件。また毀二器は同形異銘であ

るという。近出の集成七・三九九四にその銘拓を載せる。それによれば、やはり反文で「北子耳毀」が「北柞毀」、「永寶」が「寶」と一部銘を異にする。

この江陵諸器については、考古の同號に郭沫若氏の跋江陵與壽縣出土銅器群と題する一文があり、所見をしるしている。江陵の器群は西周初年のもので、銘文中の北子は邶鄘衞の邶、その疆域は河南湯陰、あるいは淇縣附近で、江陵はその地からは遠く離れたところである。その器が江陵から出土しているのは、おそらく曲折を經た上でのことで、器は楚國に俘獲されて將來されたものであろう。銘文が簡單で事情を審らかにしがたいが、父乙・日乙という廟號は殷人の俗によるもので、周初より懿王期のころまでその遺俗があるという。

郭氏は器を北方よりの俘獲品であるとするが、この器銘についていえば、北子が〓圖象を伴うものであること、毀の作者は北子の器を作つて北子を祀るその後人であることなど、なお注意すべきことが多く、郭氏のように簡單に俘獲品として處理しうるような問題ではない。

毀の銘は明晰でないところもあるが、第一器は王毓彤氏の報告概要にもすでに引いたように

> 翏乍北子耳毀、用朕厥且父日乙、其萬年、子〻孫〻、永寶

とあり、その祖父日乙を祀るに用いる器である。北子の子は、殷の王子を示すときの、左右の手を一高一低する形にしるしており、その出自が王族であることが知られる。

北子の器には北子方鼎「北子乍母癸障彝」斷代・三　通釋・三六、北子觶「北子華乍肇彝」綴遺・二四・一九・二、北子尊「北子乍彝」西淸・九・一五、北子盤「北子宋作文父乙寶障彝」攈古・二之一・五三・一などの器があり、うち北子方鼎は山西洪洞の劉鏡古（肇鑑）舊藏、また北子盤は江蘇陽湖の呂堯僊藏と傳えるもので、おそらく出土地の異なるものであろう。

この北子ののち北伯と稱するものがあり、北伯鼎「北白乍彝」貞松・二・二二　三代・二・四一・八、北伯鬲「北白乍彝」攈古・一之二・五三・四　三代・五・一四・八、北伯卣「北白𢦏乍寶障」歐米・七七　三代・一一・二六（尊に誤る）、北伯尊「北白𢦏乍寶障彝」奇觚・五・七　貞松・續・中・八などがある。北伯の器はもと十餘器存したと傳えられるが、いま器影の存するものは卣一器のみである。王國維に北伯鼎の跋集林一八があり、すでに通釋第八輯三六、北子方鼎卷一下、三九九頁に引用したが、改めて必要な部分を錄しておく。

> 彝器中多北伯北子器、不知出於何所、光緒庚寅一六年、一八九〇、直隷淶水縣張家窪、又出北伯器數種、余所見拓本、有鼎一卣一、鼎文云、北伯乍鼎、卣文云、北伯𢦏作寶障彝、北葢古之邶國也余謂邶卽燕、鄘卽魯也、邶之爲燕、可以北伯諸器出土之地證之、邶既遠在殷北、則鄘亦不當求諸殷之境內、余謂鄘與奄聲相近、……奄地在魯

北伯卣は、通考上・四二二頁によると、光緒十四年秋、河北淶水縣釜山より、二尊とともに出土したという。邶・鄘・衞の名はすでに卜辭にみえ、何れも當時殷の王畿に屬する地であるから、これを燕・魯に求めるのはやや遠きに過ぎ、山東や江西・湖南の地から北子・北伯の器が出土するのは、そののちの遷迻のあとを示すものと考えてよい。北子・北伯の器はその時期がかなり古く、陳夢家氏はこれを成王期に屬するという。しかし江陵から出土した諸器の銘は、字樣が殷周期の氣格を失ったも

ので、時期はより降るものであろう。かつ⊠や立人形、また翏氏や小臣職の名もみえ、北子の直系ともしがたいようである。ただすでに北子と稱する以上、これらの器がその一族の器であることは疑いがない。

　複合圖象には種〻の形式のものがあるが、北子⊠のように王族名、亞㠱侯形矣のように諸侯名を加えるものは、他にあまり例がない。これらは職能關係を以て結合したというよりも、兩者は身分關係で結合しているものと考えてよく、職能氏族としての⊠が、特殊な從屬關係で結ばれているのであろう。單なる從屬關係はおそらく圖象化されることがなく、その器は例えば墓葬の場合、その副葬品として出土する。それで江陵墓の場合には、北子の後である翏が媵器として作ったものを主器とし、北子⊠の諸器が陪葬の器となる。おそらく北子の家から⊠に嫁するものがあり、兩者の關係は單なる主從、婚家の關係のみでなく、⊠の職掌に關して、北子がその統括權をもつというような、特殊な職能的關係にあるものであろう。それは例えば先に述べたように、わが國の古代において冶金煉鐵に從う部族の女が履中の室に入り、その女靑皇女がのちその部族神として祀られるというような關係に、似ているように思われる。北子は⊠の部族をその隸下に收めることによつて、その勢威を遠く南方に及ぼすことに成功したのであろう。

　北子⊠の上にさらに立人形を加えた圖象があり、その立人形は大きな頭と胴體をもち、小さな手を上にあげた見慣れぬ形のものである。その特異な人物表現からみて、この立人形はシャーマン的な人物を表現したものではないかと思われる。集成一五・九一九一・九一九二の斝文の雨露を注ぐ形の立人

形（上圖）をはじめ、容庚の金文編附錄上貽安堂本四葉、一九五九年科學出版社本七九七頁以下、身首・體型に特異な表現をもつ人物の形の圖象は、概ねシャーマンの類であろうと考えられる。

　⊠下に黿の形、また⊠上に皐字形の虫類の形を加えた圖象のものも、巫術に關係があるように思われる。黿は天黿形圖象として習見するものであるが、天黿形圖象のうち、銘文のあるものとしては次の諸器が知られている。

1　妴鼎　己亥、妴見事于彭、車叔商妴馬、用乍父庚障彝　天黿形　殷存・上・二七　續殷存・上・二四　集成五・二六一二、二六一三

2　獻侯鼎　唯成王大𠦪、才宗周、商獻侯□貝、用乍丁侯障彝　天黿形　故宮・下・五二　三代・三・五〇・二、三　集成五・二六二六、二六二七

3　勅𣀈鼎　勅𣀈乍丁侯障彝　天黿形　善齋圖・二三　三代・三・一八・六　集成四・二三四六

4　宜生卣　宜生商𠙵、用乍父辛障彝　天黿形　西清・一六・二〇　殷存・上・四一　三代・一三・三四・六　集成一〇・五三六一

5　𩰫角　甲寅、子易𩰫貝、用乍父癸障彝　天黿形　三代・一六・四七　集成一四・九一〇〇

6　𩰫卣　子易𩰫、用乍父癸障彝　天黿形　西清・一五・三四　三代・一三・三四・一、二　集成一〇・五三五五

1は「己亥、妴、彭に見事す。車叔、妴に馬を賞す。用て父庚の障彝を作る」とあり、妴が彭に於て

見事の禮を執るとき、車叔が娰に賞として馬を與えた。娰はそれを記念して父庚の祭器を作ったという。作器者の娰にはまた

丁亥、娰易孝、用乍且丁彝　亞㠱侯形矣圖象　貞松・八・二八　三代・一三・三四・五　集成一〇・五三七七

のような卣銘があり、孝に賜賞を加えているが、その孝は亞㠱侯形矣圖象をもつ大族の一員である。

2は「唯れ成王、大いに皋（祀）して宗周に在り。獻侯に□の貝を賞す。用て丁侯の隮彝を作る」とあり、文末に天黿形圖象を加える。器の作者は獻侯、その器を以て丁侯の祭器を作る。3も「勅䣄、丁侯の隮彝を作る」とあつて同じ圖象を加えており、同族の人であろう。このとき天黿形の族は、周より侯の待遇を受けていた。4「宜生、㿿に賞す。用て父辛の隮彝を作る」とあり、天黿形圖象がある。周の時代に入つて侯としての待遇を受けるものであるから、殷代にあつても有力な部族であつたらしく、5・6の角・卣は干支と貝の賜與の有無を除いて同文、殷の王子より賜賞を得て父癸の祭器を作つている。

三、黃材出土の坑藏器

一九七〇年二月、寧鄉黃材から殷代の立戈形圖象をもつ提梁卣一件が出土した 文物一九七二・一　古青銅器選二一　綜覽二六六・九三　集成一〇・四七〇七。王家墳山の一小丘上で開墾していたとき、地面より約二〇センチの土中より掘り出されたもので、同出器はなく、墳墓の副葬品とは考えがたい。器體はいくらか黑みを帶びた輝きをもち、蓋の口緣、器の下腹と底部に鳳文、器の口緣部に夔龍文、蓋の上部と器の口緣部に直文を飾り、四稜、高さ三九センチ、口徑一五・四センチ、重さ一〇・七五キロ、提梁あり、氣象のすぐれた器物で、器蓋にそれぞれ戈形の圖象を加えている。器中には各種の玉器三二〇餘件が收藏されており、大小の玉玦の類がある。出土の狀況及び器內に多くの玉器を收めているという點において、先に出土した黃材炭河里の獸面文提梁卣と極めて似ており、兩者は同じような目的を以て、それぞれその地に埋藏されていたものであろうと思われる。出土地はおそらく炭河里と近く、今は黃材ダムが作られているあたりの山陵の地であろう。その西方は、今も苗族自治區とされている武陵山脈の支脈、雪峰山脈が東に張り出しているところにあたる。そこに孤立的に埋藏されている寶器のなかに、多くの玉器が收められている。それはおそらく、西方山地の苗族に對して、呪鎭としての意味をもつものではないかと思われる。器には立戈形の圖象が加えられているが、立戈形圖象の器には制作のすぐれたものが多く、河南・陝西の地より多く出土する。ときには湖南・山東・山西・四川・熱河などから出土するものもあり、かなり廣汎な範圍に及んでいる。出土地の知りがたい舊著錄に收めるものは七、八十例にも及び、また複合圖象も數例あり、當時の大族であつたことを知りうる。いま出土地の知りうるものを地域によつて揭げておく。

河南　尊　安陽出土鄴中二・上・八　洛陽出土善齋四・七四　觶　洛陽出土頌齋・續・七六　斝　一九五二年輝縣褚邱村出土中原一九八五・一　觚　二器、傳一九二五年前、汝南出土彙編・九　集成一二・六六九一、

六六九二　乙戈、一九三二年前、安陽出土彙編・九　集成一二・六八二五　爵　戈父辛、殷虛出土現存安陽工作站　戈母乙、上蔡田莊村古墓、一九五六年三月出土、銅器九件文物一九五七・一一　卣　洛陽出土美帝A六二一・R三四九　段　傳安陽鄴中二・上・二七　洛陽出土善齋八・二八・二九　戈　己戈、安陽四盤磨四號墓學報一九五一・五、圖四五　陝縣上村嶺一七四七號墓號國四一

陝西　尊　一九七六年、武功縣徐家灣出土陝西四・一一四　罍　「縈乍且己隮彝、其子〻孫〻永寶立戈形」一九五四年長安普渡村西周墓學報一九五七・一　陝西圖釋四一　卣　立戈形㐅、鈇卣　觶　父己　盉　父戊、涇陽縣高家堡早周墓葬文物一九七二・七　鼎　涇陽縣北原陝西圖釋七二　段　戈母丁、武功縣柴家嘴出土文物一九六三・三　甗　一九五五年岐山賀家村出土陝西一・二〇

湖南　觶　二器、一九八一年湘潭縣靑山橋鄉老屋村湖南考古輯刊第一輯・一九八二　卣　寧鄉黃材窖藏器考古一九六三・一二　文物一九七二・一　古靑銅器選二二

山東　觶　立戈形父己　一九五七年、長淸縣興復河北岸收集品、彝器一六件、兵器五八件、工具一一件、車馬器一四件、計九九件、うち[illegible]圖象器・亞字形器十數器文物一九六四・四

山西　尊　靈石旌介村殷墓文物叢刊三　殷周集錄三四五

四川　卣　立戈形父己　得於龍游（樂山、峨眉山麓）考古圖四・四九

熱河　卣　立戈形父庚　凌源海島營子村窖藏一四器、匽侯盂等同出文參一九五五・八　斷代二　五省二〇

北京　戈　北京市文物管理處徵集品文物叢刊二　殷周集錄三五九

立戈形圖象は、そのまま戈とよばれる國族の名であるらしく、戈は夏王朝の國族の名として傳えられており、その戈國であろうとする說がある。史記夏本紀の論贊に

禹爲姒姓、其後分封、用國爲姓、故有夏后氏・有扈氏・有男氏・斟尋氏・彤城氏・褒氏・費氏・杞氏・繒氏・辛氏・冥氏・斟氏・戈氏、孔子正夏時、學者多傳夏小正云

とみえる。しかし崔東壁の夏考信錄二に

按、此所記禹之後裔、得失參半、有扈氏爲啓所伐、戈爲豷所封、其非禹後明甚也、疑司馬氏誤也、辛・冥・有男・彤城、亦莫知其所本、姑存之以備考

とその所傳を疑い、戈を禹の後裔に非ずとしている。すでに宋の鄭樵の通志氏族略二に「戈氏、夏時諸侯豷之國也、少康滅之、其地在宋鄭之閒」とし、潛夫論五德志に「姒姓分氏、夏后・有扈……戈・冥・繒、皆禹後也」とする史記說の傳承をとっていない。兪樾の群經賸義南菁書院叢書「其惟不言、言乃讙」の條に

左傳斟灌、夏本紀作斟戈、曲禮若干、匡謬正俗謂、音變云若柯、讙之爲和、猶讙之爲戈、干之爲柯也十二葉

とあり、斟讙・斟戈は同音通假であるという。それで陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異六一七葉、斟灌の條に

今本紀贊、數夏后之分、獨不及斟灌、則知斟氏戈氏、必爲斟戈氏、亦卽斟灌氏、無疑矣、然則衍氏字者、俗本之謬

として、今本史記の文を誤りとしている。

戈を國族の名とするものは、左傳襄四年に

使澆用師滅斟灌及斟尋氏、處澆于過、處豷于戈、靡自有鬲氏收二國之燼、以滅浞而立少康、少康滅澆于過、后杼滅豷于戈、有窮由是遂亡

とあつて、過・戈の地名が見えるからであろう。また哀元年に

昔有過・澆、殺斟灌、以伐斟鄩、……（少康）使女艾諜澆、使季杼誘豷、遂滅過・戈、復禹之績、祀夏配天

とみえる。杜預注に「過、澆國也、戈、豷國也」とあつて、その所屬の國邑の名とする。路史後紀夏后紀帝履癸篇注に、戈を高陽の後巻一三下とし、また國名紀丙に「戈、斟姓、是爲斟戈、左傳・世本皆以爲卽斟灌氏、非、按宋鄭閒六邑、有戈・錫、注、後爲豷國」とし、「本出己姓、形聲轉繆、而遂爲姒、故史記、以斟戈、尋爲夏禹後、非也、賈逵更以之爲曹姓、葢因史伯之言失之」とするが、要するにその國・爵・姓を明らかにせず、ただその地は左傳哀十二年「宋鄭之閒、有隙地焉、曰彌作・頃丘・玉暢・嵒・戈・鍚」とあるその戈とすれば、宋鄭の閒にあることになる。雍丘（杞）から苦縣（鹿邑）に至る、惠濟河の流域ということになろう。ただ戈族は殷周の興亡の閒にかなり移動を重ねていると考えられるので、種〻の資料によつてその消息を追迹してゆく必要がある。

戈の名はト辭にみえる。その辭は合集第四册八三九八〜八四〇四に集錄されており

1、乙酉卜、賓貞、翌丁亥、求于丁、十一月」己丑卜、賓貞、翌庚寅、令入戈人　八三九八

2、貞、將戈人　八四〇二

3、辛亥卜、□貞、乎戈人、至𩫖……　八四〇四

などの辭を錄する。「乙酉卜して、賓貞ふ。翌丁亥、丁に求めんか」とは丁は丁宗、求と釋した字は祭名、祈求する意で「求雨上甲」續・三・三〇・四などの例がある。「戈人を入らしめんか」とは、「王入于商」をトする例が多いことからいえば、殷都に入る意であろう。2の將は將率の意、3は戈人を動員することをトするものであろう。

また別に

4、己亥卜、賓貞、翌庚子、步戈人、不〓、十三月」辛丑卜、賓貞、𠭯羽、令〓戈人、伐〓方、𢦔、十三月　金璋・五二二

5、庚寅、令戈人步　林・二・五・一一

のように戈人を步せしめることをトする例がある。步は除道、あるいは重要な儀禮に當つて行なわれるもので、「乙未卜、𡆥貞、翌庚子、王步」綴合・三〇七、「乙卯卜貞、王步、亡災」前・三・二五・二など王が步することをトする例が多いが、雀・畢などの王族や我使・衆人などを用いることも多い。「丁未卜貞、叀亞〓（携）衆人、步、二月」續存・三・三七七によると、聖職者たる亞が衆人を率いてその儀禮を行なうこともある。

これらのト辭においてはみな戈人と稱する例であるが、この種のものに「眉人三千」林・一・二五・一、「貞、我其喪衆人」佚存・四八七、「庚寅卜貞、叀〓人令省、在南啚、十月」前・四・一一・五のような特定の身分、職能者を指すものもあり、一般に戈族の人を指してこのようにいう語例はない。それ

でこれらの例は、戈を以て戰う戰士階級のものをいうと解すべきであろう。ただ戈族のような族稱のものが、そのような部隊に參加するような可能性は、かなり多いと考えてよいであろう。單に戈と稱するものには、戈國や戈族の人を指すことが多いとみてよい。

1、癸亥卜王、戈受年、十二月　乙・四七一八

2、癸未卜、㱿貞、旬亡（囚、……㞢）希、其㞢來媗、乞……允㞢來媗、自西、長戈……告曰、𢀛方發于我鄭　綴存・二　綴合・一一七

1に戈の受年を卜するものは、明らかに戈族のためにするもので、戈はここでは國族の名である。2の𢀛方の來襲を告げるものには、長友角菁華・二や長友化集刊・二八の例があるが、長には「長受年」乙・八八一二のように單稱するものがあり、長友角などは族名を連稱するものであるらしく、從つてこの長戈もまた長と戈と、二族の名を連稱するものと考えてよい。

このト辭は𢀛方の來寇を赴告するものであるが、𢀛方はのちの玁狁の族であるから、この侵寇の方向は西北の方面であると考えられる。從つて戈の所在は殷虛の西北の方面と考えるべきであろう。それは先の左傳にみえる戈を宋鄭の閒の隙地六邑の一とする記述と、まさに反對の方向にあたる。それで𢀛方の來寇を報ずる者は、一時作戰上の目的をもつてその地にあるものか、戈の本貫がその方面にあるとする考えかたも可能であろう。

戈族の本貫の地を考えるには、立戈形圖象器の出土の狀況を考えることが、有力な方法であろう。立戈形圖象器は河南・陝西から最も多く出土している。しかし河南の器は出土事情の明らかでないものが多く、また陝西では涇陽縣高家堡の墓葬文物一九七二・七に立戈形父戊銘の盉、立戈形⊠銘の提梁卣があり、有力な墳墓の地かと思われるが、鈇はおそらく戈族中の有力な一支族であろう。この墳塋では、槨中にあるものは陶罐・銅甗・銅毀がおかれているが、みな銘識がない。毀は方座毀で器に身部を圓渦文とする象文を飾り、その器制は大豐毀に近似している。卣二器は制作もすぐれ、一式の文樣は方座毀のそれと同じく、戈圖象のほかに六字、器底に⊠形の圖象があり、二式の卣には「戈⊠」の銘を加える。「戈⊠」は同銘のものに甗寶蘊・三八があり、傳世の器である。また立戈形圖象の盉も器底に別の圖象をしるしているが、泐蝕が甚だしくて不明。すべてこれらの器は槨外の陪葬の器であるらしく、その上複合の圖象が加えられており、墓主の器と定めがたい。ただこれらの陪葬品のうちに、戈氏の關係のものが多くあつたであろうことが推測される。

普渡村の西周墓は出土の器數二七件、銘文八件のうち長甶の器が多く、長甶盉は六行五五字、文中に穆王の名がみえる。その文は通釋卷二・一〇三に錄入しておいた。ここから出土した罍に

鈇乍且己障彝、其子〻孫〻、永寶

としるす立戈形の家は鈇氏と稱するもので、おそらく戈氏の支族であろう。

陝西では涇陽高家堡以外に、涇陽北原の涇惠渠修理の際に出土した鼎があり、ゆるやかな分當をもつ立耳三足鼎である。また岐山賀家村の一坑から出た立戈圖象をもつ甗は、⊠圖象の提梁卣陝西一・二一と同出、ともに殷器であるが窖藏の器であるらしい。武功縣徐家灣出土の尊陝西四・一一四は觶と同

出と傳えられるが、これも出土の事情は明らかでない。

山東長清の興復河北岸から、彝器一六件、兵器五八件、工具一一件、車馬器一四件、計九九件という多數の遺器が出土したが、そのうち立戈形圖象をもつ觶一器がある。出土の狀況は明らかでないが、このうち多數の〓形圖象をもつ器があり、後にこの器群に加えられた罍・方鼎・貫耳卣などは、器群のうち最も重器と思われるものであるが、それらもみな〓形圖象器であるから、これらを墓葬の器とすれば、その墓主は〓形圖象をもつ殷の王族の家と思われる。銘は〓圖象の下に「且辛禹」としるし、また亞字形中に一字を加えたものである。戈族はおそらくその隷下として、この地に在つたものであろう。

山西出土の器は靈石旌介村の殷墓の尊一器に立戈形の圖象がある。同出一六件、〓・〓形銘の鼎と卣、辛字形銘の觶、天字形銘の爵一があり、墓葬の狀態は詳らかでないが、この〓形圖象の器が墓主のものであるらしい。

熱河の器は凌源海島營子村出土の一四器中に含まれているもので、すべて窖藏の器である。なかに匽侯盂・魚父癸𣪘・蔡𣪘・史戍父壬卣・□（立戈形）乍父庚卣などがある。おそらく匽侯を主班とする駐屯者の遺器であろう。

戈族の後の消息を知るべきものに〓卣がある。卣は近時上海博物館の收得したもので出土事情など不明。提梁のある卣で、蓋は兩角平鈕、口沿部に虎耳龍文の帶文があり、傾垂大、穆王期にこの器制のものが多い。銘文八行五八字、唐友波氏に〓卣與周獻功之禮上海集刊七期、一九九六・九、上海書畫出版社があり、周禮の秋覲考績の禮に當るものと解している。文は殷人の後たる〓が、その辟君丙公より賞賜を受けることを記している。

隹王九月、辰才己亥、丙公獻王饙器、休無遣、內尹右、衣獻、公酓、才官、易〓馬、曰、用肇事、〓拜稽首、對䬒公休、用乍父己寶隮彝、其子孫永寶用　戈字形圖象

隹れ王の九月、辰は己亥に在り、丙公、王に饙器を獻ず。休にして遣（譴）無し。內尹右けて衣（殷）獻す。公酓（飮）して、官に在り。〓に馬を賜ふ。曰く、用て事を肇げよと。〓拜して稽首し、公の休に對揚して、用て父己の寶隮彝を作る。其れ子孫、永く寶用せよ　戈字形圖象

字は穆王期の緊湊の體である。文は丙公が周王に饙器を獻じ、內尹が殷獻の禮を右けた。丙公は退いて官（館）に在つて酓（飮）至の禮を行ない、〓に馬を賜うて、用て事を肇げよと命じた。〓は丙公の賜與に對えて、父己の祭器を作つたことを記す。銘末の戈は圖象で、おそらく軍事を職掌とするものであろう。戈標識をもつ〓は、このとき丙公の陪臣として、軍事を以て代〻仕えていたものである

ことが知られる。

なお近年に至つて、長江中游地區のこれらの窖藏器について總括的な研究が試みられ、傅聚良氏に長江中游地區商時期銅器窖藏研究中國歷史文物二〇〇四・一の一篇がある。その窖藏器とみられる器物の出土表も作成されており、その状況を把握することができる。これによってこの地域の特殊性が明らかにされた。次にその表を掲げる。

長江中游地區商時期銅器窖藏

出土地	器物	數量	資料來源	備注
湖南地區				
一九三八年寧鄉黃材月山鋪	四羊方尊	1	高至喜：《湖南寧鄉發現商代遺址和銅器》、《文物》一九六三年第一二期	
一九五九年寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	5	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
一九五九年寧鄉黃材寨子山	人面鼎	1	高至喜：《商代人面方鼎》、《文物》一九六〇年第一〇期	
一九五九年寧鄉黃材炭河里	獸面紋卣	1	高至喜：《湖南寧鄉發現商代遺址和銅器》、《文物》一九六三年第一二期	
寧鄉黃材水塘灣	獸面紋鼎	1	熊傳新：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	內有玉器
寧鄉黃材寨子山	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	伴出玉器
一九七七年寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
一九七七年寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
寧鄉黃材寨子山	銅瓿 內裝銅斧	1 224	熊傳新：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
寧鄉黃材王家墳山	“戈”卣	1	熊傳新：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	內有玉器
寧鄉唐市	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	10	長沙市博物館等：《湖南寧鄉老糧倉出土商代銅編鐃》、《文物》一九九七年第一二期	
寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
寧鄉老糧倉師古寨	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
寧鄉黃材	獸面紋卣	1	熊傳新：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
寧鄉黃材溈水河中	銅瓿	1	寧鄉縣文管所王自明：《寧鄉黃材出土商代銅罍》、《湖南省博物館文集》待刊	
瀏陽柏嘉	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
瀏陽秀山鄉保塘村	銅卣	1	黃綱正：《瀏陽縣出土的兩件商代銅器》、《湖南考古輯刊》一九八六年第三集	
長沙望城高塘嶺高冲	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
岳陽黃秀橋	銅鐃	1	高至喜：《中國南方出土商周銅鐃概論》、《湖南考古輯刊》第二集	
新邵陳家坊	銅瓿	1	馬大明：《新邵縣陳家坊出土商代銅瓿》、《湖南考古輯刊》一九八六年第三集	
岳陽榮灣鄉魴魚山	銅罍	1	岳陽市文物管理所：《岳陽市新出土的商周青銅器》、《湖南考古輯刊》一九八四年第二集	
岳陽新開鄉	銅尊	1	熊傳新：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
衡陽市郊杏花村	銅卣	1	鄭均生等：《湖南衡陽發現商代銅卣》、《文物》二〇〇一年第一〇期	內有玉器
衡陽包家臺子	銅牛觥	1	衡陽市博物館：《湖南衡陽市郊發現青銅犧尊》、《文物》一九七八年第七期	
醴陵獅形山	銅象尊		湖南省博物館：《湖南醴陵發現商代銅象尊》、《文物》一九七六年第七期	

雙峰	銅鴞卣	1	黄鋼正等：《瀏陽、雙峰出土商周青銅器》、《湖南文物》第一集	内有玉器
漣源橋頭河	銅卣	1	戴小波：《漣源市出土一件商代銅卣》、《文物》一九九六年第四期	
湘鄉牛形山	銅爵	1	熊傳薪：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
邵陽祭旗坡	銅爵	1	熊傳薪：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
湘潭九華鄉	銅豕尊	1	湖南省博物館：《湘潭出土商代豕尊》、《湖南考古輯刊》一九八二年第一集	
常寧	銅尊	1	熊傳薪：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
益陽千家洲	銅鏡	1	湖南益陽市文物管理處：《湖南益陽出土商代銅鏡》、《文物》二〇〇一年第八期	
益陽謝林港	銅角杯	1	熊傳薪：《湖南商周青銅器的發現與研究》、《湖南省博物館開館三十周年紀念文集》一九八六年	
江西地區				
宜豐縣天寶鄉牛形山	銅鏡	1	宜豐縣博物館胡紹仁：《宜豐縣出土商代銅鏡》、《江西歷史文物》一九八五年第二期	
德安縣陳家墩商周遺址	銅鏡	1	彭適凡：《贛江流域出土商周銅鏡和甬鐘概述》、《南方文物》一九九八年第一期	
永修縣燕坊鄉四聯村	銅鏡	2	徐長青等：《江西永修發現商代祭祀坑》、《中國文物報》二〇〇二年五月一五日第一版	
湖北地區				
江陵岑河廟興八姑臺	銅尊	2	王從禮：《記江陵岑河廟興八姑臺出土商代銅尊》、《文物》一九九三年第八期	
距周梁玉橋遺址三公里	銅尊	1	彭錦華：《沙市近郊出土的商代大型銅尊》、《江漢考古》一九八七年第四期	
安陸縣雷公鎮姚河村解放山	甗、觚3	4	余從新：《湖北安陸發現商代青銅器》、《考古》一九九四年第一期	
應山縣長嶺鄉紅旗村烏龜山	銅鼎	1	張學武：《應山縣發現商代銅鼎》、《江漢考古》一九八〇年第一期	
王成鎮官營村	銅鼎	1	棗陽市博物館：《湖北棗陽市博物館收藏的幾件青銅器》、《文物》一九九四年第四期	
崇陽白霓鄉新堰村的汪家嘴河邊	銅鼓	1	鄂博崇文：《湖北崇陽出土一件銅鼓》、《文物》一九七八年第四期	
應城縣巡撿鄉群方村八組	銅鴞卣	1	余家海：《應城縣出土商代鴞卣》、《江漢考古》一九八六年第一期	
黄陂縣抱桐鄉紅進村四組	觚3、斝	4	熊卜發等：《黄陂出土的商代晚期青銅器》、《江漢考古》一九八六年第四期	
黄陂縣羅漢鄉夏店村鐘家崗灣	爵	2	熊卜發等：《黄陂出土的商代晚期青銅器》、《江漢考古》一九八六年第四期	
應城縣巡撿鄉孫堰村吳祠組	斝、爵	2	尚松泉：《應城發現殷代斝、爵》、《江漢考古》一九八〇年第二期	
魯臺山東北灄水左岸河沙中	罍	1	黄鯉等：《近年黄陂出土的幾件商周青銅器》、《江漢考古》一九九八年第四期	
陽新白沙劉榮山	銅鏡	2	咸博：《湖北省陽新縣出土兩件古銅鏡》、《文物》一九八一年第一期	

このような窖藏器は、ひとり長江中游の一帶に止まらず、廣東・甘肅・山西北部・遼寧等にも時にその出土を見ることがあり、ただその窖藏のところが多く無人の僻遠の地であるために、おそらく未發見の器がなお多いであろうと思われる。しかしこの地域にこれだけ多くの窖藏の器があることからいえば、呪能の高いとみられる重器がなお所在にあることが豫想される。

傅氏はこれら窖藏器の出土狀況等について詳說を加えた上で、その窖藏の理由に及び

1、これらの窖藏器が意匠もすぐれ、技術的に極めて重厚かつ精巧な制作であるのは、この方面

人面方鼎（湖南省博物館藏）

虎食人卣（泉屋博古館藏）

に良質の鑛材があり、すぐれた技術集團が存在したこと

2、この地にあつた殷系諸族の内部抗爭のために、この地を放棄するに當つて、貴重な器物を一時埋匿したものであること

などをあげる。また戈族と[illegible]族とは北方にもその圖象器が多くみえるのは、その一部の者がこの地に來て、本地の氏族のためにその技術を提供したのであつて、本地主義はその頃からあつたと主張している。この論文は十五頁に及ぶ長篇であるが、これら窖藏器の性質觀に至つては、全く舊解を脫するところがなく、周原の窖藏器の類と殆んど異なるところがない。このような埋藏器に託されている

意圖について、全く顧慮するところがないからである。このような埋藏器の背景には、當時異なる文化を擁して、これと敵對する勢力を示した南・苗系に對する意識が強く、そのことは虎を基本モチーフとする饕餮、時には虎の形そのものを器形化した虎食人卣、南人の面貌を寫したらしい人面方鼎など、制作の上に示されている意圖についても、省察するところがなくてはならない。當時の南方關係の問題については、私の釋南甲骨學第三號、一九五四年一〇月にその大略を記しておいた。

四、祭祀遺跡の呪器

湖南の地からは少し離れるが、江蘇銅山丘灣の殷代祭祀坑の遺跡が發見調査されて、考古一九七三・二・五、文物一九七三・一二の各號に調査の概略が發表された。一九七三年二期の考古の簡報中、第四節の「商代葬地的發現」のなかで指摘されたⅢT2中部西寄りの處にある四箇の大石にかこまれた祭祀遺址は、格別の注意を受けた。その四個の自然石は、中央に一個、南・北・西に各一個が土中に樹てられ、その祭域内に人骨二〇具・人頭骨二個・狗骨一二具がおかれており、ここで何らかの祭儀が行なわれたと考えられる。

なおこの發掘報告によれば、出土地點を明らかにはしていないが、この丘灣遺址の數多くの殷代遺物のなかに、生産工具や陶器とともに卜骨と卜甲が出土している。ともに鑽灼のあともみられるが、文字は記されていない。

一九七三年五期の考古に兪偉超氏が銅山丘灣商代社祀遺迹的推定を發表し、これを商代社祀の遺迹であろうと推定した。社祀については陳夢家の殷虚卜辭綜述第一七章第五節に、卜辭の亳土（社）・唐土・四方の土の例などをあげて詳說しているが、その遺址かと思われるものが發見されたのはこれが最初のことである。丘灣遺址の第三次に發掘された面積は七三三平方メートル、社祀遺迹は發掘地域の南部、臺地が次第に下降する部分で、人骨は概ね俯身屈膝、雙手反縛、性別・年齢の識るべきものは男六・女四、みな靑・中年の壯歳の者で、頭骨が破碎されているものが多い。犧牲は上下二層におかれ、下層に人骨骼三・人頭骨一・狗骨骼一〇、上層に人骨骼一七・人頭骨一・狗骨骼二、ある部分は重疊しているところもあるが、全體は中心の大石に向う姿勢をとる。これは二次にわたつて、同一形式の祭儀が行なわれたことを示すものと思われる。

中心の石はいわゆる社主で、周禮春官小宗伯の鄭玄注によると、社主には石を用いたという。淮南子齊俗訓に「殷人之禮、其社用石」とあり、呂氏春秋貴直論に石社という語がある。社に石主を用いることは、また太平御覽卷五三二所載五經異義・唐會要卷二二、社稷所引三禮義宗などにもみえ、唐會要所引の諸書に據れば石を用いるものは大社であるという。特に軍社においては石主を用い、また殺殉を用いた。社に人牲を用いることは、左傳僖十九年・昭十年・哀七年などにその記述がある。それでこの論文の筆者は、このような殺殉を東方の俗、特に東夷の陋俗に由來するものとしているが、殺殉を以て神を祀ることは殷に固有する習俗であった。卜辭の示すところによると、犧牲として捕獲せられ、牲殺されている者は概ね羌人であり、南人であり、文化度が低いとみなされている異民族である。

それで江蘇銅山のこの地が、當時どのような環境の地であつたかということが、重要な問題となる。丘灣の古遺址は、徐州市の北一七キロ、銅山縣茅村郷檀山集の東南に當り、一九五九年冬に發見され、一九六〇年春以來、三次にわたつて發掘調査された。地勢は西北より東南に傾斜する臺地で、下方に扇形に展開する。全體は三千平方メートルに近い。北方には微山湖、西北に白虎山、南に鳳凰山、東方に靑龍山があり、みな四靈の名を用いる。南方の徐州は古く彭城と稱していたところである。江蘇の西北部に位置し、山東・安徽に境を接するところで、この地域の要衝に當る地である。

文物の一九七三年一二期に、王宇信氏らが關于江蘇銅山丘灣商代祭祀遺址を發表して、この祭祀遺址は殷代大彭國のものであろうとした。史記楚世家注に引く世本に、陸終の第三子彭祖の居城を彭城と記し、項羽が西楚の霸王を稱したときもここに都した。殷代の彭はまた卜辭にもみえる。

辛丑卜、亘貞、乎取彭……　前・五・三四・一　前・七・三・四

貞、勿令自般、取……于彭・龔　摭續・一四七

……取卌邑……彭・龔　戩壽・四三・一　續・五・二〇・二

癸丑、王卜、才彭貞、旬亡畎　前・六・一・六

前の三片は第一期のものであるらしく、彭を攻擊してその三十邑を奪うことなどを卜しており、末の一片はその形式は帝辛期のものであるが、董作賓氏の殷曆譜の帝辛の譜に入らず、ただこの時期には殷王の畋遊の地であつたことが知られている。
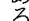
この遺址の文化層から出土した陶器の殘片は四千片に近いが、大部分は粗陶の繩文土器で、中原の

殷代遺址と異なるところはなく、上層のものは殷代晩期の特徴に近く、下層のものは鄭州期の特徴に近いという考古一九七三・二、七五頁以下。卜骨・龜卜の鑽灼の法も鄭州のそれに近く、鄭州期にはこの地は殷の勢力下にあつたものと思われる。以上のことからいえば、この遺址を夷人の祭祀遺址とし、夷狄の陋習として殺殉のことが行なわれたとする說には、なお議すべきところがあるように思われる。夷人が夷俗によつてこの祭儀を行なつたのではなく、すでに殷人の支配に屬していたこの地で、殷人が境外の異族に對する呪禁の方法として、この種の祭儀を行なつたものとすべきであろう。

殷人はこの後にも周邊の諸族に對してしばしば呪禁のための祭儀を試みているが、その主要な方法は、重器を要地に埋め、これを以て呪鎭とするということであつた。先に述べた湖南寧鄉の山地から孤立的に出土した四羊犧方尊・人面方鼎・大鐃の類のほかにも、遼寧における北洞第一坑・第二坑の坑藏品や大凌河諸器、四川彭縣の大陶缸中に收められていた八件の彝器、また廣西恭城の諸器などは、みなそのような目的のもとに埋藏されている呪器であると考えられる。そしてそのような彝器を呪鎭とする以前の、より古い形態として、このように石圭を祀るという習俗があつたのであろう。この祭祀遺址は青銅器を呪禁として藏するものではないが、殷代の邊境の各地にみられる彝器を用いる呪禁に先行する形態として、この遺址を解釋する可能性があるのではないかという意味で、この一項を加えておくのである。湖南寧鄉の人面方鼎における異人の面貌は、まさしく異人殉殺の形態を、彝器の制作の上に移したものであろうと思う。

五、望祀について

江陵出土の器には、〓圖象の部族が殷の王室の分支である北子と、またさらに立人形のシャーマンと思われる圖象と複合するものがあり、その出自が甚だ高く、かつ宗教儀禮などにおいても重要な行動領域をもつものであることが知られる。さらにその複合圖象に天黿形、皐字形、冊四耒形、亞若形など、有力な部族との結合を示すものがある。このような事實を背景として、寧鄉出土器の問題を考えてみたい。

寧鄉の出土器は、獸面文提梁卣の器蓋に「癸〓」の銘があり、また獸面文分當鼎は大小二鼎、小鼎に「己〓」の銘がある。大鼎は行方が知られぬが、おそらく同銘の器であろう。三器はもと同處に埋藏されていたものらしく、墓葬のあとは發見されていない。卣は提梁を失つているが、器蓋ともに存し、器內には多數の玉珠・玉管が收められている。この玉珠は、何らかの祭儀に用いられたものであろう。

遼寧喀左の北洞村一號坑・二號坑から出土した銅器は、小高い山上の崖穴に埋藏されていたもので、墓葬と全く關係がなく、その報告者は「兩組の銅器は、……二つの氏族（宂亞・㠱亞）の奴隸主貴族が擧行するある種の儀禮と關係があるらしく、史に載せる山川の望祀のようなものであろう」考古一九七四・六、三七〇頁という。

山川の望祀については、文獻に種〻の記載がある。例えば書舜典に

肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、徧于群神、輯五瑞、既月乃日覲四岳群牧、班瑞于群后

とあるのは、「受終于文祖」、すなわち即位の大禮のときの望祀である。六宗とは古尙書說に「天地神之尊者、謂天宗三、地宗三、天宗、日月星辰、地宗、岱山河海」であるという。また續けて「望于山川、徧乎群神」とは、丘陵墳衍を指すものであろう。これは天子自らその地に赴いて祀るもので、喀左のような地でもしそのことが行なわれるとすれば、それはその地の支配者が行なうものと解するほかなく、それで報告者は、この地の奴隷主貴族である圖象器主人の行なう祭祀であると解した。

書舜典の「山川群神」を丘陵墳衍と解するのは、周禮春官大司樂の文によるものである。大司樂に

乃分樂而序之、以祭以享以祀、乃奏黃鍾、歌大呂、舞雲門、以祀天神、乃奏大蔟、歌應鍾、舞咸池、以祭地示、乃奏姑洗、歌南呂、舞大磬、以祀四望、乃奏蕤賓、歌函鍾、舞大夏、以祭山川

とあり、以下大濩を舞うて先妣を享し、大武を舞うて先祖を享することをいう。右のうち四望とは鄭玄注に「五嶽・四鎭・四竇」とあるように、一般の山川と異なるもので、大司樂の下文に「三變して鱗物・丘陵の示」、「四變して毛物・墳衍の示」を致すことをいう。ただこれらの記述は、古代に行なわれていた實際の禮制を述べるものではなく、いわば古代をその理想態において考え、これを經典化したものであるから、歴史的な事實ではなく、いくらか歴史性のある記述としては、戰國期以後の文獻に據らなくてはならない。左傳は魯の實錄春秋に據るもので、次のような諸條がある。

1、僖三十一年、夏四月、四卜郊、不從、乃免牲、非禮也、猶三望、亦非禮也、禮、不卜常祀、而卜其牲日、……望、郊之細也、不郊、亦無望可也

2、〔春秋經〕宣三年春、王正月、郊牛之口傷、改卜牛、牛死、乃不郊、猶三望

〔傳〕春、不郊而望、皆非禮也、望、郊之屬也、不郊、亦無望可也

3、哀六年、初昭王有疾、卜曰、河爲祟、王弗祭、大夫請祭諸郊、王曰、三代命祀、祭不越望、江漢睢漳、楚之望也、禍福之至、不是過也、不穀雖不德、河非所獲罪也、遂弗祭、孔子曰、楚昭王知大道矣、其不失國也、宜哉

1については、僖三十一年公羊傳に、また別解を施していう。

魯郊、非禮也、魯郊何以非禮、天子祭天、諸侯祭土、天子有方望之事、無所不通、諸侯山川有不在其封內者、則不祭也、……三望者何、望祭也、然則曷祭、祭泰山河海、曷爲祭泰山河海、山川有能潤于百里者、天子秩而祭之、觸石而出、膚寸而合、不崇朝而徧雨乎天下者、唯泰山爾、……何以書、譏不郊而望祭也

郊望のことは、當時の禮制として實際に行なわれていたかどうかは明らかでないが、ともかく望祭とは、四郊のうち、その治めるところの名山大川に就いて祭るという觀念があつたのであろう。史記封禪書・漢書郊祀志にしるすところも、みなそのような禮制に準據するものであつた。

そのような古文獻のうち、周禮春官男巫にしるすところの望祭はいくらか異色のあるもので、あるいはそのような禮制以前の形態を存するものであろうかと思われる。それは望衍とよばれる儀禮である。

男巫、掌望祀望衍授號、旁招以茅、冬堂贈、無方無筭、春招弭、以除疾病、王弔、則與祝前

女巫、掌歳時祓除釁浴、旱暵則舞雩、若王后弔、則與祝前、凡邦之大烖、歌哭而請

男巫は女巫とその職事を頒つものであるから、参考のために両者をあげた。大體において、ことの内外によつてその職事を區別しているようである。

望祀はいわゆる山川の祭祀であろう。望衍は春官大祝にしるす九祭のうち、「二曰、衍祭」とあり、鄭司農注に「衍祭、羨之道中、如今祭殤、無所主命」という。すなわち墓道において祭るもので、孫詒讓の正義に祭殤とは祭禓の意であるとする。ただこの説では望祀に對して九祭の一である衍祭が對稱されていることになり、いかにも不類であることを免れない。またそのことを望衍（羨）ということも語義に當らない。語法を以ていえば、望祭は特定の名山大川、望衍はその地所在の山川をいうものと解すべきであろう。旁招は傍招、四方のものを對象とする意であり、不特定のものに對する語である。

望の古儀は、しかしこのような古典においてすら、すでに忘れられたものであつた。卜辭のなかには、より古い時代の望の儀禮の記述が残されている。それは外方に對して行なわれる一種の呪祝の方法であつた。

貞、乎望𢀛方　戩壽・一二・七

貞、勿乎望𢀛方　戩壽・一二・四

貞、勿〓多𡧊乎望𢀛方、其〓　粹・一〇七四

貞、勿乎㠯望𢀛方　遺珠・四八四

𢀛方は苦方と釋することが多く、今のオルドス方面にいたと考えられる北方族で、のち鬼方とよばれた種族であろう。この強悍な北方族の侵寇は、すでに高度の農耕經濟社會であつた中原の人びとにとつて非常な脅威であつたらしく、かれらに對しては頻繁に呪祝のことが行なわれた。その呪祝は望とよばれ、「貞ふ、𢀛方を望せしめんか」、「貞ふ、𢀛方を望せしむること勿からんか」のようにトすることが多い。ときには「貞ふ、多𡧊を〓（徵）して𢀛方を望ましめんに、其れ〓せんか」のような例があり、多𡧊とは巫祝の類であるらしい。〓は械具の左右に手を加えている形で、郭氏の粹編には擇と釋しているが、睪は獸屍を殬解する形で、この械具とは形象の異なる字である。多𡧊の𡧊は廟中で呪器を執る形であるらしく、多亞・多尹・多臣と同じように集合名詞である。巫術を行なう者を組織してよぶ名であろう。

このように外族に對して呪祝を加えるときには、媚女を用いることがあつた。眉に媚飾を加えた巫女が多く動員されて、前線に立つた。

庚寅卜、殻貞、勿眉人三千、乎望𢀛（方）　南北・南一・六三　外編・一〇七

「庚寅トして、殻貞ふ、眉人三千をして𢀛（方）を乎望せしむること勿からんか」とトしているが、望とは呪眼などを用いて、敵方に呪祝を加えることをいう。

この章のはじめに述べた島根縣東部の神庭荒神谷出土の大量の銅劍、またその地に近い加茂岩倉遺跡の山の斜面に整列して出土した三九個の銅鐸などは、中國のような望衍の祭祀を背景とするもので

はないとしても、少なくとも對立者に對する呪鎭として、その呪力を結集するために、一所に多くの青銅の器を配して、その呪的效果を期待したものであることは疑いない。それは東アジアにおける一種の共通した宗教的觀念が存在したことを、明確に實證するものであるということができよう。

第五章　遼寧喀左の窖藏器と孤竹國

一、遼寧喀左の窖藏器

邊境呪鎭の器とみられるものは長江の中游地區に最も多く、その出土表はすでに第四章に揭げたが、他に山西・甘肅・四川・廣西などにもその例がある。しかし殷の支配圏に近く、器銘の圖象について問題に富むものとしては、遼寧喀左北洞村の山頂から發見されたものが、特に注意すべきものと思われる。器は二群に分れ、その一號窖藏器は考古一九七三・四に、二號窖の出土器については、考古一九七四・六　一九七五・五に報告されている。

河北・遼寧の地よりは殷代の遺器が多く出土しているが、喀左の器はみな窖藏にかかり、墓制を存するものはない。この北洞の二坑のほかにも、喀左の窖藏器については、一九五五年群衆によって發見され、のち熱河省博物館に收藏された魚父癸𣪘や□（立戈形）乍父庚卣、また蔡𣪘・匽侯盂・史戍父壬卣など六器がある熱河凌源縣海島營子村發現的古代青銅器、文參一九五五・八。これらの器はのち陳夢家氏の

西周銅器斷代二に収められ、また五省出土重要文物展覽圖錄圖版二〇~二七にも収錄されており、周初に匽侯の勢力がこの地に及び、その隷下に殷の遺民たちが屬していたことが知られる。

北洞一號坑・二號坑の諸器は何れも窖藏の器であるが、淆雜のあともなく、それぞれ一群の器として、本來の組合せを保つものであろうと思われる。第一號坑は、一九七三年三月、北洞村南の丘上で、石をとり除いたときに發見され、その地表下三〇センチのところから六件の古銅器が出土した。丘上はやや平坦、東部の石崖が突起しており、その姿が筆架に似ているので、土地の人は筆架山とよんでいるという。坑内には碎石が埋められており、坑の周邊には縄文に線刻を加えた陶罐など、殷文化とみられる文化遺址があり、その活動の場であつたことが知られる。

六件の銅器は口部を上にしておかれ、全體が三角形に配置されていた。陝西の窖藏器が、概ね急遽投入されたような雜然とした狀態であるのに比べると、これらはおそらく特定の目的のために、鄭重に祕匿されたものであろう。器は甗のほか罍五器、甗は鉤連雷文、罍はすべて殷虚早期の器制と同じく、その一器に「父丁」の廟號と、子戈曰形・竹字形・亞字形中長字形の三圖象を加えている。複合

北洞村窖藏
三號罍銘文

の圖象は必ずしも乏しくないが、このように三圖象を併せ用いる例は稀見、さらに下部の亞字形を亞字形中㚔字形にかえ、これを左横に列するもの續殷文・上・五のような例もある。これらの圖象の中では、〓標識が中心的な地位を占めている。

〓の名は卜辭にも見え、次のような例がある。

1、丁丑卜、〓・㚔・大貞、令羽子商臣于岳　前・二・三七・三

2、壬辰卜、扶貞、令〓取宮　後・下・二四・一〇

3、丙寅卜、矣貞、卜〓田、其屮于丁宰、王曰、弜巳、羽丁卯□、若、八月　文錄・五一九

4、己酉卜、〓又曹、允……　金璋・六二二

1は「丁丑卜して、〓・㚔・大貞ふ。子商の臣を、岳に羽せしめんか」とよむべく、㚔・大は第一期武丁期の貞人、岳は嵩嶽で、姜姓の祖神伯夷を祀るところ。子商の商は兩辛に從う形で異構、臣とは神に仕える徒隸をいう。羽はおそらく羽舞、その祭祀に臣を犧牲とすることをトするものであろう。このとき〓は、貞人として王朝の貞人集團に屬しており、第二期にもその名がみえる。1のように貞人三名の名を連ねることは稀有の例で、〓が貞人として參加したのは、第一期末のことであろう。

2の扶は第二期の貞人。「令~取」「乎~取」は征取・徵收などのときの定式の語法である。宮は異構の字であるが、地名として頻見する宮と同じ地であろう。

3には、矣が貞人としてみえる。「丙寅トして、矣貞ふ。〓の田をトするに、其れ丁に宰を屮せんかと。王曰く、禱ること弜(なか)れと。翌丁卯に□せるに、諾せり。八月」とあり、若とは諾順の意。田は畋獵、そのために羊牲を丁の宗に侑めて祀ることをトしたが、王は命じて禱ることを中止させ、翌丁卯の日に別の祭儀を行なつたところ、神意の承順をえた。

4は、「己酉トす。〓又曹す。允に……」とあつて、下文は欠落している。〓が又曹という祓い

の儀禮をしたところ、その應報があつたことをしるす。又は侑で、冊は册祝を行なうことを示す動詞的な語で、清め祓うことをいう。亼がそのような修祓の儀禮にも關與するものであつたことを示している。

1の辭例では、亼は貞人として、牽や大とともに王朝の貞卜に與かつている。この亼は貞人集團の一員として、王都に在るものとみてよい。2以下の亼は必ずしも貞人の亼と同じでなく、必要に應じては軍事行動を取り、祭祀儀禮を擧行することもできる氏族的集團であり、しかも王都から甚だしく遠隔の地に在るものとは考えがたい。それでかりに亼の本貫が著しく遠隔の地であつたとしても、亼族の一部が王都の近くに移り、そのうちから貞人が出仕し、また亼族として王命を受け、王事を載行するというような態勢があつたのではないかと思われる。亼の地を一元的に某地と定め、亼の卜文例・金文例をすべてその地と結合し、固定的なものとして解釋しようとすると、どうしても整合しがたい問題に當面する。

亼にはまた亼侯合集三三二四と稱する例があり、侯とは邊候を掌るものをいう。つまり外敵に備えるものをいう。亼國では、巫女がそのような活動に從つていたらしく、卜辭には亼と女とを合した姿の字、またその上に妻を加えて、妻姿という例がある。菁華にみえる長文の卜辭のうち、必要な部分だけを摘錄する。

1a左、王固曰、㞢希、其㞢來媗、乞至九日辛卯、允㞢來媗、自北、奴妻姿告曰、土方牧我田十人　菁華・六

王固ひみて曰く、希有らん、其れ來媗（外寇）有らんと。九日辛卯に至るに乞(およ)んで、允に來媗有りて、北よりす。奴妻姿告げて曰く、土方、我が田（人）十人を侵せりと。

2a左、……允㞢來媗、自西、沚馘告曰、土方發于我東啚、𢦏二邑、𢀛方亦牧我西啚田

……允に來媗有り、西よりす。沚馘告げて曰く、土方我が東鄙を發(をか)し、二邑を𢦏し、𢀛方も亦我が西鄙の田を侵せりと。

b中、……允㞢來媗、自西、長友角告曰、𢀛方出牧我示𥞤田七十五人　菁華・二

……允に來媗有り、西よりす。長友角告げて曰く、𢀛方出でて、我が示𥞤の田（人）七十五人を侵せりと。

1aにみえる北方からの土方の來寇については奴妻姿が、また2a・bにみえる西方からの𢀛方の來寇については、沚馘と長友角とが、その來襲と被害の實況について急報している。この外族の侵寇は、董作賓氏の殷曆譜によると、西よりするものは武丁の二十九年三月癸巳十四日（沚馘）、四月癸亥十五日（長友角）、また北よりするものはその七月癸未六日に排次されており、西と北からの同時侵攻であり、その年末には「𢦏……四邑」甲・三〇五六・三〇五八、「發我奠、𢦏四邑」續・五・五・一　簠室・雜・六〇という狀態であつた。

奴妻という語は明義士七七に「……卜殸貞、奴妻……」という語があるので二字連讀の語とすべく、妻は「子雝其御王于丁、妻二妣」續・一・三九・三のように用い、奴妻とは神に仕える婦人としての、特殊な呼稱であろう。すなわち亼は、部族として「又冊」金璋・六二二のような册祝の儀禮に從うのみ

でなく、その女子に、特別に巫祝的な呪能をもつものがあり、北方よりの侵寇に備え、これを監視報告する任務に當つていたものと思われる。これらのことからいえば、[図象]の本族はまさに北邊の地にあり、殷の邊侯として外族に備えていたものであることが知られる。

[図象]の下に加えられている亞字形中長字形圖象については、彭邦炯氏の從啇的竹國論及啇代北疆諸氏 甲骨文與殷商史第三輯、一九九一年八月 に詳論があり、先にあげた武丁期の𢀛方侵寇を報ずる菁華二b の長友角がその族であるという。同時の侵寇の際と思われるものに「允㞢來媗、自西、長戈告曰、𢀛方發于我奠」 叕存・二六 のように長戈というものがあり、他に長友唐 合集・六〇六三反 というものがあるが、[図象]侯と同じく長侯 庫方・一六七〇 という稱もあつて、邊侯としての所遇を得ていたようである。從つて[図象]侯と長侯とは、殷に對する關係においては同格の閒柄であつた。

彭氏はこれら北方の長族について、山海經海外西經に「肅愼之國、在白民北、……長股之國、在雄常北、被髪、一曰長脚」とある文を引き、甲骨文にみえる長の字形そのものが、その被髪長脚の形を示しているという。その國は肅愼の地にあり、左傳昭九年に「肅愼燕亳、吾北土也」というように燕亳と接壤の地であるから、長侯の地は、この長股の國であるとする。その地望は「今の山西省の東北、河北省北部一帶」、「今の永定河の中上游の地域」 同上、三九〇頁 であろうという。いまの長城の線に近いあたりということになる。

北洞一號坑の罍銘には、㬜・[図象]・長三族の名をしるし、長のみは亞字形に從う圖象である。また亞字形中を㚇形とする圖象もある。亞は聖職者を示す圖象であり、それぞれの部族にそのような聖職者があつた。[図象]にはその圖象をみないが、㚇がそのような呪能者であつたのであろう。[図象]が他の圖象と統合するときには、亞字形圖象であることが多い。

二、金文にみえる[図象]關係圖象銘

金文にみえる[図象]關係の圖象銘には、以下のようなものがある。

1、亞㚇形　㬜[図象]　廼　方鼎 博古・一・一六
2、亞㚇形　㬜[図象]　方罍 上海・一三　三代・一一・一八・三
3、亞㚇形　㝉　[図象]　㬜　父丁　卣 鄴中・初上・二〇
4、亞㚇形　㝉　父癸　宅于□　册□　方鼎 博古・一・一九
5、亞㚇形　[図象]　㝉　㬜光□　鼎 鄴中・三上・一二
6、[図象]　㝉　父戊　告□（造）　方彝一・二 録遺・五〇七，五〇八
7、四耜册形　[図象]　卣 故宮・下・二六五
8、四耜册形　[図象]　父丁　壺 陝西三・三三　角 陶齋・一・一二
9、四耜册形　[図象]　父丁　觶 綴遺・二三・二四

右のうち2の上海には、附册に次のような解説があるので附記しておく。

罍的形體、極其高峻莊嚴、……全器紋飾、以雷紋爲地、精雕細刻、主幹粗壯突出、與地紋對比、尤其強烈、……乃是晩商青銅器中、出類拔萃的豪華鑄品、原當有蓋、今已無存、銘文特大、作亞㝨孴〓、亞是表示作器者的㝨氏、是侯亞的身份、亞㝨氏器、尙有二鼎一角一鉦等、孴亦國族之名、傳世有孴姫鬲、銘云、孴姫作𩰫齊鬲綴遺・二七・七、〓氏之名、見於甲骨刻辭、〓入十小屯・乙・四五二五

亞㝨形方罍

〓室父戊方彝

文中にいう鉦とは、あるいは亞㝨形鐃西清・續甲・一七　貞松・一・二三・二四　小校・九・九二　三代・一八・七・五をさすものであろうが、その銘には〓形を加えていない。

〓圖象を文字として解するときは竹となる。それで〓の上の圖象を孤と釋し、この二圖象を孤竹にして古の孤竹の國と解する說があり、李學勤氏に試論孤竹新出青銅器研究所收、原載社會科學戰線一九八三・二の一篇がある。氏は前器圖象銘九器のうち1〜6をあげ、〓上の圖象を孤、〓とつづけて孤竹と解し、その證として九年衞鼎にみえる「林孴里」の孴を、この圖象と同字にして孤であるとする。

その字は鼎銘に二見、唐蘭氏の釋文物一九七六・五に、說文一四下に孨に從うて「盛なる皃」と訓する字の籒文にして、魚紀切の字とする。思うに字形よりすれば晉に近く、下部の日字形は鑄こみの流し口であろう。この字を孤と解する理由はないように思われる。かつ〓銘の壺器が、一九七五年、陝西扶風召李村一號墓から出土陝西三・三三している例がある。また前記の金文3・5のように、〓と孴とが各〻單獨に記されていることもあり、〓がその部族の名であった。

〓圖象にとつて、四耜册形との結合は、その職掌に關していて最も重要であり、他の亞字形圖象との結合も、その職掌を介してのことであろうと思われるので、まず四耜册形の意味するところについて一言しておきたい。

册あるいは兩册左右に相對する形は、册告・册祝を司ることを示すと考えられる。そして、四耜をその下に加えるのは、その耜に對して册祝を加え、修祓することを意味するものであろう。儀禮としての册告・册祝を掌り、その文辭や儀禮に與かるものを作册という。作册については、私の作册考甲骨金文學論叢二集、一九五五年五月に詳細に論じておいた。

そののち于省吾氏に釋古文字中的𦥑字和工册・弜册・豆册古文字研究第一二輯、一九八五年一〇月、中華書局という一篇があり、李孝定氏の金文詁林附錄に收める諸家の說、劉心源の奇觚、徐仲舒の耒耜考、馬敍倫の讀金器刻詞、方濬益の綴遺の說とともに、中國文字四十册に譯載された小稿の一部を引き、「按以上所引各家之說、均屬望文生義、無一可取」として退け、この圖象の意味するところを論じていう。

均表示共同協力耕作、因而引伸爲一般協同之義、□字乃是册劦之合文、也卽甲骨文工典其劦的省語、是說在大合祭時、貢獻簡册以祝告、在擧行祭祀中獻册祝告

すなわち、四耜の形は、耒耜そのものを指すのでなく、字として劦の義に用いたものとする。一般に、圖象は圖象としてその物、その族を直接に示すものであり、四耜を劦・協のように文字によみ易えて、「引伸爲一般協同之義」前掲、一七二頁のように文字として用いる例はない。四耜は册祝の儀禮の對象として、多數の耜を示すとみるべきであり、册・兩册形圖象に武器や農具をそえるものがあるのは、その武器や農具を神庫に皮藏するときに行なわれる祓禳の儀禮に關するものとすべきであろう。

葛英會氏の燕國的部族及部族聯合は一九八三年四月刊の北京文物與攷古に收載せられ、李學勤氏の前記の論文とほとんど同時に發表されたものであるが、葛氏も第二號坑出土の〓圖象を、上の圖象と合せて孤竹と釋し、この出土の區域が古孤竹國の範圍のうちにあつたとしている。孤竹に關する文獻は、李氏の試論孤竹にほとんど網羅されているが、その孤竹氏はまた墨胎氏・目夷氏ともいわれ、史記殷本紀の「太史公曰」に「契爲子姓、其後分封、以國爲姓」とあつて、そのなかに目夷氏の名があり、これは姜姓の孤竹君とは、また異なるものであつたらしい。史記伯夷列傳に「其傳曰、伯夷叔齊、孤竹君之二子也」とあり、その伯夷は姜姓諸族の祖神として祀られる嵩嶽の嶽神であつた。左傳莊二十二年「姜、大嶽之後也」、國語鄭語「姜、伯夷之後也」、詩大雅崧高「崧高維嶽　駿極于天　維嶽降神　生甫及申」などは、みな姜姓四國の祖が嶽神伯夷であることを示す傳承である。その周邊の皐の地には皐陶、許の地には許由の名を傳えるが、夷・陶・由はみな一原一系の語、山東・河北の姜姓の諸族とは、またその系統を異にするものと考えられる。

〓が多く亞字形の圖象と結合しているのは、〓が主として祭祀儀禮に關與する職能を以て、王朝に服事する部族であつたからであろう。先に述べた四耜册形のものは農耕儀禮であるが、亞𡨦形は罪刑に關するものらしく、亞長形は社會的秩序の儀禮に關するものであるらしい。また四耜形を介して〓（擧字形）と結合するもの匜、綴遺・一四・一、亞長形を介して㚔と統合するもの甗、河南上蔡出土、文物一九五七・一一、六八頁がある。㚔は第二號坑にその器がある。

三、第二坑窖藏器

第二號坑は一九七三年五月、第一號坑と同じく筆架山頂を採掘して發見され、一號坑の東北三・五メートルのところで、殷周時の古器六件を得た。六件の窖藏器は、山頂の岩石の間に、表土層に覆われてあり、方鼎一・圓鼎二・罍・設・帶嘴鉢型器各〻一、南より北に横三列に排次、その間には石片などが埋められていた。方鼎には長文の銘があり、圓鼎には「〓父辛」、設には「乍寶隮彝」の銘がある。方鼎の銘は文四行二十四字、

丁亥、𡚬商又正要要貝、在穆朋二百要、辰𡚬商、用乍母己隮　甗器腹　亞字形中㠱侯　〓器底

と銘する。この銘については、通釋巻六、補記篇四四三頁に解説しておいた。文は「丁亥、𡚬、又（右）正要に、要の貝を商（賞）せらる。穆に在るの朋二百なり。要、𡚬の商（賞）に辰（揚）へて、

用て母己の障を作る。𡦹」とあり、𡦹は圖象。また器腹のこの銘文とは別に、器底に亞字中に其医（㠱侯）、その下に矣字形の圖象をそえたものがある。要はこれらの圖象と關係のある氏族であろう。
　方鼎は腹部深く、上部は夔龍文、下部は三面に乳文帶をめぐらし、四邊に稜角があり、鬱然たる古器である。また罍は通高四四・五センチ、蓋の上に雙角の獸、器は獸耳銜環、肩部に身尾部を圓渦形にした象文、下部に饕餮文を飾る。この象文は、殷器にその例が多い。なお段は方座、器座ともに簡素な夔文帶をめぐらしている。器數は少ないが、みな精品である。
　娊については、その作器とみられるものに

方　鼎（腹・底）

父辛鼎

段

己亥、娊見事𢓊彭、事叔賞娊馬、用乍父庚障彝　天黿形續殷・上・二四　二玄・七七　方鼎
丁未、娊賞征貝、用乍父辛彝　亞矣形三代・一六・四六・七　角
丁亥、娊易孝、用乍且丁□父　亞㠱侯形矣三代・一三・三四・五　卣

などがあり、天黿形圖象を標識とする部族であるらしい。そして亞矣形、亞㠱侯矣形の部族の人に賞賜のことを行なつているのであるから、亞矣形の部屬を隷下とするものであつたらしく、當時にあつて、甚だ勢威の盛んな家柄であつたと考えられる。先の方鼎において、娊より賜賞を得ている又正要は、その圖象からみると、彝器の鑄作に關與するものであろうが、ともかくこのような圖象をもつ器がここから出土しているという事實に、注目しておきたい。
　娊が見事の禮を執つている彭は、彭女諸器段・鼎・觶・甗の彭であるらしく、みな「彭女彝　」のように圖象の銘を加えている。それで賜賞の關係を以ていえば、がその地位最も高く、天黿形がこれに次ぎ、亞矣・亞㠱侯形矣圖象のものがこれに次ぐという次第となる。このような關係が恆常的なものかどうかは定めがたいが、一應は家格・職掌の關係によるものと考えてよい。そのことからいえば、同坑出土の圓鼎に「父辛」とあるものが、娊の主家ということになる。その鼎は腹部が罐形、足は獸蹄形をなし、安陽後崗出土の戍嗣鼎學報一九六〇・一と引作文父丁鼎通考二二に近く、殷晚期の器制である。

四、亞吴系諸器

亞吴系統の彝器はその數が多く、出土事情の明確なものによつて、ほぼその活動の地域を考えることができる。その圖象器は卣・觚・盤・瓿・鐃・鉼が安陽から、他に盤が琉璃河M五四、觚が邢臺と河南上蔡からというように、安陽以外の地では北方からの出土が比較的に多い。喀左からは亞㠱形吴圖象の方鼎が出ており、北京順義からも同じ圖象の鼎が出ている。順義からはまた亞㠱形圖象の尊・觶・卣が出土しており、㠱侯の器は山東煙臺から鼎が出土している。これらの器の舊著錄に入るものについては、王獻唐氏の山東古國考に詳しい。

亞吴形圖象をもつ部族は、もと山東・河北を根據とする古族であり、その職掌たる亞を以て殷都に出仕、祭祀や軍事の儀禮に參加していたものであろう。吴は劉心源の奇觚室吉金文述六・三に「古文矢字、見說文疑下、……象矢脫手發出形」とするが、その字は凝然として人の立つ形で、杖を植てて進退を定めかねているさまを示し、これに咨嗟の意を以て欠を加えると疑となり、そのさまを凝然という。

吴は卜辭の第二期の貞人として、その名がみえる。

庚辰卜、吴貞、今夕亡田、八月 續・四・四七・七

癸酉卜、吴貞、旬亡田、在七月」癸未卜、吴貞、旬亡田、在八月」癸巳卜、吴貞、旬亡田、在八

月 綴合・二九五 文錄・七九・八〇

のようなト夕・ト旬をはじめ

壬子卜、吴貞、山來雨、八月 庫方・一二二二

丁亥卜、吴貞、今日隹省、又不若 京津・三四五三

亞吴形圖象銘

亞㠱形吴圖象銘

など、晴雨や往來をトするものがある。京津の一辭は「丁亥卜して、矣貞ふ。今日隹れ省（省巡）するときは、不若（妖孽の意）又（有）るか」の意。矣には

己丑卜、矣貞、其禫告于大室　金璋・四六

のような大室の儀禮、また

丁酉卜、矣貞、多君曰、來叔以敎、王曰、余其亩、隹王十月　後・下・一三・二

のように多君の名のみえるものがあり、特殊な儀禮に與かる貞人であつたらしい。多君はまた多尹ということも多く、尹とは呪杖をもつもの、そのような巫祝王を君という。このようなことから考えると、矣が聖職者として亞矣と稱することは極めて自然であり、また亞矣の器が、王獻唐氏の黃縣㠱器に列するもの四三器號、七三件に及ぶということも、その點から理解される。

矣は亞矣として、宗教的な儀禮において王朝に重きをなしていたのみでなく、軍事的にも重要な地位を占めていた。

（丙）辰卜、旅貞、翌丁巳、矣至、在𠂤褺卜、……來𠂤矣𠂤　後・下・二五・五

「（丙）辰卜して、旅貞ふ。翌丁巳、矣は至らんかと。𠂤褺に在りて卜す。……矣の𠂤より來れり」とあつて、矣の至ることを卜する。𠂤は師で軍の基地、褺𠂤に在つて卜するのは、軍事に關してのことであろう。軍中の儀禮は、亞の擔當するところであつた。

𠂤褺では王がしばしば祭祀を行ない、また「今夕亡田」と每夕の安否を卜しているので、王都に近い基地であると思われるが、矣𠂤の卜辭例はその數が少なく、その地望を考えることができない。ただ「矣征（待）」續存・二・六五七、「矣來」金璋・三八五、「矣以……」京大・五二四〇などの辭があることからいえば、その地はそれほど遠隔の地ではないことが知られる。㠱侯との結合ということを考えると、その地は山東に近い地域、河南の東部あたりであろうかと思われる。

亞㠱侯矣圖象器のうち、銘文の注目すべきものに

亞字形中㠱侯　矣　匽灰易亞貝、乍父乙寶障彝三代・一四・一〇・七、八

と銘する㠱侯矣盉がある。この器は窓齋一六・一九に匜、周存五・六九に兕觥として錄するものであるが、綴遺一四・二六・殷存下・三三に盉としている。亞矣の器のうち、亞中に㠱・㠱侯の名のあるものは、おそらくみな矣部族の器で、㠱・㠱侯と親緣の關係にあるものの意であろう。それで例えば

丁亥、㚸易孝、用乍且丁□　亞字形中㠱侯　矣貞松・八・二八

においては、㠱侯と親緣關係にある矣族のうちの孝であり、また

亞字形中㠱　矣　高（字異構）乍母癸鄴中・三上・三六　巖窟・一・八、四六

においては、矣族に屬する高がその器の作者である。それで先の盉銘においては、㠱と親緣の關係にある矣族のうちの亞職にあるものが、匽侯より貝の賜與を得て、父乙の器を作つたものと解される。匽は燕の古稱で、その器は多く易縣から出ている。また亞㠱の器は、一九八二年六月、北京順義縣牛欄山より、圓鼎・提梁卣・尊・爵二件・觚二件・觶の八件が出土文物一九八三・一一、そのうち鼎・尊・卣・觶に亞㠱の銘があり、鼎には「皐乍比辛障彝　亞字形中㠱　矣」、また尊・卣・觶には「亞字形中㠱

父己」の銘がある。亞㠱の本貫は、おそらくこの地であるらしい。これに對して亞𠑹形圖象の器はこの地よりもむしろ安陽出土のものが多く、その活動の地は主として都に遷されていたのであろう。ただこの盉銘において匽侯の賜與を受けているものは、㠱侯と親緣の關係を以てこの地に留まっている𠑹族の、亞としての職掌に在るものであろう。

㠱には「中子㠱、彡乍文父丁𨻰彝　㬰　䝿」殷存・下・二六と銘する䝿觥、またその對銘とみられる䝿鼎窓齋・三・一三があり、中子のような王子としての稱號や、父を文父丁と稱するなど、家格が甚だ高く、匽侯の賜與を受けるものとしては、𠑹族中の亞たるものが、適當であろうと考えられる。

五、呪器埋藏

北洞村の第一號坑・第二號坑の埋藏器は、もとより副葬品ではなく、また陝西周原に多くみられるような窖藏器でもない。墓葬に伴うものではないが、しかも鄭重に排次して埋藏されているので、それは何らか特定の目的のもとに、この地をえらんで埋藏したものと考えられる。

埋藏の目的については、よく知られていない。報告者はその窖藏の性質について、この大凌河の流域に、殷周期の器の出土が多くみられることから、この地域が當時の王朝の經營にとつて、極めて重要な地域と考えられていたことが知られるという。

北洞から約一〇キロほど南の、同じく大凌河の東岸に位置する山灣子からは、一九七四年一二月、窖藏の器二二件が出土遼寧省喀左縣山灣子出土殷周靑銅器、文物一九七七・一二、そのうち一五件には銘があり、この地域の經營に關與したものたちの消息を知ることができる。器は鼎・鬲・甗三件・盂・尊・卣・罍三件・𣪘一〇件と盤狀器。このうち饕餮文盂を中心にして、盤狀器がその上に、盂の四周に九件の𣪘、北側に伯矩甗と子荷戈甗が立置され、西には橫置した𣪘、その上に尊、東壁近くの卣は、⺄父丁𣪘にぴつたりよりかかつている。𣪘上に、西の方へ饕餮文甗と渦文罍がならび、卣と渦文罍との閒に鬲、饕餮文盂の上に牛文罍・史方罍・饕餮文𣪘が橫たわる。ともかく、坑内につめこんだという形である。

各器の銘は、以下の通りである。

方鼎鼓腹四足立耳　叔尹乍旅
甗　白矩乍寶𨻰彝
甗　子荷戈形圖象　㛗㕓乍寶彝
尊觚形四稜　魚字形圖象
提梁卣饕餮帶文　舟字形圖象　父甲器內底　車雋父丁盞銘
方罍圓渦文　史陽文
𣪘饕餮文　亞字形圖象亞字形內に二字あるも、字形を辨識しがたい
𣪘饕餮文　亞字形圖象中に角のない鹿の形　父乙
𣪘饕餮文　⺄圖象　父甲
𣪘夔龍文　庚字形圖象　父戊

殷直文　父丁　□圖象、形不明
殷顧鳳文　尹陽文
殷雷乳文　乍寶隮彝
殷圓渦文・夔文　倗孑乍義妣寶隮彝
殷斜角雷文　寷白乍寶隮彝

各種の圖象銘のほかに、史・尹・叔などの器もあり、構成は複雜を極めている。この二二件の器が、直經約一二〇センチ、地表より九〇センチの方圓形の坑中に埋められていた。地層は四層、第一層は約五〇センチの黃褐土、第二層は二五センチの沙土、第三層は五〜八センチの細沙石、第四層は黃色の原生土。つまり窖藏坑の底部はその第三層中に位置していた。

北洞の第一號坑・第二號坑に比較すると、この坑は窖藏器も多く、構成も複雜であるため、問題も複雜となる。報告者はこれらの窖藏器について、いくつかの問題點を指摘している。項目を立てて整理すると、次のようになる。

1、北洞孤山子の一號坑・二號坑と、海島營子馬廠溝とこの山灣子と、大凌河をはさんでその東西數キロの範圍内に、四個の窖藏器群があることは、これらの遺址と相關する遺址の發見がこの一帶で期待されるであろうと思われる。

2、窖藏には北洞出土のもののように整然としたものと、山灣子・馬廠溝の器のように、ただ雜然と重ねておかれているものとがあり、後者は何らかの事變によつて、急遽埋匿されたものと考えられる。

3、山灣子の諸器は、その器制・文様などから、雜然と集められたもので、馬廠溝と同じく、本來の組合せをもつものではない。

4、山灣子の銅器の時代は、魚尊のように殷末に屬するもののほか、大部分は西周初期の器であり、窖藏の時期も周初と考えられる。圖象の相異なる複雜な銅器の組合せからして、周初の戰爭による掠奪品を部下に分與したことによつて、この器群に加わつたものであろうと想定される。

5、北洞一號坑の窖藏器はすべて貯盛器（瓿一器・罍五器）、二號坑の窖藏器は方鼎一・圓鼎二・罍のほかに、なお殷・帶嘴鉢型器一を含む。馬廠溝と山灣子の諸器の組合せは二號坑と同じである。時期的には北洞諸器は馬廠溝より早く、山灣子諸器は最も晩い。四群の銅器は、その制作・文様において中原の器に近く、特に山灣子の子荷戈甗・伯矩甗は、北京琉璃河西周墓M二五三出土の圉甗と似ており、北洞二號の方鼎は小屯出土の司母辛大鼎と器制・文様が似ている。このような事實から、周初には周の統治支配がこの方面にまで及んでいたことが知られる。

6、これらの銅器のうち、中原にはあまり見ることのない牛文罍・圓渦文罍・鴨形尊は、制作もすぐれ、一九七六年、遼寧昭盟林西縣で發掘された春秋早期の大井古銅礦坑と冶煉遺迹との關聯性からみて、これらの器はこの地で作られた可能性がある。

7、遼西の古文化は、豐下類型文化（夏家店下層文化に相當）と夏家店上層文化とが普遍的なものである。一九七二年、朝陽の魏營子西周早期墓地が發掘されたが、この三種の文化の相互關係を

考察することが、この地の窖藏器の問題を考える上に有益であろう。地層的にいえば、窖藏器の年代は、豐下類型文化より晩く、窖藏の地はすべて豐下類型文化遺址の範圍のうちにある。魏營子文化は、その墓葬と同時か、あるいはいくらか早い時期で、この窖藏器はほぼ殷周の際にあたる。この地は古く孤竹國の支配したところで、大凌河はその交通の要路にあたる。

8、遼寧の出土器は、遼西の朝陽を中心として、西北は赤峰を超えた內蒙古の克什克騰旗の天室同から、一九七三年、大銅甗が出土したが、その器は殷代早期の作風であるこの器の出土は、未報告。また東北して撫順に至り、その望花區から、一九七六年、殷代の環首靑銅刀、新民から、一九七五年、三小銅斧が出土、その上限は西周期に至るものと思われる。これらは、殷周期の文化が古くこの地に波及していることを證するものである。

これらの記述のうち、馬廠溝の諸器や克什克騰の大銅甗の出土については詳細な報告をみないが、この要約によつて一應この地の彝器文化のありかたを知ることができる。

北洞一號坑・二號坑の埋藏器について、その報告者は

兩組銅器、分別以商代兩個亞氏（𡵂亞・㠱亞）爲主、銅器窖藏、可能同這兩個氏族的奴隸主貴族擧行的某種禮儀有關、如史書所載祭山川考古一九七四・六、三七〇頁

と述べ、古代の山川の望祀のために窖藏したものであろうという。望祀のことは書舜典に「望于山川」、左傳宣三年に「望、郊之屬也」、僖卅一年に「望、郊之細也」とあり、郊望と連稱することもある。郊については左傳襄七年「夫郊祀后稷、以祈農事也」というのが古く、のち中庸「郊社之禮、所以事上帝也」のように、祭天の儀禮となつた。しかし山川を祀るのならば名山大川においてすべく、郊祀ならば天子の禮としてその祭壇があるべきであるから、この北洞の二坑はその何れにも當らない。

この北洞の窖藏器には、これを窖藏するということが、目的とされているように思われる。重器をこのように山頂に近く、展望のひらけた場所に窖藏することによつて、神器のもつ一種の呪能を發揮しうるという考えかたが、古代の人にはあつたのであろうと思う。窖藏の場所を實見しないと、ことの當否を確かめがたいが、その窖藏の場所から展望しうる地域に對して、その器は呪鎭としての機能を發揮すると信じられたのであろう。彝器はこの場合、呪能をもつ呪器であつた。それで鄭重に埋匿され、時には取り出して呪祝の儀禮を行なつたのち、またこれを埋藏した。彝器の腐蝕を防ぐために、周圍に細石を配しているのは、またその作業の便を圖るためでもあつたと思われる。このような窖藏器が特に長江中游の地區に多く、また特定の職能者である氏族の圖象がその器に用いられていることも、第四章にすでに述べたところである。

第六章　殷虛の發掘

一、殷代遺址の考古學的研究について

殷代遺址の考古學的研究については、紀念殷墟發掘七十周年論文專集として發行された考古學集刊一五集文物出版社、二〇〇四年二月刊に、王巍氏の商代考古七十年という論文が寄せられており、その展開のあとをたどることができる。氏は殷虛の發掘がアンダーソンの仰韶村調査に刺激され、史學界の疑古的風潮に對する考古學界の反撥から、そのころ發見された甲骨文、さらには殷虛の調査によつて、疑古から考古に轉換し、盜掘に惱まされていた遺迹の科學的研究の必要性が叫ばれ、殷虛の科學的研究の成果によつて、その基礎が確立されたとする。顧頡剛・錢玄同らの古史辨一派の疑古運動は、安陽の發掘を期として一轉して考古となり、信古となつた。

第一段階は一九二八年〜一九三八年の殷虛發掘で、1、小屯附近の五三座の宮殿・宗廟基址、2、西北崗王陵地區の一〇座の晩期大墓と一、二〇〇餘の小墓と祭祀坑、3、二四、九〇〇片に上る甲骨の發見、その他の大量遺物の出土、4、後崗の仰韶－龍山殷晩期の夯土城牆の發見などが記録された。以上の調査は李濟博士を主とする研究班によつて行なわれたもので、その甲骨の整理には董作賓氏があたり、安陽發掘報告、小屯甲・乙・丙編のほか、李濟博士の *Anyang* the University of Washington Press, 1977. 國分直一譯、安陽發掘、新日本教育圖書、一九八二年五月刊、また胡厚宣氏の殷墟發掘學習生活出版社、一九五五年五月刊に、この期の發掘調査についての詳細な報告がある。

王氏のいう第二段階は大戰後の一九五〇年〜一九七〇年代後期、郭寶鈞氏による殷虛武官村殷晩期大墓、夏鼐氏による河南輝縣琉璃閣の殷墓の調査、また一九五一年に殷虛より早期とみられる河南二里崗遺址が發見された。その他各地の遺址で注目すべきものには次の諸遺址がある。

山東益都蘇埠屯　殷晩期大墓　文物一九七二・八
江蘇徐州銅山丘灣遺址　殷代東夷祭祀遺迹　考古一九七三・二　考古一九七三・五　文物一九七三・一二
遼寧喀左北洞村　考古一九七四・六
殷周窖藏器　四川彭縣　文物一九八〇・一二　陝西城固　考古一九八〇・三　湖南寧鄉　考古一九六三・一二　文物一九八三・一〇　江蘇丹徒烟墩山　文參一九五五・五

このうち、邊境にある殷器には、墓葬品でないものが多く、その目的について檢討すべき問題がある。その後いわゆる文化大革命によつて、文化・學術の研究は久しく中絶していたが、一九七二年以來、周恩來總理の斡旋によつて漸く活動が開始され、考古・考古學報・文物の諸雜誌も復刊された。殷虛外の遺迹では、次の發掘調査が注意されるものである。

鄭州商城內東北部の三座の宮殿址、商城周邊の手工業遺址や窖藏品　文物一九七四・九

河北藁城臺西殷代遺址　藁城臺西商代遺址、文物出版社、一九八五年六月刊

一九七六年に殷虛では小屯西區の婦好墓が發掘調査されたが、これは墓主を特定できる殆んど唯一の完整な遺存であり、當時の墓葬の實際を見るに足るものである。他に王陵區から祭祀坑約二〇〇座考古一九七七・一、後崗地區の晚期の墓葬三三座考古一九七二・三、西區の二、〇〇〇座に近い晚期墓葬學報一九七九・一がある。また小屯南地から多數の甲骨卜片が出土し、その卜片は

小屯南地甲骨上下全五册、中華書局、一九八〇年一〇月・一九八三年一〇月刊

に收錄された。この期における周邊地區の收穫としては

一九六三年湖北黃陂盤龍城商代遺址的發掘文物一九七六・一

盤龍城一九七四年度田野考古紀要文物一九七六・二

などがあり、殷代の文化が遠く湖北の地に及んでいることが注意される。また北方にも殷の文化が波及し、

內蒙古朱開溝遺址學報一九八八・三

北京市平谷縣發現商代墓葬文物一九七七・一一

山西石樓縣二郎坡出土商周銅器文物一九五八・一

山西呂梁縣石樓鎭又發現銅器文物一九六〇・七

（山西）保德縣新發現的殷代青銅器文物一九七二・四

があり、殷器のこのように廣汎な分佈について、それぞれ報告が行なわれている。

一九八三年の偃師の殷城址の發見は、殷代前期都城と、夏殷文化の分界となるところを提示するものとして注目される。宮城內の四號・五號二座の宮殿址は二里崗期のもので、城壁の夯土基址からは、二里崗上層期の靑銅器窖藏品が出土した。

鄭州新發現商代窖藏靑銅器文物一九八三・三

鄭州商城外夯土牆基的調査與試掘中原文物一九九一・一

鄭州商城考古新發現與研究所收、宋國定、一九八五—一九九二鄭州商城考古新發現綜述中州古籍出版社、一九九三年七月刊

殷虛においても八十年代に小屯東北の武丁期大型宮殿・宗廟の基址三座が發見され、西北崗王陵東區からは司母戊大鼎が出土したといわれる甲字形大墓（M二六〇號墓）や宮殿遺址、東北三家莊に殷虛早期とみられる遺構なども調査されている。周邊部としては山東滕縣に、益都蘇埠屯大墓の後、殷代晚期の山東方面の文化的狀況を示す滕縣前掌大商代墓葬學報一九九二・四、また山西垣曲の殷代早期の城址は、夏殷の接續の關係を思わせる資料があるという垣曲商城、科學出版社、一九九六年二月刊。なお山西靈石旌介村にも殷墓がある文物一九八六・一一。その他陝西、甘肅・四川にも殷器出土の報告があるが、これらは殷滅亡の後に部族が擴散してその地に赴いたものと考えるべきであろうと思う。

その後の殷虛發掘において、比較的原型を留め、墓葬の狀態を知るべきものに、劉家莊北一〇四六號墓（亞㕚墓）がある。

▲は1046號墓を示す

安陽殷虚M1046位置圖
（考古學集刊15、文物出版社、2004年２月刊）

小屯より約二キロ南の劉家莊では既に約一、二〇〇墓が發掘調査され、そのうち一、〇〇〇餘座が殷墓（うち二〇餘座は車馬坑と馬坑）であつた。その大多數は二平方メートル程度の土坑竪穴墓であるが、なかに墓道のある大型墓と八平方メートル以上の竪穴式中型墓葬も含まれる。一九九九年九月、第五層の殷虚二期の文化層から未盗掘の一〇四六號墓が發見された。六體の殉葬、そのうち一體は腰坑内にうずくまつて埋められており、生き埋めであろうという。隨葬品には、禮器・玉器・石器・兵器とともに多くの帶字石璋を含む。この種の帶字石璋は初出、墓主は銅器銘にみえる「亞[illegible]」とよばれるもので、亞字形款識の意味するところを解釋する新しい資料となしうる。報告者は埋葬器物の組合せ關係から、その時期を殷虚第四期の標準的なものとし、墓主を亞圖象と青銅兵器の隨葬の多きによつて武職にし

M1046平面圖（考古學集刊15）

1．銅方彝　2．銅盂　3．銅圓鼎　4．銅甗　5．銅卣　6．銅卣　7．銅圓尊　8．銅盤　9．銅觚（在２下）　10．銅卣　11．銅觚（在２下）　12．銅角（在２下）　13，14．銅爵（在１下）　15．銅爵　16，17．銅方鼎　18．銅角（在１下）　19．銅斗（在１下）　20．銅斝（在１下）　21．銅爵（在20內）　22．銅觶（在１下）　23．銅方尊（在１下）　24．銅爵（在１內）　25．銅罍　26，27．銅圓鼎　28～33．銅鈴（在27內）　34．硬陶罐　35～44．銅鈴　45．銅方尊　46．陶盤　47．陶爵　48～50．陶罐　51．銅觚　52．銅刀　53．銅矛　54．銅觶　55．銅鐏　56．銅鑿　57，58．陶罐　59．陶罐（帶蓋）　60，61．銅簋　62～65．陶罐　66．玉兔　67．玉鳥　68．玉戚　69，70．玉環　71．銅圓鼎　72，73．骨器　74．蚌泡（６個）　75．弓形器　76．銅矛　77，78．銅戈　79．銅矛　80．銅鏃（12個）　81．銅鏃（11個）　82．銅鏃（56個）　83．銅箍（？）　84．文蛤（４個）　85．貝（２個）　86．文蛤（５個）　87～90．銅矛　91．貝（１個）　92．文蛤（14個）　93，94．磨石　95．銅鏃（40個）　96．銅戈　97．銅刀　98．陶觚　99．蚌器　100．蚌片（百餘片）　101．骨器　102．銅鐏（塡土中）　103～118．帶字石璋（在61內）　119～138．銅矛（塡土中）　139～162．（塡土中）　163．玉飾　164，165．無字石璋（在61內）　166，167．帶字石璋（在61內）　168～179．無字石璋　180．柄形飾　181～203．無字石璋　204．銅鈴（塡土中）　205．銅鏃（58個，塡土中）　206，207．銅鐏（塡土中）　208．銅鑿（塡土中）　209，210．銅鈴（塡土中）　211～213．骨器（塡土中）　214，215．磨石　216～218．蚌泡　219．蚌泡（２個，在71內）　220．銅鏃（６個，在71內）　221，222．蚌飾　223．貝　A，B，C，D，E．殉人　F，G，H，I，J，K，L，M，N，O．祭牲　P．殉狗

て諸侯の地位に當るとした。

亞の圖象は、その亞字形の中、または外にまた別の圖象をしるすことが多く、それらは圖象諸族を通じて、どの部族のなかにも共通してある特定職能の標識であり、そのような性格のものとしては聖職者の存在が考えられる。

二、殷虚婦好墓諸器

殷虚婦好墓は、小屯地區に殘された殷王室關係の陵墓のうち、盜掘を免れたほとんど唯一のものである。殷虚の發掘は、一九二八年より一九三八年に至る十一年間にわたつて行なわれた十五次の調査ののち、戰爭で一時休止となり、新中國の成立後まもなく、一九五〇年より再開されて、多くの成果を收めた。しかし墓葬の多くは盜掘、攪亂を經たもので、墓葬の本來の狀態を遺存するものは、ほとんど無かつた。そのなかでこの婦好墓は、ふしぎに盜掘を免れ、墓室は完全な狀態を保つていた。それは墓坑上の建物遺址などによつて、上層部が覆われており、またこの墓葬が小規模の墳墓群の一角に位置していたことにもよるであろう。婦好墓の發掘報告は、考古學報一九七七・二及び殷墟婦好墓中國田野考古報告集專刊二三號、文物出版社、一九八〇年一二月刊にまとめられている。

婦好墓は、殷代の宮殿・宗廟の遺址のある小屯の東北の地區ではなく、いくらか北西寄りの低い崗地の東南の一角から發掘された。墓の規模はそれほど大きなものではないが、墓坑の層位關係はそのまま殘されており、殊に墓室の部分は完全に保存されていた。棺槨をめぐる祭器の陳設の次第が原狀のままに殘されているのは、稀有の例というべきであろう。

墓の上層部には建物の基址があり、それはこの被葬者の祭祀のために建てられた祭殿であるらしい。墓壙は深さ地下〇・五メートル、南北五・六メートル、東西四メートル、深さ六・二メートルである。王陵墓が概ね三、〇〇〇平方メートル前後の規模であるのに比べると、至つて小規模のものであるが、しかし墓室の東西兩壁には長條形の壁龕があり、龕内に殉葬、また墓底四壁に二層臺、墓底の南寄りに腰坑があつて殉葬一、殉犬一、坑内の殉葬者は少なくとも一六人、なお塡土中に多くの隨葬器があり、その數と器種の多樣さ、制作の優秀さにおいては、他に比肩するものをみない。

その隨葬遺器は、靑銅器四六八件、禮器・樂器のほか、工具・生活用具・武器・馬具・裝飾品・雜器など八類、そのうち二一〇件が禮器であり、一九〇件に銘がある。銘文はすべて九種、「婦好」は一類、「司粤母・司粤母癸」は一類、「司母辛」は一類、「子束泉・束泉」は一類、また「亞弜」、「亞其」、「亞啓」はそれぞれ一類、他に二種がある。

禮器はその器種を以ていえば、方鼎五件、圓鼎二六件、甗は三聯甗・分體甗・連體甗の三種一〇件、𣪘五件、偶方彝一件、方彝四件、尊一〇件、觥八件、壺四件、瓿三件、卣二件、方罍二件、小方缶一件、斝一二件、盉六件、觶二件、觚五三件、爵四〇件、斗八件、大型盂一件、盤二件、罐一件、また司母辛銘方形高圈足器一件、婦好銘箕形器一件がある。

他に樂器として編鐃五件、工具には錛・鑿・刀・鏟など四種四一件、生活用具には銅鏡四件、匕器

婦好墓出土青銅器銘文拓片（考古學報1977年２期）

1．大圓斝(860)　2．大圓尊(793)　3．爵(668)　4．殘尊(318)　5，6．斗(746, 744)　7．鉞(799)　8．偶方彝(792)　9．長方扁足鼎(813)　10．中型圓鼎(821)　11,12．觚(601, 603)　13．鴞尊(784)　14．方罍(856)　15．小方彝(849)　16．瓿(796)

一件など、武器に婦好銘大型鉞二件、亞啓銘小型鉞二件、戈九一件、鏃三七件と兩束など、馬具に鑣二件、裝飾器に虎形器四件、他に雜器五〇、龍頭尺・鳥頭尺、その他がある。

青銅器以外のものでは、玉器七五五件、そのうち琮・圭・璧・環・璜・玦など一〇種、一七五件、儀仗用の戈・矛・戚・刀など五類五四件、工具の類は斧・鑿など七四件、生活用具の櫛・匕など九件、玉人等の裝飾品四二六件、また石器・骨器の類などもあつて、その種類の繁多、彫鑿の精妙であることは他に比類がない。

これらの遺器のうち銘を加えるものは

青銅觚五三器、うち婦好銘一九器、司𡚬母銘一〇器、亞其銘七器、束泉銘六器、子束泉銘四器

青銅爵四〇器　うち婦好銘一二器、司𡚬母銘九器、亞其銘九器、束泉銘九器、宜□銘一器

青銅鉞四器　うち婦好銘二器、亞啓銘二器

のように、被葬者とみられる婦好の銘が最も多く、他に王族出自と考えられるものに子束泉・司𡚬母、また亞字形款識をもつものに亞其・亞啓・亞弜がある。これらの銘が同一墓葬中に共存するのは、その族構成の上に、あるいは社會的・職能的な關係において、何らかの繫屬の關係をもつところがあるからにほかならない。

婦好は武丁期の甲骨文にその名がみえ、その生存中の行動を知ることができる。

己丑卜㱿貞、翌庚寅、帚好娩」貞翌庚寅、帚好不其娩　續・四・二九・二

甲申、卜㱿貞、帚好娩、嘉、王固曰、其隹丁娩、嘉、其隹庚娩、弘吉、三旬㞢一日甲寅娩、不嘉、

隹女　乙・七七三一

小屯乙編に収めるところは、「甲申（の日）、卜して㱿貞ふ、婦好は娩するに、嘉（男子）ならんかと。王固みて曰く、其れ隹れ丁に娩するときは嘉ならん。其れ隹れ庚に娩するときは、弘だ吉なりと。三旬又一日甲寅娩するに嘉ならず。隹れ女ならん」とあり、その出産の安否を問い、また男女の別を卜しているが、出生の日によつて男女が異なるとする考えかたがあつたのであろう。また女を不嘉とし、男を嘉とする男尊女卑の觀念が、すでに定着していたことが知られる。

貞、帚好疾、不隹父乙　綴合・二八六

貞、𠦪帚好于父乙　續存・二・二一〇

乙卯卜賓貞、乎帚好㞢𠬝于妣癸　遺珠・六〇〇

「貞ふ、婦好の疾めるは、隹れ父乙ならざるか」という父乙は、武丁の父、小乙のことであろう。婦好の卜文例にみえる貞人は、㱿・賓などみな第一期の人、從つて婦好は武丁の妃の生稱であると考えられる。王室に嫁した者は、王室の先世との靈的な交渉を免れることができず、その病氣も先世の靈威の致すところと考えられたのであろう。妣癸は何王の妣であるかを特定しがたいが綜述、四四八頁、あるいは父乙の妣であろう。武丁を生んだ妣は母庚とよばれており、妣癸はあるいは異母として、祟りをなすことがあつたのであろう。

婦好墓中の金文銘にみえるものでは、子束泉の「子」は、王子の稱であるから、王族の人と考えてよい。その「子」字は、手を一上一下する形にしるされている。また「司母辛」と銘するものがあり、殷虛婦好墓の編者は、これを婦好の廟號であり、婦好は生稱、武丁存命中に沒したもので、第五期の周祭祀譜に武丁の妣としてみえる妣辛がその人にほかならぬとする殷虛婦好墓、三頁及び二二八頁。武丁には妣辛・妣癸・妣戊の三妣が法定の配偶者として祀られているが、そのような配偶者が死後に司母として祀られる例はみえず、かりに司母として祀られることがあつても、それは王妣としては法定外のものであつたと考えられる。ただ司粤母癸のように氏號を加えていないことからいえば、この母辛は王家の人であつたことが考えられる。

大方尊銘の司粤母癸の司を、殷虛婦好墓にまた后とも釋するが、后はもと毓に作り、司の字形は嗣字の從うところと同じであるから司と釋すべく、司はおそらくその職掌に關する字であろう。字は⊔（載書の形で𢦏の初文）に從つて、載書祝告をとり扱う形を示し、祠事に從う意。司粤母はまたその廟號を加えて司粤母癸という。母辛・母癸のように干名を加えていうものは廟號であるから、これらは聖職者の傳統を保持するものとして、祀られている者である。王妣のほかに、王室の聖職にあつた女性も、聖職者としての待遇を受けていたのであろう。

男子の聖職者のときは、亞と稱した。婦好器群のうちに、亞弜・亞其・亞啓の一類があり、これらはその亞字形款識のみをしるし、特定の廟號を加えることがない。亞は墓室の象形字であり、墓室における儀禮の執行者を意味する圖象標識である。亞弜・亞其・亞啓は、それぞれ弜氏・其氏・啓氏における葬祭の儀禮を司る聖職者である。それらの職能者の彝器がこの隨葬品のなかに用いられているのは、かれらがこの墓葬に參加し、その儀禮執行に關與したことを意味するものであろう。

弜を羅振玉増訂殷虛書契考釋・中・一三に弼の古文とし、王國維の釋弼觀堂集林六に弼にして「弜の本義を弓檠と爲し、引伸して則ち輔と爲し、……又引伸して則ち彊と爲す」というが、甲骨文の文例に即しない解である。葉玉森は字を柲の古文にして必と解するが殷虛書契前編考釋・四・六、文例によるとこの字は「其冓翼日、弜冓翼日」後・上・二六・六のような對文の例があり、甲骨文の對文形式をとるものは概ね肯定・否定の命題を揭げるものであるから、弜は否定詞の不・弗と聲義の通じる字であると考えられる。ただ亞弜のように職掌を示す亞の字下に用いるものは族名であるから、弜族中の亞職にあるものとみるべく、同様に亞其・亞啓の其・啓もまた族名である。

亞弜の器は三代二・一四・九―一二に鼎銘四器を錄するほか、爵分類圖錄A三五九に「亞弜」、觶鄴・二・一・一五に「婦亞弜」と銘するものがある。婦とは王室の婦となつたものであろう。婦商母觶分類圖錄A五二四の婦と同じく、婦は王族に屬する身分稱號とみるべく、他に婦闟・婦庚などの器があり、婦闟斝貞松・續・中・二四・婦闟觥窓齋・二一・一〇・婦闟罍周存・五・三〇・婦闟兕觥綴遺・二二・三〇などみな同銘で、文末に[illegible]形の標識を加えており、王族の者であることが知られる。

以上に略說したように、婦好墓出土の器銘は、王族の者か、もしくは聖職關係の者で、同出器銘の閒に密接な關係のあることが知られる。これらはおそらく、他の殷周墓における同出器の閒にも、それぞれ同様の關係があることを豫想させるものであるが、この婦好墓において殊に重要なことは、玄室の槨內に、棺を圍んで、それらの諸器の配置が原狀のまま保存されており、その陳設の序列を知りうることである。これらの在銘諸器の陳設の次第は、その葬祭の儀禮に關して、本來の意味を有するものであつたと考えられる。いま殷墟婦好墓によつて、槨內棺外の陳設器の次第を圖示すると、次の通りである。

上列左上　808亞弜鼎　811好盂　870好連體甗　790婦好三聯甗架（下に觚十餘件あり）

婦好墓墓底大型銅器分布示意圖
（殷墟婦好墓、文物出版社、1980年12月刊）
789. 大型鼎　790. 三聯甗架　870. 連體甗　811. 盂　808. 大圓鼎　806, 868. 方尊　856. 方罍　327. 觥　784, 785. 鴟鴞尊　795. 壺　794, 807. 方壺　921. 石鸕鷀　809. 大方鼎　792. 方尊　854, 855. 方斝　791. 偶方彝　867, 793. 圓尊　860, 861, 857. 圓斝

司母辛大方鼎

婦好三聯甗

婦好鴞尊

婦　好　盂

東列
789 司母辛大方鼎　806 868 司㝬母癸方尊　327 虺鈕圈足觥　856 婦好方罍　784 785 婦好鴞尊　795
婦好偏圓壺　794 807 司㝬母大方壺　921 石鸕鷀

西列
809 司辛母大方鼎　792 婦好方尊　854 855 方斝　791 婦好偶方彝　867 793 司㝬母圓尊　860 司㝬母圓

斝　861其圓斝　857司㝬母大圓斝
棺上　子束泉三器

器の陳設のしかたは、南面左上の原則によると、亞弜銘の大圓鼎が左端の位置を占めており、その右端に司辛母銘の大方鼎がある。この兩者にはさまれるように婦好の三聯甗と連體甗とが竝ぶ。もう一器の司辛母銘の大方鼎は西列の最上段にあり、上部にはすべて鼎・甗を列する。そして東列には司辛母大方鼎の次に司㝬母癸方尊、婦好諸器をおき、最前列に司㝬母大方壺二器を据える。西列もまた司辛母大方鼎以下婦好の諸器をおき、前列に司㝬母諸器、その上端に司㝬母大圓斝をおく。上列左端の亞弜の器を起點として、四隅の後部左右は司母辛大方鼎、前面の左右は司㝬母大方壺・大圓斝があり、これに衞られるようにして婦好の柩があり、その棺上に子束泉の器がある。

この隨葬器の陳設については、禮記喪大記に「棺椁の閒には、君は柷を容れ、大夫は壺を容れ、士は甒を容る」とあるが、もとより後世の制にすぎない。まず器種は鼎・甗・盂のほかは、尊・斝・觥・觚・壺など、當時の禮器のあらゆる器種に及んでいる。ただ婦好墓では、𣪘のような食器の類が見當らないことが注意される。他の部位からは、婦好銘をもつ小型の𣪘二器、無銘の𣪘二器、雙耳𣪘一器が出土しているが、殷虛第一期の小屯四墓と三家莊二墓、また第二期早期の小屯M一八八・武官五九M一の出土器中にも、なお𣪘はみえず、第二期中期一六墓中の三墓に至つて漸く各〻𣪘一器を伴出している殷墟青銅器、表五、八六頁、文物出版社、一九八五年二月刊。一六墓の出土器九六器中、觚二四器・爵二四器・罍三器・彝二器・尊二器など酒器の類六六器、鼎八器・甗三器・𣪘三器に對して、酒器の類が壓倒的に多く、婦好墓の隨葬器の傾向とよく似ている。婦好墓の隨葬器は、殷虛青銅器編年の上からは、第二期中期にあたると考えられる。すなわち酒器を中心とする編成である。

棺內には、ほとんど玉器と貝とを塡塞する。玉飾は棺の中部、玉人は腰部の東側、玉戈は棺の北端、璧・環・瑗などは棺の四隅におかれている。棺內西側の腰の部分に貝六、七〇〇枚ばかり、また玉刀・玉魚の類がある。槨頂上層に數人の殺殉、周邊部に五頭の犬を埋めている。棺上の塡土第五層・第六層の部分に玉・石・骨・象牙などで作つた裝身具の類が多く埋められているが、精巧な雕飾を施したものが多い。

婦好墓の隨葬器の特色は、槨內に陳設する禮器が、その器種によつて、また被葬者と儀禮執行者や參加者との關係によつて序列されているということで、これはその儀禮、葬儀のありかたをも推想させるところがある。また棺內の玉器や裝飾具が甚だ多く、象牙や石刻の器とともに、當時の技術的な高さを示すものがある。青銅器をはじめ、これら玉飾類の技術水準の高さは、おそらく社會の職能的な分化と專門化、その社會的な、または政治的な組織の問題が、背景にあることを豫想させる。武丁期はそのような意味をも含めて、殷代文化の完成期であつたと考えられる。

婦好は武丁の妣の一人であると考えられている。武丁期の甲骨文に婦某というものが甚だ多く、その數は六〇名を超える。郭沫若はこれらをすべて武丁の妃嬪であり、當時の貴族の一夫多妻制を證するものであるとしている古代銘刻彙考續編、骨臼刻辭之一考察。これと同じ論理で、當時子某と稱するものもまた六〇餘人あり、それらもすべて武丁の子であるという。しかしこのようなことは、武丁以外の

王については徵すべき事實がなく、かりに古代王朝の君主がどのように專制的であつたとしても、極めて不自然なことである。子については多子・多子族のように集合名詞としての用法があり、多子とは王子の集團、多子族はいわば親王家のような王族の集團の呼稱で、身分稱號であるから、郭氏のように子某をすべて武丁一人の子と解すべきではない。婦にも甲骨文に「多帚」佚存・三二一 乙・八八一六などの號がみえるが、やはり婦の身分の者をいう集團呼稱である。多某が集團呼稱であることは、多亞・多臣・多方・多馬・多犬・多鄭・多羌などの語があることからも明らかであろう。

婦は親族呼稱としては新婦をいう。公羊傳隱公二年に「女曷爲或稱女、或稱婦、或稱夫人、女、在其國稱女、在塗稱婦、入國稱夫人」とあり、「在塗」とは廟見以前をいう。禮記曾子問に「三月而廟見、稱來婦也、擇日而祭於禰父廟、成婦之義也」とみえ、廟見して夫人と稱する。ただ甲骨文には夫人の稱がなく、婦がそのまま夫人の稱であつたと考えてよい。婦は甲骨文には帚としるし、帚はこれに鬯酒を灌いで寢廟を祓い清めるもので、寢はもと帚としるした。その帚を執る者が婦で、帚は婦の初文、婦とは寢廟につかえる者の意である。「塗に在るの人」ではなく、廟見ののち、その寢廟につかえる人をいう。

婦はおそらく子に對していう語であろう。子とは王子の身分をいい、王位繼承の順位者を大子・中子・小子という。その字は左右の手を一上一下する形にしるす。子某の字はすべてその形にしるされている。婦好墓中に子束泉銘の器三器が存するのは、そのような身分の者である。子字の下にそえる名は、子鄭・子雀の例を以ていえば、その所封の地名であると考えられる。束泉はおそらく一字、泉流のある地の名であろう。子束泉は、婦好の子である可能性がある。

婦好關係の甲骨文において、最も注目すべきものは、娩嘉出産をトするものとともに、軍事に關するものが多いということである。

甲申卜㱿貞、乎帚好先収人于龐 前・五・一二・三

辛巳卜貞、登帚好三千、登旅萬、乎伐…… 庫方・三一〇

「甲申トして㱿貞ふ、婦好をして先づ人を龐に供せしめんか」、「辛巳トして貞ふ、婦好の三千を徵し、旅萬を徵し、……を伐たしめんか」のように、人を供し、あるいは徵集して征役に供し、外方を伐つことをトするものがある。

右のうち登字は羅振玉増訂殷虛書契考釋・中・三九が登と釋して烝祀の意とし、陳夢家殷虛卜辭綜述・五二九頁は登禾食麥の禮とする。他にも諸家の説があるが、ほぼ烝嘗の烝と解することで一致している。しかし「登帚好三千」、「登旅萬」は烝嘗のためではなく、

貞、登人三千、乎伐苦方、受㞢又 續編・一・一三・三

貞、勿登人、乎伐苦方、弗其受㞢又 佚存・五一

などの例からいえば、それは徵發・徵集の意であり、徵とよむべき字であろう。登人の例は、島邦男の殷虛卜辭綜類に五〇例をあげている。徵はもと微と形義が近く、微は長髮の媚女を毆つて、敵の呪力を微弱にする意、徵は同樣の行爲によつて懲罰を加える意で、本來は徵集の意をもつ字ではない。登 tang ・徵 tjiang は舌頭と舌面と直行の音で準雙聲、古く音が近くして通ずる語であつたのであ

ろう。それで登人とは徵人の意である。

　供人や登人のことは、王が直接に行なうことが多く、

　　丁酉卜㱿貞、今春、王収人五千、正土方、受㞢又　三月　後・上・三一・六

「丁酉卜して㱿貞ふ、今春、王は人五千を供し、土方を征するに、祐右を授けられんか。三月」とあり、このような供人の例では、王のほかには婦好・我・多射などしかない。我は王族卜辭に我・子・余などとみえるもので、特定の王子身分の稱。多射は射人の集合名詞で、王に直屬する特殊部隊の稱とみられる。

　葬祭の儀禮は、一般に亞職の司るところであるが、婦好墓は王妃の墓葬であるので、特に司系の者が參加している。王室の婦人の墓葬の形態が、ここではその隨葬諸器の陳設と併せて、殆んど完全な姿で殘されている。おそらく王陵の諸墓も、本來はこのような形態で營まれていたものであろう。

　隨葬器の豊富な點においても、この婦好墓に比肩しうるものはない。侯家莊西北崗一〇〇一號大墓は、前後二八四日を費やして漸く發掘調査された大規模なものであるが、すでに多數の盜掘坑が掘られており、彝器の類は殆んどなく、殘されていたものは多數の玉石の戈や、骨・角・牙の類に雕飾を加えたもの、また美しい木製品の存在したことを示す花土の類のみであつた。その坑道には、いたましい數十架の斷首の遺骨が收められていた中國考古報告集之三、侯家莊第二本。

　安陽地區で有銘の同出彝器をもつものは、婦好墓を除いては小屯M一八から出た子漁諸器と、大司空村M五三九出土の亞㽙・彝爵・寢出爵・曲寢出毀・鼓寢盤、殷虛西區M九〇七の共鼎・共卣・日辛

共爵・告貯觚などで、告貯や共の器は他の殷墓からも出土している。しかしそれらは何れも寥々數器にとどまり、婦好墓のように完整な出土の例は、この殷虛地區に見出すことはできない。殷代の同出器の問題を考える上に、この婦好墓の隨葬品は、その典型としての意味をもつものであるといつてよい。

三、安陽小屯村北一八號墓葬諸器

　一九七六年十二月、婦好墓の東と南約八、〇〇〇平方メートルの地域の調査の結果、二座の墓葬が發見された。以下、安陽小屯村北的兩座殷代墓考古學報一九八一・四の報告に據れば、婦好墓の北にも婦好墓よりやや規模の小さな一基があり、すでに盜掘を受けていたという。この周邊は殷代貴族の墳墓の地であつたらしく、時期は殷虛第二期、武丁期にあたると考えられる。

　發掘調査された一七號・一八號兩墓とも、保存の狀態はわりあい良好であるが、一八號墓は隨葬禮器などが豊富である。一八號からは子漁銘の器などが出土したが、一七號墓からは王族銘の器は發見されなかった。しかし狀況からみて、これも王族の墓であつたと推定される。

　一八號墓の墓壙は、二・五メートルで墓口に達し、坑底まで五・六メートル、墓室は長さ四・六メートル、寛二・二〜二・三メートル、四壁に熟土の二層臺があり、臺高一メートル、墓底に腰坑がある。棺槨はすでに朽失しているが、その隨葬器の狀態は詳しく圖示されている。

一八號墓の平面圖(上)と斷面圖(下)
（考古學報1981年４期）
1．陶爵　2．陶觚　3．猪腿骨　4，13．銅尊　5．銅段　6，11，35．銅爵　7，8，16，18，19．銅觚　9．銅箕形器　10．銅卣與蓋　12，30．銅鼎　14．銅盤　15，17．銅斝　20．殘陶盆　21，48．銅爵腿　22．玉柄形飾　23．玉錐形器　24．玉魚刻刀　25．玉耳勺　26．玉圓箍形飾　27，28．玉斧　29．玉戚　31，32．銅甗　33．銅罍　34．陶豆　36．牛腿骨　37〜45．銅戈　46．玉戈(壓在33下)　47．玉片(壓在33下)　49．玉魚(在墓主人口中)　50，51．銅爵(壓在31下)　52．銅鼎(壓在４下)　53〜62．銅鏃　63〜72．骨斧　73〜76．海貝(在墓主人口中)　甲，乙，丙，丁．殉人

被葬者は頭が北向、仰身直肢、墓内に五人の殉葬があり、四人は槨内棺外に、一人は墓室北壁下の塡土中にある。槨内の甲・丙は二〇歳前後の青年、乙は一三歳ほどの少年、丁は西側上部にあり、三〇歳ほどの男性であるという。別に犬二匹を、腰坑と二層臺下の西北角におく。

随葬品のうち、銅器は槨内棺外、陶器は北端の二層臺上にある。玉器も多いが、玉魚一と海貝四枚は、主人の口中にあった。小さな綠松石片などが頭部附近におかれ

一八號墓銅器銘文拓片（考古學報1981年４期）
1〜5．觚(16，7，19，18，8)　6．甗(32)　7．段(５)　8．斝(17)
9．尊(13)　10〜13．爵(51，50，6，11)

ているが、その用途は知られない。

随葬品はすべて九〇件、銅器四三・陶器四・玉器一一・骨器二八・海貝四である。銅器四三件のうち禮器は二四、器種に鼎・甗・段・尊・罍・卣・斝・爵・觚・盤と箕形の器とがあり、そのうち圖象銘を加えるものが一三器ある。

銘は五類に分れ、觚1には鳥共形、觚2〜5には立人執戈形、甗6・段7に倒書發字形、7には囗中に矦を加えており、この甗・段は一族の器で、侯の名號を有する者であろう。斝8・尊9は制作最も精良、子漁と銘しており、おそらく被葬者の器であろう。爵10〜13の四器には子◆母の三字を施しており、子漁と族緣のある人であろう。

別に玉戈に朱書して、「才沘、執安

□、才入」という。汖（邶）における武功を記すものとみられる。玉戈に朱書することは珍しい例で、戰獲の器に加えて記念とし、また呪祝の器とすることがあつたのであろう。玉戈は槨の東北隅にあり、大罍の下に、他の玉片とともにおかれていた。その南に銅戈二件、續いて銅爵・銅尊など、最も重要な器がこの部位に陳設されており、この朱書玉戈が特別の意をもつものであることが知られる。

被葬者の子漁については、多く甲骨文にみえ、次のような辭例がある。

1　貞、甶子漁登于大示　後・上・二八・一一

2　貞、（子）漁㞢于祖丁　鐵・一六七・三

3　貞、翌乙未、乎子漁、㞢于父乙䍙　續・一・二九・一

4　貞、御子漁于父乙、㞢一伐卯䍙　京津・八〇七

5　貞、子漁亡壱」貞、子漁隹㞢壱　綴合・七九

6　貞、子漁㕯、隹母庚壱　庫方・四八一

1・2は子漁が大示・祖丁に供薦して祀ることをいう。それは大示・祖丁が子漁に祟を下すおそれがあるからである。3・4は父乙に對して供薦し、禦祀することをいう。武丁期の父乙とは、小乙にほかならない。この父乙の靈の慍りを禦ぐために、一人を殺し、羊を卯殺することをトしている。卯は劉字の從うところで、裂くことをいう。5は子漁に壱（祟）あるかをトし、6はその壱禍は母庚の致すところであるかと貞う。武丁期のト辭にみえる諸母は乙を除いて九母、そのうち母庚は法定の配偶とみられるが、その母庚が祟をなすとすれば、子漁は他の諸母の出生であるかも知れない。このように子某と稱する者には王室の先世の靈と葛藤をもつことが多く、例えば子安については「貞ふ、子安に壱㞢るか」乙・一九二〇、「隹れ母庚は子安に壱するか」綴合・九四のようにトする。婦人は他の氏族靈を保持したまま王族に加わる者であり、他の諸母に對しても異族の靈としてはたらく者であるから、異腹の子に對して種〻の葛藤を生じ易いと考えられたのであろう。

被葬者の下半身をめぐるようにして陳設されている尊・斝・爵・設・盤の類には優品が多く、そのうち斝と尊とには子漁の銘があり、爵の四器には子・母の銘がある。五器は槨內に散在し、特定の位置におかれていたものではない。また執戈形の觚五器も南部の左右に散在しており、陪葬の器である。發字形の甗は槨室南部、設は棺側におかれており、鳥共字形の觚は他の四器と異なり、その銘も從來の著錄にみえないものである。ただ鳥形、また共字形のものは多くみえ、殊に共字形の器は殷虛西區の第七墓區のM九〇七より三器出土しており、その族と親緣の關係をもつものであるかも知れない。この墓の隨葬器のうちには亞字形圖象の器を含まない。この墓葬に必ずしもそのような聖職者の參加を必要としなかつたからであろう。

一八號墓の北に、同じ方向に營まれている一七號墓があり、南北四、東西二・五メートルのやや小規模なものである。二層臺、腰坑があり、腰坑內に犬一體の骨骼がすでに粉末狀となつている。槨內棺外の東西に二人殉葬、槨內棺外の南に鼎・觚・爵の古銅器があり、鼎に⊠字形、爵に⊗字形、觚に衞字形の圖象がある。報告者はこの⊠字形圖象を墓主とみて

一七號墓銅器銘文拓片（考古學報1981年４期）
１．鼎（４）　２．爵（６）　３．觚（５）

　貞、勿御婦好于丙　粹・一二二七

をその證とするが、この丙は婦好のための禦祀の對象とされているもので、その廟號であり、圖象として鼎にしるされている〓形の氏族とは關係がない。この圖象を丙とよんでよいかどうか疑問であり、文字としてよりも圖象と解すべく、それは何らかの臺座に近い形である。また爵に加えられている〓形の圖象はその例極めて多く、これも器の制作に關係のあるものであろう。馬敍倫の讀金器刻詞九に

　金文冓字多作〓、高田忠周據以爲〓即冓字、尹桐陽以爲冓即架字、倫謂冓爲結搆之搆本字

とし、物を支える架の意とする。冓架の音は同じく見紐通用の字、字はまた鬲に從い、鬲架は轉注の字であるという。この圖象は架器を作る職能者の用いるところであるとするが、その器の制作を專業とする者があるとは考えられず、そもそも冓の字は梭を以て糸を結ぶ形で〓を上下より相連ねる形であるから、その音を用いて冓架の解を導くことはできない。

〓字形の圖象器は極めて多く、著錄に入るものは百數十器にも及ぶであろうが、何の意象を示すものであるのか明らかでない。おそらく器の鑄造の際、鑄型を締結する形であろう。その分布は、近くは河南の鶴壁龐村墓の觶集成・一一・六二七六、陝西張家坡M八七出土の尊集成・一一・五六五九、また卣集成・一〇・五〇七二、遠くは湖南湘潭窖藏の觶集成・一一・六〇八一、湖南寧鄉黃材の卣集成一〇・四八三八、河北靈壽縣の爵集成・一三・七六七九、遼寧の出土と傳える爵集成・一三・八二六二等がある。しかしこの圖象器の大部分は舊著錄のもので、その出土地や共存關係が明らかでなく、その本貫を知ることはできない。

〓圖象器のうち、北子卣集成・一〇・五一六五には北子の下に〓形を記している。また罍集成・一五・九七九五の圖象は〓を負う形に作り、また別の罍集成・一五・九八一四にはこれに手を加えて、携える意を示すものがある。これらの圖象によっていえば、〓は負うべきものであり、持ちうるものである。また別の罍集成・一五・九八一一にはこれを倒文にしるしているが、これはあるいは誤鑄であるかも知れない。複合の圖象も極めて少なく、先の北子のほかには、皐字形をそえるもの觶、集成・一一・六一七九集成・一二・六三八三、また系爲に從う圖象と併せた銘をもつ觶集成・一一・六一八一、亞獸形と併せた圖象をもつ觶集成・一一・六三五六などがある。

著錄器が甚だ多く、また廣汎な地域にわたつて用いられていることからいえば、この圖象は廣く葬祭に携わる關係の者の圖象とみるべきであろう。圖象が何を示すのかよく知られないもので、著錄數の多い〓・〓などについても、同様の事情が考えられるようである。

四、殷虛武官村大墓陪葬諸器

武官村は小屯より洹河を隔てて西北、小司空村の西、侯家莊の東にあたり、村北に大墓（WKGM）があり、その排葬坑一七、散葬坑八を含む郭寶鈞、一九五〇年春殷墟發掘報告、考古學報一九五一・五。この洹北の一帶には、東西にわたつて殷墓が連なるが、武官村大墓はその一で、墓室南北一四メートル、東西一二メートル、深さ七・二メートル、周圍に腰坑を設ける。槨室は南北六・三メートル、東西五・二メートル、深さ四・七メートル。北墓道南北一五メートル、馬坑三、人葬坑一。また南墓道は南北一五・五五メートル、未掘の部分があり、馬坑二、跪葬人架一を殘している。

棺下の腰坑に人と犬とを埋めているのは、いわゆる伏瘞である。墓室の兩側に、東には一七、西に二四の陪葬があり、概ね頭を北にして仰身平置、その主要なるもの數架は棺中に收められている。東列のうち最も重要なE9は、棺内に銅戈や、禮器として段・卣・觚・爵各〻一、玉器・骨器のほか、殉葬を從えている。禮器の段・卣・觚・爵に、すべて北形を含む圖象文字が加えられており、この被葬者の族徽號であろう。E10號の殉葬者は俯身か仰身か定かならず、一匹の猿を從えている。猿を飼養して、被葬者たる主人につかえたものであろう。

西列二四架の殉葬のうち、W1・2の棺は横列、W3・4はその殉葬者とみられ、また横列。W8が西壁の主要な陪葬者であるらしく、羽飾を加えた戈や、玉器・石器の類を棺内におく。南端に鸞刀

や馬鈴・銅鏃などがある。W23・24はまた平地に横列、上端と相對している。

隨葬器のうち、銘の存するもの一二器、器名定かならぬ銅片銘45・10と泐蝕の著しい爵圖版21・2　銘

一九五〇年安陽殷墟武官村大墓陪葬銅器
（考古學報1951年5期）

45・9を除いて、その圖象は七種一〇器である。

甲1　段　E9圖版16・2　銘45・1　爵　E9圖版17・1　銘45・3　觚　E9圖版17・2　銘45・4

乙2　卣　E9圖版16・1　銘45・2

丙5　鼎　W8圖版18・2　銘45・5

丁6　爵　W8圖版19・2　銘45・6　圖版19・1　銘45・7

戊8　爵　E10銘45・8

己11　戈　W12圖版23・5　銘45・11

庚12　戈　N4圖版22・6　銘45・12

これらの器銘に用いている圖象は、殷虚の他の墓葬から出土することは殆んどなく、この被葬者に專從する關係の者であるらしい。

甲の器銘のうち、戈の形を加えない形のものは、觶善齋・禮四・五〇　小校・五・六八にみえるが、何れも出土の地が明らかでなく、また甲はそれに戈形を加えたものであるから複合圖象とみるべく、戈族と複合した者の圖象であるらしい。

甲は戈と單北に從う。古い著錄には北單と稱している。馬敍倫の讀金器刻詞三四に、舊釋はY形の部分を單と釋し、嚴可均が詩大雅公劉の「其軍三單」によつて單は車の省であるとし、王筠が穆天子傳の「天子乃周姑繇之水、以圜喪車、是曰囧單」を引いて、單に車の意があるとしたが、馬氏は舊釋に從つて單の字形が車にほかならないという。馬氏は嘼の字がその形に從うものであるというが、嘼

は獸（狩）の初文。獸は防具として盾（單）を持ち、獵犬を伴い、祝告（ㅂ）して狩する意象の字で、單は羽飾のある楕圓形の盾の形にほかならない。それでこの圖象は、おそらく盾を執つて戰う職能を示すものであろう。ゆえに更に戈を加えて、干戈を執る意となる。

E9よりは甲乙の諸器が出土し、W8よりは丙・丁が各〻一器出土している。すなわち丙・丁は、甲・乙に分屬する關係にあつたものであろう。それぞれの圖象銘器の位置が、その圖象銘をもつ氏族の身分關係・職能的關係を示しているものと考えられる。

大磬（考古學報1951年５期）

武官村大墓は多くの排葬坑・散葬坑を伴うもので、小屯殷墓のうちでも屈指の大規模なものであるが、墓坑は古今兩次にわたる盜掘によつて陪葬の禮器は殆んど失なわれ、僅かに以上の數器を存するのみである。すでに槨內陳設の器の殆んどを失なつているので、被葬者とこれら陪葬禮器との關係を推測することはできないが、多くの殺殉を伴い、坑道に駟馬を埋めるこの墓は、殷王室の有力者の墓葬と考えてよい。ただ一九三四〜一九三五年に行なわれた第十次〜第十二次の侯家莊西北崗殷墓出土の銅器銘胡厚宣、殷墟發掘、圖三七・三八・三九にみえる圖象と殆んど相重なるものがなく、陪葬者の構成がそれらと全く相異なるものであることが知られる。

大墓槨頂の西寄りのところに、特別に巨大な石磬がおかれており、その正面に「線條剛勁にして和柔」學報、二五頁、人をして壯美の感を抱かせる虎形の雕飾がある。墓内に殘存する玉・石や木片などにも、美しい雕飾を施したものが多い。おそらく婦好墓に匹敵するような内容をもつものであつたのであろう。

五、殷虚西區墓葬諸器

一九六九年五月より一九七七年五月に至る期間に、安陽工作隊による大規模な發掘が行なわれ、三十萬平方メートルの範圍にわたつて、一、〇〇三座の殷代墓葬、五座の殷代車馬坑が調査された。墓群は小屯の西、洹水の屈曲部に沿つてその南岸に位置し、東より西に數えて八區に分たれる。各區ともその墓葬は相似た規模のもので、そのうち壁龕のあるもの一七座、腰坑のあるもの四五四座である。以下、一九六九—一九七七年殷墟西區墓葬發掘報告考古學報一九七九・一に據る。

墓區は第一墓區をA東區・B西區に分ち、以下第二墓區より第八墓區に至る。その九三九墓中、南向三二八座、北向三九九座、東向一〇四座、西向一〇七座、各墓區によつて、方向は必ずしも同一でない。比較的大きな墓は殆んど盗掘を受けており、盗掘を受けたもの二一三座、擾亂されているもの一五座、浸水八二座、すべて約三〇〇座以上が損壊を被つている。

この墓群九三九座のうち七一〇座に葬具が殘されており、木棺のあるもの六六三座、木棺・木槨をも存するもの四七座。棺槨は殆んど朽廢しているが、なお漆痕・彩繪の痕などを留めているという。木棺はすべて長方匣形、大きさもほぼ等しく、長さは二メートル内外、寛さ六〇〜八〇センチ、みな單身葬である。遺骨の確かめうるものは仰身葬三四八座、俯身葬一四二座、屈肢葬二一座である。殉葬墓は一八座、殉葬三八人は二層臺あるいは腰坑にあり、その大多數は生殉、ときに少年・未成年の者を含む。

殷墟西區墓葬發掘區位置圖(考古學報1979年1期)

墓室の狀態を第三區東區M六九二によつてしるすと、塡土中に殉犬二、腰坑中に殉犬一、二層臺上に陶觚・陶爵・陶毀と羊腿をおき、西側の棺・槨の間に銅戈・銅鈴、槨頂の部分に銅戈・銅觚・銅爵・管狀の器、また手中に玉玦一を握らせている。東側の二層臺に殉葬一、仰身直肢、墓主と同じ方向に葬る。若い婦人であるらしい。南側の二層臺上にまた殉葬一、東の壁に面して葬る。側身直肢、一三歲ほどの少年であるらしい。一一座の長方竪穴墓の一五人の殉葬のうち、未成年六人、青壯年五人(男三、女一、性別不明一)という

第三墓區銅器銘文拓本（考古學報1979年１期）

１．斝(198：６)　２．觚(198：３)　３，４，８，13，14，16，17．爵(198：４，692:10，613:15，697：８，354：２，856：２，793:10)　５，20．戈(692:14，727：２)　６．矛(374：７)　７，11．瓿(613：４，355：５)　９．鼎(355：７)　10，12．設(355：６，764：４)　15．觚(856：１)　18．觶(793：９)　19．鐃三件(699：４)

鑒定結果が出ている。大體家父長クラスの墓葬とみられる。ただ第六區・第七區には車馬坑を伴なうものがあり、第七區のM四三・M一五〇・M一五一の三車馬坑は、M九三の殉葬坑と考えられており、かなり有力な人の墓葬と考えられる。

隨葬の器には陶鬲・陶觚・陶爵・陶豆・陶盤の類が多いが、銘のある銅器を伴なうものもあつて、これらの群墓の問題を考える端緒を求めることができる。

第三墓區出土器の銘文は一五種。このうちM一九八出土のものは1斝・2觚・3爵、M六九二出土のものは4爵・5戈、M六一三出土のものは8爵・7瓿、M七九三出土のものは17爵・18觶、M八五六出土のものは15觚・16爵、M三五五出土のものは9鼎・11瓿である。

右のうちM八五六（西區）の墓葬は、一般と異なることのない小墓であるが、そこからは子銘の爵が出ている。子は殷の王子たる身分を示す圖象であるが、この墓の規模は王子を葬る墓としてはふさわしいものでなく、同出の觚に陽文の册と且己とを左右につけた大字形の銘があり、子を祖とし作册を職とするこの家系の者が最も身分が高いようである。その他同出器の問題としては、M七九三の17且辛爵と18㕡觶が注意される。㕡を圖象とするものはその例が多く、殷周の兩期にわたる。

1　㕡觥　「中子曩𢒉乍文父丁障彝　㝬　㕡」器蓋二文　故宮・二四期　日本・二六四」　三代・一八・二一・三，四　書道・三〇」　殷金文・六二

2　㕡觚　「□梟婦貝衎妍、用辟日乙障彝　㕡」三代・一四・三一・九　殷存・下・二六」　殷金文・二三

3　㕡設　「妍易隹玉、用乍且癸彝　㕡」貞松・五・一三　三代・七・二一・一　文錄・三・二八　殷金文・二六

4　㕡設　「㕡　父癸」　窓齋・七・七　奇觚・三・三　小校・七・五九　三代・七・七・四・一

5　㕡鼎　「𢒉乍文父丁□　㕡　㝬」故宮・上・一九　通考・二二」　窓齋・三・一三　殷存・上・七　小校・二・四九　三代・三・一四・六」　殷金文・六二

6　㕡鼎　「㕡　父丁　㝬」三代・二・三八・三

右のほか、西周期に下るものに臤父乙觶がある。この器は兩罍三・一三・積古五・二以下著錄多く、概ね尊として扱つているが、その器影によると觶とすべきであろう。その銘は仿鑄のものであるらしく、金文通釋卷二一八九頁に臤觶として解説を加えておいた。

さきの臤銘六器については、通釋の臤觶の條に附説しておいたが一九三頁、その第一器と殆んど同形同文樣の器日本・二六三があり、それには「文父丁　[図象]」と銘している。文父丁の名號は1・5と同じであるから、臤はもと王族たる[図象]圖象の家系のものであることが知られ、中子曩弜の中子のごときも、王族としての稱號であろう。弜は5にもみえる。1にみえる中子・曩・輿・臤のうち、輿・臤は圖象的表示、輿はまた5・6にみえる。2の梟婦は、おそらく王室の婦たる者であろう。これらのことから考えると、臤は王族出自の家柄であることは確實とみられる。さきのM八五六にしても、このM七九三にしても、その墓は普通規模のものであるが、王族出自の者を含むことがある。

M六九九出土のものに大中小の鐃三器があり、これは中字形の標識をもつ。中は上下に偃游を施したもので、甲骨文にはこれを左中右三軍の中軍の字に用いるものであるから、この器は中軍の將たる家柄で用いたものであろう。

この第三墓區にはなお戈形・矛形・兩立刀[図象]形・擧形の圖象があり、それらのうちには、あるいは別に本貫の地があつて、いわば殷都に上番出仕するという關係のものもあつたかと思われる。例えば[図象]形（第三墓銘文圖版5）の圖象は、舊著錄にみえるもの約八〇例あり、湖南寧鄕黃材出土の饕餮文提梁卣にこの圖象銘がある。またその附近から出土した饕餮文立耳分當鼎にも、同じ圖象を加えている高至喜、湖南寧鄕黃材發現商代銅器和遺址、考古一九六三・一二、湖南寧鄕からは、よく知られている四羊犧方尊が出土しており、この地は殷の南方經營の據點であつたと考えられる。その圖象器は、湖北鄂城から爵が出土集成・一四・八五七一、また小屯北一七號殷墓から爵集成・一三・七六七四、濬縣辛村から甗郭寶鈞、濬縣辛村、圖版一一、科學出版社、一九六四年一〇月刊が出ており、この西區第三墓區からは、兩立刀形を加えた戈が出土している。その族の器が湖北・湖南の地に在ることからいえば、この族の活動の範圍は、その方面にも及んでいたのであろう。

14爵の㸚は爻の繁文とみてよい。馬敍倫の讀金器刻詞五四に「此説文爻之異文、……而説文之㐅爻叕實一字、㐅爲枑之初文、器作此文者、製器者以造枑爲業也」という。枑は行馬、いわゆる駒よけの寨木であるが、そのような物を作る專業者があつたとは考えがたい。かつ㐅は凶字の從うところで凶事の文身の形、爻は六爻の爻、叕は爾の從うところでまた文身の象、麗の音でよむべき字。何れも㸚とは意象の異なるものである。

殷文存・續殷文存に㸚形圖象の銘一〇器を錄しており、㸚に併せて又史字形の圖象をそえるものが二器ある。一器は卣で

王易小臣缶、易在寮、用乍且乙障　[図象]　續殷存・上・八六　殷金文例・一〇

と銘し、なお同圖象銘の角一器がある。別に㐅㐅・㸚銘のものに觶一、盉一、斝一、爵二、段三がある。いずれも出土地が明らかでない。また甗に「㸚乍彝」日本蒐華・九九と銘するものがあり、これらはもと禮器としてセットをなしていたものと考えられる。

王易小臣𥂕卣と角一器は、㸚のほかに又史形を加えており、角に父乙、卣に祖乙と稱することからいえば、二代にわたる器であろう。小臣は卜辭にもみえ、小臣𢐗・小臣中・小臣𢦏などがあり、ときには「辛丑卜して牽貞ふ、小臣娩するに嘉ならんか」拾掇・二・四七八のような例もあるから、男女を併せて用いた身分稱號であると考えられる。殷器に小臣というものは、小臣艅尊・小臣邑斝など優品が多く、殷の小臣は周禮にいうような微職ではなく、いわば臣籍に降下した王族のような地位であつたと考えられる。

小臣𥂕は、甲骨文に刻辭として

乞自㮚廿屯、小臣中示……𥂕　前・七・七・二

とあり、屯は二物を抱き合せるように骨版を括つた形で、二〇組を納入する意。龜版にも甲橋部分に納入の刻辭があり、子・婦など王族の關係者に多い。

又史形の又は、手首を約する形。また史は中の左右に手を加え、載書を奉ずる形である。史は甲骨文では內祭たる史祭の意に用い、「辛卯卜して貞ふ、今四月、我は又史せんか」乙・二一〇六のようにいう。我は王族中の特定身分の稱、他に余・子などがある。又史の史を、また兩又に從う字に作る例明義士・四五〇もあり、その又と事とを上下に分用する例摭續・九一もある。內祭の又史に對して、外祭を又事といい、その大祭を大事・王事という。

第三區の西に第四・第六・第八の墓群、南西に第七區の墓群があり、それらの地區より出土した器には、王族關係と思われる器はみえず、亞字形圖象の器を含むことが注意される。すなわち第四區M

第四・六・七・八墓區銅器銘文拓本(考古學報1979年１期)
第六墓區：１．鬲(1102：１)　２．觚(1080：８)　３．爵(1080：６)
第八墓區：４．鼎(284：１)　５，６爵(1125：２，271：９)　７．觚(271：８)
第四墓區：８，９觚(216：１，1116：１)　10．鼎(1118：１)　11．爵(1118：３)
第七墓區：12．鼎(907：３)　13．觚(907：１)　14，19．爵(907：２，152：１)　15．銅片(907：15)　16．鉼(907：５)　17．卣(907：13)　18．提梁罐(152：２)　20，21．大尊(93：１，４)

二一六よりは8觚、M一一一六より9觚、M一一一八より10鼎・11爵、第六區M一一〇二より1鬲、M一〇八〇より2觚・3爵、第七區M九〇七より12鼎・13觚・14爵・15銅片・17卣等が出土している。

第四區M一一一八と第七區M九〇七とからは、同じ告貯銘器が出土している。また同銘の4鼎・5爵・7觚はそれぞれM二八四・M一一二五・M二七一の三所、16鉼・17卣・18

提梁罐はM九〇七・M一五二の二所、15銅片と20大尊・21大尊は同銘であるがM九〇七・M九三の二所から出土する。このように同銘器が二、三所に分置されているのは、これらの地區の墓葬が、生活者としても親縁の關係にあつたことを示すもので、生前の住居地の關係、社會的な關係を反映するものであろう。

2觚・3爵の銘は偃游のある旗の形であるが、第三墓區19鐃銘の中とはまた異なる圖象、4鼎・5爵・7觚の銘は干戈あるいは戈をもつ形、10鼎・11爵・13觚銘の告貯形はまた田告三代・一一・四〇・四・田告亞三代・三・二九・一・亞告三代・二・八・五・六また單に貯三代・二・七・八を圖象とするものもあり、同系のものであろう。告貯は複合の圖象とみるべく、告は祝告の意。田を馬敍倫の讀金器刻詞八〇に墉と釋し、告庸とは即ち造墉の義であるというが、田・貯は生產・貯蓄のことであろう。

6爵・9觚の銘は戣形の圖象、14爵・16鉼・17卣・18提梁罐の銘は共系の圖象、15銅片・20大尊・21大尊の銘は亞字形中に文があり、21大尊銘は「西酉の日は乙、受の日は辛、日は甲、共」とするらしい。8觚の銘文中にも亞字形の字を含む。

この地域の器群には、武器を執るもの、祝告を司るもの、及び亞として聖職に服するものも含まれている。ただこれらの器物は、ほぼ徹底的に行なわれた盜掘ののち、幸いにして墓中に殘されている極めて一部の禮器に過ぎないものであるから、これによつて埋葬の原狀を推すことはできず、墓葬の器とその生活者との現實的な關係を考えることはできない。この地區の隨葬器物としては、他に陶容器二、〇一四件が七一九座の墓より出土、銅禮器は六一座より一七五件、また玉器二七五件・綠松石

飾二六件、うち玉鳥二〇・玉魚三〇・玉蟬六のほか玉戈などが出土している。

墓葬の時期は、第一・二・三墓區は主に安陽第二期が集中し、他は三期・四期にわたり、四期が最も多い。殊に陶の仿製器は後期に多いという。報告者は、これを特に注意すべき現象で、殷の族組織の形態や社會階級の狀態を反映するものがあろうという。おそらく當時の生活區に近いところで、地區別に墓區が營まれているのであろう。しかしこれらの隨葬品のうち、大部分はすでに盜掘によつて失なわれ、また墓葬のうちには地方より參向・上番などによつて殷都に居住した者もあると考えられ、その本貫との關係も檢證しなければならない。圖象をもつ氏族は、本來職能的な關係を以て、中央の政治組織のなかに次第に包攝されていつたものと考えられるからである。三鐃の圖象銘をもつものの本貫が、あるいは湖北の方面にあつたかと考えられるなどは、その一例である。また陝西省文物管理委員會の西周鎬京附近部分墓葬發掘簡報文物一九八六・一によると、亞字形中に戣形をしるす圖象銘をもつ甗・圓壺・方壺・方鼎・禽圓鼎一・二が、鎬京普渡村附近の墓葬の一部から出土しているが、それはこの地がその族の本貫の地であつたというよりも、殷の滅亡後に殷系の諸族が各地に分散し、この地においても新しく周の貴族の隸下に入つた

歸奴方鼎

ことを示すものであろう。その方鼎は、莽京における儀禮をしるしており、全文を大きな亞字形のなかに收めている。器影と字樣とからみて、昭穆期のものと思われ、その時期における殷の餘裔の消息を傳えるものである。

第七章　山東・河南・甘肅・四川・廣西の殷墓

一、山東益都蘇埠屯墓地

一九六五年より翌年にわたつて、山東省博物館は益都蘇埠屯において殷墓四座と殷代車馬坑一座を發掘、第一號墓より大銅鉞二件を得た。一件は長さ三一・七センチ、寛さ三五・七センチ、また一件は長さ三二・五センチ、寛さ三四・五センチ、器身に人面形の透し雕り文飾があり、張口露齒、恐ろしげな形狀のものである。何れも「亞醜」の銘がある。發掘報告は山東益都蘇埠屯第一號奴隸殉葬墓文物一九七二・八、また殷之彝氏に山東益都蘇埠屯墓地和亞醜銅器考古學報一九七七・二の論文がある。

この地では、かつて一九三一年に、二組の銅器が出土、一組は村東の窪地から、また一組は第一號墓のある附近の斷崖上から出土した。この斷崖上から出土した銅器は、鼎・爵・觚・觶・斗の五件、そのうち觶の圈足内に「亞醜」の銘がある。また曾毅公の山東金文集存先秦編下に、かつて蘇埠屯から六件の銅矛が出土し、すべて「亞醜」の銘があり、同出の器に鼎・盉・觚・觶などの器があつたと

いう。これらの銅器の組み合せは、何れも殷代の墓葬にその例の多いものであり、この一座も、殷代の墓葬がその状態のままで發掘されたものと考えてよい。

「亞醜」銘をもつ器は甚だ多く、學報の筆者である殷之彝氏はその著錄表（次頁）を作成し、亞醜父乙鼎西清・一・五 三代・二・二〇より以下、亞醜矛周存・六・八九・上に至るまで、五六器を掲げている。そのうち出土の明らかなものは極めて少なく、4阿醜方鼎巖窟・上・四に「此器傳安陽出土」といい、20亞醜者女方爵河南賸稿・第四二に「此器出于河南」という二例に、出土の記錄がある。また33亞醜觶中國考古學報第二册、一九四七年に「一九三一年、蘇埠屯出土」とあつて、この地の出土器である。出土地の明らかなものは、今次の出土を含めて、山東益都蘇埠屯の七器が最も多く、河南出土のものは二器にすぎない。殷氏の表に掲げるもののほかにも、例えば亞醜矛の一器貞松・一二・一二に「青州出土」とし、雙劍誃下・三八に著錄する矛も青州の出土であるという。おそらくこの地から出土したものであろう。亞醜の器は六〇件に近いが、山東益都の七器、河南安陽の二器のほかは、その出土地が明らかでない。殷之彝氏は、蘇埠屯附近の古墓に盜難を受けたあとがあることを證として、亞醜圖象器の大部分は、この地にあつたものと考えている。

亞醜銘の六矛は、王獻唐氏の山東古國考二二七頁所收の釋醜上にも、元來一組のものであろうとしており、その形制も相似ているから、もと一組のものであろうが、亞醜銘の器のうちにも、父乙・父辛のようにその廟名を異にするもの、亞醜形杞婦、亞醜形者女以大子のように銘するものもあり、また亞醜形のほかに、同器上に別の亞字形を加えるもの三代・一五・四〇・一・二、爵二器などもあつて、必ず

亞醜銘器著錄表（考古學報一九七七年二期、原注は省略）

	器名	著錄	主要器形特徵與紋飾	備注
1	亞醜父乙鼎	《西清古鑑》一・五 《三代吉金文存》二・二十。	渾腹、柱足。圓渦紋、四瓣花紋。	
2	亞醜鼎	《懷米山房吉金圖》上、第五圖 《三代》二・九。	分襠。饕餮獸面紋。	
3	亞醜父辛鼎	《西清》一・十四 《三代》二・二八。	分襠。饕餮獸面紋。	圖1、此器〝醜〞字作〝[illegible]〞、僅此一見。
4	亞醜方鼎	《巖窟吉金圖錄》上、第四圖。	長方形、八棱、四柱足。饕餮獸面紋、夔紋。	《巖窟》稱、此器傳安陽出土。
5	亞醜方鼎	《武英殿彝器圖錄》第六圖 《商周彝器通考》下、第一三〇圖 《三代》二・九。	長方形、八棱、四柱足。饕餮獸面紋、夔紋。	圖4。
6	亞醜方鼎	《武英》第四圖 《商周》下、第一二八圖 《三代》二・九。	長方形、四棱。鳥紋、乳釘紋、雲雷紋。	
7	亞醜父丙方鼎	《西清彝器拾遺》第二圖 《商周》下、第一二九圖。	長方形、四棱。雙尾龍紋、乳釘紋。	圖版壹、2。圖7
8	亞醜父丁方鼎	《善齋彝器圖錄》第四十圖 《善齋吉金錄》二・三 《商周》下、第一二三圖 《三代》二・二三。	長方形、四棱。饕餮紋。	
9	亞醜季甗	《西清》三十・十四。	帶狀雷紋、饕餮獸面紋。	器銘、〝亞醜、季作隣彝〞。
10	亞醜者女甗	《陶齋吉金續錄》二・二 《三代》五・八、《周金文存》卷二。	帶狀雲雷紋、饕餮獸面紋。	器銘、〝亞醜、者女以太子隣彝〞。
11	亞醜簋	《善齋吉金錄》七・十五 《三代》六・六。	雙耳無珥。帶狀饕餮紋。	

12	亞醜簋	《武英》第四十圖 《商周》下、第二〇三圖 《三代》六・六。	雙耳有珥。饕餮獸面紋。	
13	亞醜父辛簋	《尊古齋所見吉金圖》一・四七 《三代》六・十七。	雙耳有珥。饕餮獸面紋、夔紋。	圖5。
14	亞醜父辛簋蓋	《夢郼草堂吉金圖續編》《西清》二八・十六 《三代》六・十七。	饕餮獸面紋。	此蓋與上器銘文相同、紋飾也相同、可能原是一器。《西清》誤將此蓋置于隋簋上。
15	亞醜方簋	《西清續編・甲編》七・十八 《故宮周刊》第一一六期 《商周》下、第二五一圖。	長方形、斗狀、雙耳有珥、八棱。饕餮獸面紋、夔紋。	圖版貳、1。
16	亞醜爵	《善齋吉金錄》五・十九。	卵狀腹、雙柱菌形頂。弦紋。	
17	亞醜方爵	《陶續》二・十一 《三代》十五・十七。	方形、平底、四足、八棱、雙柱四坡形頂、鋬有獸頭。饕餮紋。	
18	亞醜方爵	《三代》十五・四十。	器形與上器相同、而鋬無獸頭。饕餮紋、雷紋。	〝亞醜〟銘記在尾上、鋬內另有一〝[illegible]〟字。
19	亞醜方爵	《三代》十五・四十。	器形、紋飾與上器完全相同。	〝亞醜〟銘記在尾上、鋬內另有一〝[illegible]〟字。
20	亞醜者女方爵	《歐米蒐儲支那古銅精華》第六三圖 《商周》下、第四三八圖 《河南吉金圖賸稿》第四二圖 《周金文存》五・一二二 《三代》十六・四十。	器形、紋飾與《陶續》方爵全同。	圖版貳、4。銘文〝亞醜、者姛以太子隣彝〟在尾上。《賸稿》稱此器出于河南。
21	亞醜父丙爵	《尊古齋》三・一 《西清》二六・四七 《善齋吉金錄》六・六十 《商周》下、第四三一圖 《三代》十八・二十。	似爵無柱、有蓋若觥。饕餮紋。	圖版壹、1。圖2。《西清》、《善齋》稱〝角〟、《三代》稱〝觥〟。

22	亞醜觚	《西清》二四・二四。	饕餮紋。	
23	亞醜觚	《寧壽鑒古》十・十九。	蕉葉紋、饕餮紋。	
24	亞醜父丁觚	《懷米》上、第十五圖 《三代》十四・二五。	饕餮獸面紋。	
25	亞醜方觚	《武英》第一三三圖 《商周》下、第五六八圖 《三代》十一・四。	方形、八棱。蕉葉紋、饕餮紋、四瓣花紋。	圖版壹、5。
26	亞醜父乙尊	《寶蘊樓彝器圖錄》第一〇三 《西續・乙》五・十八 《三代》十一・七。	饕餮獸面紋、蕉葉紋、夔紋。	《西續・乙》失摹〝父乙〟二字。
27	亞醜季尊	《雙劍誃古器物圖錄》上、十四 《善齋吉金錄》三・八十 《三代》十一・二十。	饕餮獸面紋。	圖版壹、3。圖8。
28	亞醜方尊	《故宮》第四六〇期 《商周》下、第五四九圖。	體方、侈口、廣肩、高足。肩上四角有象首、中央有雙角獸頭、通體飾饕餮紋、夔紋。	圖版壹、6。《故宮》記此器高一尺四寸一分、口長、寬約一尺零六分、重六百三十二兩。在〝亞醜〟諸器中、此爲第一重器。
29	亞醜者女方尊	《西清》八・三五 《故宮》第一〇〇期 《故宮博物院院刊》五八年一期 《三代》十一・二八。	器形、紋飾與上器完全相同。	此器與上一器形狀・紋飾相同、大小・重量又相若、很可能是一時所鑄。
30	亞醜卣	《西續・乙》八・三九 《寶蘊》第八四 《商周》下、第六四三圖 《三代》十二・一。	小口、體高、似壺、兩側有耳。帶狀饕餮紋。	器蓋及提梁均佚。
31	亞醜卣蓋	《善齋吉金錄》三・五 《三代》十二・四十。	橢圓形、無紋飾。	
32	亞醜杞婦卣	《故宮》第四二〇期 《商周》下、第六二	橢圓形、兩側有耳、蓋頂有圓鈕。饕餮	圖版壹、7。圖3。銘文〝亞

番號	器名	著錄	器形・紋飾	備考
33	亞醜觶	四圖 《三代》十二・六十。	獸面紋、夔紋。	醜、杞婦〃。器失提梁。
34	亞醜觶	《中國考古學報》第二冊。	橢円形。弦紋。	一九三一年蘇埠屯出土。
		《貞松堂吉金圖》中・二 《三代》十四・	帶狀雷紋。	
		三五。		
35	亞醜罍	《澂秋館吉金圖》第二九圖 《美帝國主義	小口、有肩、深腹、平底、雙耳一鼻、	
		劫掠的我國殷周銅器集錄》A七七八	有蓋。鳥紋、圓渦紋、夔紋。	
		《三代》十一・三九。		
36	亞醜方罍	《日本蒐儲支那古銅精華》第十九圖 《商	方形、有肩、深腹、雙耳有環、四坡形	圖版貳、3。
		周金文錄遺》二〇八。	蓋。饕餮紋、夔紋。	
37	亞醜方罍	《懷米》上、第八圖 《三代》十一・四。	形制與上器相同。饕餮獸面紋、夔紋。	器失蓋。《三代》誤作尊。
38	亞醜者女方罍	《故宮博物院院刊》、一九五八年第一期	形制與上兩器相同。饕餮獸面紋。	器高六二厘米、重二〇・八公
		《中國古青銅器選》第十六圖 《三代》十		斤。器蓋同銘、作〃亞醜、者
		一・四二。		姛以太子尊彝〃。
39	亞醜者女方觥	《精華》(日)第二六二圖 《三代》十	體方、前流后鋬。蓋作雙角獸面狀。饕	圖版貳、2。圖9。
		七・二六。	餮獸面紋、夔紋。	
40	亞醜者女方觥	《陶齋吉金錄》三・三四 《周金文存》		
		五・七三。		
41	亞醜者女方觥	《周金文存》五・七四、七五。	以上三器形制相同而紋飾略異。	
42	亞醜盉	《善齋吉金錄》八・二二。	敞口、束頸、前注、后鋬、三足。無紋	此器失蓋。
			飾。	
43	亞醜父丁方盉	《精華》(日)第二五二圖 《三代》十	分襠、四足、注流作魚形。饕餮紋、圓	圖版壹、4。圖6。
		四・四。	渦紋、四瓣花紋。	
44	亞醜方彝	《故宮》第四一九期 《商周》下、第五九	長方形、四棱、足有缺口、四坡形蓋、	
		六圖 《三代》六・六。	圓鈕。饕餮紋、夔紋。	

番號	器名	著錄	器形・紋飾	備考
45	亞醜方彝	《弗里爾》(一九六七)圖版三七 《三代》	器形紋飾同上、蓋鈕四坡形。	圖版壹、5。器蓋對銘、蓋銘
		六・六。		陽識。
46	亞醜鐃	《武英》第一五一圖。	饕餮獸面紋。	此器柄部残断、銘在腹内。
47	亞醜姛鐃	《周金文存》卷一補遺。	饕餮獸面紋、細長眉。	銘在柄上、一面作〃亞醜〃、
				另一面作〃姛〃。
48	亞醜鉞	《文化大革命期間出土文物》・第一輯、第	透雕人面形紋。	蘇埠屯第一號奴隷殉葬墓出
		一二三圖。		土。
49	亞醜矛	《三代》二十・二九 《山東金文集存》卷		
		下・十三 《雙劍誃吉金圖錄》卷下・三		
		八。		
50	亞醜矛	《三代》二十・三十・一 《善齋吉金錄・		
		古兵錄》上・四五 《山東》卷下・十		
		三・二。		
51	亞醜矛	《三代》二十・三十・二 《山東》卷下・	脊部有三角形紋飾。	
		十三・六。		
52	亞醜矛	《三代》二十・三一・一 《山東》卷下・		
		十三・四。		
53	亞醜矛	《三代》二十、三一・二 《山東》卷下・		以上五矛、均出自蘇埠屯。
		十三・三。		
54	亞醜矛	《周金文存》六・八九・下。	以上七矛器形相同、兩葉有束腰、銘記	
55	亞醜矛	《癡盦藏金續集》第三七圖。	在筩上。	
56	亞醜矛	《周金文存》六・八九・上。	矛身柳葉形、長筩、一側有環。	

亞醜銘器拓片（考古學報1977年第２期）
1．亞醜父辛鼎銘(三代・二・二八)　2．亞醜父丙爵蓋銘(三代・十八・二十)　3．亞醜杞婦卣蓋銘(三代・十二・六十)　4．亞醜方鼎銘(三代・二・九)　5．亞醜父辛簋銘(三代・六・十七)　6．亞醜父丁方盉銘(三代・十四・四)　7．亞醜父丙方鼎銘(拾遺・圖二)　8．亞醜季尊銘(三代・十一・二十)　9．亞醜者女方銘(三代・十七・二六)

しも單一の氏族の器と定めることはできない。
　まず杞婦の問題から考えよう。王獻唐氏は、亞醜形の下に杞婦の二字を加える卣通考・六二四　三代・一二・六〇・二、三の銘に注意し、杞は夏の後にして、その國は殷湯によつて封ぜられたものであるから、これを杞國の器であるとした。杞の立國については、禮記樂記に「武王克殷、……封帝舜之後於陳、……封夏后氏之後於杞」とみえ、また大戴禮記少閒篇に「成湯卒受天命、……乃放移夏桀、散亡其佐、乃遷姒姓于杞」とあり、列子天瑞篇の釋文に世本を引いて「殷湯封夏後于杞、周又封之」とみえる。武王克殷ののち、杞の後である東樓公を求めて、また杞に封じた。はじめ雍丘、今の河南開封杞縣に封ぜられたというが、そこが舊貫の地で、姒姓。亞醜の族と通婚の關係にあり、殷の興るに及んでその地を回復したものであろう。その後の杞の消長については、陳槃氏の春秋大事表譔異冊二・壹肆・一二一葉に詳しい。
　河南の杞縣は商丘の西八〇キロほどの地である。卜辭に

　己卯卜、行貞、王其田亡災、在杞卜
　庚辰卜、行貞、王其步自杞于□、亡災　後・上・一三・一
　壬辰卜、在杞貞、今日、王步于商、亡災

とあつて、それは王の畋獵の地であり、また

　癸巳卜、在商貞、王征□、往來亡災、于自北　前・二・八・七

によると、この商商とやや異構の字は河南商丘の地であるらしい。董作賓氏の殷曆譜、帝辛征人方日譜によると、日程上その地は商丘の附近となるという。世本に、湯が夏の後を杞に封じたといい、その殷の初封のとき、杞は杞侯と稱していたようである。卜辭にまた

　丁酉卜、㱿貞、杞侯炽、弗其咼、凡又疾　後・下・三七・五

とあり、武丁期に杞侯炽と稱していたことが知られる。「凡又疾」という例綴合・二一七　京津・一六六九　乙七七七、一二五三は甚だ多く、凡は般、般祭によつてその疾を驅除することを卜するものであろう。

杞侯に禍があり、これを祓うことをトうもので、當時杞侯が殷と甚だ親近の關係にあつたことを示す例である。亞醜形圖象の器に「杞婦」と銘する卣三代・一二・六〇・二，三があり、これもおそらく杞より來嫁した婦人の器であろう。亞醜は父乙・父辛のような廟號を用いるものであるから、もとより殷の古族である。

亞醜形の下に「者姛以大子」の五字を錄している器があり、殷氏の論文二七頁、附注三によると、甗一・方爵一、方尊一・方罍一・方觥三、その他合せて計九器を數えるという。この「者姛以大子」は「諸姛姒大子」と釋すべきであろうと思われる。姒は以の形にしるされているが、さきの「杞婦」が姒姓の杞から嫁して來たものであることを考えると、この以は姒であるらしい。者姛については從來その解說を試みたものをみないが、姛は婦好墓にみえる司辛母の司であるらしく、姛は女巫、ゆえに姛としるす。亞醜器においても、司・姛を兩用している。司は神祠を掌り、その祝告を扱うもので、男巫には亞と稱するのであろう。それで婦好墓の槨室に陳設する禮器は、上邊中央に列する婦好の大型盂・連體甗及び三連體甗をはさんで、その左に亞弜の大圓鼎を配し、右に司母辛の大方鼎を列ねている。亞の器と姛の器と左右相對する關係にある。この器の姛も、おそらくその司の意であろう。大子は姒姓杞國の大子とすべく、さきの「亞醜杞婦」の銘によつて知られるように、この兩者は婚姻の關係にあるものと考えられる。すなわち「亞醜、者姛姒大子」とは、兩者の複合銘である。大子の子は、左右の手を一上一下する形にしるされており、それは王子の身分を示す形である。

圖象や圖象器銘文に、氏族の複合の關係を示すものは、必ずしも稀有ではない。例えば子商甗積古・二・一九 攈古・金一之三・三三 小校・三・八九・三は、子商の下に亞羌乙形の款識を加え、その全體が圖象風にしるされている。

卜辭には子商商は二辛に從うの名が多くみえ、「子商亡囚」丙・八〇、「子商㞢疾」丙・三〇、「子商又壱」乙・四五一六のように壱禍の有無をトし、「庚子卜、㱿貞、令子商、先涉羌于河」綴合・二七六のように、行軍中に羌人に河を涉らせる呪的な行爲をさせ、また「貞、自今壬寅、至于甲辰、子商𢦏其方」合集・六五七一正のように、日を定めて其方を伐たせることの可否を問うものなどがある。金文の子商との同異は定めがたいが、子某と稱するものが、殷の王子、殷の王族の一人であることは疑いがない。その王子が亞字形の款識をそえていることは、この亞字形の圖象をもつものが王子の親緣であるのか、その屬類のものであるのか、少なくとも社會的・職能的な關係において統合されているものであることは疑いがない。それゆえに子という身分的なものと、亞という職能的なものとが結合されていると解すべきである。

この子商の例は、そのままこの器の大子に適用することができる。大子は身分的なものであり、亞醜は職能的なものである。その結合は通婚などによるものか、身分的な、または職能的な從屬の關係によるものか、あるいはそれらを合せたような關係であるかも知れない。一般的な複合圖象のありかたからいえば、氏族の分合の關係を考えるべきであろうが、特に高貴な身分の場合には、從屬という關係、それを通じての支配の關係をも考慮すべきであろうと思う。

亞醜形圖象をもつ諸器のうち、またその圖象下に「乍季障彝」と銘する甗西淸・三〇・一四・尊雙劍誃

圖錄・上・一四　三代・一一・二〇・五・鼎三代・三・九・三がある。季は伯仲叔季の季であり、周系の器にみえる名號のつけかたである。亞醜圖象の器には、概ね父丙・父辛のような殷系の廟號を用いており、季は不類のようにもみえるが、三代に著錄する鼎銘には「季乍兄己隮彝」とあつて、殷系の廟號を用いる。この亞醜銘器の季は、あるいは亞醜の族の、分族の一であるかも知れない。周金文存一、補遺に錄する鐃は、その柄上に亞醜形を加え、別の一面に[illegible]の一字を加えている。[illegible]は說文三下に「婦人妊身するなり」とみえるが、おそらく古代の姓の名であろう。亞醜形圖象の鐃は、殷氏の掲げる表のほかに、なお三代一八・七・六の一器があり、亞醜形のもの三器。鐃器を從來著錄するものに子一器　貞松・一・二三・[illegible]二器　鄴中・上・五　三代・一八・九・二，三・魚乙三器　三代・一八・一〇・四，五，六・亞吴形三代・一八・一〇・九，一〇のほか、中・受・畢三代・一八・七など、大族と思われる圖象のものが多く、この器の制作、その機能に特別の意味があるものと考えられる。

亞醜器の全體を通じて、またその器制の上に特長として注意すべき點があるように思われる。その一は方形器が多いこと、またその文樣の刻みが特に雋銳であることである。方形器としては、鼎八器のうち方鼎五、段五器のうち方段一、爵六器のうち方爵四、觚四器のうち方觚一、尊四器のうち方尊二、罍四器のうち方罍三、觥三器はすべて方觥、盉二器のうち方盉一、彝二器はみな方彝である。

このように方形器の多い理由として、殷氏は、木器としての制作法から移行したものであろうという。そして周初における作册大方鼎と亞醜父丙方鼎との制作・文樣の近似ということから、その制作の時期を推定しようとしているが、實は方形の器は早く婦好墓の器にもみえるもので、亞醜方形器の時期は、むしろ婦好諸器の時期にまで遡らせることができる。婦好墓はすでに述べたように、その槨室中に整然たる陳設の器を殘しており、そのうち方尊三、方罍二、方壺二、大方鼎二、小方鼎一、方斝四、方彝四、偶方彝一、小方缶一、併せて二〇器の方形器がある。河南出土商周青銅器一に、殷代前期として著錄する禮器九五器のうち、方形器としては、鄭州出土の方鼎二圖三四・三五を數えるのみであることからいえば、それは技術的な問題であるよりも、むしろ特別の意識を以て制作されたものであろうと思われる。圓形の器は精巧を以て勝るが、初期の方形の大器は、鬱然として、重厚を以て他を威壓するような重量感がある。それに比べると作册大方鼎などは、方形器としての當初の重厚性を十分に傳えるものではない。

亞醜形圖象をもつ器のうちで、特に異樣に感ぜられるものに、人面鉞文化大革命期間出土文物第一輯一二三頁がある。蘇埠屯第一號墓から出土したもので、高さ三二・五センチ、刃寛三四・五センチ、鉞としては極めて大型のもので、眉・眼・耳・口はすべて透し離りで表出し、威壓的なものを感じさせる。同出の無銘の人面鉞同出土文物第一輯一二三頁　中國古青銅器選二四も高さ三一・八センチ、刃寛三五・八センチ、重さ四・七キロという大銅鉞で、古青銅器選の解說に、このような大型の鉞は、一般の鉞と異なり、儀仗用のものであろうとするが、むしろ呪器に近いものであろう。鉞の人面文を有するものには、例えば河南濬縣辛村出土とされる鉞陳仁濤、金匱論古初集二七頁がある。兩眼と鼻とは六センチほど突出し、兩耳と齒とは透し離りである。斧鉞はもと軍禮の儀器として用いたもので、書牧誓に「(武)王左杖黃鉞、右秉白旄、以麾」、史記周本紀「武王……遂入至紂死所、……以輕劍擊之、以黃鉞斬紂

頭、縣大白之旗」など、實戰の用というよりも、儀器・呪器としての性格が強い。陳氏はこれらのことから、この透飾面は軍神蚩尤の象を寫したものではないかと推論する。蚩尤が軍神として祀られたことは、史記封禪書に「始皇……行禮祠名山大川及八神、……八神、……三曰兵主、祠蚩尤」、また封禪書に「高祖初起、禱豐枌楡社、徇沛爲沛公、則祠蚩尤、釁鼓旗」とあり、隨處に軍神として祀られている。五帝本紀集解に引く皇覽に「蚩尤冢在東平郡壽張縣闞鄉城中、高七丈、民常十月祀之、有赤氣出、如匹絳帛、民名爲蚩尤旗」とあり、壽張のあたりがその信仰の中心地であつたらしい。陳氏はこの器を、彔父の亂ののち、康叔が司寇となり、成王より衞の寶祭器を賜うたものの一であろうとしているが、そこまでは推測しがたいことである。

亞醜銘をもつ鉞の面貌は、濬縣出土とされるものに比べると器制雄偉、その面貌も怪異を極めている。このような透し雕りの人面銅鉞が益都から、他の同じ圖象銘をもつ諸器とともに出土していることからいえば、例えばこの意象が蚩尤神の傳承によるものであるとすると、この傳承が本來この地のものであることを示すと解すべきであろう。

これと似た鉞が、また河北藁城臺西の殷代遺址からも出土している。一九六五年九月、臺西村の西北の西臺南側の土沙採取の際、青銅器一と大玉戈とが發見されて注目を受け、一九七二年一一月にまたその地下から青銅の鼎・瓿・觚・斝や兵器など二六件が出土、殷代中期のものと判定された。特にそのなかに鐵刃の青銅鉞一器があり、その刃部は鍛打してなるものであることが知られ、内外に聳動を與えた。また翌年六月より第一次、一九七四年四月より第二次の調査がなされ、その全體が藁城臺西商代遺址文物出版社、一九八五年六月刊として刊行されている。

その鐵刃鉞とは別に、戚部の上半に饕餮文を施し、眉を雲文狀とし、眼角下垂、圓睛突出、巨口鏤空、口内に左右對稱の獸牙を表わした透し雕りの鉞があつて、これも先に述べた蚩尤神を象徵するものに類している。河北藁城は石家莊のやや東方で、殷が一時都したことのある邢臺の北方にあたる。

亞醜は醜族の亞たる職分のものを意味する圖象である。この亞醜器に、杞婦・者姛以大子・季・嫋などの名號を加えるものがあることはすでに述べた。それでこの亞醜と、杞・者姛以・季・嫋とがどのような關係にあるのかが問題となる。兩者がそのまま同一の關係にあるのか、あるいは本支の關係にあるのか、本來異なる二者の複合の關係にあるのか、複合の關係にあるものとすれば、その複合はどのような性質のものであるのかという問題である。

杞は殷によつて夏の後の封ぜられたものであり、もし亞醜がその圖象であるならば、亞醜は杞の圖象ということになる。しかし亞字形のなかに加えられる醜はその族名であるから、亞字形款識の表示の一般的なしかたからいえば、亞醜は下文の杞と同一ではありえない。亞字形の圖象は、金文詁林補中央研究院歷史語言研究所專刊之七十七、周法高編に掲げるもの凡そ五〇種、その亞字形のなかもしくは下に加えられている㠱・弜・粂・古・矦などは、また亞を加えず獨立して用いられていることも多く、それが族名であり、亞を加えていうものは、その族中の聖職者として、宗教的な儀禮を掌る職能のものであることは、かつて論じたことがある殷の族形態――いわゆる亞字形款識について、說林二巻一號、一九五〇年一月、著作集第四巻所收。それならば醜がすでに族名であり、その下に加えられている杞・季・者姛以は、醜

と同一の族名ではありえない。これは複合か、もしくは兩族名併記とみるほかはない。

王獻唐氏の遺著である山東古國考齊魯書社、一九八三年一一月刊に釋醜上の一篇があり、その族徽器銘に四通りのしかたがあるとする。一は單に族名をしるすもの、二は下に父甲・父丁など廟號を加えるもの、三は下に器主名を加えるもの、四は下に國姓人名を加えるものとする二二八頁。亞醜形杞婦は四にあたり、杞は國名、下は杞侯より醜に嫁した婦の意と解する。それは「者姛以大子」の以を姒と解する場合、矛盾するところなく解することができる。ただ王氏は「諸の君、姒姓爲り、此の族徽を用ふ。其の夫人、夫に從ふ。亦此の族徽を用ふ」二三九頁という。すなわち醜を夫の族の圖象としている。

者は諸の初文。諸の國については、古く春秋に魯國の邑である諸があり、山東に諸城という地名がある。王氏はこの諸城を古の者の地とし、その附近はまた周代杞國東遷の地であり、周が杞侯に封じた東樓公の出身の地、遡つては夏の時代、東海より北海に至る一帶の防夷に任ずる要衝の地であつたという。のち春秋に至り、杞伯每匃の器が山東新泰より出土するのは、杞侯の餘裔であるという。杞が河南に移り、のちその地を失つてまた東方に轉徙をつづけるのは、杞の本土がもと山東にあつたからであるとして、その檢證に努めている二四八頁。

卜辭に亞醜の醜の字形に近い形のものに、酉下に臺座を加えた形の字があり、小臣醜と稱している。

辛卯、王……小臣醜……其亡圍于東對　林・二・二五・一〇　遺珠・三二六

醜其遷、至于攸、若、王田曰、大吉　前・五・三〇・一

などの例がある。酉下に臺座を加える形は、召の繁文にもみえ、甲骨文・金文にその例があり、この字は亞醜の醜と同一で、その後起の字と定めてよいようである。この卜辭は貞人の名がみえず、時期は四期・五期に下るものとみてよいが、そのとき醜は小臣と稱している。小臣は周禮においては「小臣、掌王之小命」夏官小臣、禮記に「小臣、爪手翦須」喪大記など、奔走の小官とされているが、それは本來の姿ではない。殷滅亡ののち、その巫祝は喪祝となり、小子・小臣も賤職となつたが、本來は高貴の出身のものであつた小臣考、著作集第四卷所收參照。

人面飾銅鉞の出土した蘇埠屯第一號墓について、亞醜と關聯するところがあるかどうかという問題がある。亞醜諸器は、一九三一年に一組は村東の窪地から、また一組は第一號墓のある北嶺上の斷崖から出たものであるが、第一號墓からは人面飾銅鉞二件が出土し、その一器に亞醜銘があるにすぎない。しかしこの第一號墓は、この地最大の地下陵墓であり、その規模は安陽小屯の王陵墓に匹敵し、その王陵墓を除いては、比肩するものをみない大規模なものである。墓室は長方形で北向、南北一五メートル、東西も一〇メートルを超え、深さ八・二五メートル、四條の墓道があり、西・北・東の墓道は二層臺と通じ、西・北二道は階梯形をなす。墓室及び墓道はすべていわゆる饅頭夯、鄭州城壁の版築と同じ工法で、堅固に造成されている。

墓室の中央に亞字形の槨室があり、槨板はすでに朽廢しているが、厚さ一三センチ、槨室は縱橫四・五五メートル、槨の高さ二メートル、早く盜掘を受けている。槨底に漆皮のあとがあり、槨底の木炭層の下にT字形の腰坑があつて、方坑に犬の骨骼や獸骨がある。また長方坑に一人殉葬、腰坑下

にまた奠基坑があり、一人を殉葬する。

槨室の西・北・東の二層臺には、棺に納めた殉葬があり、計七人、槨室南壁外の墓道の閒にも第三層に殉人がある。大墓中の殉葬者は計四八人と六犬。報告者はこれらの殉葬をすべて奴隷とし、墓名を奴隷殉葬墓と稱するが、古代の殉葬者は必ずしも奴隷ではなく、親近のものを含む。例えば西臺坑内の殉葬者のなかに、兒童の齒牙を留めるものがあり、また犬とともに殉殺されているものは、いわゆる伏瘞であると考えられる。

遺物としては靑銅器の鼎殘片三・方鼎一・斝一・爵一、それぞれその殘片を留めるのみである。兵器は門道第三層の殉人にそえた銅矛の殘片があるのみであるが、北墓道口に近い墓室北壁の塡土中に、大銅鉞二件が平置されており、いわゆる張口怒目の人面飾があり、その一には亞醜の銘がある。他に門道第三層の殉狗につけていた鈴などが殘されている。その他玉器・石器の類が多く、子安貝の類もある。鉼・爵に亞醜の陽文、また戈に亞中犬字形、また形不明の銘がある。亞醜形の器が銅鉞のほか二器出土していることは、この大墓が亞醜の族と深い關係をもつものであることを示している。

亞犬形の銘は、卜辭に犬、犬侯としてみえるものであろう。尙書大傳に「文王受命……、四年伐犬夷」詩大雅文王疏引とあり、犬夷とは東方の犬族をよぶ名であろう。益都の大墓がもし亞醜の族のものであるならば、犬侯も亞としてその葬送の禮に參加し、墓中にその戈を留めているのであろう。のち殷の西遷に從つて、その族も殷都に赴いたらしく、卜辭には

戊戌貞、令犬征田……若　通纂別二・內藤二

貞、令多子族、从犬眔冬眉、載王事　前・六・五一・七

己卯卜、𠃬貞、令多子族从犬侯、寇周、載王事、五月　續・五・二・二　簠・人・三一

とある犬・犬侯は、この亞犬の族であろう。

「王事を載はんか」とは、王命を奉戴し、王事を載行する意で、このとき犬侯は殷都にあり、多子族と行動をともにしている。多子族は王族、あるいは諸方國の王子の集團をよぶ集合名詞である。しかし東夷とされる犬侯の本貫は、おそらくこの益都の亞醜族と近く、それで亞犬銘の戈が亞醜銘の爵と同出しているのであろう。丁山氏の殷商氏族方國志一一七頁、甲骨文所見氏族及其制度、中華書局、一九八八年刊所收に、商代犬侯の故居を、左傳襄公元年にいう犬邱、のちの太邱にして陳留の近くであるとするが、東夷というのは、おそらく山東の舊族であつたのであろう。殷とともに、次第に西徙したものであるかも知れない。

山東・河北には、夏殷の古史の葛藤を傳える古い神話があり、左傳襄公四年にその古い傳承が語られている。それは魏絳が、晉侯の「后羿何如」という問いに對えるというかたちでみえるが、おそらく古い巫史の傳えるところであろう。

昔有夏之方衰也、后羿自鉏河南衞輝、鉏城遷于窮石河南窮谷、因夏民、以代夏政、恃其射也、不脩民事、……而用寒浞、寒浞、伯明氏之讒子弟也、伯明后寒、棄之、夷羿收之、……靡夏遺臣奔有鬲氏山東德平、鬲城、浞因羿室、生澆及豷、……使澆用師、滅斟灌山東壽光灌亭及斟尋氏萊州濰縣、處澆于過、處豷于戈、靡自有鬲氏、收二國之燼、以滅浞、而立少康、少康滅澆于過、后杼滅豷于戈、

有窮由是遂亡

寒浞と羿の話はまた楚辭離騷・天問にも歌われていて、この地はかつてそのような神話の舞臺であったところである。夏の內亂によつて放逐されたものがこの地に逃れ、やがてその地から殷の勢力が興り、西に向つて覇圖を爭うこととなる。右の左傳にみえる斟灌・斟尋は、みな夏と同じく姒姓で、夏の勢力は當時この地にまで及んでいたのであつた。

古本竹書紀年に次の記述がある。

后相卽位、居帝丘原商丘、王國維校、元年、征淮夷畎夷犬夷、二年、征風夷及黃夷、七年、于夷來賓、
相、居斟灌
少康卽位、方夷來賓
柏杼子征于東海及三壽、得一狐九尾
后芬卽位、三年、九夷來御
后荒卽位元年、以玄珪賓于河、命九東狩于海、獲大鳥
后泄二十一年、命畎夷・白夷・赤夷・玄夷・風夷・陽夷
后發卽位元年、諸夷賓于王門、再保庸會于上池、諸夷入舞
其子立、爲桀、居斟尋

夏は歷代にわたつて、諸夷に對して討伐を試みたとする傳承があつたのであろう。斟尋・斟灌はのちの濰縣・壽光の地で、みな益都の東にあたり、諸城はその東南にあたる。これらの地の史地的な研究は、王氏の釋醜上に詳說されており、數千言に及んでいる。

王獻唐氏は山東日照の人。早く山東古迹研究會一九三〇年前を作り、城子崖龍山文化の研究をはじめ、山東の考古工作に努めた陳夢家、後記。その亞醜研究は上篇のみにとどまるが、神話・古史に遡つて雄大な構想をもつもので、益都諸器の研究に逸することのできない文獻である。王氏の結論とするところによると、亞醜器に杞婦の名がみえるのは、亞醜を杞の標識であるとする。杞はもと淳于に都したが、のち牟婁に遷つた。牟婁は諸城縣下の牟山の地、婁は國名、周の武王が、東樓公を求めて夏祀を奉ぜしめ、舊土を回復してまた杞國を建てた。いわゆる牟は古代東夷の一、山東土着の族である。それでまた牟夷という。諸城土着の牟族は、散じて牟鄕に在り、また樓國に在り、もと姒姓。路史國名紀に「諸、彭姓、密之諸城西北三十里、春秋之諸國」とみえ、その地は安邱と接している。安邱に淳于があり、杞の遷るところの諸がそれであるという。

亞醜器は姒姓杞國の器であるとする論證は、まだ十分に確かめられたものではない。それは亞醜銘と者姛以との關係が、同一であるのか、複合であるのかという關係が、まだ確かめられていないからである。本文中にもあげたように、例えば子商甗において、子商がもし殷の王子名であるならば、子商と亞羌乙との同一性を確かめることは、甚だ困難なことのように思う。また亞醜形下に嬀としるす鐃は、嬀がもし亞醜の姓を示すものならば、亞醜姒姓說は困難となる。これらのことは、殷代圖象銘の全體について商権したのちに、はじめて結論が得られるべき問題である。

二、河南鹿邑太清宮長子口墓

一九九七年五月、太清宮の歴史解明のためにその調査が開始されたが、まず唐宋期の建築遺址と豐富な遺物が出土し、またその下層からは龍山文化晩期の陶窯、その間に西周期の夯土の造營、春秋期の馬坑・祭祀坑なども發見されて、この地に豐富な文化層のあることが知られ、ついで長子口墓の發掘調査が行なわれることとなつた。この地は商丘の南約六〇キロ、淮域に臨む要地である。長子口（口は正しくは𠙵（さい）、今報告書の呼稱に従つて口の字を用いる）は安陽の陵墓と同じく全體が中字形をなす大墓で、長さ四九・五メートル、幅七メートル、墓底は地下八メートルに及び、小屯の殷王墓の規模に近い。墓室には三面に二層臺があり、所〻に朱砂を用いた迹がある。亞字形の墓室内に亞字形の槨室があり、南墓道への出口に八人の殺殉、槨室兩側に各一體の無頭の殺殉がおかれ、棺下の腰坑に人と犬とを埋めて伏瘞とする。これらの構造は、小屯殷王の墓室と極めて似ている。墓室の東西北三面に二層臺があり、その階梯の表面には夯築・抹平を加えた迹があるというから、おそらくそこでは墓葬の際に、何らかの祭式が行なわれたのであろう。その祭式の際の陶器の類は一九七件、瓷器は一二件であるが、祭式の後に故意に破砕を加えたようである。器種は爵・觚・壺・罍・殷・豆などであるが、酒器の多いことが注意される。墓葬のとき、土器を破砕することは、わが國の古い陵墓においても、多くその例がある鹿邑太清宮長子口墓、河南省文物考古研究所・周口市文化局編、中州古籍出版社、二〇〇〇年一一月刊。

墓室中の青銅器はすべて二三五件、そのうち禮器八五件、酒器・食器・水器のほかに樂器として鐃の類もある。鼎は二二件、大圓鼎一、扁足圓鼎六、附耳帶蓋圓鼎一、また分襠鼎の類も五件を數え、みな精良の器である。鼎銘には「長子」「長子𠙵」「子𠙵[glyph]乍□□彝」などと銘するものがある。殷王室の王子身分のものは[glyph]をその圖象とし、その所領の地を加えて子鄭・子肅のようにいう。長子

長子口墓葬（M1）墓室殉人と殉狗平面分布圖
（鹿邑太清宮長子口墓、中州古籍出版社、2000年11月刊）
1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,13,14.殉人　12.墓主人　15.殉狗

長子口墓葬(Ｍ１)棺內出土隨葬器物平面圖（鹿邑太淸宮長子口墓、中州古籍出版社、2000年11月刊）
1.牙器　2.玉璋　280.玉璧　281.玉戈　282.Ｂ型玉柄形器　283.Ａ型玉柄形器　284.玉戈　285.Ｂ型玉柄形器　286.玉鉞　287.玉戈　288.玉戈　289.玉戈　291.Ｂ型玉柄形器　292.玉璜形佩　293.Ｂ型玉柄形器　294.玉圭璋殘片　295.玉璋　296.Ｂ型玉柄形器　297.Ｂ型玉柄形器　298.玉刀　299.玉戈　301.Ａ型玉柄形器　302.玉璋　303.蚌魚　304.Ａ型玉柄形器　305.銅小圓環　306.Ｂ型玉柄形器　307.銅削刀　308.玉璋　309.玉璋　310.玉圭璋殘片　311.玉璋　312.玉牛面形佩　313.玉魚形佩　314.Ｃ型玉柄形器　315.Ａ型玉柄形器　316.玉鹿　317.玉圭　318.Ｂ型玉柄形器　319.玉鏟　320.Ｂ型玉柄形器　322.玉大片形飾　324.玉圓管　326.蚌魚　327.Ｃ型玉柄形器　328.Ｃ型玉柄形器　329.玉璋　330.玉刀　331.蚌泡　332.玉龍　333.玉長方形佩　334.Ｃ型玉獸面形佩　335.玉管形器　336.骨匕　337.玉琮　338.玉牛面形佩　339.玉觿　340.玉龍鳳佩　341.玉小片形飾　342.玉璜形佩　343.玉鳥　344.玉觿　345.玉龍　346玉兔　347.魚形玉刻刀　348.Ａ型玉柄形器　349.玉鏃　351.玉大片形飾　352.Ｃ型玉柄形器　353.骨柱帽　354.骨泡　355.礪石　356.玉圭璋殘片　357.玉璋　358.玉璋　359.銅削刀　360.銅帽形器　361.玉圭璋殘片　362.玉戈　363.玉鳥　364.玉鳥　365.Ａ型玉柄形器　366.玉珠　367.玉虎形跽坐人（この圖は棺內の主要な器物を示したもので、その餘は省略した）

長子口墓葬(Ｍ１)出土隨葬器物の總平面圖
（鹿邑太淸宮長子口墓、中州古籍出版社、2000年11月刊）

𠙵の長もおそらく地名であろうが、上下に地名を加えることはないから、𠙵はあるいは職掌を以ていうものかも知れない。𠙵はのちの載にあたる字で、載書盟誓の意がある。「子𠙵[glyph]」の[glyph]は援引の象を示す字であろうが未詳、子𠙵の私名であろう。器には「長子𠙵」と銘するものが最も多く、北槨室西北隅の大圓鼎は無銘であるが、東北隅には長子𠙵銘の方鼎を配し、槨室北面にも同銘の器が多

太清宮長子口墓出土銅器銘文
（鹿邑太清宮長子口墓、中州古籍出版社、2000年11月刊）

く配されており、墓主が長子𠙵とよばれる殷の王族の人であることは疑いがない。その祭器の配列は婦好墓ほど嚴正でなく、また禮器外のものが甚だ繁多であることから考えると、婦好墓よりはかなり時期が下り、殷末に近いころのものであろうと考えられる。報告者はその銅器類が器制文様において周初に近い形式のものであることをあげて、その時期を推論していう。

　在商代末年、由于這裏是商王朝與東夷統治的分界地區、其文化不可能不受東夷文化的影響、商王的幾次東征人方、豫東又是必經之地、長子口墓埋葬在這裏、應與這些史實有聯繫、這墓中出土的器物既有西周的特點、又有商代的因素、還有濃厚的地方特色

　墓葬中出土的瓷器、上釉均勻、釉色明亮、其制作技術比商代更臻成熟、出土的瓷豆全部殘底、且殘破程度基本一致、應是有意所爲、這與洛陽龐家溝西周墓洛陽博物館、洛陽龐家溝五座西周墓的清理、考古一九七二・一〇習俗相同

　根據古文獻記載、長子口墓所在的太清宮一帶春秋時爲厲國所在、在這裏發現了西周初年的長氏貴族墓葬、這又爲我們提出一個新的問題、長氏與厲國是什麼關繫、昭王時期的長氏貴族墓葬在湖北也有發現、是氏族的遷移還是軍事南征、這些問題都有待于今後考古資料的進一步豐富方能解決

湖北出土の品とは、一九七八年湖北黄陂縣魯臺山の墓葬より出土した長子狗鼎で集成四・二三六九に著錄、「長子狗乍文父乙隮彝」と銘する。その名號を改めていないことからみても、殷の滅亡の際に南方に奔竄したものとみるべく、長子𠙵との前後の關係は知られない。この書の編者はおそらく長子𠙵の墓葬を「西周初年的貴族墓葬」と規定し、長子𠙵の時期を西周期に入るものとしている。それでこ

の一書中、器物の制作文様について、多く周初の器との類比を試み、その時期の周初に渉ることを論証しようと試みている。しかし殷末の青銅器と周初の諸器とが、その器制・文様において極めて通ずるところが多いのは、周初の作器に従事したものが、殷の技術者たちであつたことからいえば、もとより當然のことであつた。周には克殷以前の古銅器とみるべきものはない。周初の彝器文化は、概ね殷の文化を承繼するものであり、その制作者は殷の技術者たちであつたと考えられる。殷人文化の餘響は遠く西周の中期にまで及び、後期の金文にみえる土地の紛爭や寇禾事件の提訴者も、多くは殷人の餘裔である。新しい支配者である周の貴族との閒にしばしば經濟上の紛爭が起り、そのことが西周の後期に至るもなお屢〻紛爭を招くことがあつた。

長子狗鼎銘

三、甘肅靈臺白草坡西周墓

一九六七年九月、甘肅省靈臺縣西屯白草坡で、一座の西周墓が發見され、調査された。墓葬は村東の黃土層斷崖の上に在り、地表下四・六メートル、長方形土壙の竪穴墓である。長さ三・二メートル、寬さ二・五メートル、墓底の中閒に橢圓形の腰坑がある。墓室から角・爵・尊・盉等の器が出土、父丁・父辛・母辛・父己等としるすもの、また[illegible]形などの圖象をもつものなどがある。出土の禮器は方鼎二・圓鼎五・𣪘二・甗一、その方鼎一に刂字形、甗に勻字形の圖象がある。また卣三器のうち、二器に潶白、一器に庚字形の圖象、尊一に「子麦乍母辛隮彝、[illegible]」、二に潶白の銘がある。また盉・爵・角・斝・觶に各〻異なる圖象銘がある文物一九七二・一二。

兵器の類には鉞・戚・匕首・戈の屬があり、鉞の虎鼻梁に王の字が雕られているという。他に玉璧・玉璜・玉圭・玉戚・玉俑など二二件、玉俑は中國人の風丰を示している。また車馬具・工具の類も多く、戈四〇件、鏃一三〇件など、實戰部隊としての裝備を思わせるものがある。文物の報告者は、禮器の樣式が西周初期のものに近いと考えて西周墓と名づけたが、器の大部分は殷器とみるべきものである。ただ潶白の尊や卣は、その器制・文樣からみて、周初の器とみてよい。

殷人の圖象とみるべきものは八種、そのうち最も注意すべきものは[illegible]形圖象である。[illegible]形圖象をもつものには王族出自とみるべきものが多く、この尊においても、王子たる子麦が母辛の器を作つたという。ただこの子麦の子は、王子身分のときは[illegible]圖象のうちにみえる子字のように、左右の手を一上一下する形に作るが、この子麦の子字はその形をとつていない。しかし[illegible]形圖象を用いていることからいえば、この作器者が王族身分のものであることは疑いなく、王族出自のものとして、この一群の圖象銘をもつ部族を統率する立場にあつたものであろう。

この墓葬については、一九七二年一〇月、先のM一號の附近を繼續して發掘し、さらに八座の西周墓と車馬坑一座とが調査された學報一九七七・二。そして先のM一號は、斷崖部分の地形が崩壞してい

靈臺白草坡西周墓出土銅器銘文と圖象拓片（考古學報1977年２期）

1.爵(1:18)　2.角(1:19)　3.甗(1:11)　4.觶(2:6)　5.Ⅱ式卣(2:8)　6.尊(1:16)　7,15.Ⅱ式盉(2:7，鋬內，蓋內)　8.爵(2:5)　9.觶(1:21)　10.斝(1:20)　11.軛足飾(1:67)　12.Ⅰ式盉(1:17)　13.Ⅱ式鼎(1:3)　14.設(2:11)　16.尊(2:4)　17.Ⅰ式卣(1:12)　18.Ⅱ式卣(1:14)　19.Ⅱ式鼎(2:1)　20.尊(1:15)

て、その全容を保つものでないこと、その一七メートル東北の、斷崖部分からかなり離れたところに、完好な二號墓があること、そのＭ一とＭ二との中間に車馬坑があり、その車馬坑はＭ二にま向う形であるから、Ｍ二に附屬するものであること、Ｍ一・Ｍ二より約六〇メートル北に、Ｍ三〜Ｍ九の七座の墓葬があることが確かめられた。この北區ではＭ七が最も大きなものであるが、Ｍ九を除いて、他は初期の盜掘によつて、あるいは自然崩壊によつて損壞を受け、遺品の見るべきものはほとんどない。Ｍ二の遺品はほぼＭ一に匹敵しており、Ｍ九の陪葬は陶鬲・玉器の類のみである。

二號墓の墓室は長さ三・三五、寬さ二、地下六・五メートル、二層臺があり、器物は四層に分つて配列されている。第一層の北端二層臺上に右より方鼎・甗・尊・爵・觶・盉・卣・卣・方鼎の順に九件、東北角二層臺下に設二件、西北角に瓷罍・瓷豆各一件、北端に燹祭をしたらしい燔柴のあとがある。第二層は兵器二二件、出土の戈は大部分折彎殘斷の狀態であるので、方良毆擊のことに用いられたものであろう。Ｍ一には隨葬のない戟が二件、そのうち一件は異形の人頭銎鈎戟で、援基に陰刻の牛頭形の圖象があり、人頭は「濃眉巨目、披髮卷鬚、腮部有[illegible]形紋飾」という。第三層は兵器・車馬具、第四層は墓底で、被葬者の頭部や腕の部分に玉魚、膝骨から下には貝九五枚、また棺下には紅朱土、その下に葦席が殘されている。

Ｍ二の出土器は㒸白の器六件、白乍器二件であるから、墓主は㒸伯であると考えられ、車馬坑もその陪葬であろう。北區の各墓葬の內容が知られないから、この地域の氏族構成を全體として考えることはできないが、南區のＭ一・Ｍ二については、Ｍ一が㶊白とともに[illegible]圖象氏族の率いる殷人によ

つて構成される組織、M二が㠱伯の率いる組織であると考えられる。M一の殷人たちは、おそらく殷の滅亡ののち、周系の漂伯や㠱伯とともにこの地に派遣され、涇北に出沒する北方族の侵寇に備えたものであろう。

M一出土の器のうち、匂字形・丩字形の銘は、他にはほとんど所見がなく、その消息を知りがたい。しかし庚字形、黽字形、兩耜冊形の圖象は、著錄類にもみえる。ただその出土報告のないものは、容易にその消息を追究することができない。

庚字形のものでは、長文の銘をもつ宰椃角積古・二・一六　攈古・金二之三・八〇〜八二　窓齋・二一・一五　奇觚・六・二三　從古・一四・二四　敬吾・下五四　殷存・下・二三　海外圖・九一　小校・六・八二　三代・一六・四八・一　刪訂泉屋・二六　金文集・一・一〇〇　殷金文例・一五がある。その文にいう。

庚申、王才䦈、王各、宰椃從、易貝五朋、用乍父丁障彝、才六月、隹王廿祀、翌又五

「庚申（の日）、王、䦈に在り。王格る。宰椃從ふ。貝五朋を賜ふ。用て父丁の障彝を作る。六月に在り。隹れ王の廿祀、翌（祭）する又五（の日）なり」とよむべきであろう。この器はもと江蘇嘉定の錢獻之の藏、のち儀徵の阮元、濰縣の陳壽卿に歸し、今は住友の泉屋博古館に藏する。「王廿祀、翌又五」を董作賓氏の殷歷譜は「廿祀又五翌」とよんで、帝辛二十五祀に當るとする。文五行三十字は器內に、また「庚冊」形の圖象はその鋬內にある。椃はあるいは椃桓壺三代・一二・六・三　金文集・一・五六と關係があるらしく、壺には「亞椃桓、父乙」と銘する。宰椃角によると庚に冊形を加えているから、その家は作冊の職であり、また椃桓壺によると、その上に亞を加えているから、また亞職のものがある。宰椃はその族より出て宰の職にあるものであろう。宰の職は、彫骨刻辭佚存五一八　甲骨文集・八七に

壬午、王田玟麥麓、獲商戠兕、王易宰丰寢、小䂓貺、在五月、隹王六祀彤日

とあり、殷の晩期に宰の職があつたことが知られる。宰はもと宰割を意味する字で、廟中にあつて犧牲を供薦することを掌るものであつた。祭事の最も重要な職で、時には王が自ら鸞刀を執つてその事に從うことがある。その家から、亞や作冊の職に任ずる者が出ることは極めて自然なことであるから、宰椃は庚冊形圖象をその族標識とする家の人であろう。
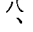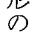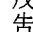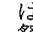
馬敍倫氏の讀金器刻詞八二に庚觶を錄して、鏡觶と題し、庚字形は鏡臺の意象を示すものにほかならず、鏡作りの職の圖象であるという。そして庚冊形の圖象の觶三代・一四・五四・五に婦某の名がみえるのはその證にほかならないとするが、婦某の名は他の圖象器にも多くみえるものであるから、その證とはしがたい。殷代における鏡の存在は久しく疑問とされていたが、婦好墓から大・中・小合せて四面の銅鏡が出土、かねて疑問とされていた安陽侯家莊一〇〇五號大墓から出土した鏡形の銅器も、鏡であることが確定された。また上村嶺虢國墓からも三面の鏡が出ており、合せて八面の鏡がある。婦好墓出土のものは、表面中央に把手のような鈕があり、紐などを通すことができる。庚字形圖象は、圓鏡を立てた鏡臺の形に似ているが、そのような形の遺品はなく、下部が石突きのような形であることなど、なお疑問とすべきところがある。

庚字形圖象器は、安陽出土の戈のほか、陝西岐山の賀家村からも出ており考古一九七六・一、この一

號墓からは庚字形圖象の瓿、山字形圖象の殷が共出する。また五號墓は隨葬器約一五件、銘をもつものは「羊庚茲乍」の鼎と「衞乍父庚」の殷とあり、この二器は槨外西北角のところにあり、その何れが被葬者のものであるのか、また別人の隨葬器であるのか知りがたい。

一號墓の出土の器は、みな殷代晩期の樣式のもので精品が多く、また庚形・山形兩圖象の器も優品であるから、殷系の雄族のものと考えられる。なお同墓から盾面飾二件、一は獸面で兩角あり、一は人面形で山東の人面鉞を思わせるものがある。

庚字形圖象には複合形のものが多く、例えば中と複合する圖象の觚攈古・一・二・四一は、中が偃游を加えた中軍の軍旗の象であることからいえば、中標識の氏族との複合標識であると考えられる。また冊〓形に四耒を加えた圖象は、攈古に父己尊一之二・二七・父癸尊一之二・二八、〓を加えたものは三代に卣一二・四四・七，八がみえるが、出土地の知るべきものはない。四耒冊形の下に、さらに〓を加えた形のものは、父戊方彝錄遺・五〇七，五〇八 金文集・一・六五に「〓宔、父戊告衫」とあり、文は「〓宔（休）せらる。父戊に告衫（造）す」とあつて、宔は休榮・休賜、告衫は祭儀の名であろう。馬敍倫氏の讀金器刻詞六六に、令鼎に「王、大耤農于諆田」とみえる耤農を掌るものとするが、この圖象は、耒を列ねてこれを冊祝することを示すもので、農具の祓禳を掌るものを示すとすべきである。

甹銘にみえる「𦍒、父辛」の𦍒は卜辭に「貞、望𦍒启雀、望𦍒、弗其启雀」乙・四六九三、「貞、子𦍒不囚（死）」拾遺・九・一のような例がみえるが、望𦍒は連文で「望𦍒は雀を啓くか」とよむ。𦍒と關係があるかも知れないが、明らかでない。また子𦍒は殷の王子の名。その字には兩旁に灌鬯のときのような水點が加えられていて、𦍒標識との關係の有無は知られない。ただ子𦍒のような名義は、王子の所領、領邑の名を採ることが多く、𦍒はその邑族の名であろう。

白草坡は涇水の中流に注ぐ黑水の下流に位置しており、黑水の名はあるいはM一にみえる潶伯の名と關係があるかも知れない。潶伯は、潛夫論志氏姓に、帝乙の元子微子の後に黑氏があり、考古學報の報告者初仕賓氏は、潶伯をその黑氏にほかならぬとする一二九頁が、その黑氏は子姓。潶伯と稱する器に、殷系らしい特徵がみられない。同出の殷系の器には、父丁・母辛のように父母の廟號をしるすものが多い。M一の主葬者は潶伯、〓以下の圖象銘をもつ多數の殷系氏族は、潶伯の下に配屬されたものであろう。潶伯の後にこの地を統治したM二の〓伯墓には、殷系氏族の姿はない。M三以下、北部の墓地はみな盜掘されていて消息を知りがたいが、殷周革命の直後には殷系の氏族が各地に分散、配屬されていた事實が知られる。そしてその配屬された殷の諸氏族は、おそらく〓標識をもつ殷の貴族によつて統轄されており、その組織のままでこの地に移され、濹伯の統治下に入つたものであろう。〓標識の器をはじめ、庚字形・黽字形・冊四耒形標識の器は、他の地域からも出土している。

潶伯が土着の族であるらしいことは、この地がかつて殷の直接支配下にあつたことがなく、また玉篇に「潶、水名」、廣韻に「潶、水名、在雍州」とあつて、今の黑水の古名であることからも知られる。〓字の右旁、奚を報告者は䜌の異構とみて蠻の假借字とするが、字の構造からいえばむしろ𤔲に近い字で、潶伯の後を承けてこの地を治めた氏族であろう。M二には他の銘、圖象の器がなく、その出土器はM一と全く異なる樣相をもつていて、殷系氏族の姿はみえない。

四、四川彭縣竹瓦街出土銅器

一九五九年冬、鐵道建設の工事中に、彭縣の東約四〇華里（二〇キロ）の竹瓦街で一大陶缸が發見され、缸中に二一件の銅器が收められていた。八件の彝器と、一三件の兵器とである。缸內のものは一應とり出され、倉庫に收納し、調査員の到達を待つて調査が行なわれた文物一九六一・一一。

竹瓦街は清白江の北約四華里、蒙陽河の南八華里にあり、この二つの河の間に、また東流する小さな流れが幾條もあつて、この一帯は沖積層の平原をなし、高低さまざまな小丘がある。鐵道を敷設する前にはここはもともと無縁墓地であり、附近には近年の墳墓もある。大陶缸が出土した地層は深さ約二メートル、缸は細黄沙土に埋まり、缸の內壁と器群の表面は、黒粉のような細かい土に覆われていた。銅戈上には白い膏泥が塗られており、埋藏のときに何らかの目的で塗られたものであるらしい。

缸內の器群は、大罍一・罍四・尊一・觶二の八器。大罍は四面立稜、肩上に立體の羊頭飾があり、雙耳對稱、肩上に六渦文を飾る。器蓋通高六八センチの大器である。また四罍のうち、獸面文飾羊頭加環耳罍は、その全形は大罍のそれに近く、肩部に渦身文の象文を飾り、通高五〇センチ。他の二罍は、一は肩に四渦文、一は六渦文を加え、器制は相近く、四渦文罍は通高三六センチ、六渦文罍は通高三七・五センチ。尊は器體三層。腹部に饕餮文を加え、通高二七センチ、口徑二〇センチ。父己觶は身高一五・三センチ、內底に銘があり、圖象の部分を報告者は「牧正」と釋している。また父癸觶

父己觶銘文拓本

父癸觶銘文拓本

は身高一三・三センチ、父癸の上にある圖象を報告者は羊（羌）と釋しているが、尖底の器の形のようである。他の一三件は兵器で戈矛の類であるが、このような器群の組合せは一般の墓葬の副葬品と著しく異なる。器は罍・觶・尊に限られ、饗食の器や水器がなく、戈矛の類が多い。

この器群はすべて大陶缸中に收められていたものであるから、その大陶缸がいくらか缺損するところがあつたとしても、おそらく陶缸中のものを滅失することはなかつたと考えられる。それでこれらの器は、墓葬のためではなく、何らか別途の目的を以て、ここに埋藏されているものと考えなくてはならない。

彭縣は成都の西北約四五キロ、秦の時蜀郡繁縣、後周のとき九隴郡となつた。北に九曲折を重ねるという九隴山、兩峰相對峙する彭門山があり、西隣の灌縣の西南に青城山がある讀史方輿紀要巻六七、彭縣。これらの山を超えると、みな蕃境となる。すなわちこの地は、內外を分つ要衝とされたところであるらしく、そこに墓葬の用ではなく、多くの重器が大陶缸中に一括して收められているというところに、この器群の特質をみることができる。すなわちそれは、境外の蕃族に對する、呪鎮としての聖

器の意味をもつものであろう。湖南寧鄕の提梁卣や四羊犧尊、遼寧喀左の北洞諸器と、同じ性質のものであろうと考えられる。

父己觶の圖象を報告者は「牧正」と釋しているが、第一字は攴に從わない形のものも多く、また又に從う形綴遺・五・二〇 鼎のものもあり、綴遺にはその字を養と釋する。字形のままならば、羞と釋すべき字であろう。ただ攴・又に從わない形のものが多く、本來は羊頭を圖象とする族であろう。また正と釋する字は發とよむべく、正が都邑を征するのに對して、發は撥にして發掘・徵發の意を含む字。羊發は羊・發二族の複合圖象とみられる。舊著錄にこれと同じ圖象の銘をもつ尊があり、また一九七七年一二月、陝西隴縣韋家莊の西周墓からも尊が出ている陝西三・一五六。この韋家莊の尊と同出の器は八件、祖丁父己卣・□父己盉・榭父辛觶・饕餮文雙耳方座段、皿辟乍隮彝銘方座段・𠂆形銘立耳三足鼎など、殷周期の器群であるが、陝西出土商周靑銅器三に未收錄の一器（饕餮文爵）もあり、戈・馬鑣・銅泡・卜骨など七〇餘件出土しているという。しかし詳しい報告がなく、羊發形圖象銘がこの器群に占める地位を確かめがたい。なお羊に攴・又をつけないままの羊發の銘に、父癸羊發尊貞松・七・七がある。

この羊の字形は告のようにもみえるが、いわゆる告田の告とは明らかに區別があり、口の部分が▽形をとることが多い。その形の圖象に、爵綴遺・一九・四，五・鼎廣西壯族自治區恭城縣出土器、考古一九七三・一があり、その字を亞字形中に加えたものに、卣貞松・補中・二・觚貞松・續上・八・二・彝貞松・續上・二九がある。また複合形のものでは、重屋下にしるす爵綴遺・一九・二八、右に禾形をそえたもの、爵一九七八年西安袁家崖出土、資料叢刊五・一二〇、兩冊形を加えた父乙鼎薛氏・一・一六などがある。父乙鼎は古く薛氏のほか嘯古上・一・博古一・七など宋代の著錄に入り、淸以後にも積古一・一一・兩罍一・三・窓齋六・三などに入るもので、その文にいう。

庚午、王令寢□、辰省北田四品□□、乍冊友史易賴貝、用乍父乙隮　羊冊冊形圖象

積古以下の銘は搨本によつて摹入したもので、いくらか疑うべきところもあるが、原銘は眞器とみてよく、時期は西周初期に屬しうる。その頃この圖象を用いる氏族がなお存していて、作冊友史の隸下として周室に仕えていたのであろう。

尖底形の器の圖象は、鬲が殷虛西區の墓葬學報一九七九・一、八一頁から、また安陽出土の斝鄴中・三上・三五　巖窟下・二八があり、また洛陽出土の觚貞松・續中・三六・爵や出土不明の爵綴遺・二〇・一八，二九などがある。

五、廣西恭城縣出土靑銅器

一九七一年一一月、廣西の壯族自治區恭城縣嘉會鄕の秧家附近で、道路建設で土を掘り起こしているときに出土した考古一九七三・一。恭城縣の東北、茶江の西岸、秧家の南側一キロの社公山と大山頭の間で、地下二メートルのところから鼎・尊・罍・編鐘・戈・鉞・劍・鏃・斧・鑿・車器など三三件が出土した。出土のとき、小鼎・鏃・尊などは大鼎のなかに收められており、その餘は大鼎の周邊に

陽文羊頭形銘鼎

おかれていた。鼎は五件、そのうち提梁のあるやや小さな三足鼎に、陽文の羊頭形の銘がある。鼎・尊・編鐘・罍・劍・戈・鉞等の器制文様は、東周期の安徽・湖南・湖北・河南に習見する様式のもので、報告者は器の時期を春秋晩期、あるいは戰國早期のものであろうという。

恭城は廣西東北部にあり、東境は湖南と接し、東周のときは楚に屬した。この器群は當時における中原文化がこの方面にも強く波及した事實として注目されるが、また文様に蛇・蛙の類を用いるなど、南方的な賦彩がゆたかである。報告者が注意深く指摘しているように、この器群の場所に墓葬のあとは見えず、ただその散布の面積は長さ約八メートル、寛さ四メートルに及んでいるという。器物がこの方面で作られたとすれば、羊首形圖象をもつ氏族が、この時期に、この方面に活躍していたことが知られる。

なお報告者がすでに注意しているように、これらの器群はその墓葬の狀態が確かめがたいとすれば、大鼎のなかに多くの器を收めるという收藏のしかたは、呪鎭のために寶器を坑藏するという殷周期の方法と通ずるところがあり、この廣西恭城の器群もそういう性質のものであるかも知れない。これと同じ圖象器が、四川彭縣の坑藏器では、明らかに邊境の異族を對象とする呪鎭のためのものであつた。この兩者に同じく羊首形圖象の氏族が關與していることも、偶然のことではないように思われる。

恭城は廣西の東北部、湖南の省境に接するところで、北方の龍虎關を超えると湖南の地である。その省境を超えたところには、楚の最高の聖地九疑山があり、楚辭の離騷には、都落ちした屈原の率いる楚の巫祝集團が、この九疑を指して南行する過程が歌われており、馬王堆漢墓出土の地圖には、九疑山に天柱九本が聳立する姿が描かれている。恭城の地は、湘南からを表道とすると、丁度その裏がわの道にあたり、ここもその聖地を守るための要地とされたのであろう。湘南の地では、寧鄉がその要路にあたり、そこからは提梁卣・四羊犧尊などの重器が、墓葬としてではなく、單獨に埋藏されていた。九疑の表裏から、呪鎭として呪器がおかれたものと考えられるが、それはまた西方山中の異族に對する戍守の要地でもあつた。

龍虎關は俗稱で、もと鎭峽關といい、その東北の鎭峽砦には平生巡司をおいて戍守したという讀史方輿紀要卷一〇七、恭城縣。縣の東南にも站面砦・淘江砦があり、明代には猺族の叛亂に備えたという。縣の西方は、武陵山脈の支峰雪峰の南端にあたり、古くから化外の地であつた。この恭城諸器がもし墓葬品でなく窖藏の器であるとすれば、これらの器群は邊境の呪鎭として、埋藏されていた呪器である可能性が極めて大きいということができよう。

天父乙卣

大字形圖象銘卣

廣西にはなお殷周の古器と思われるものが出土することがあり、その數例が廣西出土的青銅器文物一九七八・一〇として報告されている。

一、一九七四年一月、武鳴縣の勉嶺山麓から掘り出された獸面卣は、

地下二・七メートルのところに窖藏されていた。卣は灰黑色、器・蓋は四稜あり、腹部の獸文は眉目甚だ大、上に夔龍文・饕餮文を加え、蓋內に左右に干戈をもつ大字形圖象がある。通蓋高さ四〇センチ、重さ一〇キロ。同時に出土した戈は、すでに殘斷していて、原形をとどめていない。

二、一九七六年八月、興安縣文化館が收集したもう一器の提梁卣があり、出土地は不明。蓋を失っており、器高二二・八センチ、重さ一・六キロ、提梁は綯索形、頸に夔龍文、腹に獸面文を飾り、器底に「天、父乙」の銘がある。器制甚だ古く、前器と同じく殷器とみてよいものであろう。

三、一九七六年五月、灌陽縣の鍾山の中腹、石洞の深さ二メートルのところから雲文の銅鐘が出た。同所に繩文紅陶二片、灰陶一片、石器一片が殘されていた。鐘は甬部が殘破しているが、殘高三六、銑閒二八、舞の縱一三・五、橫二一・五センチ、重さ一〇・五キロで、三層の乳文の閒に竊曲文を飾り、西周中期の器とみられる。

四、一九七六年五月、忻城縣大塘中學の背後の小土丘から乳釘文の銅甬鐘が地下一五～二〇センチのところから出土、同出の器はない。鼓部正中に竊曲文を飾っている。鐘高三四・五センチ、重さ七・四キロ、長安普渡村西周墓出土の器と似ており、西周中期のものであろう。

五、一九五八年五月、橫縣鎭龍區那旭鄉那桑村の妹兒山の山路が崩壞して、浮雕飾銅鐘一器が出た。鼓部に竊曲文を飾り、鉦・篆閒・舞面に雷文・斜格雷文を飾る。欒と篆閒に水波文三道がある。通高六八・五、甬長二〇・五、銑閒三三・五センチ、重さ三四キロ、西周期のものであろうという。

六、一九七三年七月、賓陽縣新賓涼水坪の地下三〇センチのところから、櫛齒文銅鐘が殘劍・殘銅片とともに出土、これは墓葬品の可能性がある。鐘の正面と背後とは文樣が異なり、正面は櫛齒文の下に圓圈文、鉦・篆閒に櫛齒文・齒文、背面はその配置次第が異なる。通高四五、甬高一一センチ、重さ四・七五キロ、春秋期の器制とみられる。

七、一九七二年六月、廣西博物館に收藏した一鐘は、解放前、南寧市郊區通蒙のあぜ道より出土したもので、舞の竊曲文のほかは刮剝されて不明。重さ一〇・五キロ、春秋期のものであろう。

八、一九七〇年三月、賓陽蘆圩より出土。鐘は通體光素、甬は缺損。器制は六の櫛齒文鐘と似ている。

以上二卣六鐘、すべて廣西壯族自治區文物工作隊員の報告するところで、出土地は壯族自治區に屬している。このうち墓葬の器とされるものは六のみであり、他には墓葬の遺構の認むべきものがなく、すべて孤立的な出土物である。三以下は銅鐘で、その時期は西周中期より春秋期にわたるものである。一・二が殷末の器であるのに對して、時期にかなりの隔りがあり、また卣と鐘という器種の對立も著しい。この兩者の埋藏には共通した考えかたがあると思われるが、またこの器種の相違のうちに、時期的な觀念の推移を示すものがあるかも知れない。

武鳴は古く武緣と稱したところ。廣西の平野地帶から僮族（現、壯族）の住む自治區の山地に入るところで、その南には邕江に臨んで南寧市がある。附近に堡・寨の類が多く、明初には武緣守禦千戶がおかれたことがある讀史方輿紀要卷一一一、武緣縣。やはり山地の族と接するところであるからであろう。器は勉嶺山麓から出土し、窖藏の器であったと傳えるから、呪鎭のための呪器であったことは疑いが

ない。圖象銘は拓が不鮮明なところがあるが、左右の手に干戈をもつ大字形の圖象で、戰士を示すものであろう。出土例としては、洛陽出土の觚頌續 綜覽三二七に「趩　日癸」と銘し、戈安陽出土、鄴中二・下九、爵・觚・鼎殷虛西區、學報一九七九・一、爵・觚・𣪘・甗一九六三年、山東蒼山縣東高堯出土、文物一九六五・七などがある。このうち山東蒼山縣出土器は、觚二・尊一・𣪘一・甗一・鐘一・戈二件のうち、彝器五器にその銘が加えられているので、ここをその圖象氏族の本貫の地とみてよいであろう。殷虛西區からその器銘の觚・爵・鼎が出土しているのは、山東からのち殷虛に遷つたものか、あるいは西區の墓葬は、殷都へ參向、上番したものの墓葬とも考えられる。

二の卣第二器の銘はいわゆる立人形。胸腹部を太く、四肢を強く張つた形のもので、舊圖錄に收めるものは數十に達するが、その出土地の明らかなものでは

爵　一九七六年殷虛西區M六九二出土學報一九七九・一

觚　大父己、册形複合、一九七七年殷虛西區M八五六出土

方彝・方尊・觥　一九六三年、陝西扶風齊家村窖藏考古一九六三・八　陝西二・一二〇〜一二二

尊　河南圖志賸稿白鶴藏

尊　一九六五年、湖北武漢市漢陽東城垸出土江漢一九八四・三

卣　一九七九年、河南羅山蟒張墓葬考古一九八一・二

觶　光緒辛丑（一九〇一）年、陝西寶雞鬬雞臺陶齋・一・一〇

𣪘　一九六九年陝西長武縣劉主河出土文物一九七五・五

戈　一九七三〜七六年、山西長子縣廢銅中揀選文物一九八二・九

右の出土諸器のうち、長い銘文をもつものは齊家村窖藏器の方尊と方彝とで

乍文考日己寶障宗彝、其子〻孫〻、萬年永寶用　天字形圖象

とあつて同文。齊家村の窖藏器は、おそらく一時急遽その地を退避するに當つて、寶器を窖藏埋匿したもので、この圖象をもつ氏族の最後の消息を示すものであろう。尊・觥も方彝と同じ文樣を飾つており、これらの器はセットをなしていたものと考えられる。銘文の字樣は西周の中期より後期にわたる時期のもので、器物の示す蓊鬱たる氣象といくらかそぐわぬところがある。おそらく殷人の間には、器制の上でなお舊樣を維持しようという欲望があつたのであろう。兕觥の類も、この時期にまで降るものは稀である。

普渡村における天圖象族は、おそらく殷滅亡の後にこの地に移されたものであろうが、かれらの本貫の地がどこであるのかは知られない。殷虛地區からの出土器もあるが、西區墓葬は殷都への出向者の墓地とも考えられる。墓葬器としての出土は、河南羅山蟒張の殷墓が最も注目すべきものである。

蟒張墓は一九七九年四月中旬、天湖の水利工事中に發見されたもので、殷代の彝器五件が出土、水路口の南邊で六座の殷墓が發見、調査された。うち一號墓と六號墓とは完整、他の四墓はすでにほとんど崩壞していた。一號墓には銅鼎三・甗一・罍一・卣一・觚五・爵五・斝一・斗一・有銎銅戈二、曲內戈六・石鐮一・車飾一・銅鈴九件など、多數の副葬品が整然と配置されていた。銅器はすべて七件である。このうち銘のあるものは卣に天字形圖象、斗に尹字形圖象、また有銎銅戈・木戈銅內に

紋飾のようなものが加えられている。卣は棺槨上部の右に位置し、また爵や戈はその胸部のあたりに置かれており、この卣に加えられている圖象が墓主を示すものであるらしい。おそらくこの地が當時における天字形圖象氏族の本據の地であつたのであろう。

蟒張一號墓平面圖（考古1981年2期）
1.大銅鼎　2.小銅鼎　3.銅罍　4.銅錛　5.銅鑿　6.銅錛　7,11,12,14,18.銅觚　8.石鎌　9.銅鏃　10.銅爵　13.銅斝　15.銅甗　16.銅斗　17,19,34,35.銅爵　20,31,46.銅鏃　21.銅錐　22.玉飾　23,32,38,39.銅鈴　24.銅卣　25,28.有銎銅戈　26.玉飾　27.木戈銅內　29,30,37,41,42,45.曲內銅戈　33.玉佩　36.玉鉞　40,43.銅錛　44.中銅鼎　47.銅車飾

第六號墓は一號墓の西南約五〇メートルのところにあり、ほぼ同じ規模のもので、陪葬の器は鼎三・卣一・尊一・爵二・觶一・觚二・戈二・削二・錛四・矛三・玉戈二・玉飾四件で、第一號墓よりかなり少ない。このうち鼎・尊・觚・爵に銘があり、自字形の圖象がある。おそらく自字形氏族の墓であろう。一九八〇年七月に蟒張墓の第二次の調査が行なわれ、殷墓一一座が發掘されており、そのM二八から自字形の圖象のある銅鼎が出土している中原文物一九八一・四。

考古の報告者はこの墓葬について、一號墓の彝器は晩商文化の中期、殷虚文化の第三期、甲骨文でいえば第四期、年代としては武乙・文丁期にあたるという。また第六號墓については、出土の器物が一九六三年長安馬王村第一號墓出土の西周早期の文物と區別しがたいものがあるが、やはり殷虚文化の第四期、甲骨文でいえば第五期に比定することができ、絶對年代としては帝乙・帝辛の時期にあたるであろうという。おそらく自圖象をもつ氏族の本據の地であつたとみてよい。

天圖象をもつ氏族は、おそらく河南羅山蟒張の地を本據とし、また自圖象をもつ氏族も、この地を本據とし、協力する關係にあつたものであろう。かれらがこの羅山の地に入つたのは、おそらく殷の統一の事業がほぼ完成した時期のことであつたらしく、この方面の雄族として、南境の鎮撫に任じたものと思われる。羅山は河南の東南部、民國期には汝陽道に屬し、信陽の東に位置しており、南方に武漢三鎭の要衝を望む。羅山縣の西北六〇華里（三〇キロ）の謝城は古く申伯の都したところといわれ讀史方輿紀要卷五〇、羅山縣、西周のとき南方經營の要地であつた。詩の大雅崧高に

亹亹申伯　王纘之事　于邑于謝　南國是式　王命召伯　定申伯之宅　登是南邦　世執其功

と歌われているように、南國鎮戍の最前線であつた。その天圖象銘器がさらに遠く廣西の地に及んで、九疑の聖地にその後方から呪鎮として用いられるに至つたのは、おそらく殷周の時代もすでに終り、楚が南方に覇を稱えるようになつた、春秋期に入つてからのことであろう。殷が滅んでのち、この圖象器を奉じた天姓のものが楚の支配下に入り、遠く廣西の地に安息の境を得たものと思われる。

天圖象の複合形に天黽形があり、また行字形との複合圖象がある父丁鼎、三代・二・三八・八。天黽形についてはすでに述べた。行字形との複合圖象について、馬敍倫の讀金器刻詞九三に、匡瞀に從うて匡の初文とするが、おそらく道路の呪儀を司る職能を示すものであろう。何れも呪的行爲に關するもので、この族の本來のありかたと、職能的に關聯するものであると思われる。

第八章　殷金文例

殷の金文は、考古圖等の宋刻の著錄類をはじめ、淸後期に續出する金文著錄の類にも多く收められているが、殷金文のみを收錄したものとしては、羅振玉の殷文存二卷一九一七年、七五二器、王辰の續殷文存二卷一九三五年、一六六七器にはじまる。多くはただ圖象あるいは父祖の廟號を記し、文を成すものは多くないが、赤塚忠氏の稿本殷金文考釋は昭和三十四年刊、一〇二器の銘文を收め、極めて詳審な考釋が加えられている。

今ここに改めて二二器を擇んで殷金文の一班を錄し、小解を加えた。紀年銘のあるものについては、董作賓氏の殷曆譜によつて次第した。主とするところは、圖象がこれによつてどのような機能を示しているかを考える資料とすることであつたが、事實關係を記すものが少なく、ただ[illegible]圖象の器が最晩期に集中する傾向があるようである。

殷金文には事功によつて賞賜を受けることをいうものが多いが、その廷禮の形式も定まらず、廷禮に關與する諸官職の名もみえず、政治の形態も古い祭政的な形態であつたと思われる。王に絶大な權力が集中しており、官制はなお未成熟の狀態であつたようである。ただ職能的部族がかなり重要な勢

力として王政を助け、また王族である〓圖象の諸族が王室を輔翼した。わが國の古代において、王族の他には伴造が實質的に王室の統治支配を助けていたのと、極めて近似した狀態であつたと考えられる。以下に金文例を列する。

一、戍鈴彝

銘文　博古・八・一五　嘯堂・上・二八　薛氏・二・三八　古文審・五・二〇

考釋　文選・下二・七　赤塚・一八

己酉、戍鈴隮宜于嵏、康麃嵛九律、嵛商貝十朋万豕、用宔丁宗彝、才九月、隹王十祀𧧑日五、隹來東

己酉、戍鈴、嵏に隮宜す。康、嵛の九律を麃ぐ。嵛、貝十朋を賞し、豕を賓らる。用て丁宗の彝に宔す。九月に在り。隹れ王の十祀、𧧑する日の五なり。隹れ東に來る（年なり）。

戍某と稱する人名は甲骨文に戍何・戍逐のようにいう例綜述五一五頁が多く、その職掌を以ていう。嵏は召公の故地で、殷のとき一時その畋獵の地となつたが、敵對關係のときは召方とよばれた。殷周革命のとき周に荷擔し、その一族は多く匽の地に入り、本宗は周公と竝んでその聖職者となつた甲骨金文學論叢二集、召方考參照。この器の時期には殷に服事し、その聖所で隮宜の禮が行なわれたのであろう。隮宜は切其卣二にもみえ、令毀にも「乍册矢令、隮宜于王姜」とあつて、殷以來、一種の魂振り的な儀禮として行なわれたものであろう通釋卷一、二六二頁。九律は他に所見なく、その意を知り難いがおそらく樂律のことであるらしく、康が嵛の樂律を續ぎ傳え、嵛より貝十朋を賞せられ、また豕を儐られ、その寵榮を紀念して丁宗の祭器を作つた。康が戍鈴の族人であるのか、あるいは康麃と連用する字であるのかよく知られない。ただ隮宜の儀禮の際に、樂律のことによつて賞賜を受けたという文旨であろう。戍鈴は軍官としての名であるが、軍官が樂律のことに與かるのは、師にその兩義があることからも知ることができる。宔は休と聲義同じ。十祀九月は、董氏の殷曆譜によると、帝辛十祀九月朔は己亥㊱にして己酉㊻はその第十一日に當るが、董氏の排次する卜文例によると、このとき帝は人方征伐のため東方に赴いているときに當り、一致しがたいことになる。文武丁ならば十年九月朔戊寅⑮、丁未㊹はその月末に當ることとなり、一應文武丁の十年に入りうる。

戍鈴彝銘

二、邐方鼎

銘文　愙齋・六・三　小校・三・二　續殷存・上・二五　三代・四・一〇・二

考釋　文選・上二・一　赤塚・六〇
二玄・一・八八

乙亥、王餗、才巤餗、王鄉酉、尹、光邐、隹各商貝、用乍父丁彝、隹王征井方　丙

乙亥、王餗(まつり)す。巤の餗に在り。王、饗酒す。尹、邐を光(かがや)さんとし、隹れ各(いた)りて貝を賞す。用て父丁の彝を作る。隹れ王の井方を征する（年なり）。丙

邐方鼎銘

王が井方の征討に赴き、巤の軍基地で、おそらく戰勝の祝頌を行なう祭祀を執行して饗醴が行なわれた。その儀禮に奉仕した邐は、祭祀長たる尹から、褒賞として貝を與えられ、紀念として父丁の器を作ったという。井方に對する征役は武丁期・武乙文丁期にみえ、この器銘にいうところはその後者であろう。

＊癸　卣（毓且丁卣）

銘文　小校・四・五九　三代・一三・三八・五・六　集成・一〇・五三九六
考釋　文選・下二・二　赤塚・四九

辛亥、王才廙、降令曰、歸禫玗我多高、癸易夋、用乍毓且丁障　丙

辛亥、王、廙に在り。命を降して曰く、我が多高に歸禫せよと。癸、夋を賜ふ。用て后祖丁の障を作る。丙

癸卣銘

廙は庍と同じく、離宮別館をいう。普通には地名を冠して某廙という。我とは王が王家を指していう。癸は王室の祭祀に與かる家であったのであろう。后祖丁の稱は廩辛・康丁期にみえ、「我多高」とは、王がその時期の祖王たちを稱する語であろう。

后祖丁は武丁とも祖丁とも考えられるが、何れにしてもこの器は殷末の作と考えられる。またその器を作るものはその出自の家の者であろう。この圖象は高の下部の形と似ており、祭祀關係の職掌を示すものであろう。出土は「傳河南洛陽」という。

三、巂𠂤卣

著錄　考古圖・四・五　博古・九・三二　嘯堂・上・三四　薛氏・三・四七　（以上摹、器蓋二銘、考古圖「得于鄴」）
考釋　殷暦譜・下二・祀譜三・帝辛祀譜二八　赤塚・一七

丁巳、王易巂𠂤貝、才□、用乍兄癸彝、才九月、隹王九祀𢼄日　丙

丁巳、王、嶲𠂤に貝を賜ふ。□に在り。用て兄癸の彝を作る。九月に在り。隹れ王の九祀、𦎫する日なり。网

𠂤は甲骨文に氏族の名としてみえ、

（□□卜）㱿貞、𢀛方其至于𠂤　續・一・四・六

癸卯貞、射𠂤以羌、其用□父丁　鄴・三・四四・六

のように北方の𢀛方、西方の羌人に關する辭があり、その方面の部族と考えられる殷代雄族考、其六・𠂤、甲骨金文學論叢第八集、一九五八年八月。嶲𠂤とはその𠂤族の一であろう。射𠂤の名は甲骨文に十數見殷代雄族考、其六、二七頁以下しており、多く羌人を犧牲とする儀禮に從っている。金文では𠂤を圖象のようにしるす例があるが、この器では网を圖象として用いている。网はおそらくただ冈に作るものと同じ圖象であろうが、冈の圖象器は八器金文引得、殷商西周卷二六頁中に亞冈爵三代・一五・二六・七集成・一三・七八二五のようにいうものがあり、また「冈乍父乙」と銘する鼎集成・四・一八三二のように、單なる圖象としてでなく、銘文中の主語としてその字を用いるものもある。集成引得四五三一には一一二器を收め、中に亞网・网天・网矢のほか网木父辛冊のように、他の圖象と習合する例もあり、かなり

嶲𠂤卣銘

の大族であると思われる。

この器の紀年日辰は董氏の殷暦譜によると帝乙九祀九月己亥㊱朔丁巳㊵に入るも、帝辛九祀九月朔乙亥⑫に入らず、日辰の上よりいえば帝乙期の器と考えられる。しかし董作賓氏はその期の五祀周祭の日と合致しないことから、この器銘に誤りがあるとしていう。

此銘器蓋同文、帝乙九祀九月有丁巳、無𦎫祭、此有𦎫祭、無丁巳、然此器必屬乙辛之世、疑日干或有誤記、爲兄癸作彝、其日或當爲癸巳與、存以待考

また原器の「九月」の月をDに作るは乙辛のときの體に非ずとしてDに改めているが、この器蓋の銘はともに摸刻であるから問題外としてよい。要は董氏の持する暦譜において、器の日辰が帝乙の九祀に合するも帝辛の九祀には合しないということである。それはまた董譜において配當する五祀周祭の體系に問題があるということであろう。网圖象の器において、長文の銘をもつものはこの器のほかに前述の邐方鼎・㚇卣がある。

四、卬其卣一

著錄　鄴中・三・上・三二　癡盦・一二　錄遺・二七四　殷暦譜後記集刊一三（摹）　二玄・九二、九三　集成・一〇・五四一二

考釋　丁山卬其卣三銘文考釋　赤塚・一

㔾其卣一銘

丙辰、王令㔾其、兄𩰫𢀛夆田、□㝑貝五朋、才正月、遘𢀛匕丙合文彡日、大乙合文爽、隹王二祀、既𡛦𢀛上下帝

丙辰、王、㔾其に命じ、夆田に兄（貺）𩰫せしむ。□、貝五朋を賓らる。正月に在り。妣丙の肜する日に遘ふ。大乙の爽（妃）なり。隹れ王の二祀、既に上下帝に𡛦（まつ）れり。

殷王の二祀正月丙辰。第二器に「乙子（巳）、王曰、障文武帝乙宜」とあるから、その祭祀者は帝辛である。董氏の殷曆譜によると帝辛二祀の元旦朔は庚寅㉗であるから、丙辰㊿は其の第二十七日に入る。尤も未だ週名のないときであるから、これはその日を特定する資料とはしがたい。「兄𩰫」は貺𩰫。兄は𠙵（祝告の器）を奉じて人が舞う形で、前方に伸ばした手の袖に袖飾りを加えている。𩰫は𦗼聲、殷は身める婦女の腹を毆つ儀禮で、こ

れはあるいは豐穰を祈るときの儀禮であろう。殷はまた廟中で行なうときは㲋といい、臣辰卣に「㲋于成周」とあり、これは大會同の儀禮をいう。この文では夆田について貺𩰫をなすので、豐穰を祈念する祭儀とみてよい。田下の一字未詳。あるいはまた祭儀に關する字であろう。貝五朋をその褒賞として贈られているが、朋は一聯の貝の象。當時において相當の重賜である。

「才正月」以下「隹王二祀」は殷末の紀年法。殷末に五祀周祭の法があつて、祭・𩛥・𠫑・彡・翌の五祀を、世代ごと、干支順に執行すると、殷末においてはほぼ一年を要することとなる。それで五祀一巡することを一祀と稱した。この月は大乙の妃である妣丙の彡（肜）祭の日に當る。爽は周祭のときに用いる王妃の稱。字はまた奭に作り、𡙁・皕は王妃を葬るとき、その胸の乳房の上に加える文身の象で、おそらく朱を加えて聖化の儀禮を行なつたものであろう。何れも爽明の意があり、王妃の稱とする。𡛦は戈を奉持する形で、祭儀を示す字であろう。

五、㔾其卣二

著錄　錄遺・二七五・二　殷曆譜後記集刊一三（摹）　二玄・九五　集成・一〇・五四一三

考釋　丁山考釋　陳夢家、商王廟號考考古學報第八册二四頁　赤塚・二

乙子（巳）、王曰障文武帝乙宜、才䍙大𠕋、遘乙翌日、丙午、𩛥、丁未𩰫、己酉、王才梌、㔾其易貝、才四月、隹王四祀、翌日

𠨘其卣二銘

乙巳、王曰く、文武帝乙に𨽍して宜せよと。盬の大𡧍に在り。乙の翌（祭）する日に遘ふ。丙午、𩜾（祭）し、丁未、𩞁（祭）す。己酉、王、梌に在り。𠨘其、貝を賜ふ。四月に在り。隹れ王の四祀、翌する日なり。

乙子は乙巳㊷、王の四祀四月、文武帝乙、すなわち帝乙に對する翌祭の日である。𨽍宜の二字は上下に離析するも、令毁に「乍冊矢令、𨽍宜于王姜」とあり、宜とは楚辭天問「簡狄在臺　嚳何宜」の宜で、宜は俎上に肉を置き、これを廟中に供える意象の字である。盬は召の繁文。卜文にみえ、おそらく召公家の據るところで、甲骨文には召方としてみえ、ときに殷の討伐を受け、また殷の命を奉じた。西使召丙編・五「庚子卜、㱿貞、西史召、亡囚、由」の地望は河南西部の地であるが、盬の本原の地は河内の方面であつたように思われる。殷周革命の後、その一部は河北に入つて北燕（匽）を建て、召伯父辛系統の金文が多く残されている。

盬は殷によつて西史盬とよばれるように、神聖な祭祀官として獨自の傳統をもち、西周に入ると周・召二公が聖職者としてその王朝を輔けた。王朝は王權の保持者と聖職者との共同によつて成立するもので、殷には伊尹系統の聖職者、周には周・召二公がその家であつた。「盬大𡧍」とは、おそらく盬の聖所の名で、𡧍は耶（聖）に従う字で、のちの廳などに當る語であろう。そのような聖所であるから、文武帝乙に𨽍宜する儀禮を執行することができた。五祀周祭の執行は日の定まつた祭祀であるから、おそらく所在の聖所で執行したのであろう。翌日は五祀周祭の一。帝乙を祀るには乙の日を以てする。𩜾・𩞁は𨽍宜と關聯する祭儀の名であろう。𩜾は酒儀に關し、𩞁は烹炊を示す字と思われ、ともに動詞によむ。乙巳㊷・丙午㊸・丁未㊹と續き、己酉㊻に王は梌の地に赴いて、この度の祀禮に對する褒賞として、𠨘其に貝を賜うた。それを紀念する作器である。

この器は前器と同じく帝辛の四年の器であろう。董作賓氏の中國年曆簡譜によると、帝辛四年は前一一七一年、その元旦朔は戊申㊺、四月朔は丁丑⑭、銘文中の日辰はすべてその譜中に入る。ただ四週名を具える周曆と異なり、この干支を含みえない年次は極めて少なく、この器の曆日を定める方法とはしがたい。

六、𠨘其卣三

著録　録遺・二七三・一、二　殷暦譜後記集刊一三（摹）　集成・一〇・五四一四

考釋　丁山考釋　赤塚・三

乙亥、𠨘其易乍册隻珄一珁、用乍且癸障彝、才六月、隹王六祀、翌日　亞字形中、莫犬（圖象）器蓋同文

乙亥、𠨘其、作册隻獲より珄一珁を賜ふ。用て祖癸の障彝を作る。六月に在り。隹れ王の六祀、翌（祭）するの日なり。　亞字形中、莫・犬（圖象）

第一・二器と同じく、安陽出土の器であるらしく、𠨘其一家の器である。作册隻は他に未見、赤塚考釋・集成釋文に隻の下を子とするが、これは隹の上下に手（又）を加えた形で、作册隻とよむべき字。器蓋文に亞字形中に莫・犬をしるすことからいえば、𠨘其は葬禮に携わるもので、作册隻は册命に與かる聖職の人である。𠨘其は王室の五祀に與かり、この器もそれによつて褒賞をえたのであろうが、この度はその祭祀長的な役職の作册隻から玉器が與えられた。王は前二器と同じく帝辛。三器は二年・四年・六年に作られ、五祀の祭祀に時期を定めて參加していたのであろう。

なお以上三器の蓋器銘に、亞字形中に「莫・犬」と記しており、第一・二器には亞字形下に「父丁」の二字が加わる。この器の作器者が亞の職にあるものであり、葬祭のことを掌る職掌のものであることが知られる。莫は墓、犬は犬牲。犬は棺下の坑に收める伏瘞に用いた。この圖象と似たものに、亞字形中に犬のみを記すもの鼎、續存・上・一七があり、丁山氏の殷商氏族方國志甲骨文所見氏族及其制度所收にこの器を犬侯と解して、犬侯の史實の檢證に力めているが、亞中に記すものは犬牲であり、ゆえにこの器においてはまた莫を加えている。亞犬鼎銘の下に父とあるのは、父乙・父丁などの干號部分を失つているのであろう。從つて作器者は殷系の人である。これらの圖象については、また別章に述べる。

なお𠨘の關聯器に𠨘甗寧壽・一二・一〇　續殷存・三一・二　三代・五・七・六　定本書道一五三圖　集成・三・九〇七があり、文首に「雔卯」の圖象、文は「𠨘乍母戊彝」と銘する。雔は隹の相對う形、卯も圖象的な書様であるから、併せて圖象とみるべく、隹卯を圖象とする爵續存・一八・一もある。卯は劉殺の

𠨘其卣三銘

𠨘甗銘

意であるから、この圖象は犧牲を供することを示すものであろう。

七、豐　彝

著錄　考古圖・四・二九（摹）　薛氏・二・三八（摹）

考釋　文選・下二・七　殷曆譜・下二・祀譜三・帝辛祀譜二六　赤塚・一四

乙酉、賫貝、王曰、不□易工、毋不戒、遘祊武乙彡日、隹王六祀彡日、㝢□□啇豐、用乍父丁隮彝　不子

乙酉、貝を賞せらる。王曰く、不□易工、戒めざること毋れと。武乙の肜する日に遘ふ。隹れ王の六祀、肜（祭）する日なり。㝢□□、豐に賞す。用て父丁の隮彝を作る。　不子

「乙酉㉒賞貝」とまず貝を賞賜されたことをいう。「王曰、不□易工」は呼びかけの語、「不□易工」は「雁侯見工」雁侯見工鐘のような四字の名號であろう。先ず名をよんで「毋不戒」と續く文である。五祀の肜祭を以て武乙を祀る日で、この六祀は帝辛の六年であろう。その日、㝢某より豐におそらく肜祭に奉仕した賞を與えられ、この器を作った。五祀の執行は、王朝として重要な行事であつたのであろう。文末の二字は、圖象的に用いられている名號であろう。

豐の關聯器として、赤塚一五・一六に豐鼎二器をあげている。

豐鼎一　乙未、王商宗庚豐貝二朋、□□□、豐用乍父丁鼒　亞字形中□　陶齋・一・二五　小校・二・八一　三代・三・四四・二　集成・五・二六二五

乙未、王、宗庚豐に貝二朋を賞す。□□□、豐用て父丁の鼒を作る。

亞字形中□

豐鼎二　癸亥、王□祊乍册般新宗、王商乍册豐貝、大子易柬大貝、用乍父己寶□　博古・二・二六　嘯堂・上・一四　薛氏一〇・一〇四　積古・四・二四　攈古・二之三・四四　西清・續乙・一・二八（以上、摹）　集成・五・二七一一

豐　彝　銘

癸亥、王、作册般の新宗に（いたる）。王、作册豐に貝を賞す。大子、柬の大貝を賜ふ。用て父己の寶□を作る。

作册般の甗は後出一四にその器を錄入している。

八、小　臣　邑　斝

著錄　冠斝・上・三九　書道・三三　二玄・一・八九　集成・一五・九二四九

考釋　文選・下三・一五　赤塚・一二　二玄・一・八九

癸子（巳）、王易小臣邑貝十朋、用乍母癸隣彝、隹王六祀彡日、才四月　〓（圖象）

癸巳、王、小臣邑に貝十朋を賜ふ。用て母癸の隣彝を作る。隹れ王の六祀彡するの日、四月に在り。　〓（圖象）

小臣邑斝銘

小臣は王族にして王子の後、親王家に相當し、王室と祭祀と戎事とは概ねかれらの擔持するところであつた。王の六祀四月の彡祭の日に賜與を受けるのは、おそらくその祭事に奉祀する故であろう。この六祀は帝辛六祀と考えられるが、董氏の殷暦譜の帝辛祀譜は六祀四月朔乙未㉜、癸巳㉚はその譜に入らず、董氏も「疑月名或有誤記」という。殷金文の日辰の董譜に合わぬもの甚だ多く、これは董氏の斷代に大きな問題があるものとしなければならぬ。

文末兩行に亞矣を分書するも、〓のように連書するものが多い。その銘をもつものは、集成に錄するものすべて一一器、その器には精品が多く、非常な盛族であつたと思われる。亞は墓室の形であるから喪祝のことに從うものであるらしく、亞字形款識をもつ器は集成に錄するものすべて約三三〇器、亞矣形はそのうち約三分の一を占め、最も有力な部族であつたのであろう。その家は王家の小臣出自の族であつた。

九、肄彝

著錄　攈古・二之三・八六（摹）　殷存・上・一九　三代・六・五二・二　集成・八・四一四四

考釋　研究・上・一三　文選・下二・七　赤塚・二

戊辰、弜師易肄□□□貝、用乍父乙寶彝、才十月、隹王廿祀叠日、遘于匕戊、武乙奭、豕一　旅（圖象）

戊辰、弜師、肄に□□□の貝を賜ふ。用て父乙の寶彝を作る。十月に在り。隹れ王の廿祀、叠する日、妣戊、武乙の奭（妃）なるに遘ふ。豕一なり。　旅（圖象）

弜師は人名。某地の貝を賜與され、父乙の器を作つた。王の廿祀十月戊辰⑤は、董氏の譜に帝辛廿祀十月朔辛丑㊳の第二十八日に當るという。その十月戊辰の日、武乙の奭妣戊に叠祭が行なわれている。旅は圖象。軍旅に關する職掌を示すもので、弜師とは師職であることを示す稱號であろう。

肄彝銘

一〇、小臣艅犧尊

著錄　窓齋・一三・一〇　殷存・上・二六　周存・五・五　小校・五・三七　三代・一一・三四・一
　水野・七〇　書道・二八　二玄・一・七八　集成・一一・五九九〇
考釋　赤塚・二二　通釋・一下・三七

丁子（巳）、王省夒且、王易小臣艅夒貝、隹王來正人方、隹王十祀又五、彡日

丁巳、王、夒の祖を省す。王、小臣艅に夒の貝を賜ふ。隹れ王來りて人方を征す。隹れ王の十祀又五、彡（祭）するの日なり。

小臣艅犧尊銘

器は山東壽張出土のいわゆる梁山七器の一。七器は召公關係の器が多く、そのなかに殷室出自の小臣の器が同出していることが注意される。王の十祀又五は董氏の殷曆譜帝辛祀譜によると帝辛の十五祀、銘文は月名を缺くが、この年正月より三月まで五祀の彡祭が行なわれており、正月甲辰㊶朔、丁巳㊹、三月癸卯㊵朔、丁巳㊹、この三月丁巳が武丁の彡日に當る。それで器は帝辛十五祀三月一五日となる。その五月癸卯の甲骨に王の人方征伐をトするもの續・三・一八・四があり、この器銘もその作戰中のものであろう。夒は岳・河と竝んで殷の祖神の系譜に列せられるもので、王の遠征に當つて祝禱の祭祀が行なわれ、その祭祀に奉仕した小臣艅に夒祖にある貝を賜うた。小臣の家は王子たる子の後で、親王家に相當する。この艅の家は西周期の師艅に連なる者であろうと思う。なお殷器にして小臣と稱するものに、次の諸器がある。

小臣𢆶卣銘

＊小臣𢆶卣

銘文　窓齋・一八・二　續殷存・上・八六　三代・一三・三五・二，四　日本・五一　二玄・一・八一
　集成・一一・五三七八，五三七九
考釋　丁山方國志・六七　赤塚・五三
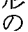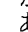
王易小臣𢆶、易才寢、用乍且乙障　（圖象）
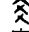
王、小臣𢆶に賜ふ。賜ふこと寢に在り。用て祖乙の障を作る。　（圖象）

この器の銘末圖象は、他の小臣器が殆んど圖象を加えているのと異なり注目される。丁山氏の

殷商氏族方國志甲骨文所見氏族及其制度所收、七〇頁にこの系統の圖象を集録し、〓形のものに祖丁・父丁・父乙・父己・妣辛の銘があることから、〓に小乙・武丁・祖甲三代の器があり、また器の圖象を爻敢とよんで殺函の地名に宛てているが、圖象は〓と又と皮の三部より成るもので、殺函とよみうるようなものではない。卜文に

乞自喿廿屯、小臣中示　㷉　前・七・七・二

と記すものがあり、これは喿より卜骨廿組が送られ、小臣中がその卜骨を清め、貞卜に供する意で、㷉もその儀禮に參與することを示すものであろう。このような卜骨の修祓のことは殆んど王族中のもので、本來小臣家は〓圖象をその標識とするものであるが、この家は特に〓家との複合の關係もあつて、このような複合標識を用いたものと思われる。

一一、皾方鼎

著錄　文物二〇〇五・九

考釋　試論新發現的皾方鼎和榮仲方鼎李學勤、文物二〇〇五・九　皾方鼎與商末周祭系統除鳳先、同上　保利藝術博物館收藏的兩件銅方鼎筆談王世民等、文物二〇〇五・一〇

乙未、王宼文武帝乙彡日、自闌佛、王返入闌、王商皾貝、用乍父丁寶障彝、才五月、隹王廿祀又二

魚（器底）

皾方鼎銘

乙未、王、文武帝乙の彡（肜）日を賓へ、闌の佛（僆、聖所の名）よりす。王返りて闌に入る。王、皾（阪）に貝を商（賞）す。用て父丁の寶障彝を作る。五月に在り。隹れ王の廿祀又二なり。

魚（圖象）

文武帝乙は帝乙、帝乙に文武を冠していう例は極めて少なく、李氏は𠨘其卣と周原卜片の例とをあげている。帝の正號ではなく、美稱として用いたものであろう。賓はその祭禮に臨む意。彡は五祀周祭の一。すでにこれまでにも述べたように五祀は彡・翌・祭・𩛥・𠭯の五祀を、歷代王名の干支順ごとに、世代ごとに循還して行なうもので、五祀周祭という。この五祀を一巡するのにあたかも一年を要するので、五祀の一巡する歲時を一祀といい、これを以て一歲を一祀・二祀と數える。それで宰椃卣に「才六月、隹王廿祀、翌又五」というのは、帝辛廿祀六月翌祀の第五日の意である。殷の特殊な紀年法で、董作賓氏の殷曆

譜にその暦譜の再構成が試みられているが、その譜によると帝辛二十二年五月には五祀は翌より祭に移行する時とされており、これはおそらく董氏譜の断代編年に誤りがあるのであろう。

𤔲・离は闌の異構。李釋に闌を地名、侜を甲骨文にみえる𠂤の字で、裘錫圭氏が後世の行宮に類するものであろうとする說を採つて、一種の建築物の名と解する。𠂤は土に從う字で、土は社の初文、從つてこれは闌の社よりする意であろう。闌の名は殷虛後崗出土の戍嗣鼎に「王賞戍嗣貝廿朋、才闌」のほかに、亞古父己段「王賜貝、在闌」、寢孜段に「王才闌」、また周初の利段に、武王克殷のとき、「隹甲子、……夙又商、辛未、王才闌師」とあつて、八日目に闌師で功臣に賜與の禮を行なつている。闌師はおそらく殷時の名を用いるもので、ここは殷の重要な軍事據點であつたのであろう。また闌乍障彝卣三代・一三・五・六の作器者としてみえる闌は、その地の舊族であろう。闌侜とはその地の聖所の名であるらしく、すでに師の存するところであるから、社のような聖所もあつたと思われる。王はこのとき、その場所に赴いて諸種の儀禮を行なつたのであろう。そして王が𩏂に貝を賜與しているのは、𩏂がその儀禮に奉仕した褒賞としてなされたもので、𩏂はそのことを紀念して父丁の器を作つたことをしるしている。

器底に別に「魚」の鑄銘があり、いわゆる圖象である。魚の圖象は古い陶片などにも早くからすでにみえている。魚の圖象をもつ器は、集成に錄するもの凡そ八〇數器、このうち殷虛後崗出土の戍嗣鼎には

丙午、王賞戍嗣貝廿朋、才闌宗、用乍父癸寶障餗、隹王饔闌大室、才九月　犬魚（圖象）

丙午、王、戍嗣に貝廿朋を賞す。闌の宗に在り。用て父癸の寶障餗を作る。隹れ王、闌の大室に饔す。九月に在り。　犬魚（圖象）　集成・五・二七〇八

とあり、その器には犬魚の圖象がある。

犬魚の銘は他に父乙鼎集成・四・二一一七があり、犬王祖甲鼎集成・四・一八一一に犬王の名がみえるから、犬は王號を稱するような家であろう。また魚も早く陶片の刻文のなかにその圖象がみえ、殷の古族であつたと考えられる。犬魚はその兩者の複合の銘識であろう。

𩏂方鼎はその出土事情が明らかでなく、李氏は保利藝術博物館からその資料を提供されて考釋を試みたものであるという。器は立耳の方鼎、通高二〇・口長一六・寬一三センチ、器腹に匡槨あり、上に蟠螭文、三方に乳文を飾る。殷周期の特徵をもつ器制である。

一二、小子𤔲卣

著錄　小校・四・六四　三代・一三・四二・二　白鶴・一二　海外・上・四四　書道・二九　二玄・一・九〇　集成・一〇・五四一七

考釋　赤塚・二三　二玄・一・九〇

乙子（巳）、子令小子𤔲、先以人于𡪞、子光商𤔲貝二朋、子曰、貝隹蔑女曆、𤔲用乍母辛彝、才十月、月隹子曰令望人方𩵋器　[illegible]母辛盉

小子𠭯卣銘

乙巳、子、小子𠭯に命じ、先んじて人を堇（ひき）に以ゐしむ。子、𠭯に貝二朋を光賞す。子曰く、貝は隹れ女の曆（いさをし）を蔑（あらは）すなりと。𠭯用て母辛の彝を作る。十月に在り。月は隹れ子、曰ひて人方𠭯を望ましめ（しときなり）。

文末に大事紀年の形式をとる。人方に對する大規模な作戰が行なわれるのは、帝辛十祀の九月以降の甲骨文で、その作戰は翌十一年の七月まで追迹することができる殷曆譜・下九、日譜三・帝辛日譜。それでこの器にみえる人方征伐は、おそらくその征伐に先だつて望（望氣）の儀禮を行なわせたもので、遠征開始に先だつ行爲と思われ、從つて帝辛十祀に屬してよいと思われる。ただ帝辛十祀十月朔戊辰⑤には乙巳㊷は入りがたいから、あるいは前年置閏のことがあるのかも知れない。ならば十一祀十月朔は壬辰㉙となるから、乙巳はその第十四日に入る。長期に渉る征役であつたから、この時なお望氣のことが行なわれたのかも知れない。先行の功を賞せられて、この器を作つている。

葢銘に[図象]母辛とあり、[図象]は小子たる身分の家の用いる圖象であることが知られる。

一三、文　父　丁　殷　小子𠭯殷

著録　小校・八・四〇　三代・八・三三・二　集成・八・四一三八

考釋　赤塚・二四

癸子（巳）□商小子□貝十朋、才□自、隹□令伐人方𠭯、□□用乍文父丁障彝、才十月彡[図象]

癸巳、□小子□に貝十朋を賞す。□自に在り。隹れ□命ぜられて人方𠭯を伐つ（年）、□□用て文父丁の障彝を作る。十月彤（する日）に在り。[図象]

文父丁殷銘

前の小子𠭯卣とおそらく同時の人方征伐のときの器である。その征役の途上において小子□に貝十朋を賜うた。前器では母辛、この器では文父丁の器を作つている。董氏の祀譜によると、帝辛の十祀より二十祀に至るまでの五祀

周祭に、肜祭は十月に行なわれていない。今までにあげた五祀の金文例においても董譜に合わぬものが多く、董譜には断代上の問題があるようである。

一四、作册般甗

著錄　擴古・二之二・八六　綴遺・九・二三（以上摹本）　殷文存・上・一〇　三代・五・一一・一　徵秋・上・一一　集成・三・九四四

作册般甗銘

考釋　文選・下三・四　赤塚・二五

王宜人方無敄、咸、王商乍册般貝、用乍父己障 [glyph]册

王、人方無敄に宜す。咸る。王、作册般に貝を賞す。用て父己の障を作る。[glyph]册

無敄は人方の君名であろう。おそらく一時和平が成つて、その親睦を證するために障宜（饗醴）のことが行なわれ、その儀禮の執行に與かつた作册般が貝を賜與された。その恩寵を紀念して、この甗を作るという。作册の職であるゆえに、圖象に册形を用いるが、その氏族の本來の圖象は[glyph]であろう。

一五、宰椃角

著錄　十六・一・九　積古・二・一六　擴古・二之三・八〇　從古・一四・二四（以上摹）　客齋・二一・五　殷存・下・二三　泉屋・二六　海外・九一　三代・一六・四八・一　小校・六・八二　集成・一四・九一〇五

考釋　赤塚・一九　二玄・一・一〇〇

庚申、王才䦨、王各、宰椃從、易貝五朋、用乍父丁障彝、才六月、隹王廿祀、翌又五

庚申、王、闌に在り。王格る。宰椃從ふ。貝五朋を賜ふ。用て父丁の障彝を作る。六月に在り。隹れ王の廿祀、翌する又五（の日）なり。

䦨と釋した字は、「闌乍障彝」三代・一三・五・六に作器者の名としてもみえ、闌の異構、その地名であろう。𠭯方鼎等にも見える。王がその地に赴いたとき、宰椃はその行に從い、貝五朋を賜うて父丁の器を作つた。鋬下に「庚册」の圖象がある。宰は犧牲を宰割する意で、犧牲には王が鸞刀を用いて親ら宰割するのが禮であるが、のちその代行者を宰と稱した。この器もその祀禮に與かつて賜

與を得たものであろう。隹れ王の廿祀六月庚申は、殷曆譜によると「廿祀又五翌」とよんで、帝辛二十五祀六月朔甲辰㊶、その庚申(57)に當り、その六月甲辰に祖甲に翌祭、丁巳(54)に文武丁に翌祭する日に當るという。

宰椃角銘

一六、小子〓鼎

著錄　筠清・四・三　攈古・二之三・二〇　奇觚・二・一　綴遺・一八・一七（以上摹）　敬吾・上・四〇　續殷存・二五・一　小校・二・八五　集成・五・二六四八

考釋　文選・下一・四　赤塚・三〇

乙亥、子易小子〓王商貝、才〓餗、〓用乍父己寶障　〓

乙亥、子、小子〓に王の賞したまへる貝を賜ふ。〓の餗に在りてなり。〓、用て父己の寶障を作る。〓

小子〓に何らか武功のことがあつて、子が王より賜うた貝を分賜された。王・子・小子という層序關係が明白に示されており、この場合小子は王子の子、すなわち親王家の地位に當る。それで〓はその家柄を示す標識であろう。その圖象は〓を翼戴する形であり、卝はおそらく聲符的なもので、のち將・壯の聲符とされるものと考えられる。軍事を統率する將・壯は、この貴族子弟によつて構成されたのであろう。

小子〓鼎銘

小子省卣銘

一七、小子省卣

著錄　三代・一三・三八・三・四　上海・一一　集成・一〇・五三九四

考釋　文選・下三・八　赤塚・三六

甲寅、子商小子省貝　〓　五朋、省玐君商、用乍父己寶彝　〓

甲寅、子、小子省に貝五朋を賞す。省、君の賞に揚(こた)へ、用て父己の寶彝を作る。〓

小子省が子に對して君と稱していること

が注意される。〓圖象は盉銘では三行の銘文の中央初頭に、器銘には銘末四行冒頭に記されている。

一八、小臣缶鼎

著錄　三代・三・五三・二　二玄・一・八六　集成・五・二六五三

考釋　赤塚・三二　二玄・一・八六

王易小臣缶湡賚五年、缶用乍享大子乙家祀䵼　〓　父乙

王、小臣缶に湡の賚五年を賜ふ。缶用て大子乙の家祀に享する䵼を作る。〓　父乙

湡の賚は湡の地より徵集する賦稅の意で、その五年分を賜給する意。大子乙の家祀の祭器を作る小臣缶は、大子乙の家を宗とするもので、ここでも王・大子乙・小臣缶という層序關係が成立する。そして親王家に相當する小臣の圖象として〓が用いられるのである。もし銘文を缺くときには、この器は「〓　父乙」という銘識が加えられることになる。

小臣缶鼎銘

一九、子啓尊

著錄　續殷存・六一　小校・五・三三　三代・一一・三一・五　集成・一一・五九六五

子啓尊銘

考釋　赤塚・四〇

子光商子啓貝、用乍文父辛䵼彝　〓

子、子啓に貝を光賞す。用て文父辛の䵼彝を作る。〓

光賞は二字連讀すべきであろう。亞䣄父乙毁集成・七・三九九〇に「王、光商䣄沚貝」、宰甫卣集成・一〇・五三九五に「王、光宰甫貝」のように、光を光賞の意に用いる。

二〇、子黃尊

出土　一九六五年陝西長安縣灃西大原村

著錄　文物一九八六・一　集成・一一・六〇〇〇

乙卯、子見才大室、白□耴一琅九、屮百牢、王商子黃瓚一、貝百朋、子光商奴貝、用乍己□盤　〓

子黃尊銘

乙卯、子、見えて大室に在り。伯、耴一琅九を□し、百牢を侑む。王、子黃に瓚一・貝百朋を賞す。子、姒に貝を光賞す。用て己□の盤を作る。

子見の名はト文・金文にみえず、この文は子が大室にあつて謁見の禮が行なわれたのであろう。そのとき、百牢を侑め、王より子黃に瓚章一・貝百朋を賜うた。貝百朋とは非常の隆賜である。そして別に子より姒に貝を光賞している。作器者は子黃で、姒はあるいはその夫人であろう。盤を作つたと銘するが、その器は尊である。は親王家より臣籍に降つたもので、王族としての子黃より貝を授けられこの器を作った。帶文は饕餮の展開文である。

二一、婦闟卣

著錄　陶齋・二・三六　殷文存・上・四一　周文存・五・九三　小校・四・五四　綴遺・一二・三
三代・一三・三二・六、七〜三三・一、二、三、四　書道・四一　集成・一〇・五三四九、五三五〇（別に鼎・甗・觚・斝・爵に同文の銘がある）

婦闟卣銘

商卣銘

考釋　赤塚・八三　書道・四一

婦闟乍文姑日癸隮彝

婦闟、文姑日癸の隮彝を作る。

婦人にしてこの圖象を用いているのは、その文姑の家が親王家に相當し、その家祀に用いる器であるからであろう。その家祀に用いる器には、この圖象を用いた。この圖象を用いるものは、集成に錄入するもの二一二器に及び、みな殷の王族關係のものである。

二二、商　卣（商尊、同文）

出土　一九七六年陝西扶風莊白家一號窖藏器文物一九七八・三

著錄　陝西・二・四　集成・一〇・五四〇四

考釋　通釋・六・補一五

隹五月、辰才丁亥、帝司、賫庚姫貝卅朋、迖絲廿守、商用乍文辟日丁寶障彝 [図象]

隹れ五月、辰は丁亥に在りて、帝祠す。庚姫に貝卅朋を賞し、絲廿守を迖(おく)らる。商、用て文辟日丁の寶障彝を作る。 [図象]

「辰才」の用法は周に到つてみえ、令彝などが初見であろう。それでこの器も殷周鼎革の後の器とみられ、扶風荘白家の窖藏器として史牆盤等と同出。坑中は上中下三層に整然として埋藏され、青銅器はすべて一〇三件に及ぶ。史牆盤には文・武・成・康・昭・穆の名がみえるから共王期の器とみられ、この器は當時傳世の器であつた。帝司はおそらく禘祀、庚姫は周より殷に入嫁したもので、そのとき貝卅朋と絲廿守を賞された。商の姓を稱するものはもとより殷室の裔とみるべく、その父日丁の祭器を作り、銘末に[図象]形の圖象を加える。小臣缶鼎に大子乙の鼎を作り、父乙とよび[図象]形圖象を加えていることからも知られるように、[図象]圖象は殷の王家出自のものが用いる標識であつた。なお商の作器には「商作父丁吾障」犧尊蓋、集成・一一・五八二八、「亞商作父戊」爵、集成・一四・九〇一一がある。商にも亞職のものがあつたのであろう。

第九章　圖象の體系

一、圖象と氏族

殷文のうち、最も大量に出土し、かつ史料的に有用なものは甲骨文であることはいうまでもない。甲骨文については著作集第四卷に「甲骨文と殷史」として、その關係の文章を收錄した。殷金文の主要なものもすでに前章に收めたので、本章ではその圖象を取り扱う。圖象は一般に古代文字の祖形であり、その部族名であると解されている。それは初期の研究である丁山氏の甲骨文所見氏族及其制度科學出版社、一九五六年九月刊において詳細な研究が提示され、近年の高明氏の圖形文字卽漢字古體說第二屆國際中國古文字學研討會論文集、香港中文大學三十周年校慶、香港中文大學中國語言及文學系、問學社、一九九三年一〇月刊に至るまで、殆んど變わることのない解釋である。丁氏の書は圖象九〇餘について、それが國族の名であることを論じ、高氏も三〇餘例についてその解釋を試みている。丁氏の書は初期の論著であるけれども、證を求めること詳審、その書の前半は甲骨文所見氏族及其制度として、卜龜の修治に關係あ

甲橋・骨臼刻辭例（丁山〔甲骨文所見氏族及其制度〕二頁）

甲橋	背甲	骨面	骨臼
中氏。燕大・五九八	我萬五十。乙・四九四八	中氏、亶。前・四・三七・三	氏中。粹・八七九
我來十、敭。乙・二三〇六	㞢入五。乙・二五九七	自𦉥。佚・五三一	丙戌、帚妻氏□夕、自𦉥乞。明・二三四一
來自㞢。善齋藏片		自𦉥乞。徵・雜・一三二	辛卯、帚楚……。明・二三六四
自𦉥五十。續・五・二五・一一		帚井來。甲・二九一二	奠氏十夕㞢一、永。史館藏片
己未、妻……。林・一・二二・八		妻氏十㞢□。林・一・二・七	□酉昀氏□夕、小䨻。明・七二六
帚楚來。乙・三〇八六			甲午、帚井氏三夕、岳。甲・三三四一
奠來廿、在雩。乙・二二四五			妻氏四夕、亘。粹・一四九九
昀勹自□。林・二・四・一〇			
庚戌、乞自帚井三□。甲・二九六九			
妻入二、在高。乙・一九〇六			

る諸族名と氏族に關する諸項目をあげて論じ、用意の甚だ備わるものである。その下半に各圖象の考釋と關係の甲骨文・金文を引證する。ただ丁氏の說はときにいくらか奇僻に赴くところがあり、例えば示を未開社會によくみられる圖騰柱と解する。また骨臼刻辭の「奠攜十屯㞢一、永」は「鄭、十屯（屯は骨片二を組合わせた形）又一を攜す（屆ける）、永（受附者の名）」とよむべきであろうが、氏は屯を夕と解し、入龜の辭である甲橋刻辭、骨臼修治の關係者の署名である骨臼刻辭の文章の性格が、よく理解されていないようである。ただこの兩種の刻辭に、それに關與する氏族の名が含まれている

ことは確かである。またこれらの辭にみえる「雀入二百五十」を入儥の意とし、「我來卅」を來朝來歸の意とするが、入は入龜、來は賫齎の意、それは龜版の場合に「旬〓自□（旬、□より攜ふ）」林・二・四・一〇の〓を曲肱包裹の意の字とするが、これは入・來と同じく獻納の意に外ならない。このような入龜納骨は特定の氏族により行なわれ、その修治もまた特定の氏族によつて行なわれている。丁氏もその點に留意し、甲橋・骨臼刻辭にみえる一五九の族名をあげ、また婦某と稱する二七例を、みな氏族の省號としている。

丁氏はまた氏族の氏と神示の示はもと一字であるとして、𠂤氏・衞氏など氏號の存在することをあげている。𠂤は圖象にもみえるものであるが、丁氏が氏と訓する示は

令章〓（攜）多射衞示、乎〓、六月　後・下・二五・八

郭に命じて多射衞を攜へて示らしむるに、〓を呼ばんか、六月

とよむべく、丁氏のあげる二七例はすべて同じ。氏の初形は小さなナイフの形で、氏族共餐のとき、その肉を頒つのに用い、のち轉じてその共餐に與かる者の稱となつた。祭壇・祭卓の象である示とは截然異なり、當時甲骨の文に氏と稱する例はない。丁氏が氏號の例としてあげる

戊寅卜、又子族氏、不□　甲・二七三

も「戊寅卜す。子族に又（侑）するに、乎ぶか、せざるか」屈萬里氏釋とよむべき文で、子族とは王族中の多子族に屬し、その族人として祭祀對象とされるものであろう。

丁氏の殷商氏族方國志未完稿は、上の序論についで、いわば本論をなす部分で、未完稿であるが體

例すでに具はり、勞作というべきものである。ただト骨裏の「王〓殸」徵文・典禮・三九を王氏とよみ、王氏という氏號の存在から說きはじめているが、〓は攜える意の動詞、殸は貞人として武丁期に多くみえ、その圖象もあり、南は銅鼓形の樂器。殸はそれを打つ形であるが、中國の研究者は穀の音でよみ、丁氏もその音の地を求めて考證に努め、春秋經莊三十二年にみえる小穀にして、齊魯の閒に介する地であるという。この字が殸の形に従うものでないことは一見して明らかであり、その論證も意味を失う。丁氏はまた王氏の故地を求めて山西王屋・王官の地名に注意し、「近人謂、王官故城、在山西聞喜縣南、是已」と論ずるが、それは河曲に近いところである。
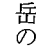
丁氏はこのような方法で、〓・〓の圖象を崤函の崤に、また亞字形のものを書酒誥に「越在外服、侯甸男衞、越在內服、惟亞惟服……」とあることによつて、「凡卜辭金文所謂亞某者、皆畿服內的諸侯」と結論するなど、一條ごとに文獻中に關聯を求めて、その解釋を試みている。

しかし圖象の問題は、このように個別的に名義のあたる所を求めて解決されるものではなく、圖象の成立の問題、圖象の機能、圖象と文字の關係というような諸問題について、より包括的に考察するのでなくては、その本質を把握することは困難であるように思われる。圖象には單なる記號としてではなく、その體系のなかにより重要な課題が含まれていると思うからである。

二、土器刻文と圖象

古代の土器につけられている記號的な刻文を、文字の起源として詳論するものに、饒宗頤氏の符號・初文與字母―漢字樹香港商務印書館、一九九八年七月刊、邦譯「漢字樹――古代文明と漢字の起源」アルヒーフ、二〇〇三年五月刊がある。漢字樹という書名からも知られるように、漢字の成立を、その原初の記號の段階から追迹しようとするもので、序論の「土器記號の意味とその研究方法」よりはじめて、その性格と文字の成立との關係に及び、第九章に比較古記號學を創出、第十章に結論として、「漢字圖形化が持續使用された謎」に及ぶ。その序文に「考古學と民族學とにおける最新の資料を組合わせつつ、世界的視野から出發して、漢字の研究成果に綜合的考察を加え」ることを目的とし、その過程のある段階において、金文圖象の本質を把握しようとするもので、從來の圖象研究が殆んどその字形の解釋と地名への比擬とに終始するのに對して、より基本的な考察に新生面を開く勞作ということができる。

考察は先ず新石器時代の土器記號の意味の解明からはじまる。土器記號は西は關隴（陝西・甘肅）、渭水高原の氐・羌の地、南は長江の中・下流、及び東越・南越に及び、また甘肅の彩陶土器にも各種の符號や文樣がある。これらの記號は書契といわれる契の原形をなすものであるという。それは土器晩期（戰國期）の土器に人名・地名・官名・器物名が刻され、後の陶磁器に李・劉・張・馮など、窯家の名が入るのと同じであるという。

土器にはそれぞれの地域によつて特有の文樣が加えられ、そこに示される文樣はいわば記號の重複表示であり、そこから記號〜文字となるという。しかし裝飾文樣には、一種の神話的表象とみるべきものがあり、その意象の直接的な表現には神話的な形象、いわゆる神話文字とよぶべきものがある。

岳の初文は卜文では〓とかかれるが、山上に羊の横體をかく形のものがあり、姜姓の祖神である嵩嶽の神像であると私は考えている。これはすでに記號ではない。半坡・姜寨等の彩陶土器の刻劃記號は五二種二七〇個王志俊、關中地區仰韶文化刻劃符號綜述、考古與文物一九八〇・三に及ぶが、それは大別して六種類に分れ、一定地區に偏在するものがある。饒氏はこれらの記號のあるものは一定の祭式に用いられ、祀官によつて扱われたものとする。ただそれは、大汶口文化のような圖象的な記號をもつものには、その可能性が考えられよう。また饒氏の書には、山東の丁公陶片を「文の體を成す土器文」として紹介されているが、私はその刻字の場所・字體の樣式から、文字としての體系をもつ古代文字と規定することに、なお疑問がある白川、桂東雜記I「丁公陶片について」。

第七章には十・卍形文樣が、オリエント・中央アジア・インド、その他の地域からも出土する例をあげて、それを「宇宙的記號」とし、卍は雲の流れる形に象り、萬の音を以てよみ、萬舞とは万舞で、甲骨文殷虛文字甲編考釋二一一頁・一五八五をその證とする。しかしその卜片は萬と定めうる字ではない。また卍の圖形が一種の聖標識として古代文明の各地にみえるのは、おそらくは陽光や雲の運旋する象として、運旋するものの力の象徵として考えられたもので、この圖象が文字成立の直接の機緣となつたとは考えがたい。それはあくまでも記號的なものであり、象徵的なものに過ぎないからである。

第八章「古土器の記號とセム族の文字」では、アルファベットの成立の過程を論じている。「漢字樹」というこの書の標題は、アルファベットの成立の過程を文字樹の形式でその本支の關係を示す方法に倣つて說明しようとしたものであろうが、漢字の成立には、私はそれほど複雜な關係でなく、むしろ一源一系、文字は甲骨文において一元的に成立したものであろうと思う。第九章では饒氏は以上の考說に本づいて比較古記號學という一領域の創設を試みている。

土器に加えられている文樣には、例えば彩陶土器における魚文のように、洪水說話における禹の神像著作集卷六、四七頁を畫いたとみられるようなものもあるが、一般の記號的な刻文は、極めて單純な線を加えたもので、一應自他を區別する程度のものであつたと考えてよい。そこから文字の體系が生まれたとは考えがたく、また金文圖象のような複雜なものに展開したとも考えがたい。土器の刻文には、文字や金文圖象のような、ある構造的な世界の表現という意識が求めがたいからである。

三、圖象と古代王權

殷王朝の形成の過程を考えるとき、一應わが國における部の設置による統一の過程を參考とすることができる。わが國の部が、その職能を通じて各地の首長群を組織していつたように、殷王朝の統一の過程においても、そのような形態を考えることが自然であるように思われる。わが國の部にあたるものは、殷においては金文銘などにみえる圖象によつて示されるその職能である。圖象は一般にその族名・地名であり、文字の原形をなすものと考えられているが、そのように單に記號的なものではない。おそらく社會的な身分・職能的氏族としての職掌を示す、政治的・社會的な意味をもつもので、ときには〓・〓のように王族の關係、また亞字形圖象のように聖職者としての身分の表示を意味

① 壬辰、子卜して貞ふ。今歲、又史せんか 前・八・三・七
② 己巳卜して我貞ふ。今夕囚亡きか 乙・四九四九
③ 庚戌卜して我貞ふ。婦彭は嘉（男子分娩）なるか 乙・一四二四
④上 乙來、余卜す。九月に又史せんか 乙・四九四九

するものもあつた。

王家は氏號をもたなかつた。それで圖象をもつことはなかつた。王を圖象として用いた例はない。王族のうち、王統の繼承權をもつ王子たちは子とよばれ、その字は一般の子と區別して の形に書かれた。甲骨文には大子・中子・小子の號がみえ、おそらく王位繼承の順位を示すものであろう。王子のなかには、子・余・我を固有の稱號として用いるものがある。その貞卜には、その稱をもつものが自ら貞人となつて貞卜を行なつており、貞卜の內容もその文字樣式も、王室の貞人が行なうものとは異なつている。王家の內部に、異なる傳統をもつ別個の集團があつたと考えられる。王族は複合的な構成をもつていたのであろう。他の豪族も、相似た族構成をもつたものであろう。

王子のうち所領を受けたものは、その地名を加えて子鄭・子雀・子龔・子媚のようによばれた。それらの王子の作器には、圖象樣式の銘が加えられている。その所領には、わが國でいう名代部のようなものも、あつたであろうと思われる。王子の子は親王家として王籍を離れ、小臣とよばれた。臣とは神に事えるもので、君臣の意ではない。

貞ふ、叀れ小臣は衆に命じて黍つくらしめんか。一月 前・四・三〇・二

とある小臣は、おそらく王家に屬する衆人を使役して、黍を作ることの指揮を命ぜられているのであろう。その黍は祭祀用の黍稷、あるいは鬯酒の料とされたものであろう。「己亥卜して貞ふ。王は往いて雈藉せんか」甲・三四二〇のように、王親らそのことに臨むこともあり、

王、小臣缶に湡の賫五年を賜ふ。缶用て大子乙の家祀に享する隮を作る。 父乙 前章、殷金文例一八

は王より湡の地の五年分の賫（收穫、上納分）を賜うて、大子乙の祭祀に供する器を作る旨を記し、 の圖象を加えている。 の圖象器は甚だ多いが、みな王家出自のものである。この作器者小臣缶

子妥鼎

子龏鼎

子妥鼎

子媚鼎

は大子の子で臣籍に降下し、溤の地の上納五年分を賜與された。それで□圖象を加えてこの器を作り、文末にさらに父乙の二字を加えた。

婦姘は黍つくるに其れ萑せざるか　後・下・四〇・一五

は黍を作るにあたり、萑禮すなわち修祓の儀禮をなすことをトするものであろう。婦姘は王室に入った婦の名である。小臣のこの行爲も、これらと同じ性質をもつ農耕の儀禮で、のちの親耕の儀禮に近いものである。

この□圖象をもつ器は甚だ多く、殷周金文集成に錄入するものは凡そ二一二器、そのうち出土地の明らかなもの約四〇器（次頁表）、陝西出土のものに次いで山東費縣出土のものが多く、甘肅靈臺・壽陽紫金山・北京房山、その他に安陽出土のものもあり、關東出土の器もあるので、遠く各地に將來された器もあるであろうが、大體において山東と陝西の器が多い。山東は殷の本源の地であり、その一部は殷周鼎革の際に西方に移されたものであろうと推測される。出土地の明らかでないものには、安陽出土の器が多いであろうと思われる。

□圖象關係のものには、また婦・亞をそえるものがあり、婦は王家の婦、亞はそれぞれの圖象部族中の聖職者で祭祀儀禮に與かるものをいう。亞は玄室の形、その部族名はこの亞字形の中、またはその下に加える。有力な部族では、みなそのような祭祀集團、儀禮執行の特定の集團を擁していたのであろう。また王族中には子の身分のものが多く、集合名詞として多子とよばれ、□標識のクラスのものは多子族とよばれた。亞は各部族の亞職のものが集まるとき、多亞という。わが國の祝詞に

□銘器出土例（殷周金文集成に據る）

3.796　□戱甗　傳山東費縣出土
3.1049　□鼎　陝西長安縣張家坡墓葬（M54）
3.1380　□戱鼎　傳山東費縣出土
4.2111　且辛禹方鼎　山東長淸縣興復河北岸
4.2112　且辛禹方鼎　山東長淸縣興復河北岸
4.2324　丮作父癸鼎　傳洛陽
4.2507　復鼎　北京房山縣琉璃河52號墓
6.2941　□段　傳安陽
6.2942　□段　傳安陽
6.3112　□戱段　傳山東費縣
6.3114　□□　河南安陽侯家莊西北崗1601號墓
9.4652　□戱豆　傳山東費縣
10.4877　戱□卣　山東費縣某地
10.4878　戱□卣　山東費縣
10.4879　戱□卣　山東費縣
10.4961　父己卣　山西太原壽陽縣紫金山（考古圖）
10.5011　□□卣　山東長淸縣興復河
10.5171　□乍父辛卣　江蘇盱眙（博古圖）
10.5201　□且辛卣　山東長淸縣興復河
10.5404　啇卣　陝西扶風縣莊白家村一號窖藏
11.5446　□尊　傳安陽大司空村古墓出土
11.5556　戱□尊　傳山東費縣出土
11.5665　父癸尊　陝西岐山縣禮村
11.5910　子麦乍母辛尊　甘肅靈臺縣白草坡一號墓
11.5978　復乍父乙尊　北京房山縣琉璃河墓葬（M52）
11.5997　啇尊　陝西扶風縣莊白家村一號窖藏
11.6000　子黃尊　陝西長安縣灃西大原村
11.6187　戱□觶　傳山東費縣出土
11.6301　父辛觶　洛陽（頌齋・續）
12.6918　□戱觚　傳山東費縣出土
12.6919　□戱觚　傳山東費縣出土
13.8167　□戱爵　傳山東費縣出土
13.8168　□戱爵　傳山東費縣出土
13.8169　□戱爵　傳山東費縣出土
14.8771　□亞□爵　山東長淸縣興復河
14.8772　□亞□爵　山東長淸縣興復河
14.8773　□亞□爵　山東長淸縣興復河
14.8774　□亞□爵　山東長淸縣興復河
15.9176　戱□斝　傳山東費縣
15.9327　□戱盉　傳山東費縣
15.9770　□戱罍　傳山東費縣
15.9806　且辛罍　山東長淸縣興復河
17.10647　□戈　河南安陽
18.11413　□矛　傳河南出土（雙劍誃）
18.11720　□鉞　安陽

「集侍はれる神主・祝部等、諸〻聞しめせと宣る」というように、國の大祭のときに彼らが召集されたのであろう。

丁丑卜、其兄、王入于多亞（丁丑トす。其れ祝するに、王は多亞に入らんか）　摭續・一六七

庚辰卜、令多亞攺犬（庚辰トす。多亞をして犬を攺〔殺攺という獸牲を用いる修祓の禮〕せしめんか）　寧・二・一六

のように、多亞の儀禮に王が參加することがあり、おそらく王室のために祓禳の禮などを行なつたのであろう。わが國でいえば神人の閒に介する中臣、また一般には祝部・卜部にあたる。國の大事のときには多亞として行動した。

このように集合名詞的によばれるものに多亞・多尹・多臣・多眉・多公・多兄（祝）・多奠などがあり、また多羌・多馬・多犬・多射・多介・多工などの屬がある。おそらく各部族における部的な組織のものをよぶ名であろう。

癸亥貞、王令多尹圣田于西、受禾（癸亥貞ふ、王は多尹に命じて田を西に圣かしむるに、禾を受けられんか）　京大人・二三六三

は新たに開田するときに、多尹をして祓わしめる儀禮をいい、

乙子（巳）卜、羍貞、乎多臣伐𢀛方、受〔㞢又〕（乙巳トして、羍貞ふ、多臣を呼びて𢀛方を伐たしむるに、又祐を受けられんか）　簠室・征・五

は戰場における行動をいう。祓禳の儀禮などに當たつたらしく、多く戰役のことに從つている。多馬は狩獵に從うもので

乎多馬逐鹿、隻（多馬を呼びて鹿を逐はしむるに、獲んか）　丙・七・六

とあり、多馬に從う亞職のものがあつて

貞、多馬亞其㞢田（貞ふ、多馬亞に其れ田㞢らんか）　京津一六一七

とトするものがある。多眉は眉飾を施した媚女の集團であるらしく、これも諸族より提供させたものであろう。

庚寅卜、𣪊貞、勿眉人三千、乎望𢀛〔方〕（庚寅トして、𣪊貞ふ、眉人三千をして𢀛方を望ましむること勿からんか）　外編・一〇七

眉人三千とは媚蠱をなす呪祝の徒である。これも諸族より提供させたもので、多媚とはその集合名詞であろう。

壬申卜、多眉無、不其从雨（壬申トす、多媚は舞するに、其れ从き雨ふらざるか）　鄴・一・四〇・五

媚女は呪祝のことだけでなく、舞雩（雨請いの祭）をした。無は舞の初形で、兩袖に飾りをつけて舞う形である。媚女は雨請いの舞に奉仕し、その編成は各部族から供出した多媚がこれに當たつた。なおこれらの他に、多尹・多射・多工などの集合名詞が多く、それらは特に編成されて王事に從うもので、わが國の部的な組織に近いものであろうと思われる。

これらの圖象器の出土地によつて、その部族の當時における活動の狀況を推測することができると

思われるが、しかし事實は、出土の地が必ずしもその本貫の地とは限らず、例えば〓圖象は殷の王族の器であるが陝西からの出土も多く、本貫を離れて播遷し、あるいは器のみが遷されるということもあつて、その本貫の地を把握することは必ずしも容易でない。わが國では王權成立期における地方の豪族首長の消息は、その本貫地の陵墓の遺存などによつて、文獻と併せてかなりその消息を追迹することができる。例えば雄略期における播磨統合の經緯山尾幸久、日本古代王權形成史論、第六章、岩波書店、一九八三年四月刊、あるいは神功・繼體・欽明期における近江息長氏の消息大橋信彌、日本古代國家の成立と息長氏、吉川弘文館、一九八四年三月刊は、かなり的確にその情況が把握追迹されているが、殷王朝形成の過程を、そのような密度において追迹することは困難である。それで殘されている唯一の方法は、明らかにその本貫の地と考えられる地域の圖象器を手がかりとして、その遷徙、擴散のあとの知るべきものを追迹するという方法のみである。

四、圖象解釋例

亞吴形圖象については第三章一節にもふれたが、また鄒衡氏の夏商周考古學論文集文物出版社、一九八〇年一〇月刊の第六篇「關于夏商時期北方地方區諸鄰境文化的初步探討」の「燕亳」の項に、古燕國の匽侯墓から匽侯・太保諸器とともに出土した亞吴形の圖象についてこれを殷の玄鳥說話を示すものとする解釋を提出している。

> 吴是商代後期、至西周初期銘文中常見的一個族名、陳夢家曾搜集了五・六十器、并分成了四組美帝A五二三、王獻唐也作過專門研究黄縣㠱器、山東人民出版社、一九六〇年、解放後各地又出過四・五器、有出土地點者、除北京以外、河南安陽出的最多、濬縣・洛陽・上蔡・陝西岐山・甘肅平涼・遼寧喀左各出一器
>
> 此字卜辭金文俱見、但各家所釋頗不一致、王獻唐釋矣字、認爲上面……乃横書口字、从大从口會意、并說在人形的大字手中所持之物乃是一根棍黄縣㠱器、頁九二至九四、窓齋一四・七・五―六方彝、二一・六・三觚均釋燕、按說文十一下燕部、燕燕玄鳥也、籋口段注、故以廿象之、布翄段注、故以北象之、枝尾段注、與魚尾同、故以火象之、象形、今觀下圖卣文、確似燕、方彝・毀二文去掉亞形、則象鳥首人身
>
> 傳世銅器中有一件商代晩期方罍、或稱玄婦方罍通考七八八、失蓋、口内銘鴂婦字樣、鴂乃玄鳥二字合文、兩耳内各銘亞吴二字合文、如下頁圖

この玄婦方罍は傳世の器であるが、兩耳に亞吴形の圖象をしるし、器の口部に、婦の上に玄鳥の二字を圖象的にしるしており次頁參照、鄒氏はこれを殷の玄鳥說話を示し、燕の地名の由來するところであり、亞吴形は燕のトーテム、玄鳥は殷のトーテムであるから、この器は殷より燕に嫁する夫人の器であると解した。圖象をトーテムとする考えかたは早く郭沫若氏の提唱するところであるが殆んど實證なく、鄒氏のこの說に至つてはじめてその實證を呈示することとなつた。しかしこの論證は亞吴と燕とを結びつける論證が不十分であり、またこのような解釋を圖象の全般に及ぼしうる可能性もない。圖象の性質を考えるためには、圖象の全般に適用しうるような解釋を求める必要がある。圖象には部

方彝
（美帝R140）

段
（三代6.5.11）

卣
（續殷上81.1）

燕
（說文）

亞矣圖象銘器（鄒衡、夏商周考古學論文集、269頁）

器文在口

右耳

左耳

（續殷上63.10－12）

玄婦方罍銘（鄒衡、夏商周考古學論文集、270頁）

族の傳承を示すらしい部分もあるが、また身分的・職能的なものも多く、それらを包括する體系として理解する必要があると考えられる。

鄒氏の論文集には、圖象についてなお二篇の論述がある。一は第六篇の銅器銘文中所見⊠族與共工氏以及河北龍山文化的關係と、また第七篇の先周文化的初步探源の二篇である。⊠について、鄒氏はまず⊠と亼とを同一の圖象と解する。それは、兩者が同じく册四耒形の圖象と複合する圖象があり、⊠・亼の形もまた近似していて、二つの複合圖象は同一であるとするのである。そして字を冉と釋するが、その字形は土を運ぶ器の形で簣であり、丁度其の倒形となり、その土籠を抓む形が爯であるという。そしてそれは共工氏の子后土が水官となつて九土を治めたとする神話的傳承と合し、⊠はそのトーテムであるとする。⊠圖象の器は約二五〇器、⊠單獨のもの約一六〇器、出土地の明らかなもの河南九器、山東四器、陝西岐山一器、湖北鄂城一器、湖南寧鄉二器、遼寧喀左一器である。他に邶器と一群をなして出土するものに湖北江陵出土の器王觥形「江陵發現西周銅器」文物一九六三・二、また直隷淶水張家窪の邶伯一群の器もその分支の器であるという。その他共工の子孫とされる諸族の器をもみなこの系統に屬するものとする。ただこのような推論は⊠・亼を同一の字とし、これを簣字と解し、簣土の義よりして共工氏の一類とする幾つかの推論の上に構成されたもので、その前提の一を失うときはすべて瓦壊する危險性をもつ。この稿については著者は三たび推敲を重ねたとするが、實證の法をえたものとしがたい。

次に論先周文化の篇中に⋂形圖象と天字形等圖象についての論がある。その先周文化與光社文化の項に、この光社文化の分佈區より出土する銅器の圖象に⋂形のものがあり、その圖象を有する著錄の器は六〇餘件、類似のもの三〇餘件、うち出土地の明らかなものが七器ある。

1、⋂己爵　宋代、山西

觥
（窓齋16.18.2）

卣
（三代12.44.7）

卣
（扶風召李M1）

觶
（三代14.51.3）

段
（三代6.21.2）

册四耒形圖象（鄒衡、夏商周考古學論文集、284頁）

太原東壽陽縣紫金山出土考古圖五・四　殷虛文化第三期

2、𠆢卣　陝西岐山賀家村出土陝西圖釋・五一　西周初年器
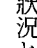
3、𠆢父戊（？）鼎　一九二九年洛陽出土、扁腹柱足賸稿三　西周早期器

4、𠆢父戊鼎　一九二九年洛陽出土、二弦文賸稿四　西周早期器

5、𠆢獣卣　洛陽出土、失蓋、矮胖體、三列陽文賸稿二八　西周早期器

6、𠆢父乙卣　傳河南濬縣出土、口近圖、雙身目夔美帝A六一五・R二五四　西周早期器

7、𠆢父甲段　遼寧喀左縣山灣子出土、雙耳有珥、無蓋文物一九七七・一二　西周早期器

この出土狀況と器の時期より推して、鄒氏は「𠆢族早期曾住在山西太原附近、後遷至陝西、克商以後、其中某些支族已遷至洛陽等地」と推論する。その器の出土するところを、その族の遷徙の地とするが、器にはその族類の地を離れて播遷することもあり、遼寧出土の器のごときは、魚形・史形・亞中鹿形・荷戈形・叔字形等の器も同出し、一群の器は邊境の呪的な意味をもつ窖藏器である。これらの事情から考えると、出土地が必ずしもその氏族の本貫もしくは居住の地と定めがたいこともあり、時に將來品のあることにも注意する必要がある。また𠆢を光社文化出土の弓形器山西石樓後蘭家溝光社文化墓葬出土的青銅弓形器と同形であるとするが、𠆢の形は弓形と關係があるとは思われず、また山西の石樓の地はオルドスに近く、この族の本貫がその地にあつたとは考えがたい。圖象器の成立をその本貫の地に求めるならば、器の出土地が本貫の地であることを別途に證明する必要があると考える。

また天字形圖象について、同系のもの五〇餘件、うち出土地の知られるもの九器、うち三器は「文

考日己」の銘をもつ方尊・方彝・方觥は均しく陝西扶風齊家村出土、他に

天亡段　大豐段、道光時、陝西岐山出土武王時期

天段　陝西長武縣丁家公社劉主河大隊出土、三列刀文の饕餮文を飾る。方鼎一・環首刀一を同出。西周初期器

天鼎　陝西綏德義合公社墕頭村窖藏坑出土、深腹盆鼎、雙身尾上卷饕餮、柱狀足、段・爵等二件同出陝西青銅器一・八三　殷虛文化第三期、廩辛至文丁之時

天父乙觶　陝西寶雞戴家溝出土美帝A五三二・R九四　商周之際

天爵　山西靈石旌介村出土先周第二期器

天尊　河南出土、觚形、口目分離饕餮文賸稿三二　西周早期器

他に陝西出土と思われる天尊一器美帝A四〇七・R九三がある。この天族は曾て山西石樓と黃河を隔てて斜交いに位置する陝北の綏德に居り、のち涇渭地域の岐山・扶風・長武一帶に遷徙し、克殷後にその支族が河南に入つたとする。姓考に「天、黃帝臣天老之後」とあり、郭沫若は天黿を軒轅とした。黃帝は姬姓、その陵は綏德・岐山閒の黃陵文物一九六二・一、封底にあり、その族は早く洛河の東北にあり、のち涇渭の閒に至つたものであるという。

この系統のものに天黿形圖象があり、その器は一〇〇件左右、その器には先周の器が多い。他に天獸形の圖象もまた一五、六器、雙手に各一獸を牽く。これらの天獸器は、史記五帝本紀に、黃帝が炎帝と阪泉に戰つた時、熊羆貔貅の屬がこれに從つたとする傳承に符合するという。古い傳承によつて、

天族の行動のあとを追迹することができるとする。

しかしこれら諸器の銘文にみえる父祖の號が、すべて日己・父乙のように干名の廟號をもつことに注意しなければならないであろう。干名の廟號は殷系の器にみえるところで、例えば「天姫自乍壺」通考七三一　三代・一二・七・二の天とは異なるものとしなければならぬ。大體においてこのような圖象標識は殷系の部族の間に行なわれたもので、圖象銘をもつ器名にみえる廟號は、盡く干名をもって記されている。すなわち圖象は、殷王朝内部の、おそらくはその王朝成立の過程において、その組織の様態に規定的にはたらく機能をもつものとして生まれたもので、圖象解釋の視點を、その機能的な性格のなかに求むべきものであろうと思う。

五、亞矣系圖象私解

亞矣形の圖象にも各種あり、もと亞其形の圖象があった。その出土地の知りうるものは次の通りである。

亞其　爵九器　觚七器　斝二器　以上婦好墓　卣河南安陽

亞中貴　父己卣北京順義牛欄山東北坡墓　同、尊同上

亞中矣　盤（攺）北京房山縣琉璃河黄土坡村M五四　觚（父辛）河南上蔡田莊墓葬

亞矣　鐃二器　傳安陽　方鼎傳安陽大墓　卣河南安陽侯家莊西北崗　卵形器傳河南安陽西北崗　尊傳河南安陽侯家莊西北崗　觚二器　傳河南安陽大司空村南地　斝河南安陽侯家莊西北崗大墓　罍傳河南洛陽　盤傳河南安陽西北崗大墓　盤傳河南安陽　鉞河南安陽大司空村南地　戈三器　河南安陽　鏟河南安陽　錮泡二器　傳河南安陽

耜傳河南安陽　觚（父己）河北邢臺市

矣亞　爵河南洛陽市馬坡

亞中貴、矣　鼎北京市房山琉璃河M二五一　鼎（亳、母癸）傳河南安陽　鼎（亞矣、貴）陝西扶風縣齋鎮M一

爵（亳、母癸）河南安陽　鼎（皋）北京市順義牛欄山金牛村墓葬

亞中犬、矣　甗河南上蔡田莊墓葬

亞矣系統の圖象をもつものは一一〇數器に及ぶが、そのうち出土の明らかなものは、以上の二〇數器に過ぎない。この資料を以て亞矣の本貫の地を考えることは困難であるが、しかし出土器の多くが安陽の婦好墓を中心とし、その王畿を遠く離れるものでないことからいえば、その族は武丁期以後、聖職の集團として亞矣を都に派遣しており、主としてその祭祀儀禮に與かっていたものと考えられる。殷虛婦好墓中國社會科學院考古研究所編輯、文物出版社、一九八〇年一二月刊の隨葬器物、亞其組九八頁にいう。

亞其組　有酒器二十一件、計大圓斝一對、觚十件、爵九件、圓斝的大小・形制、與司㚸母圓斝接近、觚・爵的形制、亦極似司㚸母組的觚・爵、但此組無司㚸母組的方壺・圓尊之類的中型銅器、大概、地位稍低、或與墓主的關係、不甚密切

これは編者の推定するように亞其がその司祭でなかったからで、この王妃の司祭はおそらく司母辛、王室としての司祭は亞弜であったのであろうと思う。婦好墓の槨室の器の配置には、北側正面に婦好

三聯甗架、左に亞弜大圓鼎、次に司母辛大方鼎、中に婦好三聯甗を挾んで右に司母辛大鼎を配する。亞弜の器は集成に錄するもの鐃・鼎・觶・觚・爵・角・斝・壺・刀、すべて二三器であるが、出土地の明らかなものは殷虛婦好墓の三器のみ、他に曲阜に藏する鼎一器があり、その出土範圍はほぼ殷都の範圍のものであろうと思われる。おそらく殆んど王室直屬の祝部であつたのであろう。卜文にみえる[illegible]は、下に動詞を伴うて殆んど否定詞に用い、ただ

　且丁古才弜、王受又（祖丁の古（まつり）に弜に在らんか、王は祐（さち）を受けられんか）　佚存・二一七

とあるのが、殆んど唯一の地名としての用法である。祖丁の祭祀のことであるから遠地であるはずはなく、おそらく亞弜は王室に仕えた祝部であろう。亞其はそれと竝んで婦好の葬禮に列している。

亞其の器は、亞弜・亞攸の器とともに婦好墓に陳設されている。亞攸も婦好墓の方彝二器と鉞一器、安陽出土という戈の他に亞攸父乙と銘する尊・鼎・卣の各一器があるが、その出土地は明らかでない。要するにこれらの亞某は、王室外に殆んどその作器を見がたいもので、何れも王室の特別の關係にあつたものとみられる。

亞其の其はのちの圖象では亞㠱としるされることが多く、おそらく山東の黃縣の地であろう。一九五一年四月、縣城の南一〇里の灰城區域の南埠村から八件の銅器が出土したことがあり、その後にも出土があつたと傳えられている。

王獻唐氏の黃縣㠱器山東人民出版社、一九六〇年一二月刊に、その地は萊都でかつての黃城の地とする說、また康熙黃縣志に、萊城に灰城ありとする說などを引き、㠱器を多く出土した灰城がその故地であるという。いまその地に內城・外城の遺構がある。ここから八器の㠱器が出土、そのうち六器に銘がある。その盨銘に、

　㠱白子㝟父、乍其征盨、其陰其陽、以征以行、割眉壽無彊、慶其以臧
　㠱伯の子㝟父、其の征盨を作る。其れ陰其れ陽（器蓋）、以て征し以て行し、眉壽無疆ならんことを割（もと）む。慶（ここ）に其れ以て臧（よ）からんことを

とある。その地はすなわち殷代の㠱である。

其は婦好墓の圖象には箕を編む形に作り、卜文には㠱に作る。㠱侯の名があり

　貞、翌日乙酉、小臣□其……又老㠱医、王其……以商庚凡、王弗悔　前・二・二・六
　貞ふ、翌日乙酉、小臣□は其れ……㠱侯を老とすること又（あ）るか。王は其れ……商の庚凡を以ゐるに、王は悔あらざるか

とみえる。

㠱侯のように、侯名がみえることは、古代の王權の成立の上からみて、大いに注目すべきことであると思う。王者として、まず周邊の諸部族をその支配下に組織する方法として、さきに述べた職能的部族としてこれを品部化する部の組織の方法と、首長に爵を與えて、わが國でいえば臣・君・直のように王に對する身分關係を示す稱號を與えることが行なわれたが、中國の古代においてそれに相當するものは、いわゆる五等の爵、公侯伯子男である。しかしこの五等の爵は、春秋期に諸國の周王室に對する親疏の別や、その出自關係によつて地位づけるために定められたもので、一時に制定されたと

いうよりも、歴史的に成立してきたものであつた。

五等の爵は、字の原義からいえば、公は公廷の平面圖の形で、王位の前に左右に排列の場を設けた形、すなわち王室の祭祀儀禮に關與する樞要の職に在るものをいう。それで三公のように用いるのが原義である。また侯の初文は矦、建物の檐の下に矢通しをする形で、侯禳を本義とする。儀禮を行なう聖所の建物に四周に矢通しして侯禳することで、その義を擴大して王畿の周邊を祓うもの、畿外の惡氣を祓うことを職掌とする。故に侯はもと王畿の周邊を戍るものであつた。伯の初文は白。もと異族の長をいう。卜骨中に、異族の酋長の頭顱に字を刻する例人頭刻辭、甲骨文集・七六があり、虜酋の首を獲たときはこれを保存し、呪器として用いることがあつた。白は霸と同じく、頭顱の白化したものを白といい、獸骨の漂白されたものを䨣といい、䨣は霸の初文である。

子はもと殷の王子の稱、〓の字形を以て示した。殷代には王室出自のもので所封を得たものは、その封地名を加えて子鄭といい、子雀といつた。もと身分稱號であつたが、のちに爵號に轉化したものである。男は田邑の管理者。王家の經營する田邑の管理者であるから、本來は爵號であるよりも職務名に近いもので、おそらく王室の經營する田土の管理に任じたものであろう。ただこれらはその原義のままでなく、時期によつてその社會的地位の內容が推移變化するが、しかし侯が侯禳を原義とし、王畿を守護するという意味は失われておらず、卜辭にみえる㠱矦はもとよりその原義に近い用法である。當時㠱侯はおそらくそのような意味において侯名を受け、王畿の舊族として王室と親近の關係にあつたものであろう。㠱氏は殷の舊地の豪族で、特に王族と親近の關係にあり、それでこの卜辭では㠱侯に禮するに特に王族である小臣が用いられているのであろう。

六、圖象各說

a

1 〓 〓を翼戴する形に作る。宋刻に析子孫形と解するが、例えば大子乙を父乙として祀る器の銘にこの圖象を加えていることからも知られるように、この圖象は王子を翼戴する親王家の身分を示すものとみられる。上部を析木の形として「析薪負荷之義」とする徐同柏從古・三・一九とする說、また析を分賜の義として「作器以分之子孫也」とする方濬益の說綴遺・三・五、またこの圖象を冀と釋して「冀讀爲畿、正是王畿或畿服的本字」とする丁山の說甲骨文所見氏族及其制度、五五頁などの諸說金文詁林附錄、一頁以下參照、香港中文大學出版社、一九七七年四月刊など種〻の說があるが、〓はおそらく牀の形で聲符、下は〓（王子）を翼戴する形で王族より、臣籍降下した身分のものをいう。身分として小臣とよばれるもので「丁酉卜す、其れ呼びて多方の小子小臣を以ゐんか」粹・一一六二とみえ、諸方國にも通じて用いる稱であつた。

2 徐同柏の從古一・二〇に「孫字形、如蟾蜍肧胎之象」とするが、その象ともみえず、容庚氏

は「象陳牲體于戸下而祭也」寶蘊・九とし、郭氏の殷周青銅器銘文研究一二に天黿にして、のち音變じて軒轅となつたとするが、何れも信じがたい。聞一多の古典新義に「釋黿」の一篇があり、字は庵の原字にして後の鄣、說文邑部に「周公所誅鄣國、在魯」とするのが正しいとする。その文末に天黿圖象四九例を擧げている。「奄乍婦故鬻彝」集成・四・二二三七・二二三八のように婦姑の器を作つているのは、殷の王室と通婚の關係にあるものと思われ、聞氏の魯の鄣國說は極めて有力な提說とみられる。奄に奄有・奄久の義があり、この圖象は何らかそのような呪儀に關係があろう。それでまた誤つて奄蓋、商奄を商蓋墨子耕柱のようにいうことがある。左傳昭九年「及武王克商、蒲姑・商奄、吾東土也」とあり、定四年「因商奄之民、命以伯禽、而封少皡之虛」という。南庚が庇より奄に遷り、陽甲もその地に據つたとされ、殷の舊都の地であつた。それでこの圖象をもつものは、もと魯の故地にあり、殷室と通婚する舊族であつたと考えられる。奄の存滅については、陳槃氏の春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異冊七、六四一葉に詳說がある。

3　執干戈形　右に干をもち、左に戈をもつのは單（干の形）と戈とは戰であるから、戰士の身分を示す圖象であるが、戰の字とは異なり、特定の武職を示す圖象である。この類のものには干、あるいは戈だけをもつもの、また人を略するもの、弓矢をもつものなど多樣であるが、それぞれ軍士として、あるいはその武器の供給者としての部的な職務を與えられている部族の圖象であろう。卜辭に「癸酉卜、殻貞、雀于翌甲戌姘」乙・五七九八、「癸酉卜、殻貞、雀東今日姘」乙・八一四四とあるのによれば、それは干戚を以てする武舞など、例えば大武の舞樂のようなものを奏するものであるかも知れない。雀も王族出自の雄族である殷代雄族考、其二。またこの執干戈形の上に、さらに他の圖象を添えるものがあり、これらの部族の間に複合するもののあつたことが知られる。

且己卣（續存・上・76）

4　荷貝形　古くは子荷貝形とよばれ、貝を綴つて振り分けで荷う形である。郭沫若の甲骨文字研究の釋朋に、「案此卽象人著頸飾之形、當爲倗之初字」とするが、倗友の倗の字は別にあり、また頸飾りに兩手を加えることはなく、これは貝朋を荷つて運ぶ形。貝の一聯を一朋といい、朋はその象形の字である。殷では子安貝を寶貝とし、一聯の貝を一朋といい、賜賞のとき貝一朋・貝五朋などを賜うことが多い。西周期に至つても、殷人に對する賜與は殆んど貝朋の類で、これを承けるものは殷人の餘裔と考えてよい。二系を一聯とすることから、兄弟輩のものを倗友という。玉のときには珏という。

5　荷貝形の上に、別の兩耳形を加え、人を妥の形に作る。荷貝形の變形のもので、妥の音を以て讀むべきものであろう。

6　大の上に別の圖象を加える例は多いが、これは行路における何らかの儀禮を示すものであろう。耳は早く消息を感じとること、哨戒のことなどに當たる職掌のものであろう。

7　斧鉞を以て頭を截る形であるから、そのような刑の執行者をいう。わが國の刑部のごときも

のであろう。わが國の刑部は御名代としておかれたもので、全國の各地におかれ、神刑部のような名もあつて、これは神判の擔當者であつたかも知れない。甲骨文に奚に戉を加える形のものがあり、これは辮髮の羌人の頭部を截る形であろうかと思われる。

b

1　方濬益の綴遺五・二七に「象人首戴冕之形」とするも、冕の形ともみえず、上部は口中張歯の形とみられる。卜文・金文において見・望・聞の諸字は、みな人の形の上にその器官の形を記す例であるから、これは張口見歯の意を強調した圖象とみられる。おそらく呪的行爲の一として、このような姿態をなすことがあつたのであろう。噍謈の意とする說もあるが、張口見歯が一種の呪的行爲として行なわれたのでないかと思われる。

2　徐同柏の從古二・一〇に總角形、呉大澂の愙齋一八・一九に雙角形とし、李孝定氏は「象人首戴面具之形」として卜文の象倛とされる字形をあげ、周法高氏は荀子非相「仲尼之狀、面如蒙倛」の注「倛、方相也、四目爲方相、兩目爲倛」の文を引く金文詁林附錄、一六〇頁。面具ならば旁出するはずはなく、おそらく兩髻に結髮した形で、また呪祝者の姿を示すものであろう。

3　高田忠周の古籀篇三四・一九に古覓字にして覓（弁）冠の形とし、于省吾の釋竟古雜・二に竟と釋し、古く戴干樂舞のことあり、それより樂竟の意となつたとする。しかし竟はもと言と人とに從い、競とは二人競禱、神意が下つて「神の音なひ」あるを竟終の意とする。この圖象の上部は言に非ず、音に非ず、竟の字形とは關係がない。上部はおそらく禮帽の象にして、祝禱の際に用いるもの、呪祝のことに當たるものの圖象であろう。

4　字はおそらく伐の異構であろう。伐は人頭に戈を加える形で卜文に習見、ただこのように戈に手を加える形はない。圖象として、截頭形と區別した意象であろう。

5　東は橐の初文。東をのち東西方位の字に用いるに及んで、石を聲符とする橐が作られた。圖象は橐を負う形で、橐の下に手を加えると傅・傳となる。この圖象は、おそらく傳道のことを司るものであろう。別に亞字形中にこの圖象を加えるものがあり、この部族のうちの聖職者を示す。各地の神主が國の大祭祀に集合する際、部族中の亞職のものがこれに參加したのである。

6　一人蹲踞し、一人杵を執つてこれに加える形。相似たものに午形を中にして右に蹲踞の人、左に又を加える字があり、何らかの呪的行爲を意味するものであろう。午は御において呪器として邪氣を禦ぐものであるから、これもそのような祓禳の儀禮に關するものとみるべく、そのことを職掌とする部族の名であろう。

7　方濬益の綴遺一九・二四にこの爵文がみえ、「書顧命、二人雀弁執惠、立于畢門之内」の文を引き、爵弁の人が惠を執る形とする。楊樹達氏の積微居金文說一七六に、字は子に從い糸に從い、孫の字であるとするが、孫は子の頭に尸に立つときの系を繫けている形で、この字とは意象が異なる。惠とは三穗の矛であるが、この圖象にみえるものは索糸の象、おそらく呪器とし

て用いるものであろう。特定の儀禮の儀容を示すものであるらしく、そのことを職掌とするものの圖象であると思われる。

8　窓齋二三・一七の爵銘に「立戈形　子形　亞形　竹簡形」とするが、上は戈、下は干（方形の盾）、亞字形とするのは蹲踞の形に近い。手を拓くは恐懼の狀かと思われ、干戈を以て人を警める狀を示す。そのことを掌る職掌を示すものであろう。

9　詁林附錄二二八頁に、「此疑交字」とする李孝定の説を載せる。交は交手の象で、このように交脚の形に作ることはない。かつその頭は平低にして結髮なく、儒のもとの字である而はその形に從う。請雨の巫など、結髮のない姿であるから、この字もそのような巫祝の類であるかも知れない。手を擴げ、交脚の姿であるのは、その呪祝の態を示すものであろう。人の形のものに、そのような古代の呪祝に關するものが多いようである。

c

1　杖を執つて相鬪う形。相鬪うものに、手格して鬪うもの、干戈を執つて鬪うものなどもある。杖を執るものなどは、護衛を職とするものであるかも知れない。のちの鬪の字形は、手格の象の下に、切りこみのある盾と、斤とを竝べたもので、下は干戈の象である。

2　1の圖象の中央に戉を立てた形。おそらく戰鬪に關する圖象と思われ、別に戉を立てた形の

圖象もあるので、兩者の複合形式であるかも知れない。相似た職掌の閒に複合ということも考えられる。

3　左右に旗を奉じたものが相對し、その中閒上部に臺狀のものをおく。李孝定氏は中央の形を示と解し、「蓋軍行告廟之意」詁林附錄、二三八頁とするが、軍儀に關する象であることは疑いがない。

4　上部は鄉・卿、その下に貯をそえる。貯のみ單獨の圖象もあり、これは複合形式とみられる。貯のなかには貝を藏することもあり、戈を藏することもある。これもおそらく複合形式のものであろう。

5　同じく卿を基本形式とし、その上に左右の手、さらに上に方（耒の形）などを加える。卿が基本形、他の要素を加えた複合形式。方を含むことからいえば何らか農耕儀禮に關する職掌の圖象と思われる。

6　左右に相對して跪坐して手を揚げ、上に亞字形をしるす。亞字形は墓室の形であるから、その墓室の設營の際の儀禮を示す圖象であろう。

7　衆の字形に近いが、上部を△形に作る。衆の上部は囗にして邑落の象。曰に作るものは、邑中に人がある意。のち橫目の形に作ることもある。△はあるいは禮帽の象で、令は神意を承けるときの形で命の初文。衆は蹲踞の形でなく、やはり衆に近い意象であろうが、上が禮帽の形とすれば、神事に從う職能を示すものであろう。

8　阮元の積古一・二九に中央を三辰旂旗の象にして神示、左右はこれを夾持する形とする。馬敍倫の刻詞三四に中央を單・嘼の形で車、字を「旅行本字與、或此爲乘之異文」というが、中央の單は羽飾りある盾の形、その左右に人を配するのは、象徴的な單を飾つて二人これを扞護する形であろう。丁山氏闕義六に周官の司戈盾の職を以てこれに充て、また李孝定氏は地名の北單にして、のち氏族の名となつたとする詁林附錄、二五五頁。ただ圖象としてのこの形を北單と分析して訓むことは通例に反するもので、圖象は必ずしも文字として扱うべきものではない。

d

1　2　3　4　5　6　7　8

1・2　亞字形のなかにそれぞれの部族・職掌の名を記すもので、亞は墓室の形。墓壙の玄室は四隅を少し落した形に作ることが多い。その大なるものは上下に羨道、また左右に延長することがあるが、概ね上下に延長して中字形をなす。1・2はやや異構であるが同じ部族のもので、亞醜形とよばれる。ただ字は醜でなく、禮冠を戴いたものが鬯酌をしている形。亞形を伴わぬものもあるが、亞醜形のものが極めて多く、集成に著錄するものすべて九一器。ただその出土については、安陽出土と傳える爵一器一四・八八五二と、一九六六年山東益都縣蘇阜屯M一出土の爵一三・七七八三一器にすぎない。出土不明器の大部分は、おそらく安陽出土の器と思われる。これを以ていえばこの圖象器の部族は早く山東益都の地にあつて、亞職として王廷にあり、鬯酌の禮に従つていたものであろう。方濬益の綴遺五・二に「右象人結髮紒首、將冠者、卽筵坐也、左爲尊形、有勺、側尊一甒醴也」と冠禮を司るものとするが、ひろく鬯酌の禮をなすものとみるべきである。

王獻唐の山東古國考所收の釋醜二二七頁に「一九三五年、山東益都蘇埠屯商墓、出鼎一・觶一・斧二、皆有此銘、……後藏山東圖書館、余復爲館中購得二斧、一日出示亡友益都孫觀亭先生、觀亭言、先時縣中會出同銘戈矛、經手轉讓者、卽有數器、未及詳詢也」とあつて、他にも諸書に錄するもののうち、鼎・觶・二斧の一組、六大矛の一組など、この地出土の器であろうという。王氏はその器銘中、下になお杞婦と銘する例をあげて、これを杞國の器とする。大戴禮少閒に「成湯卒受天命、……乃放移夏桀、散亡其佐、乃遷姒姓于杞」、また列子天瑞の釋文に引く世本に「殷湯封夏後于杞、周又封之」とあり、史記陳杞世家に、夏禹の苗裔である東樓公を周の武王が改めて杞に封じたとする記述がある。下に杞婦の銘のあるものは續殷文存上・七六所收、同じく上・六〇この圖象下に「者敔台大子障彝」、また上・二三「季乍兄己障彝」、とあり、殷の王室との關係を示唆するところがある。杞婦はおそらくこの族に嫁したもので、者敔がこの族人の名であろう。婦は女巫長というような地位のものと思われる。

3　亞字形中に害・天を加えた形。害は舊釋に害と釋するも伯害盉の害と同じく、目の上に辛を加えて文身を施す意で憲の初文、おそらくそのことを職とする部族であろう。周禮小司寇に「正歲、帥其屬而觀刑象、令以木鐸、曰、不用灋者、國有常刑、令群士、乃宣布于四方、憲刑

禁」とあり、注に「憲、表也」という。古くは眉上に施す墨刑の意であった。その族中の修祓・送葬などの儀禮を以て出仕するものが、この圖象を用いた。この圖象に皇・旛を加えた銘のある卣集成・一〇・五一〇〇が、一九八五年江西遂川泉江鎭洪門村より出土した。邊裔出土の器として注目される。

4　亞矣形とよばれるもの。この圖象については問題が多岐にわたるところがあるので、すでに別項に論じた。

5　亞字形中に、人が橐を負荷する形をしるす。中の字は隷釋すれば倲の形となる。この圖象はbの5にみえ、すでに述べた。

6　亞字形中に、夒の字形をしるす。この中の字形を、方濬益は雙角短尾にして鹿の象綴遺・五・一七とし、朱芳圃・高鴻縉は憂と釋するが、卜文に高祖夒としてみえる字で、王國維は殷の始祖舜にあてて解している古史新證、第三章殷之先公先王。この字については夋・禼・憂・夔・夏・頁・顚などの諸説があるが、高祖夒と稱することからいえば殷の遠祖にその名があることは疑いなく、夋にして舜の古名としてよいかと思われる。また夒を楽祖とする傳承があることからいえば、あるいはその職を傳承する部族の名であろう。

7　亞字形中の圖象は單獨でみえる例なく、またこの圖象も希覯、眉飾を施した巫祝の旁に、舟形の字をそえる。圖象から推して、巫術をなすものの意であろう。

8　亞字形中に、走と奰とを加える。奰は瞚、玉篇に眣・瞚を一字とする。荘子庚桑楚に「終日視而目不瞚」とあり瞚は瞬きする意。ここは斥候のことに類しているようである。

e

1　亞字形中に、艅を加える。艅のみを圖象風にしるすものもある。山東壽張出土の梁山七器中に小臣艅犧尊があり、その家は小臣、すなわち殷室出自の族で、周初に召公がこの地の經營に當たるやこれと協力し、その尊を残したものと思われる。艅は舟（盤）中に余（把手ある辛器）で膿血を除きとる醫術で兪の初文、膿血を盤中に輸して、治癒する法をいう。おそらくそのような醫術を傳える族であろう。そのうち聖職に従うものが、この亞字形圖象を用いたものと思われる。

2　亞字形中に甾形を加える。甾形のみを用いる圖象もある。阮元の積古五・二〇に下體を城郭の形にして邦の古文とするが、字は作冊〓鼎金文通釋・一上・一六七頁にみえ、木の根を包裹する形で、おそらく封建の際の儀禮を示す字であろう。作冊〓は周初の康侯より賜賞として貝を受けており、古くから史官として封建の禮に與かったものであろう。殷器に「子疋才〓、乍文父乙彝」三代・一八・二〇・六・七とあり、地名としても用いる。康侯の衞地の經營に従つていることからみると、その故地もこの方面にあつたのであろう。

3　亞字形中に〓と其とをしるす。〓は〓圖象の上部と同形であるから、おそらく殷の王族

の系統のものであることを示し、其は㠱の初文。亞其㠱系統の器は甚だ多いが、亞其に卝を加えたものは稀見集成・一二・七二二九、亞字形を加えないものに子作婦娴卣集成・一〇・五三七五があり、器蓋二銘「子乍婦娴彝、女子母庚宓祀隮彝 卝[illegible]」と銘しており、明らかに殷室系統の族である。王族中にも亞職に任ずるものがあったことが知られる。

4 亞中に弜形を加える。弜は說文三下に「彊也、从二弓」とあり、おそらく弓を司る部族で、そのうち多亞に加わる集團がこの圖象を用いたものと思われる。斝・角・尊・爵の器が多く、殷の古族であろう。

5 亞字形中に、偃游と壬・虫を配する圖象。なお偃游に易えて戈形と〇を加えるものなど小異あるも、基本的には三者を組合わせた形である。虫・工を併せて虹と解する說、また繳と解する說もあるが、これは旗の下で何らかの呪儀を行なう意であるらしく、軍儀に關する職掌を示すものであろう。妏觚貞松・補二・一九に、この圖象の中に「妏涉隮彝」の字を加えており、軍行の際の呪儀に關する職掌であろう。この圖象をもつものに「剌乍兄辛隮彝」集成・一〇・五三三八があり、其の氏號は剌と稱するものであろう。

6 亞字形中に又史としるす。又は手首に斜線、史は兩旁に又を加える。亞字形を伴わぬものに小臣𢆶卣二器、集成・一〇・五三七八、五三七九 本書第八章殷金文例、二四七頁參照があり「王易小臣𢆶、易才寢、用乍且乙隮、爻又史」とみえる。史は內祭であるから、この族は王室の內祭に與かるものであろう。王獻唐の黃縣㠱器山東古國考所收本、三一頁に右史にして官名とするが、左史の例はみえない。

7 亞字形中に古の字をしるす。古は武丁期の丁人の名としてみえ、古く嘯堂上・二七に「古乍父丁寶隮彝」とあり、また鄴羽三・上・二六に「己亥、王易貝、才寴門、用乍父己隮彝」の銘末に亞中古の圖象がある。丁山氏の方國志一四六頁に、周官司馬の掌固職に充て、この器銘を以て關門守備の證とするが、この文は必ずしもその證とはしがたい。またその地を楚の苦縣とするが、卜骨を王室に納れる例粹・一五〇四があり、王都を遠く離れた地ではない。その地望はなお他證に待つべきであろう。

8 亞字形中に、籀文の子に似た形をしるす。孫の字に系飾を加えるのと同じく、子に兩系飾を加えた形と思われる。楊樹達氏の積微居金文說一五六頁に孳・子を本一字とするが、この系飾を加えるのは尸として坐するときの形であろう。馬敍倫の刻詞七二に「葢造皃者之家也」とするが、送葬の儀禮に與かる家であろうと思われる。

9 5の異體とすべきもので、旗の象を缺くものである。

10 亞字形中に鳥畢の字をしるす。羅振玉は釋して羅書契考釋・中・四九とし、馬敍倫は說文の禽字刻詞・一八とするが、鳥を畢する形であることは明らかである。李孝定說に捕鳥を業とする者の圖象とする詁林附錄・四一九頁のがよい。周禮司徒に羽人の職があり、「掌以時徵羽翮之政」とあり、羽翮を獻ずる職であった。その職能を以て奉仕するもので、特に祭儀に奉ずるため亞職に列したものであろう。

f

1〜6　すべて鳥形を圖象とする。鳥と思われるもの、垂尾の鳳と思われるもの、冠飾のあるものなど多様であるが、そのうち周初の令彝・令尊は銘文一八七字、銘末に鳥形册の圖象を加えるが、作器者は作册令という史官である。作册の職はもと犧牲を飼養することを掌り、兩册はその牢閑の扉の形。もと鳥の犧牲を掌るものであつたと思われる。令彝・令尊通釋・一上・二七六頁は周初を代表する鬱然たる古器で、周公の子明保に仕え、明保は當時の聖職者の代表たる地位にあつた。6は蝠形。子蝠は王子の名。王子の名は子の下にその所領を記すことが多く、蝠はその所領の地名であるが、今その地を考えることはできない。

7〜9　獸の形を圖象とする。7は虎、虎の上に冠飾を加えるものがあり、卜文に「癸酉卜、古貞、評禈取虎于敎啚」續・五・七・九とみえる。虎方という方國の名もあり、これも族名であろう。8の犬には尾に貝をつける形があり、高田忠周の古籀篇九一・九に貲と釋し、郭沫若の金文叢攷一九九に貔と釋し、楊樹達の積微居金文說一七七に虘にして白虎の意とするが、犬尾に貝をつけた形であることは明らかである。おそらく犬の飼養をその職能とするものの圖象であろう。周禮司寇に犬人の職があり、犬牲を掌り、凡そ祭祀に犬牲を供する。9の下に「魚、父乙」と銘する器集成・四・二二一七があり、二者複合の圖象である。犬牲と魚を享獻する族の複合したものであろう。

g

1〜4　鸞刀を以て犧牲を割く形。1は馬、2は豕、3は豕牲を廟中に牽く形。4は子の下につけて用いるもの六例、觚三器・觶二器・爵一器、彙はおそらく地名、子某はその所領を加えて名とすることが多い。子彙の名はまた卜辭南北・坊五・六一にもみえている。

5　一人左右に兩馬を牽き、下の一獸も馬であろう。おそらく馬の養育に當たるもので、周禮司徒牧人の職、祭祀のときその犧牲を供するものであろう。この圖象を用いるものに屯鼎一・二があり、善齋圖・二四に收める。その銘に「屯蔑曆于□□、用乍𩰫彝、父己」とあり、支那精華一・八一に「屯乍兄辛寶隮彝」と銘する卣がある。屯を本號とする家で、この圖象を用いるものであろう。その族は馬を斷養する職であろうと思われる。

6　朋形と兩册と一獸とを併せた圖象。兩册は牢閑の象、その獸を飼養し、牢牲に供するもので、朋は監視の意で、養牲を職とするものであろう。卜文に獸牲を多く用いる例があり、その飼養に任ずる者であつた。

7　中はおそらく羽飾のある盾の形。字はまた單に作り、これに獵犬を配し、祝告して狩獵の成功を祈る字は獸、もと狩の意に用いる。すなわちこの圖象は狩獵に與かるもので、周禮を以て

いえば司徒圃人の職に近いものであろう。

8　畢形と龜形と、併せて一圖象である。上部は網に繳を加えた形。おそらく竈鼉の類を捕獲することを職とするものであろう。畢を略して叔（繳の形）のみのものもあり、同じ氏族の圖象と思われる。

9　單獨で用いることもあり、[illegible]と併せて用いること集成・一五・九二五五、觥もある。[illegible]は大族であり、おそらくその複合形であろう。多足の蟲の形にみえるが、その指すところは明らかでない。蟲とすれば、蟲蟲の類であるかも知れない。

h

1〜4　1は雞をモチーフとするもので、方濬益の綴遺一七・一五に周禮にいう雞彝に充てるが、周禮雞人の雞彝・鳥彝はその器形を以ていう。雞は彝器の成るや、その血を以て衅禮を行なうので、彝の字形は雞を羽交い締めにしてその血を操る象である。その雞を飼養する職能者があつたと考えられる。2はgの9と同じ。3は弔（叔、繳の形）の相向う形。叔（繳）の單獨の形もあり、繳は、弋鳥を捕るだけでなく呪儀にも用いたのであろう。4は蛇の展開圖。彝器の文様には動物の展開文が多い。下に添えたものは干、盾の頭部で、これを制する所以であろう。

5〜9　5は戈に貝を繫ける形。成は戈の成るや、綏飾を加えてこれを祓う意。この圖象は貝を以て戈を祓うもので、戌と相似た意をもつ圖象であろう。6は弓形の中に𦎫を加える。𦎫を弓の内外に二分してしるすこともある。弓作の、あるいは弓儀に關係あるものであろう。7〜9はみな貯の形を含む。戈を藏し、工を藏し、矢を藏す器で、その制作に關與するものであろう。匰櫝の類の制作者である。二工は呪具であろう。

i

1・2　何れも貯の形。戈や弓矢を藏める器。匰櫝の表面に斜角形の飾りを加える。方形の盾に四分して飾りを加えたものは、周の初文である。

3　亞字形中に兩行に兪尹父庚・保且辛、下中央にこの旗旌形の圖象を加えるもの集成・四・二三六三、鼎、また段集成・六・三六八三がある。兪はまた艅とよむ。尹・保はともに神聖の職で、本來亞職に屬するものであろう。

4〜6　建物の形。4は重層の屋、5は屋上に兩手を加え、屋上にて行爲する意であろうが、その行爲の意味は知りがたい。6は家廟の前に帚器をおき、拜する形で、廟屋の禮を示すものであろう。

7・8　何れも盤上に斿・尹の字をしるす。斿は氏族旗を奉じて外遊する意で、祭神の出遊することを遊という。その祭儀に關する職能であろう。舟上に尹を加えるものも、尹は神杖を以て

神を迎えるもので、二者何れも神を迎える祭儀に關するものと思われる。

9　帚と女と止と旗と四形を合したもので、帚女は婦、止旗は氏族旗を掲げて出遊する意であろう。婦人が祭祀に従うて出遊する意とみられる。齋王のように神に事えるものがあつたのであろう。

j

1〜6　みな册字形を加える。兩册の形は牢閑の象にして、犧牲を扱うものとみるべく、5の鉏に册を加えるものは、册祝して清祓をなす意と考えられる。2は周初の臣辰諸器通釋・一上・三三九頁にみえる臣辰册光の圖象と關係があろう。

7〜10　何れも幸形を含む圖象である。幸は執の字からも考えられるように手械の具。その刑具を扱うものであるから、獄官と考えてよい。8・9は受刑者の頭上にも器を加え、10は手械してなお杖を加える形である。

k

1〜11　みな何らかの器の形であるが、その用を識りがたいものが多い。1〜4は同じ器物であろうが、上向・下向の兩形があり、何の器であるか識りがたい。3〜5のうち3・4はその款識例甚だ多く、その解釋についても擧・鬲・冉・鼎・同など諸說あるも、みなその證をえがたい。1については□圖象を伴う畀集成・一五・九一七五があり、王族出自の家であることが知られ、その圖象はおそらく禮器に關するものであろう。3・4はその倒形で、同種の圖象とみられる。5〜7は器の制作に關するものと思われるが、未詳。8は貝を包裹する形で珍の初文とみられる。貝貨を扱うものであろう。9〜11はそれぞれ器を扱う形であるが、その意象が明らかでない。

l

1〜4　1の異構は艅舌盤集成・一六・一〇〇三五に艅と併せてみえるが、俞は亞俞として多く見え、これは複合形式のものである。舌と釋されているが、字は曰に従い、祝告の法を示す字であろう。俞（艅）は舟（盤）中に余（針）を以て膿血を除去する治療の法で、俞を主とする圖象ならば、それは膿血を去る治療法で醫術に關する圖象である。周禮冢宰に瘍醫の職があり「掌腫瘍・潰瘍・金瘍・折瘍之祝注藥、劀殺之齊」とある瘍醫の職に當たる。2も余の形を含むが、余は同じく藥針の意であろう。3・4は相似た形で何れも干を両手でもつ形。卜文に𠂤と釋すべき字があり、「𠂤亡疾」庫・六五、「戊戌卜、穷貞、𠂤不死」前・一・四六・三のように、王室の

存問を受ける例がある。また王族卜辭の中にもその名がみえるから殷室關係の族とみてよく、射𠂤のような特別部隊の編成をもつ。𠂤族については、殷代雄族考其六、𠂤、甲骨金文學論叢第八集に詳しい。

5〜8　目を主題とする圖象。左右の眼をかくのは恐懼して警戒する意をもつのであろう。7は眉飾を施したもので、下部を女に作ることも多く、巫術をなす媚女をいう。媚蠱を行なう呪術者の集團である。

m

1〜9　1の上部は西、西は栖で鳥の巣。その巣を網する形、下は網の形である。2は1に隹の形を加えたもの。3はその畢の形に、目の形五を加える。畢を主とする意象であるから、やはり捕鳥の意があるのであろう。4は羌人の辮髮の象を描く。これに彳を加えるのは、軍行などのとき羌人を先行させる意で、卜辭に河を涉るときなどに、羌人を先行させる例「三羌を涉らしめんか」綴合・三八〇がある。5も行路の象に從い、その呪禮をいう字であろう。6は長刀に從い、また止を加えて、行動の意を示す。7は草、8・9は糸を主題とするもので、染織のことかと思われるが、明らかでない。

n

1〜5　1は耒を執る形、字としては農耕を意味する。2〜4はみな禾形を含むが、この禾は禾稷の字でなく、兩禾軍門、軍營をいう字である。秝は歷・曆の字がこれに從い、軍門において旌表することを金文に蔑曆という。歷はその功歷の意。高樓の上に禾を樹てるのも軍衙の意。4の秝の下に殷を加えるのは、殷は孕む者を毆つ意であるから、軍事に關してそのような呪儀を行なうことがあったのであろう。5は兩禾軍門の兩旁に人と冊とを配する。冊は牢閑の象であるから、軍用の牢牲を飼養する所であろう。

以上は容庚の金文編の附錄の圖象のなかからその一部を拾ったものであるが、圖象の種類はすべて千百種に及んでおり、身分と職掌のあらゆる分野に亘っている。そのうちのあるものは、周代において官制化され、あるいは地方的な傳統のなかで保存されて、のちの周禮の編成のなかで、その彿をとどめているものがある。

七、圖象附說

これらの多くの圖象氏族について、その擴散と出土事情について、できるだけの追迹を試みるならば、あるいはその消息を確めうるところがあるかも知れないが、そのことは必ずしも容易なことではない。たとえば子某と稱する王子身分の名をもつ作器は、その出土地の明らかなものは凡そ五〇器、そのうち安陽出土のもの二七器、他は河南輝縣・舞陽・開封・洛陽、北京房山、山東滕縣・鄒縣、山西長子、陝西寶雞・長安、湖北隨縣などから、それぞれ一器〜三器の出土をみるにすぎない。子某の器はその數も多く王子名もそれぞれ異なるので、その動靜についての具體的な結論を得ることは困難である。王族とみられる〓圖象の器も、出土地の知られるものでは山東費縣が四器、長清が一器、他には河南洛陽一器、陝西岐山一器のみで、出土地の明らかなものについていえば、擴散の少ないものであろうと考えられる。〓系の圖象もその出土地の知りうるもの四〇器に近く、安陽出土のものは二〇器、他に山東費縣・長清、北京房山・順義、河北邢臺、河南上蔡・洛陽、陝西扶風から出土、

767　陝西岐山
1198　陝西涇陽
1205　陝西寶雞
1287　河南洛陽
2486　陝西長安
3023　陝西銅川
3221　陝西武功
3239　河南安陽
3378　陝西扶風
4705　陝西鳳翔
4707　湖南寧郷
4854　陝西涇陽
5469　河南安陽
5471　山西靈石
5603　陝西武功
5773　河南洛陽
6055　山東長清
6064　河南洛陽
6065　湖南湘潭
6066　河南洛陽
6691　河南汝南
6826　河南安陽
6998　河南安陽
8014　河南安陽
8233　河南安陽
8236　河南安陽
8560　河南安陽
8656　湖北隨縣
8734　河南上蔡
9140　河南輝縣
9822　陝西長安
10734　河南上村嶺
10856　河南安陽
11014　河南洛陽

擴散の範圍は餘り廣くないが、それは山東黃縣の㠱侯との關係が特に濃密であつたからであろう。

擴散の狀態で最も注意すべきものは戈形圖象と〓系圖象とである。いま便宜のため集成により、戈形圖象を銘する器號と出土地とを列記する（前頁）。

右のうち二四八六は亞形中、三三七八は〓との複合圖象、八二三六は〓との複合圖象である。器の多くは河南の安陽・洛陽、陝西を主とするが、陝西は西周の畿內、また洛陽は當時成周と稱し、周の軍事都市であつたことからいえば、この圖象族は軍事と政治の上で、重要な職能をもつものであつたことが考えられる。特にその器が湖南寧郷・湖南湘潭・湖北隨縣・山西靈石など僻遠の地に齎らされ、特に湖南・湖北の器は山陵の閒に埋匿されていたもので、おそらく邊境の呪器として、すなわち一種の呪鎭として用いられていたものと思われる。寧郷の諸器の如きは、數箇所に亘つて山腹に地肌のままに埋められたものであるが、その器は人面方鼎、あるいは四羊犧方尊など、殷器のなかでも特に重厚・華麗の作で、その作器と文様とを以て呪鎭としての機能を託したものと考えられる。湖南湘潭の窖藏器中にもこの圖象器二器があり、湖北江陵縣萬城の西周墓文物一九六三・二、考古一九六三・四の西周墓葬に含まれているものは、この族が親しくその地にあつたことを示すものであろう。その器には北子〓と識されている。遼寧喀左の山頂上の埋藏器にもこの圖象器が含まれており、この族が邊境の地にあつて、呪的な活動に從つていた事實を知ることができる。その出土地の知るべきものはほぼ四〇器に近く、安陽はもとより、河北・河南・山東・山西・陝西・湖南・湖北・遼寧の各地にわたり、殷虛西區よりもその器が出土する。安陽の出土器が八器に過ぎないことからいえば、この族の活

動は必ずしも定處することなく、各地の鑛産の地を求めて鑄客的な活動をしていたものかも知れない。殷虚西區の群葬は、いわゆる殷都上番諸族の集合墓處と解せられるが、このような大族の圖象器がそのなかに見出されることは、この族の一部上番者のものと解すべきであろう。この圖象器の出土狀況を綿密に追迹するならば、その鑄客的性格を解明することができるかも知れない。〓の圖象は鼎などを鑄造するとき、その外部の模を緊縛した形であろうかと考えられ、その燒成した形は岡（山脊の山肌）にして犅（玉篇「特牛、赤色也」）、本來は鑄型で鑄成したものの形、これを割いて器をとり出すを剛という。〓がもしその鑄型の形であるならば、鑄客として各地にその蹤迹を存するとしても、十分に諒解されることである。周禮を以ていえば冬官攻金之工、考工記に記すような制作上の規定は、おそらく彼らの時代から工人の基本の知識として、傳承されてきたものであろう。圖象の詳細を分析してゆくならば、周禮諸職がもとこのような職能的部族の知識の集積であることが、解明されるであろうと思う。

第十章　殷の餘裔

一、克殷の年

殷周革命の時期については、從來これを論ずる者が多く、北京師範大學國學研究所の編する武王克啇之年研究北京師範大學出版社、一九九七年一一月刊には舊來の說一二家、現代の研究者の論文五七篇を收錄、B５判七〇〇頁に近い大册である。この問題について、このように多種多樣の提言がなされているのは、もとより「文獻足らざる」がためであるが、一には遡原的に殷周を接續する西周期の斷代編年的研究が容易にその成果を擧げることができず、したがつて殷周の曆譜の接點を求めがたいということにも由るであろう。

この問題に關する直接の資料として、一九七六年に出土した利毁の銘文は、克殷の事實をしるす現在唯一の同時資料であり、したがつて右の武王克啇之年研究所收の論文も、利毁出土以後、その銘文について論及する數篇の論文に限定してよいともいいうるのである。利毁は一九七六年三月、陝西臨

潼縣の西周期窖穴から、六〇餘件の窖藏器とともに出土、一九七七年八月の文物誌上にはじめて紹介されたもので、同時に臨潼縣文化館の報告、于省吾・唐蘭兩氏の考釋、また翌一九七八年一期に張政烺氏の釋文が發表され、のち李學勤氏の利簋銘與歲星、さらにその論を補充する意味の伶州鳩與武王伐殷天象夏商周年代學札記、遼寧大學出版社、一九九九年一〇月刊、收錄があり、あらゆる方面からの檢討が試みられている。

利毀の銘文は次の如くである。

珷征商、隹甲子、朝歲鼎、克聞、夙又商、辛未、王才𩁹自、易又事利金、用乍旟公寶隮彝 通釋補釋篇一四

珷、商を征す。隹れ甲子、朝に歲鼎し、克く聞す。商を夙有す。辛未、王、𩁹の自に在り。又事利に金を賜ふ。用て旟公の寶隮彝を作る。

利 毀 銘

この銘文に對する諸家の研究は、一應商周靑銅器銘文選三、文物出版社、一九八八年四月刊の注にまとめられている。いま銘文選の釋するところを摘記する。珷は武王の合文。文王・武王を玟・珷のように合文にしるす例は、周初の㓝尊・大盂鼎・德方鼎などにみえ、夷王期の㣃伯毀にもなお「朕不顯且玟珷」のようにいう例がある。「甲子、朝」は書牧誓に「時甲子昧爽、王朝至于商郊牧野、乃誓」、武成に「惟一月壬辰、旁死魄、越翼日癸巳、王朝步自周、于征伐商、厥四月哉生明、王來自商、至于豐」、また逸周書世俘解にもそのことがみえ、「甲子、朝」の決戰は確かな傳承であると考えてよい。

「歲鼎」を多くの考釋では歲星當前、その朝の木星が見える時の意と解する。これは國語周語下に「昔武王伐殷、歲在鶉火」とする傳承を以て、この語を歲星當前の意とするものであるが、この二字を以て歲星當前の意とするのは無理とすべく、歲・鼎はともに祭祀の名と解するのがよい。交戰に先だつて戰勝を祈願するのである。次の句を銘文選に「克聞（昏）夙（夙）又（有）商」と釋し、「自暮至晨佔有商國」の意とするが、「克聞」の二字で句、歲鼎の祭祀の意を神が承けて、夙早にして勝利を得たことをいう。辛未⑧は第八日、武王は師を還して、殷の聖地である𩁹の自に會し、そこで論功のことを行ない、有事利に金を賜うた。𩁹の自は宰椃角にみえ帝辛二十祀の器で、そこで賜與の禮などが行なわれている。金は赤金、すなわち赤銅で、彝器制作の資料として用いた。旟公は利の父祖の名である。諸書に傳える甲子克殷の傳承は、當時の作器であるこの彝銘にも錄されており、確かな傳承であることが知られる。しかしこの器にはその年月をいわず、克殷の年が曆譜上の何年に屬するかは知ることができない。銘文選には、この器に續いて天亡毀（大豐毀）を武王期の器として列し、その關係論文には、克殷の後の天室の儀禮をいうもので、兩者を關聯器とする說もあるが、その器には「不顯考文王、事喜上帝」、「不顯王、乍省」、「不䌛王乍賡（繼）」とあつて、明らかに三王を衣祀

することをいい、器制・文字も周初のものではない。それで克殷の年次を考えるには、やはり文獻に記錄するところを檢討する外はない。

先の武王克商之年研究において、利𣪘をその資料として用いるものは次の六家である。

成家徹郎　武王克商的年代　(前一一二八年)
嚴一萍　從利簋銘看伐紂年　(前一一一一年)
榮孟源　試談西周紀年　(前一〇五五年)
高木森　略論西周武王的年代問題與重要青銅彝器　(前一〇五一年)
倪德衛　西周之年曆　(前一〇四五年)
周文康　武王伐紂年代考　(前一〇四〇年)

器の出土當時、文物一九七七・八、一九七八・六に發表された諸論文については、すでに金文通釋卷六、補釋篇一四、利𣪘に紹介したが、右の六篇はその後發表されたものが多く、論據とするところもほぼ同じである。「甲子朝」は史記周本紀に「十一年十二月戊午」とあるも、書序に「一月」に作り、十二月は殷曆、一月は周曆によるという。その「二月甲子昧爽、武王朝至于商郊牧野、乃誓」とあるから、甲子は武王の十二年二月である。しかし周書武成篇によると、「惟一月壬辰㉙旁死魄、越翌日癸巳㉚、王朝步自周、于征伐商、厥四月哉生明、王來自商、至于豐」と伐商の役を記し、また後文に「甲子昧爽、受率其旅若林、會于牧野、罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後以北、血流漂杵」と伐殷の役を再說する。この武成篇は孟子の時なお存しており、逸篇として次の諸條がある。

惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王迺朝步自周、于征伐紂　漢書律厤志下引
粵若來三月既死霸、粵五日甲子、咸劉商王紂　同上
惟四月既旁生霸、粵六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粵五日乙卯、乃以庶國祀馘于周廟　同上、注、師古曰、亦今文尚書也

孟子盡心下に「盡信書、則不如無書、吾於武成、取二三策而已矣」とみえるが、この各條などは敍事の語であるから、一應眞古文とみてよいであろう。ここでは甲子咸劉は三月である。

武王克殷の年は文獻に決定的資料を缺くこともあつて、今日においても聚訟決しがたい問題であるけれども、一には西周期の斷代編年によつて一應の歸趨を求めることができる。それでこの問題については、その編年を試みた金文通釋第五卷の第八章・第九章を參照されることを希望する。

二、殷の餘裔

殷の滅亡の後の周の經營の方針については、左傳定公四年に注目すべき記述が殘されている。

昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屛周、故周公相王室、以尹天下、於周爲睦
分魯公、以大路大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱、殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用卽命于周、是以、使之職事于魯、以昭周公之明德、分之土田陪敦、祝宗卜史、備物典策、官司彝器、因商奄之民、命以伯禽、而封於

小皡之虛

分康叔、以大路少帛、綪茷旃旌、大呂、殷民七族、陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏、封畛土略、自武父以南、及圃田之北竟、取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以會王之東蒐、聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虛

皆啓以商政、疆以周索

これは魯侯と康叔との封建の際のことを記したものであるが、封建の象徴とされる由緒ある寶器の授受とともに、魯に對しては殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏と、その宗氏・分族・類醜を與え、これをして魯に職事せしめた。この六族は、いわゆる職能的部族として魯に仕えた。また康叔には大路少帛などの寶器とともに、殷民七族、陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏の七族を與えて、王職に供せしめた。すなわちこれらはみな職能的部族として新たに周の諸侯に臣事することとなつたが、みなその職事を以て奉ずるもので、從來職能的部族として殷の王朝を構成していた諸族である。これらの氏族の名も、それぞれ圖象的な標示をもつていたらしい名義のもので、前章にあげた圖象のなかに、その名に當るものがあるかも知れない。魯ではこれに土田陪敦・祝宗卜史・備物典策・官司彝器を頒ち、商奄の土着の民に因り、官治をなした。また康叔については、同じくこれを殷虛に封じたが、何れも「皆啓以商政、疆以周索」、すなわち氏族の內部についてはその自治を許し、外部の關係については周索、周の規制を受けるという方法である。魯の封建に際しては「伯禽」、康叔の封建には「康誥」が、その封建册命の際の誥命の書である。伯禽は今は滅んで、尙書百篇の中に名目としても存しないが、康誥は今文尙書のなかに存していて、當時の册命の樣子を傳えている。その序に「成王既伐管叔・蔡叔、以殷餘民封康叔、作康誥・酒誥・梓材」とあつて、康侯は管叔等三叔の叛ののちに改めて行なわれた封建であつた。三叔の叛は、おそらく殷の殘存勢力が周に服事せず、反對に三叔を擁して離叛を試みたものであるらしく、そのような狀勢を背景として生まれた。それは周公が洛邑を營んで新しい軍事據點とし、そこに四方の民を集めて大會同を催したときに發した誥命である。

惟三月、哉生魄、周公初基作新大邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衞、百工播民、和見士于周、周公咸勤、乃洪大誥治

誥命は先ず「王若曰、孟侯、朕其弟小子封、惟乃丕顯考文王、克明德愼罰、不敢侮鰥寡、……帝休、天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命」と文王の受命より說き、次いで「王曰、嗚呼封、汝念哉」よりはじめて「王曰」の語を一二度くり返し、最後に「王若曰、往哉、封、勿替敬、典聽朕告、汝乃以殷民、世享」と結んでいる。殷の故地であり、かつ三監の叛後の誥命であるから、殊に丁寧を極めているようである。

左傳定公四年には、なお唐叔に對する封建のことを記し、

分唐叔以大路密須之鼓・闕鞏・沽洗、懷姓九宗、職官五正、命以唐誥、而封於夏虛、啓以夏政、疆以戎索

というが、唐誥もまた尙書百篇のなかにその名はみえない。ただ「啓以夏政」とは夏の故地であるか

らであり、「疆以戎索」とはその地がもと戎狄の地であつたからであろう。そこに懷姓九宗を配したが、この山西西部の外族は、明らかに殷とは異なる姓組織をもつものであつた。杜預注に「懷姓唐之餘民、九宗、一姓爲九族」とみえる。懷姓の族は左傳にみえず、あるいは隗姓であろうが、隗姓ならば赤狄の別種である。「疆以戎索」というのはその故であろう。

殷は滅亡の後、魯・衞に封建された周の封侯の下に、分割配屬された。したがつて殷系の器物も全土に擴散し、しかも周系の支配者に分屬し、周器とともに出土することが多い。その大體のことは通釋第五巻第五章の出土器分域表一九二頁に記しておいた。その實體については、後に陝西の墓葬・窖藏の五例をあげ、その出土狀況を略述するが、亡殷の有力な氏族は、なお周室と直接の關係をもち、その治安の回復、新たな經營に參加した。殊に殷族の文化力はなお格段に優れており、周初の彝器文化は殷の技術を繼承し、殷人がこれを擔持したと考えられる。その作器も、殷人自らが周の經營に參加し、その褒賞を受け、これを記念して祖祭に供する趣旨のものが多い。周初の彝器文化は、なお殷人によつて維持されていたと考えられる。

克殷以後の彝器で殷人の作と認められるものは、その銘文の形式と內容の上から判別することができる。項目的にいえば、

1　年紀は日月祀倒敍の形式による。また大事紀年。
2　父祖の廟號には干名を用いる。
3　賞賜の品には貝貨が多く、禮器を用いることがある。
4　職掌は作册・史・師など、殷以來のものが多い。
5　銘末に圖表標識を用いることが多い。

大體以上の五點によつて殷・周兩系の別を分つことができる。いま右の指標によつて通釋所收の器より殷系の器を選ぶと、次のようになる。

一＊、涇陽高家保早周墓諸器2・5　三a、天子耶觚2　四、束觶2　五、旅鼎1・3・5　七、榭殘器2　八、御正良爵2・5　九、小臣單觶3・4　一〇g＊、塱方鼎僞、3　一四、康侯段4・5　一四c・d、渣伯逘卣・渣伯諸器5　一五、作册峀鼎3　一六、保卣1・2　一六a・b・c、征諸器2・3・5　一七、趞卣3　一七d、甗觥2　一八、盟刼尊3　一九、寶鼎3・4　二一、員鼎2・5　二一a、員尊2・5　二二、作册睘卣2・3・4　二二a、作册睘尊2・3・4・5　二三、泉伯卣2・3　二三a、公史段2・5　二四、令段2・3・4・5　二五、令彝・令尊2・3・4・5　二五b、亢段4・5　二六、作册飜卣1・2・3・5　二六＊、小臣飜卣2・4　二七、嗽士卿尊3・4・5　二八、臣卿鼎2・4　二九、獻侯鼎2・5　二九a、勅𩵦鼎2・5　三〇、臣辰卣2・3・5　三〇a〜f、臣辰諸器2・5　三一、厚趠方鼎1・2・5　三二、𨥣鼎1・2・5　三二a、冈標識諸器2・5　三三、史獸鼎2・4　三三＊、獸諸器2　三四、睪尊2・3　三四a、濬縣諸器2・5　三五、盂爵1・2・3　三五a、盂卣2・3・5　以上、巻一上

三六、北子方鼎2　三六a、北子諸器、北子宋盤2　三六＊、岐山賀家村諸器、衞段2　三七b、寶卣2・5　三七c、犅鬲2・5　三七d、曆鼎2・5　三七e、小臣艅犧尊1・2・3　三八、匽侯

旨鼎[3] 三八a、匽侯旨鼎[2] 三八b、曩侯吴盉[2·3·5] 三八＊1、復尊・復鼎[2·3·5] 攸段[2·3] 亞吴盤[2·5] 三八＊2、嬰方鼎[2·3·5] 三八＊3、堇鼎[2·3·5] 三八＊4、伯矩鬲[2·3] 三八＊5、乙公段[2] 三八＊6、圉方鼎[3] 三九、伯害盉[2] 四〇、害鼎[2·3·5] 四二、作册大方鼎[2·4·5] 四三a、鼉觚[2·5] 四四、小臣擅鼎[3·4] 四六、鄭父方鼎[3] 四九、獻段[2] 五〇、史話段[2·4] 五二、宜侯夨段[2] 五三、叔德段[3] 五四、德方鼎[3] 五四a、德鼎・德段[3] 五五、小臣逋鼎[4] 五五b、羿彝[2·3·5] 五七、鼂段[2·3] 五八、作册魖卣[2·4] 五九a、燮諸器[5] 五九b、燮段[3] 五九d、燮子盉[2] 五九e、燮子旅諸器[2] 六一、大盂鼎[1] 六二、小盂鼎[1] 六三、小臣謎段[3·4] 六四、小臣宅段[3·4] 六四a、宅諸器[4·5] 六五、御正衞段[2] 六七、師旂鼎[4] 六七a、旂鼎一[2·5] 六七b、旂鼎二[2] 七〇、㹜段[2·5] 七〇＊、㹜觥[2·5] 七一、小子生尊[3·4] 七一a、服方尊[2] 七一b、厲侯玉刀[3] 七一c、中觶[2] 七一d、中方鼎一[2·5] 七一f、中甗[2] 七二＊、天君鼎[2·3·5] 七二d奢彝[2·3] 七二f、保侃母壺[2·4] 七二g、保侃母段[2·4] 七二h、保役母彝[2·4] 七三、令鼎[4] 七四、段段[1] 以上卷一下

八〇、庚嬴卣[3] 八〇a、庚嬴鼎[3] 八〇b、嬴方鼎[3] 八〇＊、鄘伯馭段[3] 八一、效尊[3] 八二、寧段[2] 八四、靜段[4] 八四b、小臣靜彝[3] 八五、遹段[2] 八七、競卣[2] 八七a、競段[2] 八七b、競諸器[2] 九〇、臤觶[2] 九〇a、臤諸器[2·5] 九〇c、稽卣[2·5] 九〇d、父癸甗[2·5] 九一、彔段一[2] 九一a、彔段二[2] 九一b、彔刻卣[2·3] 九四、敔段二[2] 九五、君父段[2] 九九、師遽方彝[2·4] 一〇〇、師遽段[3] 一〇〇a、遽諸器[2·3] 一〇二、盠駒尊[4] 一〇四、師虎段[2·4] 一一四、趩觶[1] 一一七、史懋壺[2·3·4] 一一九、守宮盤[2] 一一九a、守宮諸器[2] 以上卷二

一二三、匡卣[2] 一二五、師晨鼎[2·4] 一二六、大師虘段[1·4] 一二九、望段[4] 一三〇b、望爵[2] 一三九b、同卣[2] 一四六、休盤[2] 以上卷三上

一七三、師酉段[2] 一八二、詢段[1] 一八三、師詢段[1] 一九八c、齊家村諸器、方彝・方尊・觥[2·5] 以上卷三下

右の段系の諸器からも知られるように、成康期には周室の王朝としての經營が極めて盛んであり、殷の殘存勢力は各地の討伐に動員され、殊に成周が軍事都市として設營されてからは、ここに根據する殷の八師として、四方の討伐に動員された。周側の司令官の下に、殷の氏族軍が從つて作戰し、その賜賞として貝朋を與えられ、祖考の彝器を作るという形式のものが多い。それが殷系の氏族の安堵の方法であつた。次の昭穆期になると、肇國の經營は一應成り、やがて神都である葊京が作られ、禮樂も備わり、祭祀儀禮が盛んに行なわれ、殷代の宗教者たちも、その儀禮に參加し、殷の古い儀禮もとり入れられて、葊京禮樂の時代となる。辟雍の諸儀禮の成立に、殷の聖職者や史官作册、舞樂の徒が參加したことは、この期の器銘に詳しく傳えられている。詩大雅文王にも「殷士膚敏　祼將于京」と歌われている。

後期の金文には、殷人の餘裔が直接政治支配の上に現われるということは殆んどない。金文の大部

分は册命廷禮の形式のものであり、特に官の嗣襲讎亹をいうものが多く、政治は父祖相襲いでその職を以て王室に事えるという世襲の時代となる。その閒に大土地所有の經濟が進んで、亡殷の遺族たちが不法な侵奪を被るようなこともあつた。この期における土地侵奪や寇禾事件の被害者は、概ね殷系の氏族である。

曶鼎・曶壺通釋一三五・一三六の作器者である曶は、おそらく殷の餘裔であろう。鼎には「王若曰、曶、令女更乃且考嗣卜事」とあり、曶は殷以來の卜法を守つてきた家であろう。その器は懿王元年、穆王の大室で行なわれた寇禾事件についての審判のことを記すものであるが、その裁定に當つた井叔は、王人たるものの不法行爲をはげしく論難し、寇禾に數倍する賠償を王人側に命じている。曶壺によると、曶は成周八師の冢嗣土として、成周八師を統括する地位にあつた。成周八師はまた殷の八𠂤ともいい、殷人を以て組織されている軍團で、かれらに對する不法行爲は、王人と雖も許されるべきではなかつた。

散氏盤通釋一三九には、その利害關係者のなかに㷖從鬲の名があり、その關係者とみられる鬲攸從鼎通釋一八〇は厲王三十二年の器であるから、西周後期の器と考えられる。この散氏は、殷滅亡のとき、おそらく渭南の地の開拓のためにその地に移されたもので、その地には古く夨王が經營に當たつていたようである。この兩者の閒に紛争が起こつて、夨が散氏側の經營地を侵奪する事件が起こつた。この盤銘は「用夨𢁬散邑」、その侵奪の賠償として眉の地、眉の井邑の田を、夨人の有嗣十又五夫によつて定界・樹封して散氏に與え、散氏側の嗣徒・嗣馬・散人の小子などがそれに立會い、關係者の全員が誓約し、夨人側は「余有散氏心賊、則爰千罰千、傳棄之」という誓約を入れている。そしてその地圖を授受し、豆の新宮東廷において、史正中農がその文書の認證をした。今の判決文や公正證書のような形式をもつ和解の證書である。夨王はおそらく周に服事する外族の一であるらしく、周はその隣接の地に殷人を移して開拓を進めさせ、兩者の閒に生じた紛争を調停したのであろう。これもまた西周治下における殷人の樣態を示すものであろう。

一般には新しい地の開拓には周人の氏族に殷の氏族を分屬させ、各地の經營に當たらせたようである。それでその地からは、周人の領主に殷人が從屬するような形で、その墓域から兩者の彝器が出土することが多い。陝西における五例の墓葬・窖藏の出土狀況を略述する前に、そのような事情をみるべき陝西出土器の例を次に摘記する。

三、陝西出土の殷器

周は克殷ののち、殷の雄族を成周に集め、成周八師として克殷後の地方の平定に動員し、また陝西の地にも殷の諸族を移してその開拓に當らせ、北方族の侵寇に備えた。それで鼎革後の河南・陝西には殷の部族の移されたものが多く、特に有力な部族をこの方面に配したようである。

河南出土商周靑銅器一同編輯組編、文物出版社、一九八一年九月刊には、商代篇として鄭州・輝縣出土の器を錄し、次に安陽出土の器を錄する。この安陽以前の殷前期と考えられる一二九器には、銘を加えた

ものは一器もない。銘を加えるものは、安陽期に入つて、婦好墓出土の器にはじまる。おそらく圖象の體系は殷が安陽に遷つてのち、その職能的部族としての組織が急速に進められたものであろう。

陝西出土商周靑銅器全四冊陝西省考古研究所等編、文物出版社、一九七九年～一九八四年には商周期の七七〇器を收める。このなかには殷滅亡の後、陝西の地に移された諸族の器が多く含まれているはずであり、諸族の消息を辿りうるものがあるかも知れない。それでその器中、殷の圖象のあるもの、及び殷の系統と考えられる器名を次に摘錄する。

第一冊　10臣戈（）　15貯矢父乙方鼎（）　16（）父乙觚（）　17馭父辛爵（）　18魚父癸觶（）　19□父癸尊（）　20戈甗（）　21（）卣（）　23庚瓿（）　24（）卣（）　28山殷（）　51司母方鼎（司母以庚）　63龜魚文盤　74效殷（）　83天鼎（）　86戈（）　88卿戚（）　94卬爵（）　125□辛殷（）　126酉殷（）　131聿貝甲罍（）　145父己鼎（）　148鳥壬侜鼎（）　152史臣殷（易史臣貝十朋　通釋第六卷四五二頁）　153尹丞鼎（）　154史速鼎甲・乙　156史速角　159衞作父庚殷　164㷉有銅爯鼎　169中殷（）　170龔鼎　176亞鼎　179㷉有銅爯鬲

第二冊　3商尊通釋卷五補釋篇一五a（）　4商卣銘同文（）　5陵罍（陵乍父日乙寶罍（））　6旅父乙觚（）　11羊册觶（）　14折觥通釋卷五補釋篇一五d（）　15折尊同上　16折方彝同上　17折斝同上　18豐尊（）　19豐卣（）　20豐爵甲（）　21豐爵乙（）　22豐爵丙（木羊㒳册）　23父辛爵（）　24史牆盤（亞祖祖辛、文考乙公）　25牆爵甲（父乙）　26牆爵乙（父乙）　27㾓盨甲（）　28㾓盨乙（）　29十三年㾓壺甲　30十三年㾓壺乙　31三年㾓壺甲　32三年㾓壺乙　41㾓爵甲（父丁）　42㾓爵乙（父丁）　43㾓爵丙（父丁）　54一式㾓鐘（辛公・丁公・乙公）　55 56 57 58二式㾓鐘甲乙丙丁　59 60 61 62 63 64三式㾓鐘甲乙丙丁戊己　65 66 67四式㾓鐘甲乙丙　68 69 70五式鐘甲乙丙　71 72六式鐘甲乙（鳥）　73 74七式鐘甲乙（）　96父乙爵（）　99 100㦰方鼎甲乙（文且乙公、文母日戊、剌考甲公、文母日庚）　101㦰鼎　102㦰甗　103伯㦰殷　104㦰殷（文母日庚）　120日己方彝（）　121日己尊（）　122日己觥（）　124它盤（）　125它盉（）　126 127它鬲甲乙（）
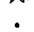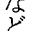
第三冊　2饕餮文甗（）　13父丁爵　14父己觶　15父乙甗（乙父）　27父乙觶（又）　28父乙方罍（父乙）　30父己甗（父己）　31父丁殷（父丁）　33父丁壺（父丁）　42 43盧爵・盧殷（父辛）　54員女鼎（）　65父乙方鼎（父乙）　66父丙尊　67目爵（）　69祖丁尊（且丁）　74用殷（父乙）　75茍鬲（父丁）　76鬲卣（日辛）　77㕡尊（日庚）　78效爵（且戊）　82則爵（）　83史喪尊（丁公）　85單盉（）　95㪤駿觥蓋（父戊）　96（）罍　112單鼎（）　156牧正尊（）　157祖丁父己卣　158父己盉（父己）　159樹父辛觶（）　161皿屖殷（）　162（）鼎　166祖丙爵　167（）方鼎　168祖壬爵（）　174父辛爵（父辛）　180𢾭爵（父癸）　184父乙甗（父己）　185（）爵　186甲母觚（母）　187魚爵（）　189對罍（文考日癸）　190父辛方鼎

第四冊　5父癸殷（父癸）　9饕餮文殷（）　10父辛卣（父辛）　13茀父丁爵

（□父丁）　29 泡（□）　37 父癸鬲　38 寧母鬲　39 用罍（□）　44 銅卣（且乙）　73・74 □鼎・毀　97 𤞷尊（小子、隹王五祀）　108 戈母丁毀（□母丁）　110 父辛毀（□父辛）　111 氏父己毀（□父己）　113 父乙甗（父乙）　114 戈尊（□且己）　136 □尊　137 飫卣（□）　138 戈卣（□）　144 戈父戊盉（□父戊）　147 夔龍文甗（□）　155 天毀（□）　158 父乙毀（亞中不明父乙）　160 彈鼎（□父辛□）　162 父丁毀　164 父丁爵（□父丁□）　165 母觶（□）　169 父癸毀（□）　178 車鼎（□）　193 日庚鼎　194 戈毀（□）

右の著錄四冊に收載する器は併せて七七〇器、そのうち明確に殷人の器と考えられる銘のあるものは二二七器、無銘にして殷人の器と考えられるものも多く、おそらく陝西出土器の半數は、この地に移された殷人の器であろうと思う。その圖象も□・□・□・□・□・□など、多くその圖象器の遺存する有力なものが多く、おそらく殷の有力な部族を渭域に移し、その開墾に當らせたものであろう。長文の銘を以て知られる散氏盤は、渭南の地に入殖した散氏の田地を侵した事件に對する約劑の記錄で、田地を侵した矢人側に對する嚴しい賠償を課している。西周期の殷人の作器には、亡國後の殷人のあり方を傳える銘文があつて、彼らの消息を伺うことができる。

1　陝西扶風張家坡殷人群墓諸器（一九六七年長安張家坡西周墓葬的發掘、考古學報一九八〇・四）

一九五五年四月以來、西周時の豐邑の域內と傳えられる灃河中流西岸の發掘調査を開始、十二月に至るまでに、墓葬一二四座、車馬坑五座、馬坑三座、牛坑四座、戰國墓葬六座、漢墓一座、唐墓六座

張家坡西周墓葬出土圖象銅器銘文（考古學報1980年4期）
1．爵(16:2)　2．爵(80:1)　3．觶(28:3)　4．鼎(54:2)　5．卣(87:4)
6．爵(87:8)　7．爵(85:6)　8．鼎(87:1)　9．尊(87:5)

を整理、西周墓・車馬坑・牛馬坑の一三六座は三區域に分れ、北區に七四座が集中している。墓は概ね墓坑中に單身葬、墓道をもつものは一座もない。すべて一六二墓中、殉人一六、嬰兒を合葬するもの一、概ね貝・玉の類を添えているが、禮器の類を伴なうものは一一座、鼎八・毀三・爵六・觚二・觶二・卣一・尊一・盉一・斗一、そのうち銘のあるもの九器、すべて圖象あるいは十干名による廟號をしるす。これらの器は、西周期に入つてのち作られたものとはみえず、またこの地には

大規模な建築遺址もなく、おそらく殷滅亡ののち、この地に移された庶殷のもたらしたもので、この地區はそれら庶殷の墓群であると考えられる。

その隨葬圖象器は、1大字形（爵）M一六・2丙字形（爵）M八〇・3兩馬形（觶）M二八・4[illegible]形（下半なし、鼎）M五四・5⊠阜形（父丁卣）M八七・6山字形（爵）M八七・9⊠形（尊）M八七で、7は父丁爵、8は乍寶彝鼎、このうち5・6・8・9は一墓中（M八七）より出土、その墓は北地の北東、墓群より少し離れたところにあり、殉葬一を伴うている。被葬者はすべて殷人であると思われる。

この群墓の墓葬の様式は、ほぼ小屯西區の群墓の形式に近く、この墓群も殷人によつて營まれたものとみてよい。隨葬の銅器に圖象銘や干名の廟號のみが殘されていることも、そのことを證する。身分關係を以ていえば、4は王族にして親王家の後たる者で、身分の高い出自の家であり、また⊠圖象など四器を伴なうM八七のものは、特に豪富の家であろう。兩馬形圖象をもつものは、殷人執駒、あるいは白馬の禮などに從うものであるかも知れない。ただ百數十墓に及ぶこの墓群のうちに、禮器は一一座二四器、在銘九器にとどまるのは、殷王朝滅亡ののち、庶殷の零落の甚だしいことを示す事實であろう。

2　陝西岐山賀家村西周墓葬考古一九七六・一　陝西一

岐山賀家村は、その西北の董家村とともに西周墓の多い地域で、かつて史䛐𣪘金文通釋五〇、卷一下が出土したことがあり、また戈甗や[illegible]卣陝西一・二〇・二一などの𣪘器も出土している。一九七三年冬、賀家村西塬の周墓一〇座を整理し、盜掘を免れている四座について調査報告がなされた。そのうちM一は部分的に盜掘があつて完好なものではないが、一八件の遺器があり、その出土狀況も圖示されている圖二。そのうち銘のあるものは、山字形圖象のある𣪘と、庚字形圖象のある瓿の二器のみである圖五。他に斝は兩柱上に高冠の鳳皇を飾り、獸首鍪、三實足陝西一・二二、考古一九七六・一、圖版壹・3、また卣・罍・瓿・勺・斧・錛・鑿・戣などはM一にのみ出土。四墓のうち、その器制が最も古く、殷人の遺器であることが知られる。その地は周原の背後を扼するところであり、おそらく殷滅んでのち、殷の有力部族をここに移して、北邊に備えさせたものであろう。M一出土の器には、他に人面形盾飾、獸面形盾飾のような特異なものがあり、人面飾は山東の銅鉞などにもみえ、殷人の好尚を傳えるものがある。M三には伯車父盨・燹の有銅鼎など、周系の器がある。またM五には「衞乍父庚寶𨻰彝」𣪘のような殷系の器もあるが、「羊庚茲作厥文考叔寶𨻰彝」と銘する鼓腹素面三柱足の鼎もあり、周人の器とみられ、その墓主であろうと考えられる。

この墓の器銘にみえる山字形、庚字形は、ともに他に出土の例があり、殊に庚字形の圖象についてはその例が甚だ多く、そのことは第七章の靈臺白草坡出土器の項に述べた。山字形の器は、歷代鐘鼎に彝、積古に尊、攈古に觚・尊・爵、奇觚に𣪘、貞松に觚・彝などがみえるが、出土地の明らかなものは一器もない。近出のものには、一九七六年、陝西長安張家坡M八七出土の爵二器未著錄、集成・一三・七六五三・七六五四があり、おそらく殷が滅んでのち、その地に移されたもので、その本貫の地は知

られない。

山氏は路史國名記に「周の山師の官なり。山林を掌る。官を以て氏と爲す」とみえるが、すでに殷の圖象にみえるものであるから、それより以前の古族であろう。風俗通姓氏篇逸文に「烈山氏の後なり。晉の大夫山祈、七輿大夫と爲る。漢に武都の大守山昱有り」とあり、烈山氏は路史國名記に「炎帝の裔なり」とする。炎帝は傳説として古く姜水の域に居り、姜姓部族の首長とされたものであるから、烈山氏はこの圖象の山氏とは異なるものとしなければならぬ。山は岳が岳神伯夷の祀られるところであるように、祭祀の對象とされるものであつたから、この山氏も、そのような祭祀に關する職掌をもつ部族であつたのであろう。

3　涇陽高家堡早周墓葬諸器文物一九七二・七

一九七一年一〇月二五日、村民によつて發見され、青銅器一一件が出土した。墓は涇陽縣城西北六〇華里、冶谷河西岸の高臺にあり、一二月一五日、現場の調査發掘によつてまた銅器三件、玉器五件、殘破した銅鼎二器が發見された。墓室には棺槨がなお存し、側に甗・𣪘がおかれていた。器はみな優品で、文物の封面裏に卣一・二・𣪘・盤・戈の圖がある。卣一は提梁獸首、四稜あり、器腹に大豐𣪘と同じ形式の渦身象文を飾る。𣪘は兩耳垂珥の方座𣪘、器腹・方座に同じく渦身象文を飾る。また尊があり、三層四稜、その中層に渦身象文を飾る。この三器は同じ文様を飾り、セットをなす器物であろう。盉は頭部が長く、頭部下半に線狀の饕餮文を加える。他になお甗・爵がある。

卣二器と盉に戈形の圖象を加え、卣一には「飫乍父戊隮彝　戈」という銘文がある。卣・盉の三器が同じ戈圖象の銘をもち、卣・𣪘・尊が同じ渦身象文を飾ることからいえば、これらの器はすべて戈族の器と考えてよい。ただ尊に加えられている銘は句字形（ㅂの上下に己字形の曲線を加えた形）の圖象であり、この圖象のものは、おそらく戈圖象氏族と何らか親緣の關係にあるものであろう。その圖象を用いるものに、盉貞松・續中・二五・爵貞松・續下・一一などがある。

卣二の戈圖象の下に⊠が加えられており、⊠も獨立して用いられている圖象で、卣貞松・補中・八　奇觚・六・一一・彝歷代鐘鼎・一二・一などがあり、戈⊠複合のものに甗寶蘊・三八　貞松・四・六がある。戈と、戈⊠複合圖象の器が同出しているわけである。しかし器の全體の組合せから考えると、父戊の器を作るという銘をもつ卣一の戈氏が墓主、その他はその親緣の家として、器を陪葬したものであろう。

涇陽高家堡早周墓出土銅器銘
（文物1972年7期）
1．尊　2．提梁卣二　3．盉蓋
4．盉底　5．提梁卣一

報告者はこの墓葬を早周墓としている。墓葬の時期はおそらく周初にあり、これらの圖象をもつ殷人たちも、殷が滅んでのち、この陝西の地に遷されたものであろう。しかし收めるところの器は殷器として差支え

のないもので、かれらはその遺器を擁して、この地に葬られた。戈は殷の有力な部族であつたらしく、殷虚武官村五號墓には北單形との複合圖象器があり、河南上蔡田莊村からは、亞字形の諸圖象器と同出、山西靈石樓の殷墓から爵、湖南寧鄉の王家墳山からは卣が出ている。その本貫の地は明らかでないが、これらによつてこの族の當時における活動の消息の一斑をたどることができよう。

4　綏德墕頭村窖藏諸器　文物一九七五・二

一九六五年春、農民が村に面した山の斜面を整地していて、青銅器を窖藏してある一窖を發見、調査の結果、窖內から二二件の器物が出土した。出土の狀況から判斷して、それは墓葬の副葬品ではなく、埋藏することを目的とする一群の器物であると考えられる。

綏德は黃河がオルドスから千里南流する曲折點の西側、無定河に臨むところで、延安より遙か東北の地である。陝西では東北のかなり奧地で、古くは北方族に對する最前線に位置するところであつた。墕頭村は、その縣城の東三〇キロ、東南の黃河より一〇キロほど入つたところで、山巒重疊、溝壑連綿、まことに嶮要の地である。その村に面した小高いところに、長さ二メートル、寬さ一メートルの長方坑があり、深さ約一メートルのところに銅器二二件が收められていた。器は爵・觚・壺・鼎・𣪘・錇・枓のほか刀・戈・鉞・鏃・鑿・錛の屬である。禮器の類は雲雷・饕餮・夔龍・蕉葉文など、器制は殷式のものとみられる。そのうち夔龍文銅鼎は立耳三小足、器腹甚だ深く、器腹內壁に天字形の圖象がある。また兵器の類では、銅戈の柄上に環刀形の一圖象、夔龍文銅鉞の銎部に鄉字形に近い圖象がある。卿字形は皀に從わず、皿形の器に從うが、やはり饗の初文で卿の意であろう。この器群の主たるものはおそらく天字形の圖象をもつ氏族であろうと考えられる。

この器群について、報告者（黑光・朱捷元）はその所見を記しているので、次に錄しておく。

綏德墕頭村出土的這一批青銅器、從器形來說、戈・鉞・鼎・爵・觚・𣪘等、均與安陽殷墟、中原各地以至安徽阜南、湖南寧鄉等地出土的商代青銅器中的同類器物的形制相同、是殷墟・中原各地出土的商代銅器中具有代表性的器物、……特別是銅鼎的形制爲深腹柱足、乃爲商代晚期安陽殷墟Ⅱ期銅鼎的典型物、從上述情況判斷、這些器物應屬典型的商代晚期遺物

夔龍文銅鼎銘

銅戈拓片

夔龍文銅鉞拓片

這批窖藏銅器中的馬頭銅刀・蛇頭銅匕與一九六一年五月河北靑龍抄道溝發現的一批獸柄銅刀相近似、蛇頭銅匕與山西石樓後蘭家溝出土的商代銅器中的此種器物相同、銅鋡・銅鼎……銅鏃等、又與山西保德縣林遮峪及石樓縣桃花莊・二郞坡……及忻縣連寺溝等地發現的同類型的商代靑銅器相同、……是當地流行的一種富有地方特色的靑銅工具、它反映了北方游牧民族的文化特色

殷代の古器と、このような北方オルドス風の兵器の共存することが、これらの器群の特色であるとする。黃河を超えた對岸の東側には山西石樓があり、そこには王子を示す子の圖象器を主とする器群

印爵銘

をもつ殷墓があり、この黃河の東西には、殷の貴顯、また有力な氏族が派遣されていたことが知られる。この綏德の駐屯者は、おそらく天圖象をもつ氏族を首とするものであろう。天圖象の器は殷虛西區墓葬より爵が出土しており、殷都の大族であったらしい。陝西扶風の齊家村の窖藏器のうちに、一八字の銘文をもつ方彝・方尊・觥が出土しており、西周に入ってのちはその地に遷されていたものであろう。天黿形圖象等はその複合圖象とみられ、殷の祭政の上に有力な部族であったと考えられる。天圖象の器はまた廣西興安縣文化館が收集した提梁卣があり、出土地は不明であるが、この方面から出土する殷器の性質からみて、おそらく山陵の地に呪禁として埋匿されていたものであろう。天圖象の器がそのような目的のために使用されることは、この氏族の職能的な地位と關係のあることであろうと思われる。

附近の綏德縣後任家溝から、一九七四年八月、饕餮文觚のほか爵・鼎・戈など銅器一一件が出土、爵には印字形圖象が加えられている。器はみな殷代晚期の器制陝西一・九三〜九六。出土の事情は明らかでないが、墓葬の器であるらしい。この圖象族も、遠くこの綏德の地に駐屯していたのであろう。

5　扶風齊家村窖藏諸器陝西長安・扶風出土西周銅器、考古一九六三・八　陝西二・一二〇〜一二五

一九六三年年初、齊家村村東の斷壕から窖藏の器が出土、方彝・方尊・觥・盉・匜・盤各〻一、計六器、方彝・方尊・觥には同銘一八字、盉と盤には它字形の圖象一字がある。その一八字銘には

乍文考日己寶隣宗彝、其子〻孫〻、萬年永寶用　天字形圖象

とあり、銘末に天字形の圖象を加える。天字形の圖象は歷代鐘鼎以下、陶齋・奇觚・貞松（續・補）・三代・冠斝などの著錄に合せて十數器を數えるが、出土の明らかな例に乏しく、天父乙觶陶齋・一・一〇　三代・一四・四〇・九・天爵考古學報一九七九・一、一九六九—一九七七年殷虛西區墓葬發掘報告、圖六〇・四など、天の圖象をもつものは、概ね安陽の出土と考えられている。齊家村窖藏器のように、銘文を併せもつものは、極めて稀である。天はまた下に一を加えて立に作るものもある。複合圖象として、いわゆる天黿形・牽馬形をその下に加えるもの、𠂤・竝・棘・舟の形を加えるものなどがあり、何れも天圖象より複合したものであろう。愙齋五・一四にみえる丙午鼎の天君が、もし天圖象の族をさすものならば、その文末にいわゆる天黿形の圖象がしるされているので、それは天氏の複合圖象と解すべ

きものであろう。この圖象のものは、獻侯鼎通釋卷一上・二九によると、周初成王に事えて祭事に奉仕し、貝を賞賜されており、重要な祭事儀禮に預かつており、この系統の複合圖象をもつものも、そのような儀禮の奉仕者であつたと考えられる。

　この天圖象をもつ方彝・方尊以下の六器は、一九六〇年、柞鐘など三九件が出土した齊家村の窖藏の場所から、東方に僅か五〇メートルの距離にあり、兩者の窖藏が、ほぼ同時に、同じような事情のもとに急遽行なわれたものであることが知られる。あるいはその居住生活の地も相近く、周系と殷系と、相混在する生活がなされていたのであろう。

四、周禮と職能氏族

　周禮はその成立事情の明らかでない書である。古くは周公制作說、孔子修定說などもあつた。秦に至つて商君の苛烈の法と合わざるを以て隱藏百年、漢武帝が挾書の律を解くに及んではじめて世に出たが、失われた冬官の部分は、別に得た考工記を以て之に充てたという賈公彥の疏序に引く馬融周官傳の說。近世に至つてその說を疑うもの多く、郭沫若の金文叢攷一九三二年初版に周官質疑の一篇があり、その兩周金文と合わざるところ多きを疑い、後出の書であることを論じた。私も嘗て釋史・作册考・釋師甲骨金文學論叢初集〜三集、一九五五年に、甲骨金文資料によつて、その關係諸職の消長について論じたことがある。その後、兩周金文にみえる官制の整理は甚だ進み、張亞初・劉雨二家の編述になる西周金文官制研究中華書局、一九八六年五月刊には、金文にみえる官制に斷代的研究を加え、これを周禮と比較檢討して、戰國期、齊人等の作僞の書であるとする近人の說に對して、この書は必ずしも六國期の嚮壁虛造の書ではなく、西周金文に記すところの當時の官制と相涉るところが多いことを論じている。金文の資料を網羅し、これに精密な檢討を加えたものであるが、しかしその得たところを以て周禮三五六官と對比し、ほぼ對應するところは甚だ寥〻たるもので、周禮の據るところは必ずしも西周金文にあるのではないことを疑わせるものがある。いま兩者の對應するとされるものを表示すると、次の如くである同書一一二頁以下。

周禮天官　○家宰（西周中晚期金文有毛公・番生等、職司與此相類、然不稱宰）　○小宰（西周金文有宰、管理王家內外、傳達宮中之命與此同）　○膳夫（西周金文有膳夫、除掌膳食外、兼達王命、地位較此高）　○甸師（𢦏毁、王令𢦏作𤔲土、官𤔲耤田）　○掌舍（揚毁之司宊、與此相當）　○幕人・掌次（金文有守宮、亦此類官）　○司書（散盤之緵史、應爲此司書之下屬）　○司裘・掌皮（裘衞諸器的裘、與此同）　○內宰（西周金文之宰、職司與此相近）　○內小臣（金文中之小臣、有與此相近者）　○閽人（金文有小門人、與此有關）　○寺人（金文有寺、與此同）　○九嬪（金文有保侃母、乃女性之師保類官、職司與此類、女官有相類似之處）　○世婦・女御・女祝・女史（金文有婦氏、與此相類）

周禮地官　○司徒（金文之司土・司徒、與此相類）　○大司徒・小司徒（西周金文之司土徒、管理土地耤田及農林牧附業生產、竝參與册命及帶兵打仗）　○鄉師・鄉老・鄉大夫（西周中晚

期金文有邑人、與此相近）　○鼓人（金文有鼓・鍾、鼓卽此鼓人）　○牧人（西周金文有牧、與此相近）　○牛人（金文有牧牛、與此相近）　○師氏（西周金文多師氏、其部分職司、與此相同）　○保氏（西周早期金文有保、其地位高于此、職司與此相類）　○司門（金文有小門人、與此相近）　○遂人・遂師・遂大夫（師晨鼎有奠人、與邑人相對、類此遂人）　○鄙師（恆𣪘・楚𣪘有司啚、殆與此相近）　○里宰（金文有里君與里人、卽與此邑里之宰）　○山虞（免簠・同𣪘有吳、與此相近）　○林衡（同𣪘有司林、與此同、散盤有彔、亦同類官、林・彔由虞兼管、與此相合）　○川衡（金文有吳、與此相當）　○澤虞（西周金文有吳、虞與此相類）　○囿人（諫𣪘有司王宥、與此同）　○場人（同𣪘・南宮柳鼎有司昜、與此同）　○廩人（金文有司𣪠、卽司廩、與此相同）　○舍人・倉人（金文有司𣪠、與此相同）

周禮春官　○世婦（金文有婦氏、與此相類）　○鍾師（師𤼈𣪘有鼓・鍾、與此同）　○鎛師（師𤼈𣪘之鼓、與此相當）　○籥師・籥章（金文有龠龠・䶵、與此同）　○大卜（金文有卜・司卜、與此相近）　○大祝（金文有祝・五邑祝・大祝等、與此相類、然地位較此爲高）　○小祝（申𣪘蓋銘之申、職司與此相類、下屬有九盤祝・豐人等）　○大史・小史（金文有史・大史、與此同、地位較此爲高）　○內史（金文有內史、與此同）　○御史（金文有御史一官、與此相近）　○司常（金文有司㫃及叔金、與此相類）

周禮夏官　○司馬（金文有司馬、與此相類）　○大司馬・小司馬（西周早期有三事大夫、可能包括司馬一官、中晚期有司馬、與此同、東周金文始有大司馬）　○旅（臣諫𣪘有亞旅、地位較此高）　○小子（金文中小子、亦管理祭祀）　○司爟（金文有司燹、與此或同）　○射人（金文有射・小射、與此同）　○司士（金文有士・司士、與此相近）　○諸子（金文小子、與此相近）　○虎賁氏（金文有虎臣、虎臣之長、應卽此虎賁氏、不過金文稱師、不稱虎賁氏而已）　○大僕（金文有僕・夷僕、與此相近）　○小臣（金文小臣、有與此相近者）　○司兵・司戈盾（金文有司戎、與此相類）　○司弓矢（金文有司弓矢・有畀師、與此相近）　○繕人（金文有司箙、與此相類）　○大御（金文有御正・王御等、與此處之御僕之類、官相類）　○戎僕・齊僕・道僕・田僕・馭夫（金文有御正・王御等、與此處之御僕之類、官相類）　○校人（金文有效教、卽此校人）　○趣馬（金文之走馬・左右走馬・五邑走馬、與此相類似、然金文之走馬、有高低之分、此趣馬祇相當于其低者）　○廋人・圉師・圉人（金文中有牧馬、與此相類）

周禮秋官　○司寇・大司寇・小司寇（金文有司寇、地位較此低）　○司約（金文有𦃃史、與此相近）　○犬人（金文有犬、與此相類）　○司隸・罪隸・蠻隸・閩隸・夷隸・貉隸（金文有虎臣、乃由此五種隸人組成）

冬官考工記については、これを官制外あるいは後得の故を以てであろうか、對比を示していない。五官三五六職に對して對比するもの九六職をあげているが、該當の職は極めて少なく、名同じきも實の異なるものが多い。例えば天官の宰はもと宰割を意味し、祭祀のとき王が鸞刀を執るのに代つて牲を宰割するもので、のち王家の內外を統督する官となつた。もと宮廷の官であつた。膳夫も同じく內膳の職であるが、古代の官制が備わらぬ時代には、その官よりもその人の聲望が實際を支配することが

あり、職掌のみによつて容易に貴賤を定めがたいことが多い。軍國多事のときには、師職が實權を執るというような場合が多いのである。地官の師氏は周禮に「掌以媺詔王、以三德教國子、……使其屬師四夷之隸、各以其兵服、守王之門外、且蹕」と規定するが、師はもと軍官の長、退いて王族子弟の教育機關である小學にあつて禮樂射御を教えた。大盂鼎通釋卷一下・六一はおそらく殷系の師職として周に事えたもので、銘末に「隹王廿又三祀」という殷式の紀年を加える。文は二九一字、文首に殷周の鼎革について、それが天命によるものであることを諄〻と說き、「享奔走、畏天畏」とさとし、「巳、女、妹辰又大服、余隹卽朕小學、女勿毘余乃辟一人」と命じているのは、王室貴戚の子弟を教える小學の責任者としての職責を求めたもので、小盂鼎同・六二には大廷の禮・中廷の禮・廟中の禮・策勳の禮を詳述している。西周の金文にみえる師職には成周八師に屬する殷系統の人が多く、軍樂系統の舞樂、小學における小子・小臣（王族・貴族の子弟）の教學のことも、この師系の職掌とするところであつた小稿、釋師、甲骨金文學論叢三集、小臣考、著作集第四卷所收。夏官の小子に「掌祭祀」として沈辜侯禳、釁器斬牲などのことをあげているが、殷では王族の人である。また同じく夏官の小臣も、「掌王之小命、詔相王之小灋儀」とあつて、羅振玉をはじめとして、これを以て卜辭にみえる小臣をその身分のものと解するが、周禮の規定はその落魄の後の職掌である。名稱が同じであつても、その內實は異なるものもまた多いのである。この西周金文官制研究においては、周禮中四分の一以上は金文に對應する官制があるとし、兩者の一致性が強調されているが、しかし官制のように比較的固定しやすい制度の問題としてはその同一性が高いとはいえず、後にいうように馮相氏・保章氏のように氏號を以て稱するもの、また黿人・淩人のような名稱の官名が金文に殆んどみえぬことも、その由來するところを考える必要がある。

この書の成立について、郭沫若は次のような結論を試みている。

余謂周官一書、蓋趙人荀卿子之弟子所爲、襲其師「爵名從周」之意、纂集遺聞佚志、參以己見而成一家言、其書蓋爲未竣之業、故書與作者、均不傳于世、知此、則其書自身之矛盾、及與舊說之齟齬、均可無庸置辯、作者本無心託之于周公、託之于周公者、乃劉歆所爲、則其書中之制度、自不能與周初相符、認爲周初之實際、而兢〻焉爲之辯護者、乃學者偏蔽之過也周官質疑八一葉

これを荀子門人の手にする未完成の書というのは、荀子が禮の學を以て聞こえ、また周禮が冬官を欠く未完の書とされているからであろう。ただ周禮の一書中には、某氏・某人と稱する一類の系統のものがあり、その由來するところが明らかでない。

周禮の諸官のうち、庖人・亨人のように人と稱するものは、天官二〇・地官二七・春官一〇・夏官一二・秋官四・冬官一八、併せて九一。また媒氏・挈壺氏のように氏と稱するものは地官三・春官四・夏官一四・秋官二三・冬官一一、併せて五五である。これらの名は殆んど文獻に現われることなく、いわば官制以前の古稱のまま、官制圏外のものとして、後世に殘されていたものであろうと思われる。かれらはおそらく特定の職能者として、後の行政機構、その官制の圏外にあり、あるいは古傳承を以て特別に扱われていた職能的氏族が、新たに試みに編成された王朝的官制のなかにとり入れられたもので、これらは金文資料のなかにその名を列することもなく、また左傳・國語のような文獻の

なかにも現われる機會はなかつたであろう。

周禮の官制をかりに左傳にみえるところと比較すると、天官冢宰の名は鄭のみ、周は宰、他には大宰という。司徒には宋に大司徒あるも、小司徒の名はなく、宗伯は魯のみ。宋・晉・虢は宗、鄭には宗人という。大司馬と稱するものは、宋・楚、他は司馬と稱する。大司寇は宋、他は司寇といい、楚には司敗という。大司空は晉、魯・鄭・陳は司空、宋には司城という。大師は晉・楚・蔡、魯・齊にはただ傅という。大史は周・魯・晉・齊・鄭、楚においては左史、虢にはただ史という。祝は宋・齊・鄭・虢、魯には祝史といい、晉には祭史という。行人は列國みな同じであるが、卜官については、周禮には大卜・卜師・龜人・菙氏・占人の諸職あるも、左傳には周の卜正、魯の卜士、晉・衞は卜人、齊は史、楚・鄭には開卜という。御は魯・宋・鄭、御戎は晉・齊・楚・衞の稱。周の膳夫は晉・鄭には宰夫、齊には宰という。これらもまた周禮の官制と十分に對應するものではなく、殊に氏・人を以て稱する職制は殆んどみえない。このことからいえば、周禮は兩周期の官制にそのまま依據したものではなく、別に傳うるところがあつて、それを編成したものとしなければならぬ。

氏號を以てその國を稱することは極めて古い時代のことであるらしく、史前の時代には黃河の下流の地に有易氏・有鬲氏・有窮氏・有仍氏・有莘氏・有緡氏・有虞氏、また淮水の域には涂山氏、長江の下游に防風氏、また南方には盤古氏・有巢氏があつたと傳えられる。これらの諸族はみな神話的な傳承をもち、そのあるものは文化史・生活史的な意味を荷うものがあつた。のち古帝王の系譜に入るものでは、帝堯陶唐氏はおそらく土器文化と關係があるらしく、堯は燒字の構造が示すように燒竈のなかに多くの土器を積上げ、これを燒成することを示す字である。また帝舜有虞氏は、孟子離婁下に「舜生於諸馮、遷於負夏、卒於鳴條、東夷之人也」というが、その父は瞽瞍にして闇黑、舜には太陽神的な要素があり、その名稱の上にそれぞれの意味を含んでいる。のち殷の時代になると、おそらく武丁期の前後に、職能的部族として殷の統治下に組織された諸族の圖象が示すように、その職能を以て自ら標識とすることになつた。その圖象のなかには、そのまま氏を加え、人と稱して官名となしうるものが、數多く含まれている。そしてそのような部族は、政治や行政の表面に現われることなく、しかしその基層をなすものとして、後にまでその職能を守り續けていたのであろう。そしてそのような部族には、殷以來の古族が多かつたであろうと思われる。

周禮の官制においてなお一つ考えるべきことは、冬官の性質についてである。周禮は王朝としての立場においてその官制を論じたものであるが、考工記は百工の職制とその技術史的な記録で、その職制はすべて輪人・輿人、また冶氏・鳧氏のようにいう。また大は都城の經營より、小は刀劍・弓矢の類に至るまで、微細にわたつてその制作の法を記している。古い時代にはこのような技術者は一般の社會生活から隔離されることが多く、西周期には例えば墨刑を受けたものは神殿の奉仕者として特定の建設、器物の制作に從事した。彼らは西周が滅んでその宗主を失うと、その技術を以て集團として活動したが、それが後の墨者の集團として、また思想的にはその社會的性格をそのままイデオロギー化して、墨子一派の思想活動となつた。墨子七十一篇のうち、公輸第五十以下はその技術者集團としての著作であり、經・經說等の論理學は、その技術習得上必要な思索の訓練方法であつたと考えられ

る。

考工記について江永の周禮疑義擧要には

其言橘踰淮而北爲枳、鸜鵒不踰濟、貉踰汶則死、皆齊魯閒水、而終古・戚速・椑茭之類、鄭注皆以爲齊人語、故知齊人所作也

と齊人制作説を述べている。しかし考工記がもし周室に屬した工作者の集團の知識を傳えるものであるとすると、それは墨子集團のように思想活動に入る以前の工作者集團のもつ記錄によるものとすべく、その建國・溝洫の術は王朝的規模のものであり、武器の類においても「鄭之刀・宋之斤・魯之削・呉粤之劍」、「燕之角・荊之幹・妢胡之笴・呉粤之金錫」と極めて網羅的であり、特に「攻木之工・攻金之工・攻皮之工・設色之工・刮摩之工・摶埴之工」の技術にわたる記述は、古代技術の精を悉したもので、本來王朝所傳のものであることは疑いがない。特に考工記はもと科斗の書で書かれていたという。南齊書列傳二の文惠太子（蕭長懋）傳に、次のような記事がみえる。

時襄陽有盗發古塚者、相傳云、是楚王塚、大獲寶物、玉屐玉屏風竹簡書、青絲編簡、廣數分、長二尺、皮節如新、盗以把火自照、後人有得十餘簡、以示撫軍王僧虔、僧虔云、是科斗書考工記、周官所闕文也、是時州遣按驗、頗得遺物、故有同異之論

その書は竹簡を編冊したものであるから、いわゆる楚簡の類とみてよく、もと王室の技術者の集團によつて編述されたものであろう。その構成はかつての職能的氏族、また制作者として、部的な性格のものとして王室に領有された技術者・制作者を含むものであつたように思われる。西周の文化は、極

めて大まかにいえば西周が滅んで晉に渡り、晉が分裂して楚に赴き、楚が滅んで秦に歸した。この楚簡考工記は、楚がなお強盛を誇るとき、楚地に齎らされていたものであろう。そのような古い傳統をもつものであるが故に、殷以來の職能的部族が絛狼氏・伊耆氏として、あるいはまた王室によつて部的に所有された技術者・制作者が輪人・梓人のような名で、官制の上にその名を殘したのであろう。これらの名が殆んど金文や經籍の上に現われることがないのは、この書が特殊な傳統のなかで繼承されており、それを基礎として編成されたものであるからであろうと考えられる。もしそのように考えるのでなくては、官制以前の古い形態である職能的氏族や、王室が部的に領有する制作者たちのことが、これほど詳細に編述されることはなかつたであろう。殷の圖象標識のもつ體系は、このような形態で周禮の官制のなかにその痕迹をとどめていると考えられる。

あとがき

中國の古代史については、かつて疑古派とよばれる顧頡剛・錢玄同らが、清朝考證學の空疎を批判し、古史辨第一册、一九二六年、以下第七册、一九四一年に據つて活潑な古文獻批判を行なつて、夏殷周三代の傳承を疑つた。

しかしやがて殷虛の甲骨文が發見されて、殷代の史實が次ゝに明らかとなり、ある時期にはその曆譜も再構され、古代王朝としての實態が史實として證明されるようになつた。疑古は一轉して考古となり、さらに信古となり、やがて夏王朝の實在も確信されるようになつた。この二十年來の中國の考古學・古代史研究は、夏王朝の實態解明を一の指標とし、夏學會も創設され、近年はその關係論文も多くなり、それぞれの文化遺址の炭素測定も行なわれ、夏殷周三代の斷代編年も試みられている。鄒衡氏の夏商周考古學論文集續集科學出版社、一九九八年には、その第一部分夏文化の部に一九篇の論文を收める。夏は文字のない時代であるから、遺跡の文化史的編年のほかには考證の方法もないが、殷には甲骨文・金文も多く、殊にその青銅彝器に加えられている金文圖象は、その圖象をもつ氏族のありかたと關聯して、古代王朝の成立に關して重要な關鍵を提供するものと考えられる。

夏商周の年代枠及び年表
（考古2001年１期「夏商周斷代工程中的碳14年代框架」）

夏商周年表（B.C.）	考古遺址分期年代（B.C.）	公元前	考古遺址分期年代（B.C.）	B.C.
	王 二段	-2100-		
——2070-	城			-2070-
夏　禹	崗 一			
・	遺 三段	-2000-		
・	址 一			
・				
・	1800	-1900-		
・				夏
・	一期 二			
・		-1800-		
・	-1740- - 里			
・				
・	二期 頭	-1700-		
・				
夏　履癸	-1610- - 遺			
——1600-	三期	-1600-	-1580-	-1600-
商　湯	-1560- - 址 偃 一 一段		早 二 鄭	
・	-1520- 四期 - 期 二段 1530-		-1520- - 下	
前・	師 - 三段 1500-	-1500-	-1480- 晩 一 州	商
・	二 - 1470-		二下三	
・	商 期 四段		-1430- 商	前
期・	- - 1400-	-1400-	1400 水井框木（二上一）	
・	城 三期 五段		-1390- 城	期
盤庚	-1320- 1320-		-1320- 二上二	
-1300-	一期	-1300-		-1300-
盤庚	1250 殷			
1250-武丁	二期			商
1192-祖庚	-1200- - 墟	-1200-		
後・	三期			後
期・	遺			
帝乙	-1090- -	-1100-		期
商1075 帝辛	四期 址		-1050 H18 豐鎬	1046
—1046—	-1040- -1040-			周
周　武王	一期	-1000-	-1020 T1（4）遺址	
西・	琉 - -960-			西
周・	璃		-940±10 M121 張家坡	
列・	河 二期	-900-	-921±12 M4 遺址	
王・	遺 - -850-			周
・	址 三期		-808±8 M8 晉侯	
西周幽王		-800-		
—770—	-770-	-770-	～770 M93 墓地	-770-

圖象は從來、それぞれの氏族の單なる自己表示の記號として、文字の成立の契機をなすものと考えられ、土器の刻文と同じ系列のものとされていた。しかし圖象は、單に自己表示の記號に留まるものではなく、それ自體が一の體系として、身分・職掌を示し、古代の王權成立の上に深く關わるものと考えられる。そのうちには王族としての身分關係、聖職者としての巫祝の集團、禮器や兵器の製造に與かる特殊な職能者の集團、それぞれの氏族の複合あるいは分化など、種々の社會的・職能的關係が、圖象的に表現されているとみるべきであろう。それはわが國の部の設置の構造と極めて類似した形態であり、東アジアにおける古代王權成立の一形態を示すものであると考えられる。古代王權の成立には、エジプト・オリエントにも、それぞれの地域的條件に即して、王權成立のしかたは異なるが、殷の王權成立の過程は、わが國の部の組織の方法と極めて似たところがあり、わが國の部的組織の方法が、もし朝鮮半島から傳えられたものであるとすれば、それはアジア的な王權成立の方法として、この地域に獨自の方式であったと考えられる。

殷王朝は、彩陶文化を夏系のものとすれば、おそらく夷系の文化をもつものであろう。その王統について、もし推論されているようにイトコ婚的形態をとるものであったとすれば、わが國の古代と同じように異族婚的な規制がなく、近親婚が行なわれていたのではないかと思われる。武丁の妃である婦好がその實證を示しているように思われる。

殷は山東の黑陶文化より起こつて中原に入つたと考えられる。殷がもと沿海民族であつたことは、かれらが最も貴重なものとして財寶としたものが、子安貝であつたということである。その子安貝は

南島の産であるらしく、柳田國男は琉球産のものであろうと推測している全集一、海上の道、一七六頁。琉球産のものがどのような經路で殷王朝にもたらされたのかは、明らかでない。しかしその貝が遠く雲南に運ばれている例もあり柳田、前掲書、このことからいえば江南の經路も一應は考えられる。殷は山東から河南に進出したが、鄭州に根據すると殆んど同時に湖北黄陂の盤龍城に進出している文物一九七六・二。これはあるいは、當時南方にあつてその剽悍を以て恐れられていた苗族に對する據點の設定ということであつたかも知れないが、また同時に子安貝を獲得する據點として、設營されたものであるかも知れない。當時沖縄より渤海に至る航路はおそらく困難で、沖縄より對岸へ、また長江を遡つて湖北に至る輸送路がとられる可能性が考えられる。殷ではこの子安貝を寶貝とし、一朋一架、貝十朋は一個の青銅器を作りうるほどの重價であつた。もとより呪器として尊ばれたものであるらしく、呪飾に用いることが多い。

第三に、これは最も重要なことであるが、王權成立の構造が、わが國の古代王權の成立と、極めて似ていることである。わが國では雄略期の前後を中心として部の組織が進められ、同時に王朝としての全國的な支配の組織が完成したと考えられる。もし殷器にみえる圖象の體系の成立が、わが國の部の創設に近い性格をもつものであつたとすれば、この兩者は古代王權の成立の構造的な性格において、全く相類するものとなり、古代朝鮮をも含めて、殷の圖象はまさに東アジア的王權成立の構造を示すものとなるであろう。

私のこの殷文札記は、圖象を中心として、その殷王朝の構造を考えようとするものであつた。それでわが國の部について概說を加え、そのことを背景において殷王朝の構造的性格を明らかにしたいと考えた。わが國の場合は、それぞれの部の成立について一應の傳承もあり、資料も存するので、その研究は古代史研究上の重要な一分野をなしている。殷における圖象の體系は、おそらくそのまま殷王朝の構造を示すものであろう。そしてその餘響は、後の周禮の體系の中に、職能的氏族名を以て、そのまま遺存したものと考えられる。周禮における氏・人を以てよばれる職能者たちは、おそらく支配者に直屬する部民的な性格を維持したまま、遺存したものであろうと思う。

私は初期の論文、殷の基礎社會一九五一年、著作集卷四所收においてその問題を提示したが、その後半世紀を經て、漸くこの一卷を纏める機會をえた。しかしその閒にこの問題について何ほどの創獲もなく、慚愧にたえない。ただ古代王權成立の一の範型として、エジプト・オリエントに對して、東アジア的形態というべきものが存することを、ほぼ確認することができたと考える。この東アジア的類型は、殷代と古代朝鮮とわが國の古代王權の成立とその構造について、一の類型をなすものであろうと思う。

卅　白鶴美術館誌の刊行について

私が白鶴美術館に招かれて、古代文字の話を試みたのは、昭和二十九年の秋頃であつたかと思う。その翌年から大阪大學に出講し、その歸途に、月に一度、阪神在住の好學の方々に請われて、中國の古典や、説文・金文のお話をするようになつた。毎月定例の會をもつようになつて樸社と名づけ、當時本館の常務理事であつた中村純一氏もその社友であつた。私の講義資料には、手刷りの謄寫版のものを用意していたが、それがかなりの分量に及んだころ、附印の話が出て、とりあえず金文通釋を白鶴美術館誌として刊行しようということになつた。題簽を社友の師古齋岡村蓉二郎氏に依頼し、昭和三十七年八月に第一輯を發刊した。爾來二十二年にわたり、今までに五十六輯を重ねた。精裝本にして、九册を數えるに至つている。五十年にわたる館史のうち、私はその三十年間を數度の講演や、また館誌を通じてお世話になつたわけである。私の擔當する館誌はあと四輯、第六十輯を以て、一應完結することとしたいと考えている。

人に遭遇の差があるように、學術の研究にもまた運と不運とがあるようである。私の金文研究にしても、また説文研究にしても、その機會をうることがなければ、おそらく手刷りの謄寫本で終る運命

であつたかも知れない。幸いに金文研究は、白鶴美術館の支援をえて、館誌として附印することができた。また説文研究も、そのことが機緣となつて、五典書院主小野楠雄氏の篤志を受け、説文新義十六册を刊行することができた。全く好古の緣に連なる幸運という他ない。

白鶴美術館が開館された昭和九年前後は、わが國においても金文學や説文學がようやく胎動をはじめた時期であつた。郭沫若氏の卜辭通纂や兩周金文辭大系攷釋、またその圖錄などが、相ついで文求堂から出版されている。私もこれらの書を通じてその研究に入つたが、まもなく長期にわたる戰爭のために、研究は久しく停滯したままであつた。そしてようやく若干の論考を甲骨金文學論叢十册にまとめはじめたのは、昭和三十年であつた。金文通釋・説文新義の初稿を用意しはじめたのも、それから間もないころである。思えば私もまた、この美術館の五十年の歴史にわたる時期を、東洋の古代を見つめながら歩みつづけてきたのである。

（『白鶴美術館五十年史』財團法人白鶴美術館編集・發行、
昭和五十九年四月刊より轉載）

追記

この殷文札記は、もと殷金文集として、白鶴美術館誌五十七輯以下の四輯を充てる考えであつたが、諸種の事情のため私の講義を中斷し、以後今日まで執筆の機會がなく、この度、平凡社版の金文通釋にその續巻として、この一册を加えることとなつた。當初館誌發行に盡力された樸社社友の中村純一

氏、館誌に題簽を寄せられた岡村蓉二郎氏らも早く故人となられ、今は木村元三氏が孤壘を守っておられる。昭和三十七年、白鶴美術館誌として出發した私の殷周金文の研究が、半世紀近くを經て、ここに一應その收束を得た經緯について、以上のことを一言述べておきたいと思うのである。

平成十八年五月

白川　靜

禮記喪大記 …… 154
禮記中庸 …… 136
耒耜考（徐仲舒） …… 123
萊城灰城の曩器 …… 284
萊都 …… 54
耒を執る形 …… 307
羅振玉 …… 150, 157, 229, 299
鬲 …… 250, 255
闌乍隣彝卣 …… 250
闌師 …… 250
卵生說話 …… 34
闌伸 …… 250
鸞刀を執る者 …… 10
䖒 …… 236
李學勤 …… 122, 124, 248, 312
利毀 …… 250, 311
利簋銘與歲星（李學勤） …… 312
六示 …… 35
六宗古尙書說 …… 110
李健 …… 85
李孝定 …… 123, 290, 292, 293, 294, 299
李濟 …… 66, 139
立戈形圖象 …… 91, 92
立戈形圖象器出土狀況 …… 96
立戈形圖象器の出土地 …… 91
立人形圖象 …… 88
里の字義 …… 11
邐方鼎 …… 231
劉雨 …… 336
劉家荘殷墓 …… 142
龍山城の特徵 …… 64
龍山鎭城子崖遺址 …… 66
劉心源 …… 123, 128
兩禾軍門 …… 307
翏乍北子耳毀 …… 85
兩册は罕閑 …… 301, 304
梁山七器 …… 246
梁思永 …… 66
兩周金文辭大系（郭沫若） …… 3
兩周の官制 …… 336
遼西の古文化 …… 135
遼寧喀左山灣子窖藏器の年代 …… 136
遼寧喀左山灣子窖藏器の問題點 …… 134
遼寧喀左山灣子出土窖藏器 …… 133
遼寧喀左第二號坑窖藏器 …… 125
遼寧喀左の窖藏器 …… 115
遼寧喀左北洞一號坑の窖藏器と二號坑の窖藏器 …… 135
遼寧喀左北洞村 …… 139
遼寧喀左北洞村第一號坑・第二號坑銅器 …… 108, 109
遼寧出土器 …… 280
兩立刀形戈 …… 175
呂氏春秋貴直論篇 …… 106
呂氏春秋本味篇 …… 71
旅（圖象） …… 245
輪人・梓人 …… 345
輪人・輿人 …… 343
令 …… 293
令彝 …… 11, 262
令彝・令尊 …… 300
禮樂射御 …… 340
令毀 …… 238
伶州鳩與武王伐殷天象（李學勤） …… 312
レヴィ=ストロース，C. …… 27
歷・曆の字 …… 307
烈山氏 …… 330
列子天瑞 …… 295
鹿邑太淸宮長子口墓（中州古籍出版社） …… 7
魯郊、非禮也 …… 111

路史後紀夏后紀 …… 94
路史國名記 …… 330
肋骨刻字 …… 73

わ行

倭王贊 …… 41
和解の證書 …… 323
獲加多居鹵 …… 42
渡邊貞幸 …… 80
倭の五王の修貢 …… 41

〓形圖象 …… 164, 309
〓形複合の圖象 …… 165
〓字形圖象 …… 83, 164
〓字形圖象器の分布 …… 164
〓圖象 …… 127, 310
〓圖象器の出土地 …… 278
〓族と共工氏 …… 278
〓と〓 …… 278
〓・〓同一說 …… 279
〓・牽・大貞ふ …… 117
〓侯〓國 …… 118
〓侯と長侯 …… 120
〓圖象 …… 122
〓圖象と四耜册形 …… 123
〓と亞字形 …… 125
〓と修祓の儀禮 …… 118
〓の卜辭例 …… 117
〓の本貫 …… 118
〓標識 …… 116
〓 …… 253
〓形標識 …… 150, 257
〓圖象器 …… 98, 174, 262, 272, 308
〓圖象の家系 …… 174
〓圖象をもつ㲋 …… 59
〓二一二器 …… 261
〓銘器出土例 …… 273
〓形圖象 …… 279
〓圖象器の出土狀況 …… 280
〓形の圖象 …… 282
〓字形圖象 …… 163
〓の圖象銘 …… 7
〓標識部族の本貫地 …… 7
〓册 …… 254
⋈圖象器 …… 331
〓圖象の器 …… 235
〓と戈の複合圖象 …… 309
〓〓〓（圖象） …… 247
〓形圖象の銘 …… 175
〓 …… 298

聞一多…… 288
玟・珷…… 312
文武帝乙 …… 249
文父丁設 …… 253
部…… 269
鍪…… 301
丙午鼎…… 335
醫・薣…… 239
虓（白虎） …… 300
壁龕……145,170
辟雍の諸儀禮 …… 321
糸を主題 …… 306
鼈人・凌人 …… 341
蔑暦…… 307
部的な組織 …… 275
部・伴造の設置 …… 6
部の構造 …… 46
部の設置 …… 48
部の創設……44,50
部の組織 …… 350
部の組織方法 …… 285
部は職能的な奉仕者 …… 46
部民に姓を賜う …… 49
娩嘉…… 157
覍（弁）冠の形 …… 290
邊境呪鎮の器 …… 115
邊境の呪器 …… 309
邊境の呪鎮……79,280
方…… 13
朋…… 237
豐彝…… 242
望衍…… 111
望氣…… 252
葊京禮樂の時代 …… 321
封建…… 12
封建册命の際の誥命書…… 316
封建の際 …… 316
封建の禮 …… 297
望祭…… 112
望祀……109,136
方濬益……123,287,290,291,295,296
庖人・亨人 …… 341
彭祖の居城 …… 107
豐鼎一…… 242
豐の關聯器 …… 242
望の古儀 …… 112
邦の字義 …… 12
匚は報…… 35
防風氏…… 342
彭邦炯…… 120
彭・彭女諸器 …… 127
倗友…… 289
穆王…… 97
卜官…… 342
卜骨・龜卜の鑽灼の法…… 108
墨子七十一篇 …… 343
墨者の集團 …… 343
牧人の職 …… 301
卜夕・卜旬 …… 129
墨胎氏・目夷氏 …… 124
穆天子傳 …… 168
卜法の家 …… 322
捕鳥を業とする者の圖象…… 299
北方オルドス風兵器…… 334
北方の殷文化遺址 …… 140
豐鼎二…… 243
歩は除道 …… 95
戍某…… 230
保利藝術博物館 …… 251
ホルス名 …… 37
戍鈴彝…… 230
本地主義 …… 104

ま行

埋沒銅器 …… 80
松前健…… 32
魔除けの神器・呪器…… 80
卍の圖形は一種の聖標識…… 268
卍は雲の流れる形 …… 268
身分關係を示す稱號…… 285
屯倉…… 44
明義士…… 119
鳴條…… 21
孟子……12,13,34,315,343
木炭年代測定 …… 76
文字樹の形式 …… 268
文字の成立 …… 77

や行

ヤカラは共同生活者…… 45
冶氏・梟氏 …… 343
柳田國男 …… 350
山尾幸久 …… 276
山本清…… 80
俞（艅） …… 305
艅…… 297
俞偉超…… 106
斿…… 303
有易氏…… 342
卣器內の玉珠・玉管……82,109
有窮氏…… 342
有虞氏…… 342
蚁妻姿…… 119
又史形…… 176
有娀の虛 …… 21
有仍氏…… 342
有事利…… 313
有莘氏 ……20,342
有緡氏…… 342
囿人の職 …… 302
有巢氏…… 342
邑の規模 …… 12
熊羆貔貅の屬 …… 281
邑里…… 11
雄略…… 41
雄略紀の七十餘の部の名…… 48
雄略期の統一作業 …… 44
雄略前紀 …… 44
有鬲氏…… 342
俞樾…… 93
艅舌盤…… 305
俞の初文 …… 297
妍…… 237
瘍醫の職 …… 305
觚角…… 89
楊寬…… 76
葉玉森…… 150
容庚…… 287
腰坑……145,170
楊樹達……291,299,300
妍鼎…… 89
妍の作器 …… 126
觚卣…… 89
廙…… 233
𠨘其卣一 …… 235
𠨘其卣二 …… 237
𠨘其卣三 …… 240
𠨘の關聯器 …… 241
四箇の大石にかこまれた祭祀遺址
…… 105

ら行

羅…… 299
禮記曾子問 …… 156

な行

ナイル流域 ………………………… 38
ナカダ一期 ………………………… 36
名代・子代 ………………………… 47
名代部……………………………… 271
ナラム・シン ……………………… 38
成家徹郎 …………………………… 314
南齊書……………………………… 344
南亳………………………………… 19
南・苗系に對する意識…………… 105
南面左上の原則 …………………… 154
二層臺……………………………… 145
には………………………………… 45
日本古代國家の成立と息長氏（大
　橋信彌）………………………… 50
入龜納骨 …………………………… 265
入は入龜、來は賓齎……………… 265
二里頭宮殿基址 …………………… 70
二里頭・二里崗の城壁規模……… 12
二里頭文化 ………………………… 70
二里頭文化探討（殷瑋璋）……… 70
寧郷黃材出土の坑藏器…………… 90
寧郷黃材出土の提梁卣…………… 90
寧郷出土器 ………………………… 109
甯氏之薫 …………………………… 11
熱河凌源海島營子馬廠溝と山灣子
　の諸器の組合せ………………… 135
熱河凌源縣海島營子村出土器
　……………………………98,115
農耕儀禮 …………………………… 293

は行

貝一聯は一朋 ……………………… 289
北形を含む圖象文字……………… 166
北子〓 ……………………………88,309
媒氏・挈壺氏 ……………………… 341
北子諸器 …………………………… 86
北子・北伯器 ……………………… 87
北子〓銘器の出土地……………… 309
北子卣……………………………… 165
北單………………………………168,294
陪葬者の構成 ……………………… 169
北伯諸器 …………………………… 87
北伯鼎跋（王國維）……………… 87
北伯卣……………………………… 87
貝百朋……………………………… 260
邶・鄘・衞 ………………………… 87
貝を以て戈を祓う ………………… 302
伯…………………………………… 286
亳（南亳・西亳・景亳）………… 61
伯夷………………………………… 124
伯禽………………………………… 316
亳土（社）・唐土・四方の土…… 106
白鶴美術館誌 ……………………… 3
白と霸……………………………… 286
馬敍倫……123,164,168,175,294,299
跋江陵與壽縣出土銅器群（郭沫若）
　………………………………… 86
伐の異構 …………………………… 291
馬融周官傳 ………………………… 336
播磨統合 …………………………… 276
パレット …………………………… 37
盤古氏……………………………… 342
版築の技法 ………………………… 64
半坡・姜寨等の彩陶土器の刻劃記
　號……………………………… 268
甗方鼎……………………………… 248
繁罍………………………………… 97
貔 …………………………………300,301
比較古記號學 ……………………267,269
東アジア的王權成立の構造……… 350
媚蠱………………………………… 306
眉飾………………………………… 306
眉人三千…………………………113,275
畢形と黽形 ………………………… 302
獨り神……………………………… 36
被髮長脚の形 ……………………… 120
備物典策 …………………………… 316
百牢………………………………… 260
廟屋の禮 …………………………… 303
廟見………………………………… 156
珷…………………………………… 312
婦・亞器 …………………………… 272
婦亞弜……………………………… 150
ファラオ…………………………36,37
父乙鼎……………………………… 251
舞雩………………………………… 275
馮相氏・保章氏 …………………… 340
風俗通姓氏篇 ……………………… 330
不□易工 …………………………… 242
武王克商之年研究（北京師範大學
　出版社）………………………… 311
俘獲品……………………………… 86
武官村大墓 ………………………… 166
武官村大墓の圖象銘器の位置…… 169
武官村大墓の專從者 ……………… 168
武官村大墓の陪葬 ………………… 166
武官村大墓の陪葬器……………… 167
武官村大墓の陪葬器の圖象……… 168
武官村大墓の陪葬の殉葬………… 166
伏瘞………………………………166,241
複合圖象 …………………88,109,300
複合標識 …………………………… 248
婦姘………………………………… 272
婦好………………………………… 155
符號・初文與字母（饒宗頤）…… 267
婦好と甲骨文 ……………………… 147
婦好二字の分ち書き ……………29,30
婦好の卜文例 …………………148,157
婦好の問題 ………………………… 28
婦好墓……………………29,140,144
婦好墓槨室器の配置……………… 283
婦好墓出土の器銘………………… 150
婦好墓と西區の群葬墓…………… 7
婦好墓の亞其組…………………… 283
婦好墓の在銘諸器の陳設次第…… 151
婦好墓の隨葬器 ………………145,155
婦好銘……………………………… 147
婦姑の器 …………………………… 288
不子………………………………… 242
傅聚良……………………………… 100
巫術關係の圖象 …………………… 89
巫術をなすもの …………………… 296
婦商母觶 …………………………… 150
俯身屈膝、雙手反縛……………… 106
婦人と諸母 ………………………… 163
武成逸篇 …………………………… 314
部族間の複合 ……………………… 289
部族神……………………………… 88
伏犧・女媧 ………………………… 33
祓禳儀禮 …………………………… 291
武丁の三妣 ………………………… 149
武丁の北方征伐…………………… 25
武丁の肜日 ………………………… 247
傳・傳……………………………… 291
婦と寢廟 …………………………… 156
普渡村西周墓 ……………………… 97
父の字義 …………………………… 16
婦闔………………………………… 261
婦闔・婦庚諸器 …………………… 150
婦闔卣……………………………… 260
無・舞……………………………… 275
扶風齊家村窖藏諸器……………… 335

男……286
譚子國……66,67
斷首葬……158
男尊女卑の觀念……148
男巫・女巫……112
地緣的集團……10
嫡子相續の法……16
鑄客的活動……310
中國古代都城制度史研究（楊寬）……76
中國青銅時代（張光直）……27
中國年曆簡譜（董作賓）……239
中國の古代都市文明（杉本憲司）……78
中國歷史地圖集（譚其驤）……62
中子曩……132
貯……293
長……96
張亞初……336
長戈……120
張學海……62
張家坡隨葬圖象器……327
鳥形册の圖象……300
長侯……120
張口見齒……290
長江中游地區商時期銅器窖藏……100
長江中游地區商時期銅器窖藏研究（傅聚良）……100
張光直……27
長股之國……120
長由盉……97
鬯酌の禮……294
登人……157
張政烺……312
長と戈……96
登・徵……157
長友角……96,120
長友唐……120
勅𣪘鼎……89
直隸淶水張家窪の邶伯器……279
貯形……303
沈辜侯譲……340
珍の初文……305
陳槃……93,288
陳夢家……87,106,115,157,277
通志氏族略……93
帝乙……238
帝堯陶唐氏……342
テイグリス・ユーフラテス流域……38
丁山……247,263,287,294
帝司……262
鄭司農……112
奠擕十屯㞢一、永……264
鄭州城三座の宮殿址……76,140
鄭州商城……141
鄭州商城即湯都亳說（鄒衡）……77
鄭州商城二里崗期出土銅玉器墓葬表……72
鄭州商代城遺址發掘報告（文物資料叢刊）……76
鄭州商代銅器窖藏（科學出版社）……74
鄭州二里崗……62,73
帝舜有虞氏……343
鄭樵……93
帝辛……236
貞人……117
貞人矣……117
貞人三名……117
帝辛十五祀……247
貞人集團の交替……25
帝辛（紂）の東方征伐……25
帝辛六祀……244
帝の字義……16
寺村光晴……49
天𣪘……281
天君……335
天黿……288
天黿形……335
天黿形圖象……90,281,334,335
天黿形圖象標識……127
天黿形圖象銘文器……89
天黿軒轅說……281
天黿圖象四九例……288
天字形圖象……332,334
天字形圖象器……280
天室の儀禮……313
天氏の複合圖象……335
天爵……281,335
天獸形圖象……281
天圖象器……334
天宗三・地宗三……110
天族……281
天尊……281
天地晦明の理……18,35
天鼎……281
天と串・竝・棘・舟……335
天父乙觶……281,335
天亡𣪘……281,313
天武紀十一年十二月庚申朔壬戌の詔……45
畋獵……117
倲……296
唐會要……106
冬官の性質……343
陶器刻文……66
唐誥……317
董作賓……66,107,119,139,231,235,239,246
銅山丘灣商代社祀遺迹的推定（俞偉超）……106
湯有七名而九征……23
湯誓……20
饕餮の展開文……260
湯の王業……20
薫の字義……11
鬭の字形……292
鏡の出土……82
東は橐……291
動物の展開文……302
同銘器の分置……178
唐友波……99
唐蘭……123,312
東樓公……295
土器記號の意味とその研究方法（漢字樹）……267
土器刻文と圖象……266
讀金器刻詞（馬敍倫）……123,164,168,175
都君……13
涂山氏……342
都市王……38
都市國家……12,38
都市國家の基本的性格……39
都市の守護神……38
土地侵奪……322
土田陪敦……316
都の字義……13
土は社……11
土方の來寇……119
伴造……46
伴造表……47
都・邑・聚……64

神殿經濟 …… 38
人頭刻辭 …… 286
晉の武帝 …… 40
寢孜段 …… 250
人方征伐 …… 231, 247, 252, 253
人方無孜 …… 254
人面飾 …… 329
人面方鼎 …… 81, 105, 309
神話的系譜の解釋 …… 19
神話的實修 …… 19
神話的書記法 …… 33
神話的第一次世系 …… 18
神話的な王統譜 …… 33
神話的な部族名 …… 10
神話傳承 …… 34
神話の體系 …… 19
神話文字 …… 267
隨葬器 …… 158
隨葬器の陳設 …… 154
綏德 …… 332
綏德墕頭村窖藏諸器 …… 332
綏德縣後任家溝 …… 335
綏德の駐屯者 …… 334
鄒衡 …… 77, 276
杉本憲司 …… 78
圖形文字卽漢字古體說（高明）…… 263
圖象解釋の視點 …… 282
圖象各說 …… 287
圖象器と本貫の地 …… 276
圖象體系 …… 50
圖象とトーテム …… 277
圖象の種類 …… 307
圖象の性質 …… 277
圖象の政治的・社會的意味 …… 269
圖象の體系 …… 6, 263, 350
圖象の複合 …… 7
圖象の問題 …… 266
圖象標識の體系化 …… 77
巢を網する形 …… 306
成 …… 302
請雨の巫 …… 292
齊家村の窖藏 …… 336
姓考 …… 281
制作の法 …… 343
西史召 …… 51
西使召 …… 238
姓氏の問題 …… 46
西周器の坑藏 …… 75
西周期の斷代編年的硏究 …… 311
西周金文官制硏究（張亞初・劉雨）
…… 336
西周金文と周禮 …… 337
西周史略（白川靜） …… 3
西周銅器斷代（陳夢家） …… 116
成周八師 …… 322
生殉 …… 171
姓組織 …… 30
成湯以前の系譜 …… 18
靑銅器大量埋納期の出雲 …… 80
靑銅器の知識 …… 73
西亳 …… 73
石磬と虎形の雕飾 …… 170
積古齋鐘鼎彝器款識（阮元）…… 83
析子孫形 …… 287
石社 …… 106
積微居金文說（楊樹達）
…… 291, 299, 300
說文 …… 9, 10, 11, 12, 13, 16, 298
世本 …… 107, 295
冉 …… 278
單 …… 168, 294, 301
山海經 …… 33, 120

錢玄同 …… 138
旟公 …… 313
先周文化與光社文化（鄒衡）…… 279
戰場の祓禳儀禮 …… 274
陝西岐山賀家村西周墓葬 …… 328
陝西涇陽縣高家堡墓葬 …… 97
陝西出土商周靑銅器（文物出版社）
…… 324
陝西出土の殷器 …… 323
陝西出土の殷人作器 …… 326
陝西扶風莊白家の窖藏器 …… 262
陝西扶風張家坡殷人群墓諸器 …… 326
錢坫 …… 84
膳夫 …… 339, 342
潛夫論五德志 …… 93
前方後圓墳の成立 …… 44
相 …… 61
𨚕 …… 234, 305
宗㢋豐 …… 243
葬祭儀禮 …… 158
莊子庚桑楚 …… 296
宋書夷蠻傳倭國 …… 43
裝身具 …… 155
爽・奭 …… 237
𨚕族 …… 306
宋鄭之閒の隙地 …… 94
相鬪形 …… 292
叟の字義 …… 16
宗伯 …… 342
楚簡考工記 …… 345
續殷文存（王辰） …… 175, 229
夨王 …… 322
束泉銘 …… 147
族の字義 …… 10
楚辭天問 …… 33, 37, 238
黔鏄 …… 12
孫詒讓 …… 112
隮宜 …… 230, 238, 254

た行

多亞 …… 272
多亞・多尹・多臣 …… 274
多亞の儀禮 …… 274
大盂鼎 …… 340
戴干樂舞 …… 290
大史 …… 342
大師 …… 342
大事紀年の形式 …… 252
大司空 …… 342
大司寇 …… 342
帶字石璋 …… 142
大子・中子・小子 …… 270
大司馬 …… 342
臺城 …… 64
大武の舞樂 …… 289
太平御覽 …… 106
大豐段 …… 313
大彭國 …… 107
大汶口文化 …… 51
大汶口文化圈の聚落群 …… 64
大邑商 …… 13
臺灣排彎族 …… 18
高木の神 …… 19
高田忠周 …… 290, 300
多羌・多馬・多犬 …… 274
多子・多子族 …… 272
大戴禮少閒 …… 295
多馬亞 …… 275
多媚 …… 275
多帚 …… 156
多某と集團呼稱 …… 156
玉造部 …… 49

獸面文提梁卣 …… 81
獸面文分當鼎 …… 82
聚落の環牆の呪符 …… 81
手械の具 …… 304
呪器 …… 350
呪器埋藏 …… 132
戍宦（圖象） …… 59
弔（叔、繳の形） …… 302
叔（繳の形） …… 302
祝 …… 342
祝告の法 …… 305
肅愼 …… 120
祝宗卜史 …… 316
呪禁 …… 334
呪禁のための祭儀 …… 108
戍嗣鼎 …… 127,250
呪祝 …… 291
呪祝の方法 …… 112
呪鎭 …… 91,114,137,309
出土器分域表 …… 318
出土地と本貫 …… 276
呪的行爲 …… 290
周禮 …… 106
周禮夏官小子 …… 340
周禮夏官小臣 …… 340
周禮夏官と金文諸職 …… 338
周禮疑義擧要（江永） …… 344
周禮司寇 …… 300
周禮司徒 …… 299,301
周禮秋官と金文諸職 …… 339
周禮周公制作說 …… 341
周禮春官大司樂 …… 110
周禮春官男巫 …… 111
周禮春官と金文諸職 …… 338
周禮小司寇 …… 295
周禮諸職と職能的部族 …… 310
周禮齊人制作說 …… 344
周禮地官と金文諸職 …… 337
周禮天官冢宰 …… 305,342
周禮天官と金文諸職 …… 337
周禮の官制と左傳 …… 342
周禮の秋覲考績の禮 …… 99
周禮の成立事情 …… 336
周禮の編成 …… 307
瞚 …… 297
屯 …… 176
春秋經 …… 77
春秋大事表列國爵姓及存滅表譔異（陳槃） …… 93,288
夋・舜の古名 …… 296
殉葬 …… 142
殉葬の婦人と少年 …… 171
屯鼎 …… 301
舜と太陽神說話 …… 35
庶殷の墓群 …… 328
爯 …… 278
疊 …… 230,238
商殷帝王本紀（周鴻翔） …… 17
小盂鼎 …… 340
商奄 …… 288
商奄之民 …… 288,315
商王廟號新考（張光直） …… 27
哨戒 …… 289
小學 …… 340
小學の教學 …… 340
四羊犧尊 …… 81,309
商君の苛烈の法 …… 336
上下神 …… 19
掌固の職 …… 299
小子䍙鼎 …… 256
城子崖 …… 66
城子崖陶文と甲骨文・金文 …… 68
小子小臣 …… 287
小子畬卣 …… 251
商周青銅器銘文選（文物出版社） …… 4,312
小子省卣 …… 257
城牆 …… 66
小臣 …… 176,244,271,287
小臣器 …… 247
小臣缶鼎 …… 258
小臣中 …… 248
小臣の圖象 …… 258
小臣艅 …… 247
小臣邑斝 …… 243
小臣艅犧尊 …… 246,297
小臣䍙 …… 176
小臣䍙卣 …… 7,247,298
商政・周索 …… 316
饒宗頤 …… 267
將・壯の聲符 …… 257
商尊 …… 261
商代考古七十年（王巍） …… 138
疊大宥 …… 239
稱德紀二十一姓 …… 49
小屯甲・乙・丙編（董作賓） …… 139
小屯西區の群墓の形式 …… 328
小屯南地甲骨（中華書局） …… 140
小屯の王陵七墓 …… 6
商の作器 …… 262
從商的竹國論及商代北疆諸氏（彭邦炯） …… 120
召方 …… 230
繩文土器 …… 107
商卣 …… 261
條狼氏・伊耆氏 …… 345
徐偃王の說話 …… 18
初期のピラミッド …… 36
書堯典 …… 34
𠂇翼戴形 …… 287
續日本紀稱德紀 …… 49
職能的關係 …… 88
職能的氏族と王朝官制 …… 341
職能的部族 …… 66,316
職能的部族と圖象 …… 343
書康誥 …… 316
書康誥・酒誥・梓材 …… 317
諸國の忌部 …… 46
書顧命 …… 291
妾・妻妾 …… 118
書舜典 …… 110,136
書序 …… 20,314
女性の聖職者 …… 149
徐仲舒 …… 123
徐同柏 …… 287,290
書武成 …… 313,314
除鳳先 …… 248
書牧誓 …… 313
四靈の名 …… 107
試論孤竹（李學勤） …… 122,124
試論山東地區的龍山文化城（張學海） …… 62
神格化を示す角冠 …… 39
斟灌・斟戈 …… 93
親耕の儀禮 …… 272
人皇の時代 …… 19
辰才 …… 262
晉書起居注 …… 41
臣辰册光の圖象 …… 304
神聖王朝 …… 51
新石器時代の土器記號 …… 267
親族の基本構造（レヴィ=ストロース） …… 27
神代七代の構成 …… 36

崔東壁（崔述）…… 93
歲在鶉火…… 313
宰夫…… 342
宰甫卣…… 259
策勳の禮…… 340
作册…… 123
作册隻…… 240
作册考（白川靜）…… 123
作册の職…… 300
作册般…… 243
作册般甗…… 254
作册豐…… 243
作册令…… 300
作册[illegible]鼎…… 297
册四耒形の圖象と複合…… 278
册命廷禮…… 322
柞鐘…… 336
册告・册祝…… 123
殺殉の卜辭…… 106
殺殉は東方の俗…… 106
左傳
……10, 94, 106, 120, 124, 136, 288, 315
左傳杜預注…… 94
左傳の郊望…… 111
猿…… 166
三王衣祀…… 313
山氏…… 330
山字形の器…… 329
散氏盤……322, 326
三叔の叛…… 317
山西垣曲商城…… 141
山西靈石旌介村殷墓…… 98
山川望祀…… 110
山川望祀のための窖藏…… 136
山東域內の殷周出土物…… 55
山東益都縣蘇埠屯…… 139
山東古國考（王獻唐）……52, 54, 128
山東古代的姜姓統治集團（王獻唐）
…… 52
三鏡圖象銘をもつ氏族…… 179
山東長淸縣興復河出土器…… 98
山東長淸縣興復河の殷墓…… 59
山東滕縣前掌大商代墓葬…… 141
山東の古代住居址…… 11
山東の丁公陶片…… 268
山東龍山文化……34, 51, 59, 66
三禮義宗…… 106
三里之城、七里之郭（孟子）…… 12
子…… 286
師…… 340
肄彝…… 245
沚馘と長友角…… 119
司戈盾…… 294
史記殷本紀……17, 30, 124
史記夏本紀…… 93
史記周本紀…… 314
史記陳杞世家…… 295
史記封禪書…… 111
子漁の卜辭例…… 162
子漁の銘……161, 163
子啓彝…… 259
子黃…… 260
氏號・國名…… 342
子黃彝…… 259
子作婦婤卣…… 298
師氏…… 340
四耜は劦・協…… 124
孳・子、本一字…… 299
嗣龔饎麋…… 322
詩小雅信南山…… 10
詩小雅大東…… 68

史牆盤…… 262
氏・人を以て稱する職制…… 342
[illegible]圖象器…… 334
子姓國蕭…… 10
四川彭縣大陶缸…… 108
氏族旗…… 10
氏族共餐…… 265
氏族共餐の祭祀…… 10
氏族軍…… 10
子束泉…… 148
子束泉銘……147, 156
氏族靈…… 10
氏族靈を留める…… 79
詩大雅崧高…… 124
詩大雅文王…… 321
執干戈形…… 288
子鄭・子雀…… 286
子鄭・子雀・子龔・子媚…… 271
司徒…… 342
支那精華（梅原末治）…… 301
耜に册…… 304
子に兩系飾…… 299
[illegible]の形…… 270
氏の字義…… 10
氏の初形…… 265
子は擬制的姓組織…… 30
示はトーテム說…… 264
史は內祭…… 298
子蝠…… 300
子龔…… 301
司粤母…… 52
司粤母癸…… 149
司粤母銘…… 147
四望…… 110
史臨設…… 328
四方神…… 18
子某と王室の先世靈…… 163
子某の器…… 308
司母辛婦好廟號說…… 148
島根加茂岩倉遺跡出土の銅鐸
……80, 113
島根神庭荒神谷出土の銅劍……80, 113
[illegible]銘爵…… 173
繳…… 302
釋竟（于省吾）…… 290
釋竈（聞一多）…… 288
爵號…… 12
釋古文字中的𦎫字和工册・弜册・豆册（于省吾）…… 123
釋醜（王獻唐）…… 295
釋南（白川靜）……80, 105
社祀遺迹…… 106
社祀の犧牲…… 106
社主…… 106
射甶…… 234
社に人牲…… 106
シャーマン的人物…… 88
詈…… 168
獸…… 301
周官質疑（郭沫若）…… 336
宗教的な優越性…… 32
周金文存（鄒安）…… 131
周系と殷系の居住生活地…… 336
周鴻翔…… 17
周・召二公…… 239
周初の彝器文化…… 318
周人領主に殷人從屬…… 323
衆の字形…… 293
周の初文…… 303
周文康…… 314
周法高…… 290
十・卍形文樣…… 268

牽馬形……………………………… 335
害は憲……………………………… 295
玄婦方罍 ………………………… 277
䍙を圖象とする諸器……………… 173
古…………………………………… 299
公…………………………………… 286
侯…………………………………… 286
冓…………………………………… 164
剛…………………………………… 310
隞…………………………………… 61
嚳…………………………………… 19
江永………………………………… 344
甲乙戊己と丙丁壬癸……………… 27
黃河下流の古國…………………… 34
寇禾事件 ………………………… 322
侯家莊西北崗一〇〇一號大墓…… 158
侯家莊西北崗殷墓………………… 169
黃河の氾濫 ……………………… 33
黃河氾濫の神話的反映…………… 51
庚姬………………………………… 262
甲橋刻辭 ………………………… 176
甲橋・骨臼刻辭例………………… 264
攻金之工 ………………………… 310
高句麗の卵生說話………………… 18
幸形圖象 ………………………… 304
黃縣曩其圖象 …………………… 59
黃縣曩器（王獻唐）………52, 284, 298
黃縣金石雜記（王道新）………… 54
黃縣志稿金石目（王道新）……… 54
壕溝………………………………… 64
考工記……………………………336, 343
考工記は科斗の書說……………… 344
公侯伯子男の名…………………… 12
甲骨金文學論叢（白川靜）……… 5
甲骨文所見氏族及其制度（丁山）
　……………………………………… 263
甲骨文と殷史（白川靜）………… 5
甲骨文の對文形式………………… 150
甲骨文の樣式 …………………… 25
甲骨文字研究（郭沫若）………… 289
黃材炭河里出土の獸面文提梁卣… 91
庚册の圖象 ……………………… 255
紅山文化 ………………………… 51
公子牙之黨 ……………………… 10
郊祀儀禮…………………………40, 41
印字形圖象 ……………………… 335
庚字形の圖象 …………………… 329
甲子克殷 ………………………… 313
甲子、朝歲鼎 …………………… 313
郊社之禮 ………………………… 136
光賞……………………………259, 260
侯䙴………………………………… 286
藁城臺西遺址 …………………… 75
行人………………………………… 342
洪水神の葛藤 …………………… 33
洪水說話 ………………………… 20
廣西恭城諸器 …………………… 108
窖藏器……………………97, 280, 312
窖藏器の地區 …………………… 137
窖藏の理由……………………75, 103
高祖河……………………………… 33
高祖夒……………………………… 296
江蘇徐州銅山丘灣遺址………105, 139
后祖丁……………………………… 233
坑道の駟馬 ……………………… 169
后と司……………………………… 149
夯土臺基 ………………………… 70
郊望………………………………… 136
高木森……………………………… 314
稿本殷金文考釋（赤塚忠）……… 229
高明………………………………… 263
黃陵………………………………… 281

江陵出土器 ……………………… 109
江陵發現西周銅器（文物）……… 85
五王の時代 ……………………… 42
五經異義 ………………………… 106
克殷以後の殷人の作器…………… 318
獄官………………………………… 304
國語周語 ………………………… 313
國語鄭語 ………………………… 124
國際的秩序 ……………………… 13
國と邦……………………………… 12
國の字義 ………………………… 12
克聞………………………………… 313
顧頡剛……………………………… 138
胡厚宣……………………………139, 169
五祀周祭…………………………237, 249
五祀周祭の體系 ………………… 235
五祀の金文例 …………………… 254
五省出土重要文物展覽圖錄（文物
　出版社）………………………… 116
虎上の冠飾 ……………………… 300
虎食人卣 ………………………… 105
瞽瞍と舜 ………………………… 343
瞽瞍は暗黑神 …………………… 35
古代王權の神話學（松前健）…… 32
古代王權の成立 ………………… 349
古代王權の誕生（角川書店） …6, 39
古代王朝と近親婚………………… 28
古代王朝の體制 ………………… 77
古代王朝の問題 ………………… 17
古代技術 ………………………… 344
古代玉作形成史の研究（寺村光晴）
　……………………………………… 49
吳大澂……………………………… 290
古代の共同體 …………………… 9
古代の呪祝 ……………………… 292
孤竹………………………………… 124
孤竹國……………………………… 122
古籀篇（高田忠周）…………290, 300
國境地帶のノモス圖象…………… 37
㫚鼎・㫚壺 ……………………… 322
古帝王の系譜 …………………… 342
五等爵……………………………285, 286
五等の爵號 ……………………… 12
湖南湘潭の窖藏器………………… 309
湖南寧鄉 ………………………… 108
湖南寧鄉黃材出土器……………… 174
湖南寧鄉の呪鎭 ………………… 81
午は御……………………………… 291
古墳………………………………… 40
虎文の鏡 ………………………… 81
湖北黃陂盤龍城商代遺址………… 140
湖北江陵縣萬城西周墓…………… 309
湖北江陵出土邶器………………… 279
湖北江陵萬城出土西周靑銅器…… 85
古本竹書紀年 …………………… 23
子安貝の獲得 …………………… 350
昆吾氏……………………………… 21

さ行

宰……………………………………255, 339
祭儀的實修 ……………………… 34
祭器の陳設次第 ………………… 145
宰椃角……………………………255, 313
祭事儀禮 ………………………… 336
祭祀坑的坑藏 …………………… 75
最初の對偶神 …………………… 35
祭神出遊 ………………………… 303
歲星當前 ………………………… 313
歲鼎………………………………… 313
祭天の儀禮 ……………………… 137
彩陶土器の魚文 ………………… 269
彩陶文化 ………………………… 21

姸…… 288
剌…… 298
關于江蘇銅山丘灣商代祭祀遺址
（王宇信）…… 107
官司彝器…… 316
漢字樹（饒宗頤）…… 267
雈藉…… 271
甘肅靈臺白草坡出土器…… 329
漢書郊祀志…… 111
官制以前の古稱…… 341
官制以前の古い形態…… 345
關中地區仰韶文化刻劃符號綜述
（王志俊）…… 268
鬳の㠯…… 313
冠禮…… 295
雈禮…… 272
夔……247,296
矣…… 277
矣（第二期貞人）……52,128
宜…… 238
旗下の呪儀…… 298
記紀の神代記…… 32
㠱、姜姓說…… 54
㠱医…… 286
㠱侯…… 285
㠱侯矣盉…… 131
㠱侯國…… 52
記號的刻文…… 269
疑古運動…… 138
㠱國の歷史…… 52
疑古・考古・信古…… 347
奇觚室吉金文述（劉心源）…… 128
擬古的な文章…… 21
疑古派…… 347
㠱氏…… 286
矣征・矣來・矣以…… 131
矣㠯の卜辭例…… 130
技術史的な記錄…… 343
技術者集團…… 343
魏志倭人傳…… 41
宜生卣…… 89
犧牲を割く形…… 301
矣と亞矣…… 130
匱櫝の類…… 303
夔に南に帝（禘）せんか…… 35
夔は樂祖…… 296
㠱白子庭父盨…… 285
杞婦…… 295
愙齋集古錄（吳大澂）…… 131
宦…… 231
弓儀…… 303
九疑山…… 35
九柱…… 35
舊派・新派の問題…… 27
癸卣…… 232
九律…… 230
御…… 342
弜……150,298
共工氏の子后土…… 278
弜師…… 245
挾書律…… 336
収人…… 157
羌人先行…… 306
供人・登人…… 158
供人の例…… 158
羌人辮髮の象…… 306
姜姓四國…… 52
姜姓四國の祖は嶽神伯夷…… 124
鄉黨…… 10
共同炊餐…… 11
競は二人競禱…… 291
兄𤼽…… 236
睨鼂…… 236
玉戈の朱書…… 162
玉器……49,91
玉器と裝飾具…… 155
玉器と貝…… 155
玉篇（顧野王）…… 296
巨大古墳…… 40
魚の圖象…… 250
ギリシアの都市國家…… 39
金…… 313
禽…… 299
釁器斬牲…… 340
近出殷周金文集錄（劉雨・盧岩編）
…… 4
近親婚…… 349
近親婚と一夫多妻…… 28
金文詁林附錄（李孝定）
……123,292,293
金文圖象…… 347
金文叢攷……300,336
金文通釋（白川靜）…… 3
金文にみえる㐺關係の圖象銘…… 121
金文の師職…… 340
金文編附錄（容庚）…… 307
今本竹書紀年…… 33
釁禮…… 302
朋形と兩冊と一獸…… 301
百濟…… 50
𢀛方の來寇…… 96
公羊傳…… 156
君…… 257
軍衙…… 307
軍樂系統の舞樂…… 340
群經賸義（俞樾）…… 93
群后…… 13
君・后・王・帝…… 16
君氏…… 13
軍事都市（成周）…… 309
軍社には石主・殺殉…… 106
軍中の儀禮と亞…… 130
君の字義…… 13
軍用の牢牲…… 307
京…… 13
邢…… 61
惠…… 291
卿…… 293
經・經說等の論理學（墨子）…… 343
慶氏之黨…… 11
巂䍃…… 234
巂䍃卣…… 233
倪德衛（Nivison,D.S.）…… 314
兄の字義…… 16
刑の執行者…… 289
井方征伐…… 232
契約關係…… 39
涇陽高家堡早周墓葬諸器…… 330
血緣的集團…… 10
贙…… 300
嚴一萍…… 314
軒轅…… 288
犬王祖甲鼎…… 251
嚴可均…… 168
犬魚の圖象…… 251
阮元……83,294,297
獻侯鼎……89,336
建國・溝洫の術…… 344
犬人の職…… 300
犬牲…… 300
犬牲と魚…… 300
玄鳥說話……18,34
玄鳥は殷のトーテム說…… 277
臤は王族出自…… 174

殷は子姓 …… 30
殷文存（羅振玉）……175,229
尹・保…… 303
殷卜辭中所見先公先王考（王國維）
…… 35
殷本紀の王統……22,23
殷本紀の歴代諸王都…… 61
殷民七族 …… 316
殷民六族 ……10,316
殷曆譜（董作賓）
……107,119,231,235,246,256
羽翿を獻ずる職 …… 299
ウカラは血緣者 …… 45
氏の上…… 45
羽人の職 …… 299
于省吾……123,290,312
うぢ…… 45
禹の神像 …… 269
湡の賓…… 258
ul（親族）…… 45
ウル王…… 38
ウル王朝 …… 38
uruk（親戚）…… 45
袋自 …… 130
榮孟源…… 314
淮南子齊俗訓 …… 106
奄…… 19
沿海系の種族 …… 18
圜丘・方丘 …… 41
燕國的部族及部族聯合（葛英會）
…… 124
偃師殷城址 …… 141
偃師商城二里頭 …… 62
偃師二里頭 …… 70
炎帝…… 330
奄の存滅 …… 288
燕の地名 …… 277
匽は燕の古稱 …… 131
鼎卣…… 98
鼎卣與周獻功之禮（唐友波）…… 99
王毓彤…… 85
王位継承の順位者 …… 156
王位繼承の順位者と貞人集團…… 27
王位の條件 …… 32
王筠…… 168
王宇信…… 107
王亥の說話 …… 34
王巍…… 138
王業と聖職者 …… 73
王卩殷…… 266
王權以前 …… 9
王權祭儀 …… 37
王權成立の問題 …… 50
王獻唐……52,54,128,277,295,298
王國維……23,34,87,150,296
王志俊…… 268
王・子・小子 …… 256
王子朝の亂 …… 11
王室の司祭は亞弜…… 283
王室の聖職者 …… 149
王室の部的領有制作者…… 345
王辰…… 229
王世民…… 248
王僧虔…… 344
王族中の亞職 …… 298
王族の複合的な構成…… 270
王族卜辭 …… 26
王・大子乙・小臣缶…… 258
王朝所傳の技術 …… 344
王道新…… 54
王統譜…… 17
王の儀器 …… 13

王の稱號 …… 13
王は最高の神官 …… 39
王妃の司祭は司母辛…… 283
王步…… 95
近江息長氏の消息（大橋信彌）… 276
大橋信彌……50,276
息長氏の消息 …… 50
刑部…… 290
忍海皇女 …… 84

か行

階級分化 …… 11
灰城…… 54
懷姓九宗 …… 318
夏殷周三代の斷代編年…… 347
夏殷の革命 …… 21
夏王朝の系譜 …… 23
夏王朝の實在 …… 347
過・戈の地名 …… 94
岳の初文 …… 268
岳は嵩嶽 …… 117
郭寶鈞……139,166
郭沫若
……3,86,113,155,277,281,
288,289,300,336
戈形圖象……91,309,331
戈形圖象器の出土地…… 309
夏考信錄（崔述）…… 93
戈國・戈族 …… 96
我・子・余……176,270
夏商周考古學論文集（鄒衡）…… 276
夏商周考古學論文集（續集）
（鄒衡）…… 77
夏商周斷代工程中的碳14年代表… 348
戈人…… 95
渦身象文 …… 330
戈人を歩せしめ …… 95
畫像石…… 37
戈族…… 332
戈族の器 …… 331
戈族の消息 …… 98
戈族の本貫 …… 96
夏鼐…… 139
語部的傳承 …… 18
葛英會…… 124
括地志……19,30
花土…… 158
戈と甲骨文 …… 94
科斗書考工記 …… 344
戈と單北 …… 168
門脇禎二 …… 80
河南輝縣琉璃閣殷墓…… 139
河南出土商周青銅器（文物出版社）
…… 323
河南二里崗遺址 …… 139
河南龍山文化 …… 66
戈の受年 …… 96
荷貝形……289,302
戈は夏王朝の國族名…… 92
戈⋈複合圖象 …… 331
家父長制の成立 …… 16
河北…… 61
河北藁城臺西殷代遺址（文物出版
社）…… 140
神が管理者 …… 39
神なる王 …… 36
神に仕える婦人 …… 119
神の國出雲の實像…… 80
神を迎える祭儀…… 304
加茂岩倉遺跡、隨想三題（門脇禎
二）…… 80
河內政權 …… 43

あ行

亞……149,294
赤塚忠……229
亞㠱……284
亞矣……244
亞矣形……296
亞矣形・亞㠱侯矣形の部族……127
亞其形圖象器の出土地……282
亞矣形圖象と玄鳥說話……276
亞矣系統の彝器……128
亞矣形は燕のトーテム……277
亞㠱侯矣圖象器……131
亞㠱侯形矣……88
亞矣と燕……277
亞其の器……284
亞㠱の器……131
亞矣の器……130
亞矣の器と亞中に㠱・㠱侯の名のある器……131
亞其の故地……54
亞其の圖象……51
亞㠱の本貫……132
亞其銘……52,147
亞弜……52,150,284
亞弜・亞其・亞啓……149
亞弜の器……150
亞攴……284
亞啓銘……147
亞𩰫形……121
亞古父己𣪘……250
アジア的王權成立の方法……349
亞字形……293
亞字形款識……142,244
亞字形中長字形圖象……120
亞字形中鳥畢の字……299
亞字形中莫・犬圖象……240
亞字形中又史……298
亞字中の其矦銘……126
亞𠨍父乙𣪘……259
亞醜形……294
亞の圖象……144
天目一箇神……84
亞俞……305
アルフアベツトの成立の過程……268
𣪘……236
アンダーソン，J.G.……138
安陽……19
安陽（李濟）……139
安陽小屯村北一七號・一八號墓葬……159
安陽小屯村北一七號墓……163
安陽小屯村北一八號墓隨葬器圖象銘……161
安陽小屯村北一八號墓の殉葬と殉葬品……160
安陽地區の有銘同出彝器……158
安陽發掘報告（董作賓）……139
伊尹系統の聖職者……239
伊尹卽位……23
伊尹の說話……20,71
家とは共同の祖祭を行なう祭祀共同體……10
家の意識……9
家の字義……9
家の歷史……16
夷夏兩種族の鬪爭……33
醫術に關する圖象……305
異人殉殺……108
伊水の聖職者伊尹……51
異族に對する呪禁……108
異族に對する呪鎭……80
斎王……304
逸周書世俘解……313
「出雲と青銅器」……80
出雲の呪器……79
イトコ婚……31
イトコ婚の形態……27
稲荷山鐵劍……42
彝の字形……302
いへ……44
今井凌雪……80
寅・陶・由……124
尹……303
殷瑋璋……70
殷王朝形成の過程……6
殷王朝の成立とその構造（白川靜）……6
殷王の畋遊地……107
殷虛……141,142
殷虛一〇四六號墓……142
殷虛西區第三墓區出土器の銘文……172
殷虛西區第四・第六・第七・第八墓群……176
殷虛西區の群葬……310
殷虛西區墓葬諸器……170
殷虛西區墓葬の時期……179
殷虛西區墓の殉葬墓……171
殷虛西區墓の隨葬器……172
殷虛西區墓の葬法……171
殷虛西區墓の墓室の狀態……171
殷虛第一期・第二期の墓壙陳設器……154
殷虛の墓葬……140
殷墟發掘（胡厚宣）……139,169
殷虛發掘……144
殷虛發掘の第一段階……138
殷虛發掘の第二段階……139
殷虛卜辭綜述（陳夢家）……106
尹系統神巫……72
殷系の器……319,321
殷侯子亥……33
殷侯微……33
引作文父丁鼎……127
殷史試論……4
殷士膚敏 祼將于京……321
殷周期の文化……136
殷周金文集成（中華書局）……4
殷周金文集成引得（中華書局）……4
殷周窖藏器……139
殷周青銅器銘文研究（郭沫若）……288
殷周鼎革……340
殷商氏族方國志（丁山）……248,265
殷人の遺器……329
殷代遺址の考古學的研究……138
殷代車馬坑……170
殷代の㠱……285
殷代の彭……107
殷都上番諸族の集合墓處……310
殷都の城址……62
殷都の遷徙……61
殷の基礎社會（白川靜）……351
殷の繼統譜……25
殷の繼統法と甲乙二系の交替……28
殷の繼統法と交替制……27
殷の神話體系……34
殷の圖象標識……345
殷の世系……25
殷の世系表……22
殷の祖王契……18
殷の大車馬坑……172
殷の八師……321
殷の部族移動……323
殷の餘裔……315